

## 令和4年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和4年8月31日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	8月31日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長招集あいさつ</li> <li>・議案上程</li> <li>・契約案等質疑 討論 採決</li> <li>・監査報告</li> </ul> </li> <li>○委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務産業、社会文教</li> </ul> </li> </ul>
2	9月 1日	木		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 2日	金		○休 会
4	9月 3日	土		○休 会
5	9月 4日	日		○休 会
6	9月 5日	月		○休 会
7	9月 6日	火		○休 会
8	9月 7日	水	午前 9時	○本会議 ・一般質問
9	9月 8日	木	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	9月 9日	金	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・一般会計決算案総括質疑 委員会付託</li> <li>・特別会計決算案総括質疑 委員会付託</li> </ul> </li> </ul>
11	9月10日	土		○休 会
12	9月11日	日		○休 会
13	9月12日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
14	9月13日	火	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	9月14日	水		○休 会
16	9月15日	木		○休 会
17	9月16日	金		○休 会
18	9月17日	土		○休 会
19	9月18日	日		○休 会
20	9月19日	月		○休 会
21	9月20日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告 質疑 討論 採決</li> <li>・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決</li> </ul> </li> </ul>



## 付議事件及び審議結果

8月31日上程

報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	8月31日	承認
議案第29号	坂城町教育委員会委員の任命について	8月31日	同意
議案第30号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	8月31日	同意
議案第31号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	8月31日	同意
議案第32号	令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事 請負契約の締結について	8月31日	可決
請願第 1号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めることにつ いて	9月20日	採択
請願第 2号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求めること について	9月20日	採択
請願第 3号	消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を 求めることについて	9月20日	不採択
議案第33号	令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第34号	令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	9月20日	認定
議案第35号	令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	9月20日	認定
議案第36号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	9月20日	認定
議案第37号	令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	9月20日	認定
議案第38号	令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	9月20日	認定
議案第39号	坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	9月20日	可決
議案第40号	令和4年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について	9月20日	可決
議案第41号	令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）について	9月20日	可決
議案第42号	令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1号）について	9月20日	可決

議案第43号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について 9月20日 可決

議案第44号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1号）について 9月20日 可決

9月20日上程

議案第45号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結  
について 9月20日 可決

議案第46号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について 9月20日 可決

発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書に  
ついて 9月20日 可決

発委第3号 さらになる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見  
書について 9月20日 可決

発議第1号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書につ  
いて 9月20日 可決

令和4年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 8月31日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第3号、議案第29号～議案第32号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	11
○議案第33号～議案第44号の上程、提案理由の説明、詳細説明	14
○監査報告	39

第2日 9月7日(水)

○議事日程	48
○一般質問 滝沢 幸映 議員	48
大森 茂彦 議員	63
祢津 明子 議員	75
中嶋 登 議員	85

第3日 9月8日(木)

○議事日程	100
○一般質問 栗田 隆 議員	100
吉川まゆみ 議員	111
朝倉 国勝 議員	125
玉川 清史 議員	134

第4日 9月9日(金)

○議事日程	150
○一般質問 大日向進也 議員	150
塩野入 猛 議員	160
山城 峻一 議員	174
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	188

○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	206
--------------------	-----

第5日 9月20日(火)

○議事日程	210
○請願採決	211
○議案第33号～議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決	212
○議案第39号～議案第44号の質疑、討論、採決	237
○追加議案上程、提案理由の説明	244
○議案第45号～議案第46号、発委第2号～発委第3号、 発議第1号の質疑、討論、採決	247
○町長閉会あいさつ	257

## 令和4年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年8月31日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 8月31日 午前10時00分
4. 応招議員 13名
 

1番議員	小宮山 定彦 君	9番議員	朝 倉 国勝 君
2 "	大 森 茂彦 君	10 "	滝 沢 幸映 君
3 "	山 城 峻一 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
4 "	祢 津 明子 君	12 "	西 沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉 川 清史 君	14 "	中 嶋 登 君
8 "	栗 田 隆 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山	村	弘 君
副 町 長	宮	崎	義 也 君
教 育 長	清	水	守 君
会 計 管 理 者	大	井	裕 君
総 務 課 長	白	井	洋 一 君
企 画 政 策 課 長	伊	達	博 巳 君
住 民 環 境 課 長	竹	内	禎 夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀	内	弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹	内	祐 一 君
建 設 課 長	関		貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長	崎	麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴	海	聡 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清	水	智 成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬	下	幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	宮	嶋	和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮	下	佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹	内	優 子 君
企 画 調 整 係 長	細	田	美 香 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	大	橋	房 夫 君
子 ど も 支 援 室 長			
代 表 監 査 委 員			
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長      北 村 一 朗 君  
議 会 書 記            柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 2 9 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 3 0 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 1 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 2 号 令和 4 年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 3 3 号 令和 3 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 3 4 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 5 号 令和 3 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 3 6 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 3 7 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 3 8 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 3 9 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 4 0 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（小宮山君）** 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 玉川清史君、8番 栗田 隆君を会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2「会期の決定について」

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

---

### ◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（小宮山君）** 町長から招集挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めましておはようございます。本日ここに、令和4年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝を申し上げます。

さて、いまだ終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株BA.5系統への置き換わりにより、全国的に新規陽性者数が急激に増加して

おります。長野県におきましても、過去に経験のない新規陽性者数が確認されており、県では8月8日、全県に「医療非常事態宣言」を発出し、独自に定める感染警戒レベルを全ての圏域で6に引き上げましたが、新規陽性者数は高止まりとなっており、8月18日には過去最多を更新する3,649人が確認されるなど、これまでに例のない深刻な感染状況となっております。

これに伴い、県の医療提供体制は極めて逼迫した状態となっていることから、県では「医療非常事態宣言」に加え、8月24日から9月4日までを期限として、全県に「BA.5対策強化宣言」を発出し、対策強化がなされております。

当町におきましても、今月に入り過去最多の新規陽性者数となるなど、感染の拡大が続いているところでありますが、感染力が強く感染が広がりやすい一方で、重症化しにくいというオミクロン株の特性を踏まえ、主に、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目のワクチン接種を実施しているところであります。

接種対象とされている60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方とともに、新たに対象とされた医療従事者及び高齢者施設等の従事者の方に対し、町では7月14日から文化センター大会議室におきまして集団接種を実施しております。接種にあたりましては、町内医療機関の先生方及び鹿教湯病院に全面的なご協力をいただいているところであり、改めて感謝を申し上げます。

なお、先般、国からオミクロン株対応ワクチンの接種の実施について方針が示され、直近では9月からの接種開始といった報道もなされておりますが、現状におきましては、国等から正式に接種の時期や接種の間隔などの詳細について示されておられませんので、今後、そうした情報が示され次第、接種の実施に向け具体的な準備を進めてまいります。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカではサービス消費を中心とした個人消費や輸出が堅調に推移する一方で、住宅ローン金利の上昇の影響による住宅投資の急激な減少などにより、4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス0.9%と2四半期連続のマイナス成長となっております。

ヨーロッパにおきましては、政策金利の引上げなどの金融引締めが景気を下押ししているものの、イタリアやスペインなどの南欧諸国において、インバウンド需要の回復に伴うサービス消費の押し上げにより、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率プラス2.8%と1～3月期を上回るプラス成長となっております。

また、中国においては、新型コロナの感染者増加を受けた上海市などでの厳しい行動制限の影響による人出の落ち込みに伴い、個人消費が減少したことに加え、工場の操業停止や物流の停滞を受けて製造業の生産活動も下振れしたことで、景気は大きく失速しましたが、4～6月期の実質GDP成長率は前年同期比プラス0.4%と何とかプラスを維持した状況となっております。

ります。

次に国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、3月下旬に新型コロナのまん延防止等重点措置が解除され、個人消費が拡大したことなどにより、前期比年率プラス2.2%と3四半期連続のプラス成長となっており、月例経済報告においても、「景気は、緩やかに持ち直している。」との観測であります。先行きについて、金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇の影響や供給面での制約等に十分注意する必要があるとしております。

長野県内の状況につきましても、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向において、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費等の個別観測から「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いている。」としているところであります。物価の上昇や企業の業況感の悪化など、不安定な要素もあるとの分析であります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は5社、マイナス11社、変わらないが3社で、売上げについてはプラスが8社、マイナスが9社となっております。生産量、売上げとも前回調査と比べプラスと回答した企業は減っているものの、前年同期との比較では、多くの企業がプラスと回答しており、国や県同様、持ち直しの動きが進んでいる状況がうかがえます。

また、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス100人と、前回調査時に比べて増加しており、来年4月の雇用予定についても、未定とした1社を除く全企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では101人の増員予定で、雇用情勢についても回復の傾向がうかがえる結果となっております。

今後、社会経済の動向がさらに上向き、町内企業がますます回復するところを期待するところであります。

さて、令和3年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分につきましては、対前年度比プラス7.9%、約6,100万円の増額。法人分につきましては、プラス16.6%、約4,700万円の増額となっており、長期化するコロナ禍の中、町内事業所のたゆまぬ努力により、業績回復の傾向が現れた形となっております。

一方で、固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えやコロナ特例による減免等の影響により、マイナス5.1%、約6,700万円の減額となっております。町税全体では前年度対比プラス2.1%、約5,300万円の増収となったところであります。

また、地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定項目に、デジタル化を推進するための地域デジタル社会推進費が追加されたほか、国の補正予算に

より地方交付税総額が増額となったことなどから、交付税全体では、前年度対比プラス31.2%、約3億5,700万円の増額となっております。

普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.704から0.682と0.022ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては、昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位となっております。

地方特例交付金につきましては、令和3年度は固定資産税の減免分を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されたことにより、前年度と比べ約8,800万円の増額となっております。

次に、国庫支出金につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス関連の補助金等が交付されましたが、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業に係る補助金がなくなったことで、前年度と比較し、約11億6,200万円の大幅な減額となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様からご寄附をいただいたことなどにより、前年度対比プラス41.7%、約8千万円の増額、町債につきましては、東日本台風災害に伴う災害復旧事業債の減額などにより、マイナス28.4%、約2億円の減額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス9.2%となる81億7,555万1千円であります。

一方、歳出につきましては、最初に投資的経費では、新工業団地造成に併せて行いました町道A09号線道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業、小中学校特別教室等空調設備整備事業、坂城小学校太陽光発電及び蓄電設備設置事業などを実施し、普通建設事業費全体では、前年度対比プラス5.5%、金額で約4,500万円増額の約8億5,600万円となりました。

次に、義務的経費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給等により、扶助費は前年度対比プラス42.7%、人件費はマイナス0.4%、公債費はマイナス4.3%で、義務的経費全体ではプラス9.8%、約2億4,900万円の増額であります。

また、その他の経費につきましては、ふるさと寄附金の増額に伴うふるさとまちづくり基金積立金の増額などにより、積立金がプラス124.9%となった一方で、令和2年度に行った特別定額給付金給付事業がなくなったことなどにより、補助費等が前年度対比マイナス58.3%と大きく減額となったことで、その他の経費全体ではマイナス18.9%、約10億3,900万円の減額となりました。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス9.5%となる80億8,939万円の決算となっております。

なお、財政健全化法による財政指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じく、いずれもマイナスの数値となっております。また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましても、3か年平均で前年度からマイナス0.6ポイントとなる8.4%とさらに数値が下がっており、より健全な方向に推移しております。

いずれの指標におきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ大幅に健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続いて、6月定例会以降の事業の状況、並びに本議会に上程いたします主要内容等について述べさせていただきます。

令和2年度より取り組んでまいりました平成の時代における町内産業の変遷や動向、また、工業関連を中心に商業や農業などの活動や出来事などを取りまとめた「平成の産業史」が発行となりました。発行にあたり、ご協力いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げますとともに、一つの時代の中で大きく変化した平成30年間の町の歩みをぜひご覧いただきたいと思っております。

7月、8月と二つの選挙が続けて行われました。7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票率は59.71%、8月7日執行の長野県知事選挙につきましては、投票率43.45%となっております。参議院議員通常選挙につきましては、前回の同じ選挙の投票率を上回ったところではありますが、県知事選挙におきましては、県全体の投票率が低かったこともありますが、前回の選挙を下回る投票率となりました。各投票所の立会いなど、多くの皆様のご協力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、テクノさかき工業団地内に「テクノさかきストリートパーク」が完成し、7月23日にオープニングセレモニーを行いました。当日はスケートボード愛好者の皆さんや坂城中学校男子バスケットボール部の皆さんによるデモンストレーションが行われました。パーク内にはスケートボードエリアと3×3（スリー・バイ・スリー）、バスケットボールのゴールを設置しており、さらに、10月末にはスケートボードエリアにミニランプを設置する予定となっております。多くの皆様楽しくご利用していただければと思っております。

今年度の坂城どんどんにつきましては、実行委員会の皆様のご意見等をいただく中で、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、3年ぶりに開催する方向として、ソーシャルディスタンスを確保するため、びんぐしの里公園に会場を移しての開催を予定しておりましたが、開催直前になって、町内におきましても新規感染が連日多数発生したため、やむなく中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、町民の皆様を明るく活気づけられるよう花火の打ち

上げを行いました。夏の夜空を色鮮やかに彩る花火を大勢の町民の皆様楽しんでいただいたものと感じております。

また8月15日には、坂城テクノセンターにおいて「第67回坂城町二十歳のつどい」を3年ぶりに開催いたしました。これまでは成人式として開催してまいりましたが、今年4月の民法改正により、成人年齢が二十歳から18歳となったことから、名称を新たに「二十歳のつどい」とし、二十歳を迎えた82名の皆さんに出席いただき、式典と記念撮影を行いました。

「二十歳のつどい」実行委員の代表からは、これまで支えてくれた家族などへの感謝とともに、一社会人として貢献していけるように頑張りたいなどの思いが述べられ、大変頼もしく感じたところであります。それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待するところでもあります。

また、8月20日には「第4回坂城びんぐしの里薪能」が開催されました。今回は5年ぶりの開催となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限しての開催となりました。また、当日は雨天のため急遽会場を変更して、村上小学校体育館での開催となりましたが、能の重要無形文化財総合指定保持者で坂城町特命大使の松木千俊師による「鞍馬天狗」と、狂言のみならず幅広い分野で活躍されている野村萬齋師による狂言「成上り」などを予定どおり演じていただきました。

また、「鞍馬天狗」の花見の場面には、坂城町能楽教室の子どもたちが松木さんとともに出演され、日頃の練習の成果も披露いただきました。町内外から来場された370名ほどの皆さんが伝統芸能に触れ、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただきました。

また、8月28日に中之条・四ツ屋・戌久保地区を対象に、坂城中学校において町防災訓練を開催いたしました。新型コロナ感染予防対策のため参加者を限定させていただく中、対象3地区の自主防災会を中心に約160名のご参加をいただきました。

訓練では、令和元年東日本台風を踏まえた大雨による土砂災害と水害を想定し、住民への避難情報の周知のため、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、コロナ対策を施した避難所の開設・運営を行っていただく訓練などを行ったところであります。

また、7月15日には、全町の自主防災会を対象とした防災説明会を開催し、避難情報の内容や情報の出し方、防災行政無線の操作方法、ハザードマップの見方や要支援者名簿の活用などについて説明させていただくとともに、いくつかの地区では防災訓練や講習会などに職員をお呼びいただき、地域の皆様に直接ご説明させていただく中で、防災知識の普及を図るとともに、意識の高揚につなげております。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関の連携を図りながら、防災・減災対策に

努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、安全で住みよい、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、町では9月19日の敬老の日を迎えるにあたり、長寿のお祝いとして敬老の意を表し、米寿・白寿、並びに100歳以上の皆様を対象として、敬老祝金をお贈りいたします。本来ですと、全員の皆様に訪問しお祝いを申し上げたいところではありますが、新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況に鑑み、敬老訪問につきましては、99歳以上の皆様を対象として行うこととし、9月10日に実施をいたします。

なお、今年度の対象者は、8月30日現在、88歳の米寿の方が92名、99歳の白寿の方が11名、100歳以上の方が10名、合計113名の方が対象で、最高齢は大正7年生まれの104歳の方でございます。

さて、9月3日から11月20日まで、鉄の展示館で特別展「二次元VS日本刀展～鉄の展示館開館20周年記念～」を開催いたします。この展示会は、アニメ・漫画の人気クリエイターたちがデザインした刀をリアルに再現した作品を展示する企画展で、映画「バケモノの子」とコラボした日本刀なども展示されますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、秋から年度末にかけて実施を予定しておりました、ポーランドツェレスティヌフ郡への訪問交流事業、高校生タイ国研修事業、中学生アメリカ研修事業につきまして、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況やウクライナ情勢等を勘案する中で、今年度の実施を中止することといたしました。また、坂城国際産業研究推進協議会が計画しておりました海外視察研修事業におきましても、今年度の実施を見送る方向としたとお聞きしております。いずれの事業につきましても、国内はもとより訪問先の情勢など踏まえる中で、来年度以降の実施について改めて検討したいと思っております。

また、10月1日に開催を予定しておりました「第62回町民運動会・第44回交通安全町民大会」につきましても、実行委員会を組織し、開催の方法等について検討してまいりましたが、各分館へのアンケート調査の結果などを踏まえる中で、再度、実行委員会で協議した結果、中止することといたしました。町民の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、ハード事業につきましては、町道A01号線の舗装修繕工事につきまして、四ツ屋地区ガソリンスタンド前交差点付近を9月中旬から約1か月間、道路の利用状況を考慮する中で、21時から6時までの夜間工事にて実施する予定であります。

また、昭和橋の改修工事につきましては、昨年に引き続き、国道側から4～5連目の下流側アーチ部、また、国道と接続する1連目及びゲルバーゲーター橋と接続する9連目の床版下面補修工事を行う計画としており、明日、9月1日から車両等の交通規制を実施する中で工事に着手してまいります。町道A01号線の舗装修繕工事同様、通行する皆様には大変ご不便をお

かけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、8月24日に町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を開催するとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会では早期完成を目指し、8月26日に千曲市、長野市、上田市、坂城町合同で長野県及び長野国道事務所に要望活動を行ったところでございます。

今年度は、既に着手している上五明地区バイパス予定地の地盤改良工事及び網掛地区への土砂運搬工事のほか、秋から月見地区においても地盤改良工事が行われる予定とお聞きしており、現在の国道バイパス事業全体の進捗率は約37%、用地買収の進捗率は約82%となっております。

また、坂城インター線延伸工事につきましては、工事区間の主要構造物が完了し、早期完成に向けた事業が進んでいるところであり、現在の工事区間のさらに先につきましても、国道18号坂城更埴バイパスとの接続部を含む道路等の調査に着手する予定とお聞きしているところであり、町といたしましても、国道バイパス事業及び坂城インター線事業双方の進捗を図るべく、引き続き国や県等への関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

さて、今年4月から実証実験運行を開始しましたデマンド交通乗合タクシー事業の運行状況につきましては、先週の金曜、8月26日現在の利用登録者数は169名となり、4月からのおよそ4か月間で延べ1,037名の利用がありました。利用の目的といたしましては、自宅から医療機関や商業施設までの利用が多く、時間帯は午前中が多い状況となっております。

今後、地域交通利用促進協議会や公共交通会議等において実証実験運行の検証を行う中で、高齢者の皆様にとって、より利用しやすい仕組みとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、次に、今議会に上程する主な内容でございますが、今年度整備を進めてまいります南条小学校への蓄電設備の設置工事につきまして、8月23日の入札会で決定した施工業者と仮契約を締結し、今議会に工事請負契約の締結に係る議案を上程しております。本事業は、スマートタウン構想事業の取組の一つとして、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と、災害など非常時に地域の避難所となる体育館の電力確保を併せて実現するため、35.3キロワットアワーの蓄電容量を備え、既設の30キロワットの太陽光発電設備と連携するものでございます。

次に補正予算についてでございます。

コロナ禍における原油価格、物価高騰等に対する町独自の新たな二つの支援事業に要する経費について予算を計上させていただいております。

まず、農業資材価格等高騰対策事業につきましては、昨年分の税申告において50万円以上の農業販売額がある農家等を対象に、物価高騰の影響が大きい経費について、20万円を上限に補助し、安定した営農を支援してまいります。

また、運送事業者事業継続支援金事業につきましては、貨物自動車運送事業を営む事業者が保有する運送事業用車両1台につき5万円を10台を上限に補助し、燃料価格高騰の影響を受ける町内運送事業者の事業継続と経営の安定を支援するものであります。

さて、坂城駅に近い中心市街地で進めております旧宮原邸敷地整備工事につきましては、周辺家屋への目隠しフェンスの設置や既存の門の解体等、追加で必要となる事業費等について予算を計上いたしております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、昨日、8月30日現在、果樹類を中心に3,453件、6,077万6千円の寄附申込みをいただいております。これから人気の果樹類が旬を迎え、年末に向けての寄附申込みの増加が見込まれることから、寄附額ベースで5千万円の増加を見込む中で、必要となる歳入・歳出予算につきまして計上いたしております。

今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

以上、新型コロナワクチン接種の状況と令和3年度の決算状況、そして本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、専決処分事項の報告が2件、人事案件が3件、工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計の令和3年度決算の認定6件、条例の一部改正1件、補正予算5件の計18件でございます。

よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（小宮山君）** 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジ株式会社に係る令和4年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

**議長（小宮山君）** 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第9「議案第32号 令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第11号から議案第32号まで順次ご説明申し上げます。

まず、専決第11号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億4,821万9千円といたしたものであります。

歳入の内容といたしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対する国庫支出金2,832万円、参議院議員通常選挙事務費に対する県支出金2万2千円を増額し、歳出の内容につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る経費として2,832万円、参議院議員通常選挙一般経費について、公示日が1日早まったことで必要となる期日前投票の立会人委託料2万2千円を増額したものであります。

次に、専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年6月11日、業務のため国道から役場へ向かう町道に右折しようとした際、国道に進入してきた車両と接触し損傷させた事案について、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

次に、議案第29号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって鈴木 忠委員の4年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く、長年県職員としてご尽力され、教育行政の分野にも精通している林 信一氏が適任と存じ、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和4年10月1日から4年間であります。

鈴木氏には2期8年間にわたりご尽力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第30号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって委員の任期が満了となる中澤恵子氏について、引き続き地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年10月1日から3年間であります。

次に、議案第31号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・

坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもって中村トモエ委員の任期が満了するにあたり、引き続き、経験豊富で人格・識見ともに優れている同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年11月21日から4年間であります。

次に、最後ですが議案第32号「令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、災害時に地区の中核避難所となる南条小学校体育館に蓄電設備を整備する工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置し、既設の太陽光発電設備と連携させる工事と、これに伴う附帯工事などであります。

請負金額は6,380万円で、契約の相手方は協栄電気興業株式会社であります。また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和5年2月28日までであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

◎日程第6「議案第29号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第7「議案第30号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第8「議案第31号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

◎日程第9「議案第32号 令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（小宮山君）** 日程第10「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第21「議案第44号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第33号から第44号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額81億7,555万1千円、歳出総額80億8,939万円で、歳入歳出差引残額は8,616万1千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で、令和4年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業などの繰越事業の充当財源となる1,946万円を除いた6,670万1千円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた3,400万円を除く3,270万1千円が令和4年度への繰越金であります。

歳入の主な内容としましては、自主財源のおよそ7割を占める町税については、法人町民税の増収等により、令和2年度と比較しプラス2.1%、約5,300万円の増額となりました。

また、地方交付税については、地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費が普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に新たに追加されたことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額されたことなどにより、プラス31.2%、約3億5,700万円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策費用として、ワクチン接種事業に係る費用や、地方創生臨時交付金等は交付されましたが、令和2年度で実施した1人10万円を支給する特別定額給付金事業の補助金の減額などにより、約11億6,200万円の大幅な減額となりました。

続いて、歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用と

して、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時特別給付金給付事業約2億9,200万円を活用し、対象者の支援を行ったほか、地方創生臨時交付金約5,900万円を活用し、「さかきのお店応援券事業」、「ねずこん10周年スタンプラリー事業」など、事業者や町民に対する支援や、コロナ禍の影響を大きく受けた町内飲食店を支援する飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助などの町独自の事業を実施いたしました。

また、ハード事業といたしましては、新工業団地造成に伴うA09号線道路改良事業に約1億6,600万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約2億2千万円、小中学校特別教室等空調設備整備事業に約1億1,300万円、坂城小学校太陽光発電設備、蓄電設備設置事業に約7,200万円などを実施したところであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億2,207万6千円、歳出総額14億2,059万5千円で、歳入歳出差引残額は148万1千円となり、このうち75万円を国民健康保険基金に積み立て、73万1千円を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億8,057万8千円、県支出金10億4,397万8千円、一般会計繰入金8,561万2千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費10億2,138万9千円、事業費納付金3億5,977万8千円、保健事業費1,607万7千円であります。療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと4.5%の増となっております。

議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,317万8千円、歳出総額3,317万8千円で、歳入歳出同額となっております。

歳入の内容としましては、用地の売払いによる財産収入3,317万8千円であり、歳出の内容としましては、用地の土地取得費3,317万8千円であります。

議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に上五明、新地、鼠地区の整備により、令和3年度末で供用面積は587ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は94%となりました。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額10億7,977万8千円、歳出総額

10億4,722万8千円で、繰越明許費繰越額の3,227万6千円を除いた27万4千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としまして、受益者負担金7,834万3千円、下水道使用料1億7,773万1千円、国からの交付金1億2,266万4千円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債2億6,310万円であります。

一方、歳出の主な内容としましては、上流処理区維持管理負担金7,591万2千円、下水道管渠工事費4億1,982万2千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,821万7千円、長期債元利償還金3億8,524万6千円であります。

議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億9,569万9千円、歳出総額13億5,828万2千円で、歳入歳出差引残額は3,741万7千円となり、このうち5万円を支払準備基金に積み立て、3,736万7千円を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億581万7千円、国庫支出金3億3,356万8千円、支払基金交付金3億4,205万4千円、県支出金2億11万6千円、繰入金1億9,068万8千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費12億2,004万7千円、基金積立金5,009万4千円、地域支援事業費5,441万5千円であります。前年度と比較し、保険給付費は3.1%の減、地域支援事業費は3.6%の増でありました。

次に、議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,158万2千円、歳出総額2億3,150万5千円で、歳入歳出差引残額は7万7千円となり、全額を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億8,603万7千円、一般会計繰入金4,542万3千円であります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,034万8千円、事務費等総務費112万1千円であります。

議案第39号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び関連する人事院規則等が改正されることに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、非常勤職員が配偶者の産後休暇中に育児休業を取得できる要件として、産後休暇後6か月を経過する日までに任期が満了することが明らかでない場合や、引き続き採用されないことが明らかでない場合も対象とするなど、取得要件の緩和と取得時期の柔軟化を図るものであります。

次に、議案第40号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,982万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億4,804万4千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方交付税6億9,482万1千円、ふるさと寄附金などの寄附金5,030万円、前年度繰越金2,270万円をそれぞれ増額し、基金等からの繰入金4億8,946万9千円、町債8,393万5千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する農家及び事業者等への町独自の新たな支援といたしまして、農業資材価格等高騰対策事業1,400万円、運送事業者事業継続支援金事業320万円をそれぞれ計上するほか、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金5千万円、返礼品や業務委託料等ふるさと納税事業に係る経費2,865万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金2,200万円、ユニッククレーン故障に伴うユニックトラックの更新費用1,250万円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,100万円、大雨時の冠水被害を防止するための水門等遠隔監視制御装置改修工事990万円、中心市街地街並み整備事業に係る敷地整備工事710万円、町が所有するダンプカーの更新に要する費用500万円をそれぞれ増額するものであります。

また、昭和橋等の橋梁修繕事業について、事業の進捗に併せ予算の組替えを行うとともに、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第41号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億5,660万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、保険給付費等交付金16万5千円、前年度繰越金23万1千円を増額し、歳出の内容につきましては、特定健康診査等事業費21万9千円、一般管理費16万5千円、基金繰入金1万2千円を増額するものであります。

次に、議案第42号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3千円を増額し、歳入歳出予算の総

額を7億7,651万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金27万3千円を増額し、歳出の内容につきましては、職員人件費等26万8千円、一般会計繰出金27万3千円を増額し、地下埋設物移転補償費26万8千円を減額するものであります。

次に、議案第43号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,769万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,095万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金3,736万5千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金1,884万3千円、支払基金交付金返還金313万8千円、県費支出金返還金1,535万3千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第44号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,656万4千円とするものであります。

歳入の内容としましては、前年度繰越金7万5千円、保険料還付金24万円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金7万5千円、保険料還付金24万円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 続いて、各課長等に、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

**財政係長（宮嶋君）** 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について決算書の事項別明細書13ページから、及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書事項別明細書の13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、収入総額が25億9,022万8千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス2.1%、金額で5,281万6千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス7.9%、法人分では、長期化するコロナ禍ではありますが、企業の業績回復もあり、プラス16.6%、町民税全体ではプラス10.2%、1億835万2千円の増、固定資産税につきましては、3年

に一度の評価替えや新型コロナに係る特例による減免等の影響により、マイナス5.1%、軽自動車税はプラス3.0%、町たばこ税はプラス9.2%、入湯税につきましてはプラス7.2%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税でございます。令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,700万6千円、前年度対比プラス1.4%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額134万3千円で、前年度に対し30万7千円の減、款4配当割交付金は、決算額1,045万2千円で318万円の増、14ページから15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,126万1千円で、286万8千円の増となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、令和3年度の交付基準については、経過措置により法人税割3分の2、従業者数割3分の1で交付され、当町の交付額は8,785万1千円で、前年度に対し3,167万6千円の増となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億7,842万8千円で、前年度対比プラス7.8%、2,747万6千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時において自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源としまして、その一部が県から交付されるもので、決算額は462万円となりました。なお、環境性能割については、令和3年12月31日までに取得したものを対象に、臨時的に1%の軽減措置がされており、この減収分については、この後の款9地方特例交付金で交付されております。

次に、15ページから16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、環境性能割交付金の地方公共団体の減収分を補填する交付金のほか、3年度は固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は1億222万7千円で、前年度に対し8,827万6千円の増となっております。

続きまして、款10地方交付税でございます。3年度の地方交付税は算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定となり、逆に基準財政収入額が減額算定となったことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額となったことから、交付額については前年度対比プラス34.0%、3億5,192万3千円の増となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し526万円の増額となり、地方交付税全体の決算額は15億337万5千円で、前年度対比プラス31.2%、3億5,718万3千円の増となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額168万8千円で、前年度に対し4万9千円の減といった状況でございます。

次に、16ページから17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合稼働延長負担金の減額などにより、決算額7,075万5千円、前年度に対し3,388万8千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料につきましては、決算額6,786万1千円、前年度に対し183万4千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページにかけての款14国庫支出金につきましては、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時特別給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、前年度に実施した特別定額給付金事業に係る補助金の減などにより、前年度に対し11億6,231万9千円と大幅に減少し、決算額は12億9,120万8千円でございます。

次に、23ページから26ページにかけての県支出金につきましては、決算額3億5,744万1千円で、2年度の交付の介護老人福祉施設整備事業補助金の減などにより、前年度対比マイナス11.1%、4,458万4千円の減でございます。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また基金積立金利子が主なものであり、決算額は1,993万3千円で、土地売払収入の減額などにより、前年度に対し664万8千円の減となっております。

続きまして、28ページにかけての款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様にご寄附を頂いたなどにより、決算額は2億7,080万4千円、前年度に対し7,964万3千円の増となっております。

次に、款18繰入金につきましては、特別会計からの繰入れや、ふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は3億1,036万4千円で、前年度に対し5,637万2千円の増、29ページにかけての款19繰越金につきましては、決算額4,296万9千円で、前年度に対し5,858万円の減となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は4億7,968万4千円、前年度対比マイナス4.2%の減でございます。

歳入の最後になりますが、款21町債につきましては、決算額5億605万3千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、坂城小学校太陽光発電設備、蓄電設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

2年度の移動系防災行政無線の更新が終了し、緊急防災・減災事業債が減額となったことにより、前年度対比マイナス28.4%、2億60万1千円の減となっております。

以上、歳入総額は81億7,555万810円で、前年度対比マイナス9.2%、8億2,934万1千円の減となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で97.4%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（小宮山君）** 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

**総務課長（臼井君）** 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細につきましては、「令和3年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書36ページをご覧ください。39ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

38ページの節12、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、会計年度任用職員が受診しており、職員が何らかの健診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。

39ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価制度の業務委託のほか、eラーニングを活用した情報セキュリティ研修や、若手の職員を中心に公文書作成研修などを実施いたしました。

続いて、職員厚生事業につきましては、市町村互助会等の負担金などがございます。

同じく、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

続いて、40ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するほか、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

**会計管理者（大井君）** 続きまして、40ページ、目4会計管理費の節10需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11役務費については、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費のほか、令和2年度に策定しました公共施設個別施設計画の考え方を反映させるため、公共施設等総合管理計画の改定を行い、節1で策定委員の報酬、節12で計画策定のための委託料を支出いたしました。

次に、目6企画費ですが、41ページにかけての企画政策推進経費では、節18で長野・上田両広域連合への負担金のほか、町の移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金や、東京圏からの移住者に交付したUIJターン

就業・創業移住支援金が主なものでございます。なお、高校生タイ国研修につきましては、元年度、2年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止といたしました。

42ページにかけての温泉管理事業の主なものは、節14で温泉施設の源泉水中ポンプ故障による交換工事等を行い、節18では新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した振興公社に対し持続化負担金を支出したほか、節24では今年度、令和4年度になりますが、令和4年度実施のリニューアル工事に向けて基金への積立てを行いました。

まちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節24での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節18で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語教室の実施に係る負担金を支出いたしました。なお、ポーランドを訪問しての交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止といたしましたが、町国際交流協会では、ウクライナ支援基金を創設し、これまでに500万円を超える寄附金を現地に送金しているところでございます。

43ページのスマートタウン構想事業では、節12で中核避難所への蓄電設備の導入に係る調査を委託し、節18において住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象に、エネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、節7のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節12でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費ですが、44ページにかけての広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のシステム使用料とハードウェアのリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、電子自治体事業は、国の施策として行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築された市町村行政ネットワークに係る経費として、節13のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節18の県へのネットワークの負担金などが主なものでございます。

45ページにかけての目8電算費は、窓口業務等に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器などの保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

**総務課長（臼井君）** 続きまして、45ページのみ10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱

水費、冷暖房、空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費において役場庁舎外壁の補修を、備品購入費において庁用車の更新等を行いました。

**住民環境課長（竹内君）** 続きまして、46ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、節14は防犯灯の設置工事、節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費の主なものは、節7交通指導員等の報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、節18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

47ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、目14男女共同参画推進費の主なものは、節7で女性問題相談員の謝礼、節18で女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行っております。なお、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきにつきましては、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とさせていただいております。

**総務課長（臼井君）** 47ページから48ページにかけての目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付したもので、18節の給付金以外は給付に係る事務的な経費でございます。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 続きまして、48ページから49ページにかけての項2徴税費、目1税務総務費につきまして、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18の地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、50ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費では町税に係る申告書、納税通知書等の印刷、節11役務費では町税等の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、節12委託料では住民税固定資産税の課税に係る電算処理業務の委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、法人町民税などの税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

**住民環境課長（竹内君）** 50ページから51ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。そのほか、節12委託料は住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

繰越戸籍住民基本台帳一般経費は、マイナンバー導入に伴う戸籍システムの改修等に係る委

託料でございます。

**総務課長（臼井君）** 51ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

52ページ、目3参議院議員選挙費は、令和3年4月25日執行の参議院議員補欠選挙事務に係る経費で、一部令和2年度からの繰越し分を含んでおります。

53ページ、目8衆議院議員選挙費につきましては、昨年10月31日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、項5統計調査費のうち、54ページにかけての目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

目2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、町内事業所を対象に5年に一度の経済センサス調査を実施いたしました。

**総務課長（臼井君）** 54ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

**福祉健康課長（堀内君）** 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、54ページから56ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。また、節19にて新たに原油価格高騰等緊急対策事業助成金を569世帯に対し支給いたしました。

社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

**住民環境課長（竹内君）** 56ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節10需用費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成し、二十歳のつどいで配布、啓発をいたしました。

**福祉健康課長（堀内君）** 続きまして、56ページからの目3老人福祉費でございます。

57ページにかけての老人福祉一般経費は、節13福祉バスの賃借料のほか、節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯であ

る第1段階から第3段階の被保険者の保険税軽減に係る公費負担分などを特別会計に繰り出したものでございます。

58ページにかけての後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか燃料費、光熱水費が主なものでございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。59ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい関係団体等への補助金などを支出いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

60ページの福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

61ページの自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去、軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

62ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** 続きます。目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金を交付したほか、節10では同和対策集会所の軒下の修繕を行ってございます。

次に、63ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なものでございます。また、隣保館ふれあいフェスティバルは、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響により中止をいたしました。隣保館での窓口相談や各種講座につきましては、コロナ禍で一部制限はありつつも、工夫をしながら実施をしまいったところでございます。

**福祉健康課長（堀内君）** 続いて、63ページから64ページにかけての目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。

65ページの老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業や、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等のサービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

66ページにかけての緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報償、水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費のほか、令和3年6月から随時新しい緊急通報措置、あんしん電話へ更新し、システム設置委託料や使用料などの経費が主なものでございます。

**議長（小宮山君）** 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（堀内君）** 午前に引き続きまして、決算書66ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費からご説明いたします。

児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

67ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定の

サービス給付費が主なものでございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に実施した児童手当の本則給付を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付した事業の精算を行ったものでございます。

新生児応援臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症に係る家計応援として給付された国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児1人につき10万円の給付を行ったものでございます。

続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外について、対象児童1人につき5万円の支給を行ったものでございます。

68ページの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

続きまして、子育て世帯等臨時特別給付（先行給付金）支給事業と、69ページにかけての子育て世帯等臨時特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について支援するため、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき、先行、追加を合わせ10万円の支給を行ったものでございます。

次に、目2母子父子等福祉費でございますが、母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 続きまして、69ページから71ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3保育園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

71ページから75ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしては、節10の需用費ではガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また節12の委託料では、施設や機械類の保守管理料のほか、坂城保育園では保育室のエアコンの更新を行うなど環境整備にも努めました。

75ページから76ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、そのほか経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、冷蔵庫等の施設備品の購入費でございます。

78ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に係る経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。

**福祉健康課長（堀内君）** 続きまして、78ページの項3災害救助費、目1災害救助費は、火災により建物に被害を受けた方への見舞金の支給2件について支出をしたものでございます。

**保健センター所長（竹内さん）** 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。79ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

80ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室及びこころの健康相談開催に係る経費などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金並びに信州上田医療センター医師確保事業補助金などがございます。

81ページにかけての結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

82ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

84ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンター等の委託料が主なものでございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

85ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用の助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施し、健康増進に努めました。

食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき、食育や健康づくりのための教室などを

開催したものでございます。

次に、86ページにかけての目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

**住民環境課長（竹内君）** 続きまして、86ページの目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、自治区環境整備補助事業は、節18で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託、狂犬病予防事業は、節12で獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

87ページの目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節12町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

**建設課長（関君）** 続きまして、目9上水道費につきましては、安全かつ安定した飲料水を確保し、県営水道の普及を促進して公衆衛生の向上を図るために、上水道管の新設工事を実施した4名に対する県営水道普及促進補助金で、目10合併処理浄化槽設置費は、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るために、県内市町村で構成されました長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

**住民環境課長（竹内君）** 87ページから88ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10需用費の印刷製本費は、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダー及び新規に作成した「資源物とごみの分け方 出し方 減らし方」冊子の印刷製本費、節11はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、88ページへ移りまして、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節18で区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10需用費の消耗品は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入であります。節12は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7報償費でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、節18個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

**商工農林課長（竹内君）** 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いた

します。

89ページの労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業では、節12で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、90ページにかけての勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

勤労者総合福祉センター管理一般経費は、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、92ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬と職員の人件費が主なもので、農業者年金業務は、加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

92ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの經常経費でございます。

93ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして、節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を4名の方へ交付、また新規就農者支援補助金として5名の方へ補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて8名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承発展支援事業補助金を1名に交付いたしました。

地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託し、節14では、さかき地場産直売所に隣接する公衆用トイレの洋式化を図ったほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業補助金により、坂城町農業再生協議会において現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対する転作推進補助金を交付いたしました。

94ページにかけての農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理のほか、節14で農産物加工センター内にウイルス抑制機能付きの空調設備3台を設置いたしました。

95ページにかけてのさかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信の経費のほか、ねずこん関連の商標登録の更新及び追加登録を行い、節18でさかきブランドづくり事業採択者や、ねずみ大根まつり実行委員会への補助などを行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行ったものでございます。主なものは節18で、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金のほか、新型コロナウイルス感染症の動向に鑑み、オンラインによるワインセミナーに対し補助金を交付し、2回のセミナーで延べ150人の方にご参加をいただきました。

有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で入横尾区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。

96ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節18でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

農道等基盤整備町単事業では、町内11か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、14地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

97ページにかけての多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に、項2林業費、目1林業総務費でございますが、98ページにかけての林業総務一般経費では職員の人件費のほか、節12において森林づくり県民税などを活用した森林教育や環境整備を行い、また節18において間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

99ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費を支出したほか、節12において苜屋原地区比丘尼石地籍において崩落の可能性がある岩塊の詳細調査を実施いたしました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

目4 森林環境整備推進事業費では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節24において今後の対象森林整備に向けて森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、99ページからの款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございますが、100ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助を行いました。

101ページにかけての目2 商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を14社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、そして町内飲食店が自慢の井を提供した「坂城井井」事業に対する補助、また商業店舗等のリフォームに対する補助を7件に対して行いました。

中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を84件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を214件実施したほか、町内企業の受注機会、販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和3年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて84件、5億2,100万円の融資を実行いたしました。

また、節24の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

102ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、令和2年度に取得した旧宮原邸敷地の活用に向けて基本設計を実施いたしました。

103ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所の支援として、「さかきのお店応援券事業」や中小企業等事業継続支援金事業など様々な支援事業を展開し、事業の継続や経営の安定、また雇用の維持を図りました。

104ページにかけての目3 観光費、観光一般経費では、節12で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区等へ委託し、節14で田町十王堂敷地内の観光案内看板などを整備したほか、節18では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民まつり坂城どんどんは中止となりましたが、その代替事業として打ち上げた花火の経費として、坂城どんどん実行委員会に対し補助を行いました。

105ページにかけての目4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費

のほか、節12では「平成の産業史」製作に係る業務委託、節18では工業関係の各種団体への負担金・補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行い、節24で工業振興施設等整備基金へ積立てを行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助や金属3Dプリンターなどの試験機器等の整備に係る補助、また、新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助のほか、「さかきモノづくり展」開催に対する補助を行いました。

106ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、展示企画として「天華百剣と名刀写し展」などの特別展や企画展の開催に伴う経費などを支出し、節14では、鉄の展示館2階の冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

**建設課長（関君）** 106ページから108ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節16公有財産購入費では、町単補助事業に係る用地代などが主なものでございます。

109ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備及び国土強靱化地域計画策定に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内23区が実施した24か所の土木事業に関する補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止など交通安全施設11か所の整備に要した経費、また、繰越交通安全施設整備事業は、文化センター付近産業道路の横断歩道移設に係る測量設計及び設置工事費でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対策、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持修繕工事、節15道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、110ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では、新たに保地工区として用地測量設計委託や、節14の酒玉工区の道路改良工事費及び用地補償費が主なものでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 続きまして、110ページの道路改良事業（A09号線）は、南条産業団地の造成に併せて基幹道路となるA09号線の道路改良整備を行ったもので、道路改良工事、また工事に支障となる下水道管や電柱等の移転補償が主なものでございます。

**建設課長（関君）** 続きまして、道路新設改良一般事業は、村上地区県道から月見区への安全な通行の維持を目的とした町道A06号線の改良工事、道路改良事業（舗装修繕）はA01号線の鼠、新地地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和2年度から

繰り越した酒玉工区の工事費でございます。

**商工農林課長（竹内君）** 繰越道路改良事業（A09号線）につきましては、令和2年度からの繰越しによるA09号線道路改良に伴う用地測量設計の委託料と工事費でございます。

**建設課長（関君）** 繰越道路新設改良一般事業は、村上地区県道から月見区への道路改良を繰越しにより実施した工事でございます。

続きまして、111ページの目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12で橋梁点検を実施したほか、節14では昭和橋、谷川跨線橋の修繕工事を行うとともに、公有財産購入費は64号橋拡幅部の用地代でございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋の修繕事業に係る設計業務の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金。

目2河川改良費、河川改良一般経費では、節14の水路しゅんせつ工事9か所、水路改良工事4件及び御堂川と洞岩沢の河畔林整備を行った経費でございます。

次に、112ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

113ページにかけての空家活用事業では、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を4件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計4件の耐震診断を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、26件に住宅リフォーム補助金を交付しました。

次に、宅地耐震化事業では、町内に所在する大規模盛土造成地の現地調査を行っております。

続きまして、114ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費が主なもので、目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

115ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、節14では、びんぐしの里公園等の遊具等の修繕工事を行い、節24では公園整備基金へ積立てを行いました。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、

節12においてバラ公園及び町内のバラ植栽をした花壇の管理委託、節14ではバラ公園の案内板修繕及び駐車場の拡張、それから整備を実施しました。

116ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行事業の委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節14では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節18の主なものとしましては、しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町村で負担し、車両更新などを実施しました。また、新たな公共交通システムを検討するために、町地域交通利用促進協議会への補助や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動に影響を受けた交通事業者に対し、地域公共交通確保のための支援を行いました。

目2高速交通対策整備事業費の渇水対策事業の主なものは、節10の町内8か所の渇水対策用の井戸ポンプの電気代が主なものです。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、節12の御所沢地区、坂城9区約8ヘクタールの1年目工程として、素図の作成、また一筆地調査などの地籍調査に係る委託料が主なものでございます。

**住民環境課長（竹内君）** 続きまして、117ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

118ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節7は消防団員の退職報償金、節12は町地域防災計画の見直し業務に係る委託料、節18は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、118ページから119ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械設備や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしましては、節14で第10分団ホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の改修工事等、節17は各分団の更新用として消防用ホース、また第1分団の小型動力ポンプ、第9分団の消防ポンプ自動車を購入いたしました。

節18は消火栓の新規1基、移設1基、修繕2基に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

**建設課長（関君）** 続きまして、120ページにかけての目4水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。なお、総合防災訓練の際に坂城町消防団と協力して水防訓練の実施をしております。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、120ページ、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運営に係る経費で、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費を支出いたしました。

**教育文化課長（長崎さん）** 続きまして、款10教育費についてご説明いたします。

120ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

122ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費のほか、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

123ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金が主なものでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び私立幼稚園への施設型給付補助金が主なものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学4年生以上中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

124ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小学校、中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校の特別教室等へ空調設備の整備を行いました。

125ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託が主なものでございます。

126ページにかけての項2小学校費、目1小学校総務費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、坂城小学校昇降口タイル改修工事、村上小学校屋内消火栓設備設置などの工事を行いました。

**企画政策課長（伊達君）** 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業は、災害時の中核避難所となる小学校体育館への継続的な電力供給とCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策を実現するため、坂城小学校に太陽光パネル及び蓄電設備を設置したものでございます。こうした環境整備につきましては、令和2年度に村上小学校で実施済み、また今年度は南条小学校で実施をしております。

**教育文化課長（長崎さん）** 続きまして、126ページから127ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校管理及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校について申し上げます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして警備委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。

目3南条小学校教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校でご説明させていただきます。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用の消耗品、理科実験用などの教科用備品や図書の購入、そして就学援助費等でございます。

次に、131ページまでお進みいただきまして、項3中学校費、目1中学校総務費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校グラウンド転落防止柵設置工事等を行いました。

133ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、学校医、薬剤師の報酬、需用費として消耗品、光熱水費や委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託が主な内容でございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材備品の購入、就学援助費等が主なものでございます。

次に、135ページにかけて、項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費は、職員の人件費のほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助が主なものでございます。

文化の館事業につきましては、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託などが主なものでございます。

136ページにかけて、目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助のほか、入横尾公民館用地を購入いたしました。各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼や各種行事に係る経費等が主なものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会、そして成人式の行事について中止といたしました。

137ページにかけて、分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品購入に係る補助を行いました。

138ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費は、図書館長の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、「としょかん講座」などに係る講師謝礼、光熱水費や館内清掃委託、電気保安点検等設備の維持管理に係るもの、そして図書の購入費が主なものでございます。

図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金

が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

138ページから140ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、文化財保護に係る委託、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体として常設展示や、「第7回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

141ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る経費が主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経費が主なものでございます。

142ページにかけての目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係る宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託などの経常的経費及び文化センター耐震補強工事に向けた耐震診断委託が主なものでございます。

目7青少年育成費につきましては、青少年を育む町民会議への補助などが主なものでございます。

143ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に係る経費が主なものであります。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や、競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室などの指導員への謝金が主なものでございます。

144ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料が主なものでございます。

目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費が主なものとなっております。

146ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、安心・安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、学力及び体力の向上を図りました。主なものは職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託に係る経費となっております。

**財政係長（宮嶋君）** 続きまして、146ページの款12公債費につきましては、長期債の償還

元金とその利子の支出でございます。

147ページにかけての款14予備費につきまして、びんぐし湯さん館源泉水中ポンプ交換工事910万円のほか、3件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和3年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和3年度の連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.6ポイント減の8.4%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移しているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は80億8,938万9,591円で、前年度対比マイナス9.5%、8億4,753万3千円の減となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で98.3%でございます。

以上で令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時22分～再開 午後 2時32分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、日程第10「議案第33号」から日程第15「議案第38号」までの6件は、令和3年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（大橋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和3年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判

断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は去る8月25日ですが、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

まず、審査の概要についてですが、審査の期間は7月19日から8月1日までと、8月17日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和3年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。記載されております六つの会計でございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和3年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターの令和3年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月17日に実施いたしました。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和3年度に施工しました工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターについても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、担当課から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターにつきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和3年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめて表示されております。一般会計は歳入総額が81億7,555万810円、歳出総額が80億8,938万9,591円になりました。歳入歳出差引残高は8,616万1,219円となりました。

一方、特別会計ですが、五つの会計の合計額をもって歳入歳出総額を記載されております。前年度との比較増減におきまして、歳入決算額、歳出決算額のいずれも減少になっています。これは、前年度において新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の補助金の交付があった結果と理解されると思います。

なお、歳入歳出差引残高については一般会計は増加、特別会計は減少になっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により事業の縮小もあります。ただ、多くの資金が基金に充てられておりまして、その状況は12ページの基金の運用状況にまとめられております。前年度末残高に対しまして決算年度の残高は8億6,421万1,905円の積立て増となっております。

本年度は基金に転嫁したことによりまして、坂城町全体の残高は前年に比較して増加しているという結果になりました。財政状態は健全な状況にあると認められますが、基金は将来、社会資本として消費に充てられます。さらに、長引くコロナ禍にあって、今後厳しい経済環境が見込まれます。この財政状態が維持できることを期待しております。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめました。主要な四つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。数値は前年に比較してだいぶ改善されております。分母となる経常一般財源には、次の財政力指数にも関係してきますが、普通交付税が算入されます。本年度は、普通交付税の交付額が大幅に増額されたことにより数値が下がりました。改善されております。また、分子となる経費等の数値は、年々増加傾向にあります。経費の抑制には十分な配慮をお願いすると

ころであります。

次に、財政力指数ですが、0.682であります。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうかという基準であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われていますが、先ほどのお話のように普通交付税の算定の基礎にもなります。単年度による数値が0.627であったことから、普通交付税が大幅に増加された結果となります。坂城町においては、それでも高い水準を維持しておりますが、引き続きこの財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は4.2%、実質公債費比率は8.4%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない数値と判断いたしております。なお、本年度は借入金の返済額が起債額を上回りました。残高が減少しております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加して財政に対する負担割合が増す関係にありますが、運用には財政規模との均衡を保ちながら引き続き留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細についてまとめました。決算額について、繰り返しになりますが、歳入総額が81億7,555万810円、歳出総額は80億8,938万9,591円、歳入歳出差引残高は8,616万1,219円となり、そのうち3,400万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,216万1,219円を翌年度への繰越しとしております。

歳入の状況につきまして、収入済額は前年度と比較して減少となって、その額は8億2,934万1,680円となりました。収入状況を款別の表にしてまとめてあります。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

次に、歳入のうち町税の状況についてまとめました。まず、税目別に区分しまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税についてそれぞれの収入状況であります。収入済額は25億9,022万8,022円で、前年度比2.1%の増となっております。町民税の収入済額は11億7,186万4,418円で、前年度と比較して10.2%の増となっております。そのうち個人町民税は7.9%の増加ですが、法人町民税は収入額で3億2,977万300円で、前年より16.6%の増となりました。

また、収納率についてですが、現年課税分で99.3%となり、前年に比較して同率の結果となっております。町全体としては93.4%で、前年に比べ0.2ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残高は、滞納処分が行われたこともありまして、前年より2,451万4,667円減少して1億5,288万2,733円となりました。未納額の解

消には大変ご苦勞されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思ひます。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況について、8ページに表現されております。歳出額は前年度に比較してやはり減少しております。8億4,753万3,527円の減少となっております。支出状況を款別の表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。

また、令和3年度の主な事業をまとめておりますが、中ほどから以下のところですけれども、とりわけ本年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、前年に引き続き事業の中止があり、また様々な支援策もありまして、大変な年度であったと認識いたしております。そのような状況にありますが、各事務事業につきましては、鋭意取り組まれているものと感じております。引き続き住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明のほうは省略させていただきます。

11ページになりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページです。基金の運用状況についてです。一般会計では18基金、特別会計では2基金となっております。一般会計における基金の積立は適正な方法により積み立てられ、基金の取崩しは設置の目的に沿って実施され、その処理は適切であると認めました。特別会計における基金は積立のみでありまして、大幅な残高増となっております。その処理についても適切であると認めました。

次に、工事検査であります。8月1日におきまして、本年度施工された工事のうち、記載の4か所について巡検いたしました。工事等検査箇所を調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。まとめ方として一般会計について各課ごとに、また特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討を

お願いしてあります。

また、財政援助団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。

どの市町村にとりましても、抱えている課題は同じであります。対策として町独自の対応が必要になるかと感じております。個々の内容については省略いたしますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれのお立場で報告されているところではありますが、書面に記載されておりますので、沿ってご説明いたします。

この法律ですが、地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からしてかなり厳しい算定基準が設けられていると認識いたしております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率があります。いずれも当町では決算が黒字ですので、赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数字が入りません。実質公債費比率は前段で説明したとおりでありまして、8.4%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は一般会計等の地方債残高のほかに、葛尾組合等の一部事務組合、また、広域連合などが抱える債務のうち、坂城町の負担部分を含めた債務の総額が重要な数値になります。この債務の総額から財源充当額を控除して、なお債務がある場合に標準財政規模で割って比率を計算します。当町においては、充当額が債務額を上回っておりますので、数値が入りません。これは地方債残高の減少と基金積立残高の増加が大きな要因となっていると考えます。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和3年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から9月6日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、明日1日から9月6日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月7日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時04分)



## 9月7日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗田 隆 君   |      |          |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 町内企業についてほか         | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 反社会的団体から町民を守るためにほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 有害鳥獣対策についてほか       | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 町の文化財対策はほか         | 中 嶋 登 議員   |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から9日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

**10番（滝沢君）** 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まず、このたび町長の招集挨拶にもありましたが、「平成の産業史」が発刊されました。平成の30年間で切り拓いてこられた商工農の各分野で活躍された経営者、生産者、事業主様の思いが伝わるすばらしい内容で、関係者の皆様には心からの敬意を払うところでございます。こちらがその「平成の産業史」でございますが、インタビュー形式で構成され、非常に興味深く拝読をさせていただきました。

多くの優れた経営者、生産者が当町の産業振興にご尽力いただいておりますことは、当町の誇りとするところであります。その意味でも多くの方々にこの産業史をご覧いただきたいところではあります。現在のところ関係事業所、公共施設に限られているようで、今後、町ホームページでも閲覧ができるということのようです。まずお知らせをしておきたいと思っております。

では、この産業史にも関連した内容で質問をいたします。

1. 町内企業についてとして取り上げます。

当町の発展は町企業の成長とともにあり、大きな位置づけにあります。これまでバブル崩壊、リーマンショック後の世界的大不況等、困難な時代を乗り越えてきた企業体力には深い尊敬の念を払うところでございます。そしてまた現在、終息が見えないコロナ感染症、またロシアによるウクライナ侵攻は世界経済に大きな影響と打撃を与え、加えて円安も加速する中、諸物価高騰と原材料費、半導体関連の調達困難等、企業の経営にとって不安材料が多く、行き先に懸念があるところでございます。

今後も事業を進めていく上では、安定した経営基盤、創業の理念の継承とさらなる技術革新、人材確保と育成、賃金を含めた環境整備、また、近年はグローバル化が進む中、脱炭素社会の実現、SDGsなどによる社会貢献も求められる時代であります。

議会開会挨拶で町長から現状の報告がありましたが、改めて当町企業の状況を含め質問いたします。

イ. 町内企業の状況はとして、1点目、経営状況と雇用の状況は、また今後の見通しはについて質問いたします。

町内企業の経営状況と今後の見通し、町内企業の雇用の状況と外国籍の方の就業状況はについてです。外国籍の方の労働力は、当町の場合、人材確保として、また人口の社会増に向け大きな役割があります。雇用と就業状況を伺います。

次に、事業継続、発展のために企業が抱える課題はです。冒頭に述べましたが、今後も継続して、また安定した企業業績を維持・発展していくためには、技術力を含め、常に時代の流れを先取りし、ニーズに対応するノウハウと後継者、人材が求められるわけですが、そのための課題は何でしょうか。

2点目に、為替相場における円安の影響はについてです。

町内企業では、過去1ドル80円を切る状況も経験し、企業業績また町財政にも大きな影響を与えた時代もありました。本年3月までは1ドル110円前後で推移をしていましたが、ロシアによるウクライナ侵攻後、円相場は120円台に突入し、現在140円台に再突入をしている状況です。当町の場合、輸出へのウエートが大きい企業もあり、現在の円安の影響について伺います。

次に、ロとして、人材確保と企業PRに向けての状況と取り組みはで質問いたします。

1点目、各種事業の取組はについてです。UIJターン促進事業、テクノハート就職情報交換会など、大学との連携、インターンシップ事業等の状況、坂城高校生の町内企業への就職状況、今後の人材確保に向けての取組はです。

コロナ下の状況で、まだまだ対面での対応は困難な状況と思われませんが、現状について伺い

ます。また、今後の人材確保と育成において高校卒業生も担い手として重要であり、積極的に取り組まれている企業もあります。私の母校、上田千曲高校では、令和3年度81名の就職者のうち、13名が町内企業6社に入社しております。

そこで、坂城高校卒業生の町内企業の就職状況について伺います。また、今後の人材確保に向けた取組についても伺います。

2点目、企業の情報発信について伺います。各種展示会出展の状況と取組は、町商工会との連携で、町ホームページ上に企業PR動画を閲覧できる工夫はできないかです。様々な展示会に出展することは、自社の技術力を示す絶好の機会であり、また新たな顧客開拓の意味で、企業戦略として重要です。状況と今後の取組を伺います。

次に、現在の町ホームページの移住・定住のサイトには、子育て支援、住まいに関する情報などはありますが、働く人のための情報がありません。町商工会には町内企業、事業所を紹介する充実したサイトがあります。ぜひ、商工会との連携で移住定住のサイトにリンクを張っていただき、企業、事業所の情報発信につながるよう希望をいたします。お考えをお聞きます。

次に、ハ、町税について質問いたします。

1、法人町民税の推移と固定資産税の状況は。法人町民税において、令和元年、2年、3年度の推移は。法人町民税は、当町の財政運営の上で重要な位置づけにあります。令和3年度決算において、対前年16.6%増の3億2,977万円余りが計上されております。自主財源の中で、町税31.7%のうち法人町民税が12.7%と当町の大きな柱であります。この法人町民税は、その時代ごとの社会情勢に大きく左右されることは承知しておりますが、元年度と2年度を含め、その推移を伺います。また、中小企業におけるコロナ感染症の固定資産税軽減措置の状況はということで質問いたします。

次にもう1点、法人町民税の税率変更の影響はについてです。令和元年10月に税率11.9%から8.2%に改正された影響は。令和元年9月議会で質問した際、令和2年度から一部影響があると考えるとご答弁をいただきました。その影響について伺います。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから、1、町内企業についてということでたくさんご質問をいただきました。昨今の状況なども踏まえましてお答えしたいと思っております。それから、後ほど担当課長から説明があると思いますが、今見せていただいた「平成の産業史」、これは本当に素晴らしいものができたと思っております。よく平成は右肩下がりだとか、何もしなかったとか、デフレばかりだったとかいうことがありますけれども、坂城町の町内の各企業を見ますと、まさに平成の時代に代替わりがどんどん進んで新しい産業もできたということで、素晴らしい時代だったと思いましたので、これはぜひ残したいということで各企業の経営者の皆様にご相談しましたところ、本当に積極的に協力いただいて、素晴らしい内容のものが

できたと思っております。

それで、これも後ほどまた説明あると思いますけれども、既にホームページにはアップしてありまして、そこから著作権に関係するところだけ除いて、ほぼ全部の内容がいつでも見られるようになっておりますので、また皆さんに見ていただければと思っております。

さて、私からはこの町内企業の状況はについてお答え申し上げまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、8月15日に内閣府が発表した令和4年4～6月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で、前期比プラス0.5%で、このペースが続くと仮定した場合の年率換算ではプラス2.2%となり、三四半期連続のプラス成長となりました。

また、日本の経済力を表す実質GDPの実額は、年換算で542兆円となり、令和元年10～12月期の540兆円を超え、新型コロナ流行前の水準に回復しております。

なお、財務省が9月1日に発表した法人企業統計では、金融・保険業を除く全産業の経常利益が前年同期比プラス17.6%の28兆3,181億円となり、四半期では統計を取り始めた昭和29年以降で過去最大となりました。

これらは、コロナ禍で落ち込んだ世界経済の回復や円安を背景に、大企業を中心に幅広い業種で利益が伸び、3月下旬に新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が解除され、行動制限がなくなったことで旅行や外食等の個人消費が拡大して全体をけん引したこと、さらには製造業を中心とした設備投資の増加が寄与したことによるものと考えられているところであります。

長野県内につきましては、長野経済研究所がまとめた今年4～6月期の業況判断DIによると、業況が良いと回答した企業の割合が、前期を2.0ポイント上回り、2期ぶりに改善しているところであります。

半導体等の部品不足や中国上海市のロックダウンなどの影響により、自動車部品の受注が低調になるなど、製造業の景況感が悪化していたものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和や、善光寺御開帳などの効果で消費が持ち直し、非製造業の回復が全体を押し上げたものと考えられるところであります。

さて、町内企業の経営状況についてであります。町内の主要業種である製造業につきましては、生産量や売上げが回復傾向であり、事業所が固定資産税対象資産を取得した場合に、その固定資産税相当額を補助金として交付する、町の商工業振興補助金への交付状況も令和2年度取得分と比較し、令和3年度取得分は増加している状況であります。

また、先端設備の導入にあたり、企業が先端設備等導入計画を策定し、町の認定を受けると税制支援や金融支援などを受けられる制度につきましても、昨年の同時期と同程度の認定がされているところであります。

なお、当町で7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期の経営状況調査の結果におきましては、3か月前との比較で、生産量につきましては、増加が5社、横ばいが3社、減少が11社で、売上げにつきましては、増加が8社、減少が9社でありましたが、前年同期との比較では、生産量で増加が8社、売上げでは11社が増加ということで、全体的には持ち直しの動きが進んでいる状況であります。

今後の見通しといたしましては、この持ち直しの動きが進むことを期待するところではあります。ウクライナ危機や円安を背景とした原材料価格及び燃料費の高騰、新型コロナウイルス感染症の第7波、世界経済の減速など懸念材料は山積しており、先行きは不透明で楽観できない状況であります。

町内企業の雇用の状況につきましては、同じく経営状況調査の結果において、3か月前と比較して総計で100人が増員となっており、来年4月の雇用予定につきましても、全体で101人の増員が予定されていることから、回復の動きが進んでいることがうかがえます。

また、外国籍の方の就業状況についてであります。経済社会の国際化・グローバル化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加してきております。昨今の人材不足を補うためにも、外国籍の方の労働力は必要不可欠なものであり、それは町内企業においても例外ではありません。

町が実施している経営状況調査の対象企業20社に「外国籍雇用に関するアンケート」を実施したところ、16社から回答があり、雇用人数にばらつきはありましたが、12社において非正規雇用を含め約450人の雇用があるとのことでありました。

前年と比べ概ね横ばいの状況でありましたが、今後の雇用予定については、現在外国籍の方を雇用している12社のうち、7社が「生産増のため」あるいは「海外進出のために外国語と日本語ができる人材が必要なため」、「日本人求職者の確保が見込まれないため」などの理由で「増やしていく見込みあり」と回答し、5社が「大きな増減はない」との回答でありました。

一方、「減らす見込み」と回答した企業がないことから、今後も増加傾向となることがうかがえるところであります。

外国籍の方の雇用を進める上では、住居の確保や日常生活の支援、従業者の日本語習得、職場の多言語化への対応などが課題となりますが、今後も貴重な人材として確保していくことが町内企業の発展にもつながっていくものと考えております。

続きまして、事業継続、発展のために企業が抱える課題についてお答えいたします。現代の企業経営においては、SDGsやDXの推進、脱炭素の取組、働き方改革などの労働環境の改善、新型コロナ対策など、多くのことが求められている時代となりました。

そのような中で、人材の確保や事業承継、最低賃金の引上げ等に伴う人件費の増加のほか、原材料や電力・ガス等のエネルギーコストの増加など、企業を取り巻く環境はより厳しい状況

となっております。

これらの問題に取り組み、時代に取り残されないよう今後も事業を維持・発展していくためには、時代のニーズに対応し、人材を確保することが必要であります。そのためには、新たな制度に対応するための情報収集や研修の機会、人材のマッチング等が必要であると考えているところであります。

町といたしましては、町商工会やテクノセンター、テクノハート等、関係機関と連携を図りながら、情報提供や研修会及び企業説明会等の開催、各種相談への対応などを行い、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、為替相場における円安の影響についてであります。東京外国為替市場の対ドルの円相場は、今年1月の平均は110円台半ばでしたが、それ以降徐々に下落が進み、7月には月平均130円台半ばとなり、9月1日には、1ドル139円69銭と1998年9月以来、24年ぶりの円安ドル高水準を更新し、昨日6日のニューヨーク外為市場では、一時143円台になるという状況であります。

背景には、歴史的なインフレに対処するため、米連邦準備制度理事会（FRB）が積極的な利上げを継続し、日米の金利差が拡大すると観測から、円売りドル買いが優先となり、円安が加速している状況であります。

円安が進行すると輸出産業が活発化し、外貨預金や外国の株価の価値が上がる一方で、輸入するエネルギーや食材などの値上がりが懸念されるところであります。

現在は、コロナ禍の供給の制約や、ウクライナ危機により国際的に原材料やエネルギー価格が高騰しており、このような中でさらに円安が進行すると、コストが増加した分を価格に転嫁できない企業にとっては大きな重荷となり、県内の企業におきましても、令和4年4～6月期決算で増収減益となる企業が多くなっている状況であります。

町内企業につきましても同様の影響を受けているものと考えられ、外需型企业においては、原材料価格の高騰や中国のロックダウンなどの悪影響を円安が一定程度緩和したものの、国内向け販売が多く原材料を輸入に頼る企業では、円安が利益を圧迫しているものと推察するところであります。

現在は円安の進行により、物流費や光熱費などが高止まりしており、新型コロナウイルス危機からの景気回復に打撃となりかねない状況となっておりますので、町としましても引き続き状況を注視し、的確に対応してまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、ロ. 人材確保と企業PRに向けての状況と取り組みはについてお答えいたします。

まず、各種事業の取組についてであります。U I J ターン促進事業として、長野地域や東信地域などのスケールメリットを生かした広域的な連携事業に参加しております。長野地域で

は、長野市を中心とする連携中枢都市圏構想の一環として、長野圏域9市町村で構成する長野地域若者就職促進協議会に参画し、圏域全体でU I Jターンを促進する取組を進めております。

主な取組といたしましては、就職情報発信サイト「おしごとながの」へ町内企業9社が企業情報を掲載しているほか、昨年度は、県内外の大学生等にインターンシップ実施企業の会社概要等を説明する「インターンシップフェア」と、県内外の大学生等やU I Jターンを検討している社会人と長野地域の企業とのマッチングを目的とした「ナガノのシゴト博」がオンラインで開催され、町内企業も参加しております。

また、東信地域では、東信州地域10市町村で構成する東信州次世代産業振興協議会に参画しており、昨年度は「県内大学から地元企業への就職情報提供セミナー」や「地元企業の採用担当者と大学等との情報交換会」、「地域中小企業のためのオンラインインターンシップ支援プログラム」、「地元高校生のオンライン企業博」等に町内企業が参加いたしました。それぞれの自治体単独による実施が難しい事業を、近隣市町村との連携により、広域的な取組として開催しているところであります。

次に、テクノハート坂城協同組合による就職情報交換会につきましては、昨年度は、中部圏3大学及び埼玉工業大学の就職担当者と企業の人事担当者ととの情報交換会を実施し、企業の人材確保の課題解決に向けた情報共有を進めたところであります。

大学との連携につきましては、連携協定を締結している4大学と合同企業説明会等に取り組んでおり、令和元年度までは各大学に町内企業担当者が赴いて合同企業説明会等を実施しておりましたが、コロナ禍となってからは大学主催のオンラインセミナーに参加する形式とし、昨年度は埼玉工業大学のオンラインセミナーに町内企業7社が参加いたしました。

また、昨年度開催された「さかきモノづくり展」におきましても、オンライン企業説明会を開催し、学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただく機会を創出できたものと考えております。

インターンシップにつきましては、テクノハート坂城協同組合による連携4大学の学生を対象とした町内企業見学会とインターンシップのコーディネートを実施しておりましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響により中断している状況となっております。

次に、坂城高校卒業生の町内企業への就職状況であります。直近5年間の状況を申し上げますと、平成29年度が9名、平成30年度が18名、令和元年度が10名、令和2年度が6名、令和3年度が10名となっております。

坂城高校では、将来の夢や就きたい職業などを考える機会として、また、町内企業の技術力の高さや魅力などを知る機会とするため、1年生には企業見学会、2年生にはインターンシップによる実際の業務や働く環境の体験を行っております。こちらも令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、リアルな職場体験は実施できておりませんが、町内企

業への関心や興味を持つ機会として有効であり、今後も継続して取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますし、町としても支援してまいりたいと考えております。

また、今後の人材確保に向けての取組につきましては、町内企業や関係機関と連携し、より多くの学生、生徒、社会人の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただける機会を創出していくとともに、コロナ禍においても実施できる方法や、企業や学生等のニーズなども考慮した上で、有効な支援策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、企業の情報発信についてお答えいたします。

まず、各種展示会の出展の状況でございますが、昨年度は、オンラインで開催された「諏訪圏工業メッセ2021」及びリアル開催となった「第26回機械要素技術展」にそれぞれ2社が出展をいたしました。

今年度は、各展示会においてリアル開催の方針を示しており、6月に開催された「第27回機械要素技術展」には7社が坂城町出品者協会として共同出展し、7社合計で543件の商談があり、うち継続中のものが79件となっております。

また、今後開催予定の「諏訪圏工業メッセ2022」には5社、「上田地域産業展2022」には1社が出展を予定しており、町内企業の受注機会及び販路開拓の拡大を支援するため、引き続き、坂城町出品者協会を通じて支援をしてまいります。

次に、町ホームページ上に企業PR動画を閲覧できる工夫はできないかのご提案ですが、企業PR動画は、町商工会が作成しているもので、現在、工業系事業所が35本、商業・建設業系事業所が15本、計50本のPR動画が、町商工会が昨年度作成した「DISCOVERY SAKAKI（ディスカバリー・サカキ）」というサイトで閲覧ができるようになっております。

町としましても、ぜひ多くの皆様にご視聴いただきたいと思いますと考えておまして、町ホームページの移住・定住ページの中にリンクを張るほか、トップページにバナーを設置し、同サイトへの誘導を図るための準備を進めているところであります。

また、企業の情報発信という中では、町内企業の皆様にご協力をいただく中で、平成の時代における町内産業の変遷や動向などを取りまとめた「平成の産業史」を発行いたしました。現在は町ホームページからもその内容をご覧いただけるようになっておりますので、激動の平成30年間における町内産業の歩みについてご覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない状況ではありますが、ウイズコロナ、そしてアフターコロナを見据え、今後も町内事業所の事業継続や発展につながるよう関係機関と連携を図りながら、引き続き企業のPRや支援について検討してまいりたいと考えております。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 私からは、ハ、町税についてのご質問にお答えいたします。

町税収入につきましては、近年の災害による影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを要因に、安定しない状況ではありますが、社会経済活動が再開される中、個人消費や企業収益などが緩やかに持ち直してきており、景気の回復が期待されるところでございます。

初めに、法人町民税の令和元年度から3年度までの課税額の推移について申し上げますと、元年度につきましては、5億6,905万200円で、2年度は2億8,266万6,700円、3年度は3億2,950万2,200円でございます。元年度と2年度を比較いたしますと、課税額が大きく減額となりました。これは、個々の法人につきまして決算期や業種が異なることや、売上げに直結する影響も様々であること、そして経済情勢にも大きく左右されることなどから、その要因は明確には判断が難しいところでありますが、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減少などによるものと考えております。

また、2年度と3年度の比較では増額となり、企業においてコロナ禍における対策を継続する中で、一部企業の売上げが収益増につながったものと考えているところでございます。

次に、固定資産税の状況といたしまして、令和3年度につきましては、3年に一度の評価替えに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への緊急経済対策として、税の軽減措置が行われたことで税収入が減少しております。

この中小企業における新型コロナウイルス感染症による固定資産税軽減措置につきましては、中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、国が緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少している中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を減少幅に応じて減免するもので、軽減の内容としましては、令和2年2月から10月までの連続する任意の3か月間の売上高が、前年同期比で30%以上50%未満減少した場合は課税標準額を2分の1に減免し、50%以上減少した場合は課税標準額の全額を減免するものであります。

それぞれの軽減の内訳を申し上げますと、事業用家屋につきましては、2分の1軽減が47件、軽減額1,116万933円、全額軽減が53件、軽減額2,310万3,713円、償却資産につきましては、2分の1軽減が37件、軽減額1,017万7,416円、全額軽減が40件、軽減額4,516万4,482円で、合計いたしますと177件、軽減額8,960万6,544円でありました。

なお、この軽減措置による固定資産税の減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、全額を国費により補填されておりますので、実質的には町の収入への影響はなかった形となっております。

続きまして、法人町民税の税率変更の影響に関するご質問にお答えします。

法人町民税につきましては、町税収入全体に占める割合としては大きく、社会情勢に係る経

済変動等によって左右されることから、大手企業の状況により、町税全体へも大きく影響するものと考えられるところでございます。

法人町民税の課税につきましては、地方法人税（国税）と同様に各事業年度の終了日の翌日から2か月以内に申告・納付することとされており、事務所等が所在する市町村が法人に対して課すものとして、法人税割と均等割がございます。

このうち法人税割につきましては、法人の売上げや収益に応じた負担を求めるもので、その税率については、国が定めた制限税率の範囲内で市町村が決定しているところであります。

当町におきましては、この税率について、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率を11.9%から3.7%引き下げ、8.2%といたしました。

引下げの背景といたしましては、国の税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人県民税、法人町民税の税率が引き下げられ、国税である地方法人税の税率引上げが行われたことから、改正が必要となったところであります。

法人町民税の税率改定による税額への影響といたしますと、法人事業年度の令和2年度確定申告、予定申告分からとなります。各企業の2年度の確定申告等に基づき、税率の改定前後で比較いたしますと、2年度では約2,600万円の減、3年度においては、約1億3,700万円が減少額となりますが、この減少分につきましては、国における税制改正の影響とされるため、令和2年度から法人税割減収分の補填措置として新たに法人事業税交付金が交付されております。

また、税制改正に伴い引き上げられた地方法人税（国税）の税率引上げ分については、その税込額が地方交付税の原資として地方交付税に算入されることとなり、交付税の増額も見込まれるところでございます。

法人事業税等の改正に伴う町の歳入への影響につきましては、地方交付税の算定がその年々で変更となる部分があることに加え、法人事業税交付金の交付基準の変更に伴う収入につきましても、社会情勢や景気等により変動いたしますことから、税率変更に伴う影響額について具体的に申し上げることは大変難しいところではありますが、法人事業税交付金の交付要件が通常ベースに戻る令和4年度以降、トータルして若干の歳入減が出るものと見込むところでございます。

**10番（滝沢君）** ただいま、町長、担当課長から非常に懇切丁寧に詳細な答弁をいただきました。ということで、あまり所見の時間がないんですが、現状をお聞きした中で、町内の企業さんの業績がおおむね順調に推移しているということを確認いたしました。それから、法人税の関係にしましても、いろいろ国の交付金等の分で穴埋めというんでしょうかね、そういう形で適正に運営されているということを確認いたしました。

人材確保というのは、これから当然大きなテーマになっていくと思うんですが、やはり先ほ

ど答弁ありました坂城高校生の実績ですね、これは大変素晴らしいと思いますので、今後も連携をお願いしたいと思います。

一つだけ質問させていただきます。先ほど答弁にありました展示会についてなんですが、この展示会は、答弁にもありましたように新商品開発、それから新規販路開拓等、業績アップ、非常に大きな取組だと思っておりますが、千曲市では販路開拓支援事業として経費の2分の1以内、上限50万円という補助制度があります。町内でも大手企業さんなんかは、IPF、国内最大級の見本市であります、出展している事例もあるんですが、今後、単独で出展する企業もあるのではと推察をするんですが、当町の場合、単独で出展する際の補助制度への考え方、これをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いたします。

**商工農林課長（竹内君）** 展示会出展に係る補助制度についての再質問にお答えをいたします。

当町では、町内企業の展示会出展活動に対し、坂城町出品者協会を通じて補助支援を行っております。町出品者協会では、町のほか町商工会や町内企業にも参画いただく中で、年度ごとに事業計画を立て、製造業を中心に展覧活動を行う企業に対して出展費用の補助を行っております。

補助対象となる展示会につきましては、年度当初に町内企業に対して展示会出展の意向調査を行う中で、多くの企業の出展が見込まれる展示会を対象としておりまして、ここ数年では県内や名古屋における展示会の出展に対し、1社当たり最大で5万円の補助を行っております。

また、町出品者協会では、毎年東京で開催されている製造業関係の大規模な展示会において町内企業による共同出展を行っておりまして、町内企業が少ない負担で出展できる機会を提供しているところでございます。

**10番（滝沢君）** 再答弁いただきました。そこら辺の5万円というのが、当町の場合、一番の基幹産業の企業さんが多いわけですから、やはり増額に向けてぜひ検討していただきたいなと思います。

先月の新聞報道で、2021年度県内機械系製造業売上高の業績報告がありまして、県内の上位50社中、町内企業が5社ランクインされておりました。そのうち4社が業績を伸ばしているということで、県内の町村の中でも特筆すべき成果であると思っております。

町内企業の発展は、産業振興施策全般を見ましても当町の大きな強みであり、今後も町の発展とともにさらに進んでいく分野であります。今後さらにテクノセンター、テクノハート、商工会との連携を図る中で、推進を望みたいと思います。

では、次の質問に移ります。

## 2. 空家問題について取り上げます。

これまでも一般質問で取り上げられてきた案件であります。空家問題は人口減少に加え、高齢化が進む中、行政を含めた地域社会を巻き込む大きな問題に今後も発展していくと危惧をし

ております。

先月までに町では2回の空家対策講座が開催されました。空家を適切に管理されない、いわゆる困った空家状態になると、五つの問題があると説明がありました。1、防災上の問題、2、防犯上の問題、3、環境衛生上の問題、4、風景・景観上の問題、5、行政上の問題などです。

また、法律上相続の問題も絡み、複雑化していく懸念があります。私たちは、この問題に対し今後も常に関心を持ち続ける必要があると思っております。今回、第2次町空家等対策計画に基づき質問をいたします。

#### イ. 町空家等対策計画について

1、町空家等対策計画の概要は。また、空家の定義についても伺います。

2、空家等に関する対策の実施手順は。この対策の実施手順と町空家等対策協議会の構成委員、また最新の空家数を伺います。

3、空家等の調査、把握の状況は。3年ごとに実施されている行政協力員への調査依頼内容は。また、昨年度情報提供された件数を伺います。その後の対策を進める中、データベース作成上重要なポイントと思っております。町内全ての空家が把握されているでしょうか。

次に、町職員による情報収集の状況を伺います。

4、今後の取組について。相談会等の取組の概要は。今後、空家の適切な管理を促すための周知等の取組はということで、以上質問いたします。

#### 住民環境課長（竹内君） 2の空家問題について順次お答えいたします。

まず、町空家等対策計画の概要と空家の定義に関するご質問でございますが、坂城町空家等対策計画は、平成27年に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、坂城町長期総合計画に即して、地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進等の対策を総合的、計画的に実施することを目的に策定しており、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として策定した第1次計画に引き続き、現在の計画は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2次計画であります。

計画の概要といたしましては、全町を対象区域とし、第1章において基本方針や計画期間、対象とする空家等の種類を定めているほか、第2章では、具体的な取組として空家等の調査を行い実態を把握すること、所有者等が死亡している場合や行方不明の場合などには、法に則した調査を行い、管理を行う義務者を特定し、指導・助言を行うこと、除却や跡地利用の促進に向けて情報提供や相談体制の充実を図ることのほか、適正な管理がされていない空家等や、特定空家等に認定した所有者等に対する指導・助言に加え、必要に応じて勧告、命令、行政代執行を行うことなどについて定めております。

また、空家の定義につきましては、法の中で独自に定義されており、「建築物又はこれに附属する工作物であって」、概ね1年、「居住その他の使用がなされていないことが常態である

もの」をいうとされており、「国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」とされており。また、空家等という場合には、空家の敷地を含みます。

次に、空家等に関する対策の実施手順であります。計画に基づき、情報収集と現地調査による実態把握を行い、適切な管理がされていない場合には、空家等の所有者、又は管理者に指導・助言を行います。

現地調査の結果が一定の基準を超え、地域住民の生活環境に著しい影響を与えるおそれや危険性がある特定空家等や、そのまま放置すれば特定空家等に移行する可能性のある準特定空家等に相当する場合には、協議会に諮った上で町が指定し、法及び国の指針に基づいて指導・助言を行い、正当な理由なく何ら改善がされない場合には、特定空家等については次の段階として勧告を行い、勧告に応じない場合には命令、命令に応じない場合には行政代執行という手順に沿って対応することとなります。

また、特定空家等に指定され、さらに勧告を受けた場合には、固定資産税の優遇措置である住宅用地の特例が適用されなくなります。

続きまして、町空家等対策協議会の構成委員としましては、町長のほか、町議会議長、区長、会長、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士、民生児童委員協議会長、坂城消防署長、坂城町交番所長の10名で、空家等への対策や利活用の促進等への提案や協議をいただくとともに、特定空家等の指定についてもご協議いただき、協議会として判定をいただいているところであります。

続いて、最新の空家数であります。平成27年度と平成28年度調査による空家数が当初253件でありましたが、その後、令和4年3月までに入居や建て替え、更地になったものを除きますと205件となり、そこに直近の調査で新たに把握した104件を加えた309件であります。

程度区分ごとの内訳は、適切な管理がされている空家等が202件、適切な管理がされていない空家等が101件、準特定空家等が3件、特定空家等が3件という状況であります。

次に、空家等の調査・把握のために行った行政協力員への調査依頼の内容につきましては、前回調査を行った平成28年度以降の空家等の状況変化を把握するため、令和3年2月に、行政協力員さんに区内の空家等の情報提供をお願いいたしました。

その内容は、町が把握している空家等の状況変化について、空家等の所在地や元居住者等を記載したリストをお渡しし、管理の有無や管理者の有無、日頃気になっていることなど、現在の状況を記入していただくほか、新規把握分として、空家等の所在地や元居住者など、状況変化把握分と同様の項目について記入していただく方法をお願いいたしました。

昨年度調査で情報提供された件数につきましては、新たに112件の空家等の情報提供をいただきました。その後、職員が現地調査をした時点で、居住、使用、取壊しや建て替えがあっ

たものを除きますと、令和4年3月時点で新規の空家等の件数は104件でありました。

続いて、町職員による情報収集の状況であります。提供いただいた情報に基づき職員が現地を訪れ、外観から1次調査として、倒壊の危険性や壁・屋根等の破損状態、草木の繁茂、ごみの放置等のチェックを行い、いずれも該当しない場合は適切な管理がされていると判断しているところであります。

いずれかに該当する場合には適切な管理がされていない空家等とし、2次調査において倒壊等の危険性、衛生上有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切、以上四つの観点からチェックを行い、該当項目が多く、状態が悪いものについては、再度、建築士による専門的な調査を実施しております。

また、管理者が不明な場合等については、適切な管理の依頼や指導、助言のため、法に基づき、固定資産税の納税通知書送付先等から所有者等の情報を把握し、対応しているところであります。

次に、今後の取組として、相談会等の取組内容であります。計画に定める情報発信及び情報提供の具体的施策として、県の空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、町として空き家対策住民啓発講座・相談会を開催しております。

これは、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、また、マイナスのイメージを抱きがちな空家は、利活用によってはプラスの財産になることを知っていただき、空家の流通促進、ひいては将来の空家発生抑制を図るため、今年度、新たに開催しているものであります。

6月に、司法書士を講師に15名が参加する中、1回目のセミナーを開催し、7月に開催した2回目となる講座には、司法書士と宅地建物取引士を講師に、20名の参加がありました。加えて、各回とも講座内容を数回、上田ケーブルビジョンで放送いたしました。

また、8月30日には「空き家の活用について」をテーマに相談会を開催し、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が3組の相談をお受けし、専門家からのアドバイスを行いました。

今後につきましても、「広報さかき」8月号でもご案内しておりますが、9月27日には空き家の処分、10月25日に相続登記が済んでいない空き家をテーマに相談会を実施いたしますので、町民の皆様には、こうした機会を活用いただくとともに、今回の相談会に限らず、住民環境課へご相談いただければと思っております。

最後に、空家等の適切な管理を促すための周知等の取組についてであります。町といたしましては、相続登記を含む適切な管理の重要性の周知や、適切な管理ができているうちに利活用につながるよう、固定資産税の納税通知書発送の際に相談窓口等の案内を同封するほか、町

ホームページや「広報さかき」等において空家問題対策に関する情報提供を行い、所有者等が自ら空家等の適切な管理及び利活用の促進を図れるよう、必要な情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 担当課長より詳細な説明をいただきました。私も地域の中を見た場合、昨年も一応行政協力員の立場で調査のほうをさせていただいたんですが、やはりこの5年、10年で地域の空家状況というのは加速的に進む懸念があります。

そのためには、やはり、今の答弁にありました各区の行政協力員さんのお力が不可欠でありますので、さらなる連携を望みたいと思うんですが、とにかく空家全てをちょっと把握できるかというとなかなか難しいところもあるので、やはり各区の区会議員さん、それから班ごとに分かれているそういう情報ですね。もう少し時間、ある程度いただいていたと思うんですが、やはりそこら辺を今後周知、行政協力員さんが集まった会議ですね、とにかく空家と思われるものは全てアップしていただいて、それをまたうまく振り分けていくという流れになると思うので、やはり実態把握をつかむための方策を進めていただければと思っております。

その中で、1点だけ質問させていただきたいんですが、今回ちょっと相続税の関係は質問できなかったんですが、今後も令和6年を目途に相続登記の義務化がされるということでもあります。現状の空家において、所有者等が不明の事案と所有者等と連絡が取れない事案、これについて現状あるのでしょうかということで質問させていただきます。また、今後の対応ということも含めてお伺いをさせていただきます。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。空家の所有者等が不明の事案といたしましては、主に相続人全員が相続放棄をしており、かつ相続財産管理人が存在しない場合などがあります。

相続放棄により、相続財産が無管理状態になると、他の相続人や相続債権者等に不利益を与えるおそれがあるため、民法第940条では、相続を放棄した者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続しなければならないと定めております。

そのため、空家を相続放棄したとしても、次に当該空家の相続人となった者が空家を管理できるようになるまでは、引き続き管理責任を負い、今後、令和5年4月に民法が一部改正された後も、現に占有している場合には引き続き同様の責任を負うこととなりますので、管理責任義務者が存在している場合は、これまでと同様、法に基づいた調査によって把握し、改善の依頼や指導・助言をいたします。

しかし、相続人全員が相続放棄しており、かつ、利害関係人等の申立てにより家庭裁判所が選任する相続財産管理人も不在の場合は、当該空家の管理者が存在しない状況となるため、町といたしましては、そのような場合の対応として、裁判所の監督の下、本来所有者がすべき行

為や、裁判所の許可を得て相続財産を処分できる相続財産管理人の選任について、当該空家が近隣の住環境に与える危険性などを勘案した上で、町として申し立てることなども検討していく必要があると考えるところでございます。

**10番（滝沢君）** 法律の話で、今すぐにちょっと全部は理解できなかったですが、最終的には町が管理をしていくというような方向になるということで理解をいたしました。

では、時間でございますので、空家を更地にしようとした場合、法律に義務づけられたアスベスト調査等を含め、多額の解体費用に二の足を踏む状況と、先ほどもちょっとありました固定資産税特例措置が受けられず、税率が上がる状況があります。東御市では3年間の軽減措置を実施し、上田市でも検討しているとのことでした。

様々な観点、問題点から、更地にして利活用を図ることも取組の一つと考えます。更地にする場合の解体費用補助と固定資産税軽減措置につきましても、ぜひとも検討を望むところでございます。

当町では、空き家バンクにおいて一定の成果がなされ、空家関係のリフォーム補助制度も整備されておりますが、最近空家のリノベーションについての報道の機会も増えております。当町の基幹産業である企業様からも、従業員様向けの住宅確保の要望をお聞きすることがあります。当町の特色を生かし、多方面から勘案していただき、施策の推進をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時01分～再開 午前10時11分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

**2番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

1. 反社会的団体から町民を守るために

イといたしまして、旧統一教会とのかかわりは。

ここで、旧統一教会と一つの団体として表しますが、関連団体として世界平和統一家庭連合、これは名称変更してこういう名前になりました。また政治団体としての国際勝共連合、また世界平和女性連合、宇宙平和連合（UPF）とこれらの諸団体を含めて旧統一教会と名称を述べさせていただきますので、その点はよろしく願いいたします。

7月8日、安倍元首相は、演説中に銃で撃たれ亡くなられました。政府は安倍元首相の葬儀を国葬で執り行うとしております。しかし、今日本中で安倍元首相の国葬に反対する声が上がっております。また、世論調査でも国葬についての中止を求める意見が多く出ております。国民が主権の国で、国会も開かずに閣議決定で強行することは許されるものではありません。

法的根拠もなく、国民に弔意を押しつけ、しかも、ちまたでは100億円と言われておりますが、昨日、政府は概算で16億6千万円と公表いたしました。このように国税を使って強行することは、国民は納得しないのではないのでしょうか。

また、全国の教育委員会を通じて各学校に対し、半旗、弔意を押しつける、このようなことはあってはならないと思います。

さらに、安倍政権は安民法制をはじめ、次から次へと憲法違反の法案を強行採決で成立させてきました。桜を見る会など国政を私物化し、元統一教会との結びつきでも、親子3代にわたって強めてきた安倍元首相の国葬を執り行うということは、安倍政治をたたえることになり、その上、旧統一教会と自民党の癒着に蓋をする、こういうことになってしまいます。

靈感商法や集団結婚式、多額の献金など、数々の反社会的行動を行っているカルト集団である旧統一教会と政治家との関わりについて、徹底的な究明が求められております。国会議員、政治家、このような方々が旧統一教会の集会やイベントなどにメッセージや講演、ビデオメッセージなどを行うことは政治家なども認めており、問題のない団体というお墨つきを与えることとなります。そのため、これを利用し多くの被害者をつくってきております。

さらに、旧統一教会は政治家に深く結びつくため、選挙では主に自民党の候補者の応援をし、スタッフを派遣、そして集会にも動員しております。泰阜村出身の自民党宮島喜文元自民党参議院議員は、2016年参議院選で初当選したとき、世界平和連合から推薦を受けていた、このように元事務員が証言しております。このことを信濃毎日新聞が報じております。

この7月の参議院選挙で再選を目指して安倍元首相を訪ね、元統一教会の関連団体である世界平和連合などの支援を依頼したが、安倍首相側に前回並みの支援は無理かもしれないと言われ立候補を断念した、こういう経過も明らかにしております。このように、安倍元首相は自らの派閥のために旧統一教会を活用している、こういう状態であります。

さらに、長野県議57人のうち地元選出の県議をはじめ13人が、そして長野市や上田、東御市などの市長も関連団体の選挙支援を受けたり、会合に出席したりメッセージを送ったりしているということも報じられております。

そこでお尋ねするわけですが、町長にお尋ねします。まず、旧統一教会や世界平和統一家庭連合、これらの関連団体との関係はおありであったかどうか、ご答弁を求めます。

次に、旧統一教会や関連団体のイベントに協賛や後援、あるいは寄附などを受けた、このような点についてあれば、何件あったのかご答弁を求めます。

これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから、1番目としまして反社会的団体から町民を守るために、イ. 旧統一教会とのかかわりはというご質問をいただきました。今もお話がありましたけれども、参議院議員通常選挙直前の安倍元首相銃撃事件以来、世界平和統一家庭連合、旧統

一教会の活動と政治との関わり等が連日報道されています。

まず、私自身のことを申し上げたいと思っておりますけれども、まず私自身の世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関わりといったご質問につきましては、当該団体はもとより関係団体を含めて、イベントへの参加や挨拶、メッセージの発出、金銭のやり取り、選挙活動などへの支援、協力など私的な関わりは一切ない状況でございます。

また、当町におけるこれまでの関わりはというご質問でございますが、本年6月に世界平和やウクライナにおける軍隊の撤退などを願い、北信地域を自転車で回るというイベントの開催にあたり、主催団体である実行委員会から後援の依頼があり、承諾してしまったという案件がございます。

銃撃事件以降、後援などを承諾した団体等について確認を行ったところ、依頼のあったイベントがご質問の世界平和統一家庭連合、旧統一教会と関わりがあるということが判明いたしました。この当該イベントは2015年から県内で開催されており、当町への後援依頼は今回が初めてであったところではありますが、世界平和を願うといった趣旨や、主催者名からは世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関連がわからなかったことに加え、これまで当該イベントが開催された際に、多くの近隣自治体が後援してきたという状況もあり、承諾してしまったという経過であります。

私をはじめ職員がそのイベントに出席したり、挨拶やメッセージを出すなどのほか、金銭面を含めて後援以外の関わりは一切なかったところではありますが、町が後援したイベントが旧統一教会と関わりがあったことにつきましては、おわびを申し上げるところであります。

今後は、趣旨や内容はもとより、広く関係団体等にも目を向ける中で、慎重に対応し、一線を画してまいりたいと考えているところであります。

また、後援、バックアップにつきましても、言わば事務的にやるのではなく、必ず私の決裁を受けるといような形の処理にもしっかりと変えていきたいというふうに思っております。この団体に限らずです。ほかにあるかもしれませんので、そういう対応をしていきたいと思っております。

**2番（大森君）** ご答弁ありがとうございます。町長におかれましては、全く関係がないということですので、今後引き続きその立場を堅持していただきたいというふうに思います。

もう一つ、「ピースロード」で1点、後援の依頼で後援したということでもありますけれども、今日か昨日の新聞ですかね、過去3年くらい遡って調べたら、以前もやってあったという自治体もちょっと出ていましたけれども、それはどのくらいの過去を調査、調べられたかということ。

それと、あともう一つお聞きしたいのが、町内にそういう多額の献金やそういうことで非常に困っている、被害を受けているというような方の状況なり、もしつかんでいけばどういう状

況なのかということも教えていただきたいし、また、今、国のほうでも消費者庁で相談窓口ということもやっていますが、まずは地元の町民を守るというところで、相談窓口を設置するというようなこともぜひお願いしたいと思うんですが、その2点についてお尋ねします。

**総務課長（臼井君）** 再質問いただきましたけれども、どこの時点に遡って調べたかということでもあります。私どもは、町の後援ですとか共催等の依頼、そういったものがあつた場合の書類につきましては、3年間保存をしている状況でございますので、今回につきましては、令和元年から現在までのところを調べたところであります。

また、献金等の状況で、直接困っているというような相談を私どもはいただいたということはない状況でありますけれども、相談の窓口といたしましては、消費生活の関係でもあるし、困り事の相談といった状況もございますので、そういったことを広くPRする中で、気軽にご相談いただける体制というものを今後も継続してまいりたいというふうに考えるところであります。

**2番（大森君）** 相談窓口についてですけれども、ありますよじゃなくて、やっぱり今皆さんの一番気になっているところもありますのでね、そういう被害の方の相談を受け付けますということ、やっぱり広報なりあるいは「すぐメール」なり、あるいは行政無線なりで何回も繰り返して町民にお伝えするということが必要ではないかと思うんですが、その辺をぜひお願いしたいのですが、どうでしょうか。

**総務課長（臼井君）** 相談窓口等につきましては、今こういった問題もだいぶ取り上げられておりますので、そういった部分の相談にも乗れるということを含めて、いろんなものを通してPRをしてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** ぜひ、町民の被害を拡大しないようにということをお願いしたいと思います。

過去、1972、3年頃、ちょうど寄附条例ができる頃、この前後に当時国際勝共連合という団体に寄附活動を相当やったんですよね。私のところに相談された方もいたりして、それですぐ当時の役場のほうへ一緒に行つて、被害に遭つたことを届けて、そんな状況もありました。相当、当時は全国的に展開していたということがありますので、そういう経験も私はあります。

なので、町民の皆さんがそういう被害に遭わないということのために、ぜひ相談窓口、そしてそういう広報をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

## 2. 中学校の部活動の地域移行に向けて

学校の部活動は、少子化により運動部でチームのメンバーが集まらず、練習にも影響が出ていること、さらに担当教員の負担軽減、これも大きな課題となっております。スポーツ庁は、2025年、令和7年、この年度を目標に中学校の部活動を地域移行することを決めました。坂城町と千曲市の教育委員会では、協働して来年度から段階的に地域移行の受け皿として地域

クラブ（仮称）の設立の準備を始めました。

部活は、学習指導要領で教育課程外の活動とされているそうですが、しかし、学校教育の一環としての位置づけにもなっているというふうに言われています。また、文化芸術活動も同様に地域移行になります。

この点について、文化芸術活動については今回取り上げませんが、スポーツの問題について質問させていただきます。

イ．指導者の質・量の保証は

学校教育の一環としての部活と地域クラブの指導者との関わりはどうなってくるのでしょうか。学外の指導者にも教育的観点から、子どもの自発性を大切にする、悩みに寄り添う、このような教育的側面が非常に必要であるし、そういう知識が求められていると思います。その質の見極めは、どうやって指導者の選定にしていくのか。

次に、地域移行で受け皿となる団体や的確な指導者をどうやって確保するのか。

次に、学外指導者がいなかったり、足りなかったりした場合、どのようにされるのでしょうか。一つは、部活の先生の自由意思で兼職・兼業を認めるというふうになっておりますけれども、地域指導者が補充されるまでの間、押しつけにならないのか、この点についても質問します。

部活の休養日について、県の指針では、学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日をしている。他の項目もこういう県の指針を遵守できるような、こういう体制が取れるのかどうか、これについてお尋ねします。

ロといたしまして、保護者への負担は。

地域移行すれば費用が発生する可能性があります。指導者への謝金やクラブ運営費などが必要となり、会費の徴収なども発生してきます。町が説明資料で示されたのは、原則受益者負担としております。

また、種目や練習場所にもよりますが、交通費や保護者の送迎など、家庭への負担が増えるのが見えています。また、スポーツ企業などに委託すれば、さらに負担増となるおそれもあります。誰もが参加できる条件をどう整えていくのか、ご説明願います。

ハとしまして、責任の所在は。

町の説明資料によりますと、地域クラブ（仮称）の会長は、坂城町及び千曲市の教育長の下に地域クラブ運営委員会と事務局があります。各教育長が共同で責任を負うということになるのかどうか。これについてご答弁を求めます。

**教育文化課長（長崎さん）** 中学校の部活動の地域移行に向けてについてのご質問に、順次お答えいたします。

中学校の部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われるもので、学習意欲の向上や

責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動でございます。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会が得られるとともに、体力や技術の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。

一方で、部活動の設置・運営は法律上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要がない業務として位置づけられています。教員の勤務を要しない日の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教員には大きな負担となっている状況でございます。また、少子化による生徒数の減少と、それに伴う教員の減により、多様な競技文化活動の機会を保障していくことも難しい状況となっております。

こうした状況から、国は令和2年9月に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革で、学校における働き方改革の視点と少子化などを踏まえ、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が従事しない、少子化の影響が大きい地域については、市町村を超えた合同部活動の推進という二つの指針が示されました。

この指針に基づき、当町におきましても令和5年度から中学校の休日の部活動の実施主体を学校から地域に移す地域移行を進めていく必要がございます。

当町においては、少子化に伴う部員数の減少により、競技等によっては生徒が希望する部活動の維持が困難な状況もあり、現在も千曲市内の中学校と合同で活動している部活もある状況でございます。

このようなことから、地域移行を町単独で対応していくことは難しい状況であること、また、千曲市においても同様の状況であることから、千曲市・坂城町のスポーツ団体、文化芸術団体、校長会、保護者会などの代表で組織された中学校部活動地域移行推進会議において、部活動の地域移行を千曲市と坂城町で協働で進めていくことが決定されました。

これを受け、現在は、地域移行に向け坂城町と千曲市の教育委員会が事務局となり、地域移行の運営主体の設立に向け運営準備会を設置し、先月、第1回目の会議を開催したところでございます。今後におきましては、この運営準備会で、地域移行の運営主体の設立に向けた基本方針、運営や費用などの様々なことについて協議を行うこととしております。

ご質問の部活動と地域クラブの指導者との関わりにつきましては、平日は部活動の顧問が、また、土日等の休日は地域移行の指導者が指導を行うこととなりますので、当然、指導の内容や方法、活動の目標などを共有する必要があるとあり、指導者間のコミュニケーションが大変重要であると考えております。

次に、地域移行における指導者の資質についてのご質問ですが、地域移行後の指導者には、

競技等の指導などに加え、精神的にも成長期である中学生に対する指導や接し方の知識などが必要と考えます。令和4年6月にスポーツ庁の有識者会議がまとめた運動部活動の地域移行に関する検討会議での提言には、指導者の質の保障として、「指導者資格の取得や研修の実施の促進」とあり、今後、国等から示される内容を踏まえ、その対応について運営準備会において検討を行ってまいります。

続きまして、指導者の確保につきましては、坂城町、千曲市の体育協会やスポーツ少年団、文化協会などを中心に指導の協力についてのご意向を確認しており、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

教員の兼職・兼業につきましては、国の令和2年9月の指針において、教員の地域移行後の指導に対し、兼職・兼業が認められております。兼職・兼業の運用にあたっては、休日の指導を希望する教員の申請により教育委員会が許可をする仕組みとなっておりますので、教員本人の意思を十分に確認し、この指針に準じて運用してまいりたいと考えております。

次に、県の指針を遵守できるかのご質問につきましては、町の中学校での部活動は、千曲市と坂城町の教育委員会で更埴地区中学校部活動大綱を設け、1市1町の中学校で足並みをそろえ、県の指針に基づき部活動に取り組んでおります。地域移行後につきましても、県の指針や大綱を遵守する中で、生徒の健康等に配慮した活動となるよう運営準備会において協議を行ってまいります。

続きまして、ロの地域移行後の保護者の負担につきましては、これまでの部活動では、大会への参加費や用具の購入費などの費用を部費として保護者にご負担いただいております。指導料、保険料については保護者の負担はありませんでしたが、地域移行後につきましても、指導者への謝礼やスポーツ保険料なども加わり、保護者の負担が増えることが想定されるところでございます。

令和2年9月の国の指針では、地域移行における費用負担は保護者が負担することが適切であるが、国等による支援方法について検討するとされ、これを受け、スポーツ庁と文化庁では、国の令和5年度予算概算要求に部活動の地域移行に向けた支援として約102億円が計上されたとの報道がありました。

今後、地域移行に係る費用負担につきましても、国や県から地域移行に向けた支援など様々な方向性が示されると思われましますので、これらの動向に注視し、交通費を含めた保護者の負担について、運営準備会において協議をしてまいりたいと考えております。

次に、ハの事故等の責任の所在はについてお答えいたします。

地域移行後に組織される運営主体についての責任の所在等につきましても、国等により今後示される内容を確認し、組織の役割や責任の所在などにつきましても、他の組織の状況などを勘案し、運営準備会の中で協議してまいりたいと考えているところでございます。

中学の部活動の地域移行につきましては、学校の部活動と地域のスポーツ、文化芸術等が連携することで、生徒の学校内外の活動が豊かなものになるような体制づくりを千曲市と協働して進めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** イからハまでご答弁いただきました。2回目の質問をさせていただきます。

指導者の質をどう確保するか、見極めるかという点について、日本スポーツ協会というところが一応の方向性を出しているということでありますけれども、指導者資格の取得や研修の実施の促進ということをおっしゃっております。これはまだこれからですよ。来年度4月から始めるというわけですから、これではちょっと遅いんじゃないですかねということが一つあります。その点について、そういう資格や研修がないまま移行していくということでもいいんですか。それをまず確認したいということ。

もう一つは、千曲、坂城のそれぞれの学校の指導者、先生方と足並みをそろえて行っていくというご答弁でありました。一つは部活で、自分の専門というか経験していないスポーツを担当する、あるいは全く運動部をやったことがない先生が、顧問として何かのスポーツの顧問に充て職みたいになるという方も中にはいらっしゃると思うんですが、先ほどそういう答弁もあったかと思えます。そういう点について、坂城中の先生の担当者の皆さん、スポーツ、部活を担当している皆さんのご意見などはお聞きされたかどうか。その2点をちょっとお尋ねいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 指導者の確保につきましては、県・国等において資格や研修などが今後されていくと思われれます。4月の導入にあたっては、まだその資格取得や研修などが行われていない状況も想定されますが、現段階では、スポーツ少年団や体育協会などの指導者、また教員の兼職・兼業などによる指導者についてを検討しておりますので、そういった形の中でスタートできればと考えております。

また、先生方への意見聴取につきましては、この8月に千曲市、坂城町にある中学校の全教員を対象に地域移行についての説明をさせていただいたところでございます。坂城中学校につきましては、8月上旬に校長、教頭等に地域移行についてご説明をしたところでございます。

意見といたしましては、地域移行につきましては、現在も中学校で合同の練習会などを行っており、地域移行への移行は子どもたちにとっては抵抗がないのではないかと、また、保護者等の負担の軽減を町・市で検討をしていただきたいなどのご意見がありました。

**2番（大森君）** ご答弁ありがとうございました。先生方もこの地域移行については承知されているということだと思います。指導者の資格の取得や研修の実施について、結局は見切り発車ということになるんですよ。これはちょっと問題じゃないかなというふうの一つ指摘せざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

子どもの教育の場でもあるし、これから人間形成する上でも大事なところですので、見切り

発車は極力避けるということが必要だというふうに思います。これは、町でできるかどうかということがあると思うんですが、その辺はちょっと指摘だけはせざるを得ないと思います。

それからもう一つは、例えば戸倉上山田中なんかはサッカーが結構強いというふうに聞いておりますけれども、坂城町のサッカー部と戸倉上山田中学校のサッカー部、当然ほかの学校のサッカー部の皆さんが集まってくるわけですが、今の大会なんかも、学校単位が基本でまだやられていますよね。そういう場合に、戸倉上山田中学のサッカー部が地域移行するのかどうかということが心配、なるのかどうか。それは当然これから準備していく相談の中で出てくると思うんですけれども、戸倉上山田中以外の中学校のサッカー部は地域移行へ移ると。だけど、戸倉上山田中は今そういう段階じゃないと。何とか全国大会を目指してやりたいというようなこともあって、戸倉上山田中だけでやりたいということもあるんですね。そういう移行はしないということも認められるということなんでしょうか。ご答弁願います。

**教育文化課長（長崎さん）** 地域移行後の運営主体に関わる加入につきましては、生徒の希望する競技について、ご本人と保護者の下加入をするものになります。戸倉上山田中学校のサッカー部が加入されるかどうかにつきましては、現時点では、こちらのほうでは把握していない状況でございます。

**2番（大森君）** わかりました。だから、それぞれの部活の主体である子どもたちや保護者も兼ねて、全体の中で戸倉上山田中の皆さんと相談して地域移行するかどうか。来年4月以降、そういうふうになるかどうかは、まだわからないということが当然あると思いますが、地域移行しないで継続するというのも認められるということでもいいのかなというふうに思います。

あと、責任の所在についてなんですが、説明資料を見ますと、教育委員会の教育長が1人あって、その下に事務局やらと運営委員会ですかね、そういうものがあるんですが、万が一、こんなことはあってはいけないのですが、事故なりがあって訴訟になるような、こういうような事例があったときに、結局その責任の所在はどこになるのか。それは明確にはなっているかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。責任の所在につきましても、現在運営準備会が組織されておりますので、その中で運営や責任の所在、費用負担、様々なものについて今後協議を進めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、これはどの組織が地域移行を主導しているのでしょうか。その点についてちょっとはっきりさせたいと思います。だから、責任を持っているところが、地域移行への促進を準備して集めてやっていると思うんですよね。だから、集めて体制ができたので、教育委員会は離れますということになるんですかね。その辺がちょっとはっきりしていないので、ちょっと説明をお願いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 地域移行につきましては、千曲市と坂城町と協働で進めているもの

でございます。運営主体の事務局等につきましても、主体ができました以降も、千曲市と坂城町で事務局等を行う中で責任を持って運営をしていきたいと考えております。

**2番（大森君）** 最終責任は、町と千曲市の教育委員会だということでもいいかと思いますが、わかりました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

### 3. 交通弱者の支援の充実は

イといたしまして、デマンドタクシーの実証実験の状況はで質問をいたします。

乗り合いタクシー、デマンドタクシーというのがこの4月から実証実験が始まりました。そして約半年、5か月が過ぎておりますが、この間の実績はどうだったのでしょうか。登録者数、利用者の延べ人数等についてご答弁願いたいと思います。

次に、スタート時点の利用者目標、いわゆる予算を組む上で、何人くらいが利用されるかというようなことも一応想定しての予算計上だと思うんですが、そのときの登録者の目標人数や利用者について、どんなように設定されたのかお尋ねします。

次に、立ち寄る施設や希望する場所、デマンドの表を見ますと、行く場所というか停留場所というのが明記されております。こういうところに止まるわけですが、そのほかにそこに載っていないほかのところへ行ってほしいとか、あるいは利用者の新たな要望、また改善なんかの意見がもしあれば、どのようなことがあるのかお尋ねいたします。

次に、デマンドタクシーの運行を請け負っていただいている運送業者の本業への影響がちょっと心配されるんですが、これについてはどのように捉えておられるのでしょうか。

次に、現在、循環バスとデマンドタクシーということで2系統が町内を運行しております。循環バスの影響はあるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

**建設課長（関君）** 3. 交通弱者の支援の充実は、イ. デマンドタクシーの実証実験の状況はのご質問にお答えします。

デマンド交通の乗り合いタクシーにつきましては、本年4月より道路運送法に基づきまして町内のタクシー運行事業者の協力の下に、最長3年間の予定で実証実験を開始したところでございます。

運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者としまして、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間、それから午後1時から3時までの2時間の合計5時間において運行しております。

利用にあたっては、事前に利用者登録をいただきまして、自宅から買物や医療機関など、指定された停留所までの間を予約をいただいた複数の方が乗り合いにより運行するものでございます。

4月から8月までの状況ということでございますが、まず、利用者の登録人数につきましては、今年3月から利用登録の募集を行いまして、3月末時点では48人、運行開始後の4月末の時点では累計で109人で行いました。その後も毎月登録申込みをいただいております、8月末現在で170人と、順調に増加している状況でございます。

性別では女性が83%となっております、登録者の住所につきましては、坂城地区が38%、中之条地区12%、南条地区29%、村上地区が22%、登録者の平均年齢につきましては83.6歳となっている状況でございます。

また、登録者の運転免許の保有率につきましては、11.7%となっておりますので、運転免許証を持ってない高齢者の貴重な交通手段にもなっているのかなというふうにかがうところでございます。

また、乗り合いタクシーの利用者数の数でございますが、延べで4月の150人から5月は200人、6月が231人、7月が242人、8月が241人と順調に推移しているところでございます。8月までの5か月間で延べ1,064人となっております、4月からの運行開始以降、全ての運行日に予約をいただいているという状況でございます。

なお、利用先としましては医療機関が一番多く、続いて商店などの買物、金融機関、駅、公共施設の順になっております、利用時間につきましては、午前中の3時間が全体の7割を占めている状況でございます。

続きまして、スタート時点での利用者目標についてでございますが、今年度は一月の利用人数を約200人程度の運行として見込んでおりましたので、現段階では想定を大幅に上回る状況となっております。

利用者の新たな要望や改善の要望があるかといったご質問でございますが、利用者の中には、買物をする際に売場面積が広い店舗だけではなくて、小回りが良く、お総菜のものも小さかったりだとかするコンビニエンスストア、そういったものも加えてほしいという意見もございました。

現在、実証実験期間中でありますので、今後開催する地域公共交通会議等において、運行事業者の立場からも報告をいただく中で、陸運局と協議を行う中で許可をいただきまして、2年目の実証実験の運行計画を策定していく予定となっております。

しかし、利用者からの要望をお聞きする中で、すぐに改善できる内容等につきましては、把握ができるかとかいろんなことがあるんですけども、公共交通機関として改善できる場合、そういったものは速やかに対応しているところでございます。

運行事業者の本業への影響ということのご質問でございます。運行時間を平日の日中5時間と限定しているところでございまして、人員また車両の確保、こういったものについて支障を来している状況はありませんので、順調に運行を行っている状況だということでお聞きしてお

ります。

最後に、循環バスへの影響はどうかといったことについての質問でございますが、町の循環バスは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もございまして、全体的には利用者の減少傾向が続いておりますが、循環バス利用者は、びんぐし湯さん館の利用が多いことから、乗り合いタクシー運行に特段の影響はないものと考えております。

現在のところ、乗り合いタクシーと循環バス利用者のすみ分けがされている状況でございますが、今後も、コロナ禍の中で乗り合いタクシーの実証実験運行期間中にどのような影響があるか注視してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業を、より多くの皆さんにご利用いただくとともに、町としましては、3年間の実証実験期間がありますので、そういうものを通じてより利用しやすい、そういった仕組みづくり、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

**2番（大森君）** るるご答弁いただきましてありがとうございます。2系統で運行されているということの中でも、それぞれ今のところは順調に滑り出しているなというふうに確認いたしました。

やはり、希望する場所がいろいろと広がってくるということがあるかと思うんですが、コンビニなんかは本当に寄りたいなという感じはしますけれども、これは結局、来年度陸運局から許可をいただかなければできないということなんですかね。それについてもう一度ちょっとお答え願いたいと思います。まず、それについてご答弁をお願いします。

**建設課長（関君）** 再質問にお答えさせていただきます。まず、停留所の関係につきましては、停留所がここになりますよということも含めて陸運局のほうに申請をして、許可をいただいているということがございます。

実証実験を1年ごと更新していくんですが、そのたびに陸運局に、このところに停留所を増やしていきますということの申請をしていかなければならないということがありますので、現時点では、例えばコンビニエンスストアを拡大していくということになりますと、そういった陸運局の許可が必要という形になりますので、公共交通会議だとかそういったところで協議をする中で、必要であれば来年の4月以降に申請できればというふうに考えております。

ただ、バス停の中で、例えばバス停がわかりづらいですとか、そういったご意見もお聞きする場合もございます。それは許可の権限とは全く違った詳細な部分でございますので、そういったものにつきましては、その都度対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

**2番（大森君）** ぜひ、利用者の希望どおりをお願いしたいというふうに思います。

次に、想像するのが、できれば全町を自由に行きたいということで、もっと拡大できないか

という意見もあるんですが、それについての点はどうお考えになっているかということと、もう一つは、ここで聞くまでもなかったんですけども、せっかくですのでちょっとお聞きしますが、登録者は例えば1軒、ご夫婦であってもお二人が登録しなきゃいけないのか、あるいは代表のどなたかが登録するだけで、家族とかご夫婦で利用できるようになるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

**建設課長（関君）** 再質問にお答えさせていただきます。まず、今回進めているものが地域公共交通だということが大前提にあるかと思います。通常のタクシー事業とは違ったものという考え方が大前提にあるということ。その中で、利用者がなるべく利用しやすいところ、そういうものを探していくということかなというふうに考えております。

次に、ご家庭の中で例えばお父さん、お母さんそれぞれが登録しなければいけないのか、家族で1枚登録すればいいのかというご質問ですけども、それにつきましては、それぞれ個人の方がそれぞれ登録をしていただくという形になっております。

**2番（大森君）** いろんな質問に事細かくご答弁いただきましてありがとうございます。時間も迫ってまいりましたので、一般質問についてはこれで終わっていきたいと思います。

最初に質問させていただきました国葬の問題、それと元統一教会の問題、これらについてですけども、安倍元首相の国葬を一番喜ぶのは元統一教会の団体ではないか、現在追い詰められている旧統一教会、この団体は、自分たちを認める安倍元首相の国葬で再起することになるのではないのでしょうか。岸田首相が統一教会と自民党の関係を本気で絶つというのであれば、まず国葬をやめることではないかと思います。

以上で私の質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時06分～再開 午前11時16分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、4番 柘津明子さんの質問を許します。

**4番（柘津さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

#### 1. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害の原因は、様々な要因が複合的に絡み合うことにより深刻化しています。高齢化率の上昇、農家総数の減少、耕作面積の減少、猟友会会員の減少など、決して野生鳥獣が昔と違って凶暴化したのではなく、人間社会の変化が鳥獣被害の増加をもたらしたということが容易に推測されます。有害鳥獣の目撃情報や農作物の被害などがある中、なかなか解決策が見えてきませんが、被害の拡大を防ぐ策はやはり必要です。

そこで、イ. 野生動物の出没状況について。

この時期になりますと、有害鳥獣の目撃情報や農作物被害の話が頻繁に聞くようになります。野生動物の足取りを全て追うことは難しいですが、町民の生活を守るために、ある程度の確かな情報が必要であり、その情報が自らの命を守る備えと行動になるかと思えます。

そこで、6点お尋ねいたします。

1点目として、過去3年における野生動物の出没状況はどうなっているのでしょうか。

2点目として、目撃や被害の多い地区はどこでしょうか。

3点目として、過去3年間の捕獲頭数はどうなっているのでしょうか。

4点目として、野生動物の出没情報をどのように把握しているのでしょうか。また、猟友会とはどのように連携しているのでしょうか。

5点目として、連日出没情報が「すぐメール」で配信されていますが、配信の基準はあるのでしょうか。また、「すぐメール」を登録していない人のために、放送による伝達を行ったかどうか。

6点目として、野生動物による農作物への被害は把握しているのでしょうか。

次に、ロ．野生動物被害を防ぐ取り組みについて。

秋になりますと、冬眠の準備に追われる熊が餌を求めて活発になります。熊だけはありませんが、これからブドウとリンゴなどたくさんの果樹類の収穫期を迎え、被害の可能性が高くなっていきます。

そこで、被害を最小限にするための取組についてお伺いいたします。被害を防ぐための野生動物を寄せつけない取組は行っているのでしょうか。また、それに対する支援制度はあるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 柘津議員さんの有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

野生鳥獣につきましては、近年、里山における住民活動が減少し、手入れがされなくなってきたことや、山あいの耕作放棄地が増加していることなどを要因として、野生鳥獣の生息環境が変化してきており、人里における目撃情報や、農作物の被害報告が多く寄せられているところでございます。

初めに、野生動物の出没状況であります。住民の方から通報がなされないケースもあり、正確な数字は把握できておりませんが、町に通報や相談がありました被害情報や目撃情報を基に過去3年間の件数で申し上げますと、令和元年度が35件、令和2年度には39件、昨年度は49件でありました。今年度は、8月末の時点で40件の情報が寄せられておりますので、やや増加傾向となっている状況であります。

なお、通報のあった野生動物の種類につきましては、イノシシやニホンジカ、熊などの大型獣をはじめ、タヌキやキツネ、ハクビシンなどの小型獣、またカラスなどの鳥類であります。

目撃情報や被害情報の多い地区につきましては、山あいの地区での情報が多く寄せられてお

りますが、住宅地においても小型獣による被害や目撃の情報が近年多くなってきており、小型獣が生息しやすい空家が増えてきていることなどが要因と推察されます。

次に、過去3年間の有害鳥獣の捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度では、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、熊など合わせて126頭を駆除し、令和2年度では同様に121頭、昨年度は108頭駆除しております。

なお、野生動物の出没状況の把握につきましては、地域の方からの目撃情報や被害情報により、町猟友会と町職員が協力して出没状況を確認し、大型獣が出没した際は、わなやおりの設置を行って捕獲をしているほか、千曲警察署とも連携して周辺にお住まいの方への注意喚起やパトロールも行っているところであります。

一方、小型獣による被害などの連絡があった際は、出没状況を確認し、小型獣用のおりが常に管理できる環境下にある場合には、おりの貸出しを行い捕獲に努めております。

また、町猟友会と連携した取組としましては、町猟友会へ鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣の駆除を委託しており、年間を通じて、おりやわな、銃による駆除を行っております。

次に、「すぐメール」での配信基準につきましては、目撃情報や被害情報を基に出没状況を確認し、大型獣がまだ周辺に生息していることが予想され、近くにお住まいの方々へ危険が及ぶおそれがある場合や、児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、「すぐメール」による周知のほか、必要に応じて屋外スピーカーによる注意喚起を行っております。

また、「すぐメール」に登録されていない方については、出没地区周辺において千曲警察署と協力して注意喚起を行うとともに、防災行政無線の定時放送やホームページでの出没情報や注意喚起を行っております。

次に、農作物への被害状況につきましては、農家からの被害の連絡や町猟友会への聞き取りにより把握をしているところでありますが、主な被害はイノシシやニホンジカ、熊など大型獣による米や野菜、果樹の食害のほか、近年ではハクビシンやアナグマなど小型獣による野菜や果樹への食害や、カラスなど鳥類による果樹への被害なども多くなってきております。

続きまして、ロ. 野生動物被害を防ぐ取り組みについてお答えします。

有害鳥獣を寄せつけない取組としましては、捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な取組が重要であります。また、町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進めることが必要であります。

まず、捕獲対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊として、町猟友会による駆除を行うほか、地元自治区と町猟友会、そして町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除を行っております。

集落捕獲隊は、地元区の被害状況や出没状況に応じて、町猟友会がわなやおりを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、町猟友会

と町職員が協力して駆除するものであります。

この集落捕獲隊の取組につきましては、行政協力員会において事業内容を周知させていただき、有害獣被害に苦慮している地域での活用を促しているところであります。

次に、防除対策につきましては、区を主体とした地域の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しております。

侵入防止柵は、山と人里とを広域的に隔てることにより有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的として、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、昨年度からは南条地区の入横尾で設置が開始されました。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしておりますので、未設置の地域においても、侵入防止柵の効果を説明し、ご理解をいただく中で、今後も侵入防止柵の設置を推進してまいりたいと考えております。

防除対策では、このほかにもおのおのの農家で行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところであります。

三つ目の環境整備につきましては、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。餌となり得る残渣や収穫されないで残っている果実など、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなってしまいます。農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、町では鳥獣被害を減らすという観点からも、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないかパトロールを行っているところであります。

今後も、町猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備の対策を軸として、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**4番（柁津さん）** 担当課長よりご答弁いただきました。1点、再質問します。目撃情報や出没時の幼保小中への連絡体制はどのようになっているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。有害鳥獣の目撃情報や被害情報があった際は、町と町猟友会において出没状況など現地確認を行い、住宅地に近く、小中学校の児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、町教育委員会を通じて各学校へ情報提供を行い、集団下校などの対策を取っていただいております。

また、保育園や幼稚園につきましても、園外保育等で里山周辺に出かけることもございますので、こちらも町教育委員会を通じて情報提供を行い、注意喚起を行っているところであります。

**4番（柁津さん）** 担当課よりご答弁いただきました。鳥獣被害対策で大切なことは、町民に協

力をお願いし、鳥獣を寄せつけない環境づくりだと思います。日頃の自分の行いが鳥獣を寄せつける原因となっていないかを確認し、必要に応じて対策を取っていかねばなりません。

被害を減らすことに成功している地域の対策として、大切なことは三つあるそうです。一つ目に、野生動物を人里に誘因する最大の要因である餌、つまり放任果樹、作物残渣等の除去。二つ目に、野生動物の行動を考慮した正しい柵の設置と点検、補修。三つ目に、加害個体を対象とした捕獲だそうです。この三つを取り入れ農地への侵入を防止し、周辺環境管理を行い、最小限の被害で済むことを望みます。

また、町民の皆様にも目撃情報、被害情報などを迅速に役場に通報するよう、町からも積極的な働きかけをしていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについて。

デジタル庁は、行政のデジタル化を進めるため、社会全体のデジタルトランスフォーメーション、すなわちDXを推進するための司令塔として創設されました。デジタル庁が発足した背景として、新型コロナウイルスの影響で日本経済が大打撃を受け、政府は必要な世帯への給付金を支給し、全国でワクチン接種の実施をするなど様々な施策を打ちました。

しかし、新型コロナウイルスの政府の対応では様々な問題が顕在化しました。例えば国民1人当たり現金10万円の給付の施策では、電子手続に関連トラブルが続出。また、ワクチン接種予約での混乱など、デジタル化の遅れが大きな問題となりました。

特に先進国と比較すると、デジタル化の遅れが顕著となっています。そのため、ポストコロナの新社会を目指すために、デジタル改革の推進が必要不可欠となりました。

また、これまで日本の省庁や自治体の情報システムは、縦割りの行政による相互のやり取りがスムーズにできない状態が続きました。

そこで、まず行政手続をデジタル化し、行政機関同士のやり取りもスムーズに行おうと動き始めたのがデジタル庁の発足した背景です。すぐにやってくる新・情報化社会への準備をこれから進めていかねばなりません。

そこで、イ. マイナンバーカードの交付状況は。

今後、デジタル化を進めていく上で、利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及は必要不可欠です。そこで2点お伺いいたします。

1点目として、過去5年の年度末時点の交付枚数と交付率の推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、最新の交付枚数と交付率はどのようになっているのでしょうか。

次に、ロ. 交付率を上げるための取り組みは。

2022年6月30日からマイナポイント事業が始まっています。マイナンバーカード新規取得で5千ポイント、健康保険証として利用申込みで7,500ポイント、公金受取口座登録

で7, 500ポイント、最大で2万ポイント、つまり2万円がもらえます。

町民サービスでより便利になる例として、7, 500ポイントもらえる公金受取口座の登録で、年金や児童手当、税金の申告の還付金、コロナウイルスによる国民全員に交付された給付金なども面倒な書類作成をせずにこの口座に入ります。

健康保険証利用の登録でマイナンバーカードが保険証になり、現在、病院や薬局で導入が進んでいる読み取り機で自分の治療歴や処方された薬の履歴が確認できます。セカンドオピニオンを求めて別の病院に行った場合に、希望すればそれまでの病歴、治療歴を共有することもできます。お薬手帳の必要もなくなります。

便利に費用を抑えて新たな仕組みを取り入れるには、まずは多くの人に利用する準備をしていただかないことには前に進めません。前に進むためのキーになるのがマイナンバーカードなのです。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、交付率を上げるためにポイント付与の広報が効果的だと思いますが、どのようにしているのでしょうか。

2点目として、物価高の中、2万円相当のマイナポイントは非常に家計の助けになると思います。しかしながら、このポイントを受けるためには、マイナンバーカードの申請を9月末までに行う必要がありますが、期限までにカードの交付を進めるための取組はどのように考えているのでしょうか。

3点目として、15歳未満の子どものマイナポイントについて、どのように周知しているのでしょうか。また、自分でカードの申込みやマイナポイントの申請ができない人への対応はどのようにしているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま、柗津議員さんから2番目の質問としまして、マイナンバーカードについてご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、今もるるお話がありましたけれども、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成27年10月から住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバーが付番され、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところであります。

当町における最新の交付枚数と交付率につきましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の最新の速報値によりますと、8月31日現在、交付枚数が5,938枚で、交付率は41.22%となっております。県の平均よりちょっと上くらいの感じです。

交付率を上げるための取組といたしましては、マイナンバーカードの発行が開始された当初から、仕事等で平日の受け取りができない方のために、毎月第2・第4土曜日の午前9時から

午後3時までの間、窓口を開けて交付の手続を行っているところであり、平日の受付窓口についても午後6時半まで時間を延長するなど、住民の皆様が受け取りやすい窓口対応を行っているところでもあります。

また、マイナンバーカードの申請自体は常時行っていただくことができますが、現在、国のマイナポイントの第2弾として、今年9月末までにマイナンバーカードを申請された方は、最大で2万円分のマイナポイントを受け取ることができる制度が展開されているところでもあります。家計的にも非常にインパクトのあるキャンペーンであり、町といたしましても、チラシの配布や「広報さかき」及び町ホームページへ掲載するとともに、防災行政無線により広く周知に努めているところであり、残り1か月を切る中で、このメリットをもう一度お知らせしながら、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、マイナンバーカードに係る出張窓口を、新型コロナワクチンの接種会場や選挙における期日前投票所などのほか、先月15日に開催しました「二十歳のつどい」の際にも開設し、その場でマイナンバーカードやマイナポイントについて説明する中で申請をしていただいたところでもあります。今後におきましても、直接申請していただける機会を設け、交付率向上に努めてまいりたいと考えております。

こうしたポイントの付与とともに、マイナンバーカードを作っていただくメリットとしましては、マイナンバーカードは顔写真付きの公的な身分証明書となり、運転免許証と違い、どなたでも取得していただくことができます。

また、確定申告をはじめ子育て等に関する手続など、各種行政手続もオンラインで申請いただけるほか、公金受取口座を登録いただくことで、年金や児童手当などを申請する際の手続が簡素化されるといった利点もございます。

昨年10月からは、健康保険証としての利用が本格運用され、病院や薬局の受付で健康保険証を提示する代わりにマイナンバーカードを用いることができるようになったところでもあります。

現時点では、利用できる医療機関がまだ少ないとのことではありますが、今後、対応する医療機関が順次拡大されていくものと思っております。

さらに、当町におきましても、今後、コンビニエンスストアで住民票などの公的証明書を取得することができることとなります。このコンビニ交付サービスにつきましては、来年1月末のサービス開始を目途に現在準備を進めており、カードの利便性をより実感していただけるものと考えております。

町といたしましても、マイナンバーカードの利便性についても広く啓発する中で、住民サービスの向上及びデジタル化の推進といった観点からも、さらなるマイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、イのマイナンバーカードの交付状況はのうち、交付枚数と交付率の推移についてお答えいたします。

過去5年間の年度末時点の交付枚数と交付率の推移であります。累計で申し上げますと、平成29年度末が1,093枚で交付率7.21%、平成30年度末が1,253枚で交付率8.34%、令和元年度末が1,530枚で交付率10.29%、令和2年度末が3,351枚で交付率23.01%、令和3年度末が5,510枚で交付率37.54%でございます。

最新の交付枚数と交付率につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、8月31日現在、交付枚数5,938枚で交付率41.22%となっております。

なお、マイナンバーカードの申請にあたりましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、二次元バーコード付きのマイナンバーカード交付申請書が順次送付されておりますので、この機会にぜひマイナンバーカードの申請をお願いいたします。

申請の方法は、スマートフォンやパソコンによるインターネット申請、郵送による申請、証明写真機からの申請のうち、いずれかの方法で申請していただけますが、役場住民環境課窓口にお越しただけであれば、申請に必要な写真をその場で撮影し、そのまま申請手続きをしていただけるサポートを行っております。スマートフォンやパソコンの操作に慣れない方や、申請のやり方がわからない方、写真が用意できないなど、ご自身での申請が難しい方は、お気軽にご利用いただきたいと思いますと考えております。

また、交付申請書がない場合でも役場の窓口で即時に発行できますので、ご希望の方は本人確認のできる証明書を持参の上、ご来庁いただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの受け取りについては、申請をいただいた日から1か月くらいで、交付準備ができた方へ、はがきによる交付通知書をお送りいたしますので、交付通知書に記載の必要書類を持参の上、住民環境課の窓口へお越しいただきますようお願いいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 私からは、ロの交付率を上げるための取り組みはに係るご質問のうち、ポイント付与の広報に関してと、子どものマイナポイント手続きやご自分で申請ができない方への対応についてお答えをいたします。

まず、マイナポイント制度につきましては、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築、消費の活性化を目的として、国が令和2年9月から実施している事業でございます。

創設当初の第1弾では、マイナンバーカードを取得した個人が、マイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスのうち、ご自分が使用する決済サービスを選択して申込みを行い、チャージまたはそれを利用して買物をすると、5千円分を上限としてチャージ額または

買物額の25%のマイナポイントを受け取ることができるもので、令和3年3月末までが期限とされておりましたが、期限が延長され現在も実施されているというところがございます。

さらに、今年の6月末から受付が開始されましたマイナポイント第2弾では、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みで7,500円分、給付金などの公金受取口座の登録でさらに7,500円分のポイントを受け取ることができ、第1弾のカードの新規取得のポイント5千円分と合わせ、最大で2万円分のポイントの付与を受けることができるようになりました。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントとして取得でき、来年2月末までにマイナポイントの申込みをした方に限りご利用いただくことができるというものでありますが、選択するキャッシュレス決済サービスによっては、申込みの期限や取得したポイントを使用できる期間が異なりますので、注意していただく必要がございます。

答弁が前後いたしますけれども、先に15歳未満の方の手続、それとご自分で申請できない方への対応からお答えをいたします。

マイナポイントにつきましては、その規約上、カードを取得されたご本人名義のキャッシュレス決済サービスでポイントを申し込むということが原則となりますが、ご質問にございました15歳未満の子どものマイナポイント手続におきましては、自身での申込みが困難な場合などは、本人に代わって親御さんなど法定代理人が申込みを行い、その法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスでマイナポイントの申込みをすることができるとされております。

ただし、この場合におきましても、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算して付与することはできないため、例えば、お子様の分のマイナポイントを申し込む際に、既に親御さんご本人がマイナポイントを申し込まれているといった場合には、ポイント付与の指定をされた電子マネーやクレジットカードなどとは別のキャッシュレス決済サービスで申込みをいただく必要があるということでもありますので、ご留意をお願いしたいと思います。

マイナポイント申込みの手続は、個人のスマートフォンやパソコンなどから直接行うこともできますし、コンビニエンスストアやデパートなど様々な場所にも手続スポットが設置されております。

また、町では、手続に際してマイナンバーカードの読み込みができないなど、ご自身で申込みの手続ができない方等への支援として、企画政策課窓口において、職員が申込み手続のサポートを行っており、先月8月は1か月で155件のサポートを行ったところでございます。

そのほか、それぞれのキャッシュレス決済サービスを提供している携帯電話の販売店などで

も支援を実施しているほか、県では今月末までの取組として、日時を決めて県内の大型商業施設等でマイナンバーカードやマイナポイントの臨時申込窓口を開設する予定となっております。

広報面でのご質問でございますが、マイナポイント制度につきましては、これまで15歳未満の方の対応を含め、国が行っている広報のほか、町長からも答弁を申し上げましたとおり、町でも窓口へのパンフレット設置やホームページ、「広報さかき」、防災行政無線を通じたお知らせのほか、ワクチン接種会場や各種イベント会場等において積極的に制度の周知を行ってきたところでありますが、マイナポイントをお申し込みいただくためのマイナンバーカードの申請期限が今月末と迫ってきております。

町といたしましても、マイナンバーカードの一層の交付につながるよう、15歳未満の方の手続、これはもちろん含めまして、様々な媒体を活用する中で、さらなる制度の周知に努めますとともに、町民の皆様の申込み等に際し丁寧なサポートを心がけてまいりたいと考えておりますので、まだカードをお持ちでない皆様は、ぜひこの機会に申請をしていただきますようお願いを申し上げます。

**4番（柗津さん）** 町長、担当課長よりご答弁いただきました。デジタル社会の実現をさせるためのコア中のコアは、国民全員に統一のIDを割り当てることだと思います。世界的に見ますと、統一IDなしで暮らせない社会になっている国があります。アメリカは社会保障番号、韓国は住民登録番号、デジタル行政で有名なエストニア、ドイツ、カナダ、シンガポールなど、先進国の中では統一IDなしでは何もできない国のほうが多数派になっています。

日本は巨額の税金を投入して住基ネットナンバーなど、何度もシステムだけをつくっていましたが、うまくいきませんでした。その原因は、日本では統一IDを使わなくても日々の暮らしに困らないからです。

私の姉が住むアメリカでは、社会保障番号がなければ家を借りることも、銀行口座をつくることもできず、免許取得、大学入学時にも必要だそうです。近い将来、統一IDなくしては暮らせない社会になることが予想されます。

当然、マイナンバーカードにもデメリットはあります。一つ目として個人情報の漏えいリスク、二つ目としてセキュリティー体制への不信感、三つ目として銀行口座とのひもづけへの不安、この3点が代表かと思えます。しかし、何事にも必ずメリット、デメリットはあるはずで

す。

現状では、マイナンバーカードの発行は義務ではなく任意です。今の段階では保持していなくても不便を感じる場面はほとんどありません。しかし、今後マイナンバーカード1枚で転職、求職、退職などにおける社会保障や、年金などの手続もマイナンバーカードがあれば円滑に実施できるよう環境整備が進んでいます。

町ではコロナワクチン接種会場、期日前投票の会場、防災訓練の会場等で積極的に普及活動

をしていただきました。今後、9月末までのカード申請、来年2月末までのマイナポイント付与の締切りまで、さらなる普及活動とポイント付与に関する手続のサポートをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。  
(休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

**14番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、我が国日本におきまして、コロナコロナで3年目、私も4回目のワクチンを先だって受けてまいりました。

また、安倍元総理の国葬は、何億円かかっても行うようであります。森友・加計だとか桜を見る会はどうなったんでしょうね。たしかこの事件のとき、亡くなった官僚もいましたよね。トカゲの尻尾切りだと言った人もおりました。

人の命は大切に、金持ちも貧乏人も偉い人も偉くない人も同じで、差別なく平等だと教わってきましたが、果たしてそうでしょうかね。安倍総理の亡くなったことには弔意を表すものがありますが、その後、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、旧統一教会と安倍総理との関係、自民党議員を中心とする旧統一教会の選挙運動を含めたギブ・アンド・テークの関係。国は韓国とは戦後最も犬猿の仲であると、ある意味国民をあおっておきながら、安倍総理、自民党の多くの議員が韓国の人がつくった旧統一教会とずぶずぶの関係だったとは、私も日本人として残念で情けないと、こう思うのは私1人だけでしょうかね。

そしてまた、日本の若者が大活躍をした東京オリンピック招致問題であります。安倍総理がマリオの格好をして、福島原発は完全に制御できたと世界に向けて発表をいたしました。そこへおもてなしを加えて勝ち取った東京オリンピックでありましたが、そのところは皆様周知のとおりであります。

これがまた最近、オリンピックのスポンサーで、これまた私の大好きなスーツを販売している日本一のチェーン店を展開している我が長野県出身のAOKIでした。それからまた横文字になってはりましたが、昔の角川文庫ですよ。よく私もあの本を読みました。言うなれば昔の角川書店、またここが賄賂を贈ったと、またえらいマスコミをにぎわしておるわけでありませう。

我が日本、どういう国になってしまうのでしょうか。もう少し時がたてば、これは歴史が証明するでしょう。

前段が長くなりましたが、さて、歴史が大切であるということがわかったところで、質問をさせていただきます。

①町の文化財対策は

(イ)江戸時代の古文書は

町では江戸時代の古文書を多く収集してあると思いますが、その実績をお尋ねいたします。

(ロ)明治・大正時代の文書は

江戸と同じように収集実績をお尋ねをいたしたいと思います。

(ハ)昭和時代の文書は

私も昭和生まれであり、ここにいる多くの人も、全員ですか、昭和生まれかと思いますが、ついこの間、明治は遠くになりけり、明治100年なんて言うておりましたが、年号が昭和、平成、令和となる最近では、まさに昭和は遠くになりけり、昭和100年という時代となりました。まさに光陰矢のごとくであります。

そこで、戦前はもとより戦中・戦後の写真や日記、日用品などを収集していくことをご提案申し上げます。この辺のところも町のお考えをお尋ねしたいと思います。

最後、二といたしまして古文書の全町戸籍作成を。

我が町の殿であります村上義清公の書状は3通あると言われてはいますが、残念ながら我が坂城町には1通もありません。この辺のところは、私はこの3通がどこにあるか自分なりに調べてあります。いつか、100万円くらいなら買ってもいいかなと私は思っています。私が見るんじゃなくて、これは買ったらすぐ坂城町へ寄附を。議員の場合、寄附できませんから寄託ですかね。それをしようかなと思っていますが、なかなか3通、うまく手に入ればいいんですが、なかなか難しいでしょうな。

そうは言いましても、古文書はまだまだたくさん残っていると、この坂城町には。ということもお聞きしておるわけでありまして。まだ間に合うと。というのは、新しいうちを造ったり、代替わりしたときにみんな、今はちょっと千曲市になりましたが、昔で言うと、みんな葛尾に持っていつちまうだわなんていうようなことを言われたときもあったわけですね。でありまして、まだ今だったら間に合うよというお話を聞いておりますので、戸籍、全町リストですね、この時代に私は作成しておくべきだと思います。その辺の町のお考えはどうなのかお尋ねをして、第1回目といたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 1. 町の文化財対策はのご質問について順次お答えいたします。

古文書は江戸時代以前に作成された文書で、特定の相手に何らかの意思を伝えるために書かれたものとして、当時の人間関係や社会背景など、町の歴史を知る上で非常に重要な史料であることから、平成25年に文化財センターに古文書資料室、閲覧室を開設し、収蔵体制の充実を図っているところでございます。

江戸時代の古文書と明治、大正時代の文書に関して、時代ごとの収集状況についてのご質問でございますが、現在、教育委員会で寄贈・寄託されている古文書につきましては、江戸時代などに役所的な職務を務めたお宅に残された文書などで、寄贈・寄託された古文書の中には、江戸時代以前のものや、明治、大正、昭和のものなどが混在しているものも多くあり、時代ごとの数につきましては把握できていない状況でございます。

教育委員会で収集している古文書の総数につきましては、江戸時代を中心に現在約3万7,300点であり、目録整理を終えて古文書等閲覧室で閲覧できる古文書は約2万6,300点でございます。

主なものは、上平の「大橋家文書」、南日名の「内山家文書」、苧屋原の「水出家文書」のほか、主に明治や大正、昭和時代で構成された文書、「坂城郵便局文書」、「旧春日邸文書」、新地の「山崎家文書」などがございます。

「旧春日邸文書」につきましては、大正9年に実施された第1回国勢調査に関する文書が含まれるなど、明治から昭和にかけて、人々の暮らしや社会を考察する上で非常に貴重な史料となっております。

また、令和3年度には新たに、上平の「久保速雄家文書」約6千点、中之条の「中島源雄家文書」約3,200点、網掛の「大井仁志家文書」約100点など合計9,600点を追加し、継続的に専門家の指導の下、整理、調査、研究を実施しております。

次に、ハの戦中、戦後の写真や日記、日用品の収集についてのご質問ですが、当時の生活のために使っていた道具などの民具につきましては、古文書などに残っていない人々の生活や歴史、文化などを知ることができるものでありますので、情報をいただく中で収集を行っております。

町でも、すきやくわ、戦後の半機械化された農具をはじめ、消防団の器具、食器類など多種多様なものを収集しており、食器類の中には戦争関連の記念品も収集されております。また、収集した一部の民具につきましては、坂木宿ふるさと歴史館及び文化財センターにおいて展示を行っております。

また、戦中、戦後の写真、日記などの私文書につきましては、古文書や民具の収集の際に、併せて寄贈・寄託を希望された方がおりますので、年代等に区分することなく収集をしております。

新地の「山崎家文書」の中には、山崎家が蚕の卵の飼育をする蚕種業を営んでいたことから、戦前の蚕種製造に係ることや、戦後の蚕種の製造・販売をしていた会社の経営状況などに係ることなど、戦後の復興期頃までの歴史的価値のある文書が含まれております。

古文書及び民具等の収集につきましては、引き続き広報誌などを活用して、広く町民の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、二の古文書の全町戸籍作成をについてお答えいたします。

町内での本格的な古文書の所在調査は、町誌の編さんに伴い、昭和48年に組織された坂城町誌編さん委員会が主体となり行われたとお聞きしております。この調査は、所有されているお宅の古文書を一部写真撮影し、内容及び点数を目録としてまとめたものでございます。

現在は、古文書を所有されている方の申出の都度、期間を定めて古文書をお借りし、その内容等の目録を作成しリストに追加しているところでございます。この目録につきましては、所有者へも同様のものをお渡しし、保存について依頼をしているところでございます。

この目録につきましては、町内全てを網羅しているものではないことから、古文書に関する啓発を進めるため、公民館講座や古文書研究会等によって古文書講座や歴史について学ぶ機会を設け、古文書の大切さをPRしてきたところでございます。

古文書が失われる原因として、書かれている文字が現在使われている文字とは異なることから、書かれた内容を知ることが難しく、資料自体の重要性に気づかないで捨ててしまったり、古物商などによって町外に持ち出されてしまうことが挙げられます。

古文書は歴史を知る上で非常に重要な資料でありますので、古文書が失われることは、町の歴史を知る上で大きな損害であると考えております。

今後も引き続き、その重要な資料が失われないよう、広報誌などを活用しながら、町内に古文書をお持ちであるかどうか、お知らせとお願いをするとともに、新たに発見された古文書について目録化を図っていきたいと考えております。

**14番(中嶋君)** 課長より懇切丁寧なご答弁をいただきました。いろいろよくわかりました。膨大な数ですね。3万7,300、ざっくり4万ぐらいあるのかなと思っておりますけれども。

これはさっきも言われたように、今の日本語で書いてなくて、昔の江戸時代のような言葉ですから、解読するにもなかなか私は容易じゃねえなど、大変だなと。大橋先生は一生懸命やっていたなんて話も伺っております。大橋先生に会ったときもあれです、また自分の弟子をいっぱいつくっておいておくんななんて、私お話を申し上げたこともあったんですが、一生懸命やられていることがよくわかりました。

いろいろデータ、それからいろんな借りたものを写真に撮ったりして、またお返しするとか、きちんとしたことをおやりになっていただいて、ありがたいなど。

場合によっては、先ほど私が話を申し上げましたように、じいちゃんがうんと大事にしていたけれども、代替わりしたときに、こんなものはネズミの小便だらけでなんて言って、興味のない人は捨てちゃうわけだけれども。中にはやっぱり、いや、これはおうちの昔からの宝ものだぞと、大事にしておかなきゃいけないぞなんて言ってね、歴史同好会だのに入っているなんていうような人は、本気に大事にさせていただけるから、それはそれでいいでしょうけれども。今言ったように、こんなのはなんていうような、いくらじいちゃんが好きでも、息子の代に

なったら、こんなものなんて言ってね。私と同じようにお金のほうが大好きだったりする人もいるわけですから。そんなになっちゃうと、みんな今言ったようにどっかへいっちゃったり。

あるときちょっと話を聞いたんですが、そうは言っても、坂城町のやつがたしか群馬県の業者だったと思うんですが、そこの古文書関係を扱っている、売り買いをしている商売をしている方がおるようで、その人に私もちょっとまた連絡を取って、カタログなんかをもらって見たんですが、意外と坂城町のものがあったりするんですよね。鼠宿がどうたらとかね。何かそんなようなものがあったりして。それで大橋先生の話聞いたときにも、実は俺、あそこから買ったことがあるだわいなんて言ってね。大事なものが出来たなんて言ってね。

逆に言います。商売としてそういうところへ売った人はまだよかった、何とか助けてもらった。葛尾へ持っていったらもうおしまいです。大橋先生の話、たしか5万だか6万だかかかっちゃったわやなんて言ってね。どうしたいって言ったら、買っただわなんて言ってね。それはよかった、坂城町の宝を買い戻してもらっただかいなんて言って。それから、私もその住所を教わったもんで電話をかけて、そこの店主にひとつ俺にもカタログを送ってよこせなんていうことでね。

この間も面白いものが出てきましてね。実は一つ私はそれを買い求めたんですが、佐久間象山の書が出てきていました。これは本物かいつて言ったら、見る人によれば本物だしなんて怪しげなことを言っていましたけれども。まあいいや、面白がって、それじゃあ、えらい100万も200万もするようなものじゃなかったから、それじゃひとつあれだ、買っとくわいなんて言ってね。商人です。すぐそういうことを言うんですよね、いやらしいんですが。12万でした。また見たい人はうちへ来れば佐久間象山の書がありますので、お見せできるかと思えます。

できましたら、課長、一生懸命ご答弁していただいたわけでありますが、これは教育長にもまたあれです。答弁は、通告していないから、しなくてもいいけれども、とにかく、どこのうちに古文書があるというのだけ調べておいていただきたいというのが私の考えなんです。坂城町中です、これは。

それがちょっと言葉があれでしたが、古文書の戸籍というような言葉を私はつくったんですが。それをしておくかどうかということ、さっき言ったように、うんと好きな人で、うちの父ちゃんは、学校の先生をやっている大好きだったと。おらも学校の教員をやっているから、おらはこれが好きだわという人はいいけれども、父ちゃんは学校の先生をやっているけれども、おらは今サラリーマンになっちゃって、こんなものもらってなんて、ごったくなんていうようになるよ今言ったようになっちゃまう。

だから、古文書の戸籍を作っておくと、役場の職員の皆さん、みんなね、私なんかもそうですが、朝起きて一番真っ先にやることは新聞を読むことです。しかもお悔やみ欄です。坂城町

で誰が亡くなったかなど。ここから私も始まります。町長はじめ、役場の職員の皆さんはみんな見ていると思います。そうすると、今の戸籍を作っておくと、あのうちにたしかいい文書があったぞと。あの人が亡くなっちゃったかやと。今すぐ飛んでいくわけにいかねえけれども、四十九日でも過ぎたら、学芸員を中心に、また協力員なんていうような人をつくってもいいですが、そういう人をお願いをして、実はこのうちには、これこれこんないいものがあったんだけど、どうだいと言ったら、おらちのじいさん、大事にしてたもんがあったわなど。だけど、うちのおやじは死んじゃったからいいわい、持っていったいなんて言って、町へもらっておけば、これはまたさつき課長もおっしゃってありましたように、まさに歴史、町の宝になると思うわけです。

今なら間に合うということです。できましたら、その辺もう少し真剣に考えていただいて、協力員みたいなものをつくるんだしたら、また少し予算づけでもしてですね、坂城町中のお宝をよそへ、それから焼却場に持っていかないように、これは今生きている私たちがやっておかなければ、私はいけないと思います。

さつき昭和も言いましたでしょう。昭和だってもう始めなきゃいけないんですよ。余計、江戸時代とかその辺のところはきちんとしておかなければいけないということで、この質問は、私は8年くらいかな、前にもやっております。あんまり進んでいないようにお見受けしましたので、もう一度老婆心ながら一般質問させていただいたと、こういうあんばいでございます。

それで、先ほども私言いましたが、何で昭和だいと。私は昭和24年1月10日生まれの男であります、何で昭和だいと。本当にもう昭和だね。まさかあれですよ、俺のおやじの時代、じいさんのときには戦争をやっていたんですよ。ロシアとウクライナみたいに。おどけちゃうよね。戦争なんてことを言えば、おら全然知らねえもの。だけれども、考えてみれば、おらちのじいさんは中之条村で当時一番真っ先に召集がありまして、どこへ行ったと思いますか。ロシアですよ。ロシアへ戦いに行ったんですよ。勝ったようですがね、当時。俺のじいさんです。

その次、俺のおやじです。おやじは第二次世界大戦で行っております。バシー海峡でアメリカの潜水艦にやられまして、三日三晩浮いていたそうです。そこで日本の商船が通って、それででっかい網を投げられて、そこへひっつかまって助かったそうです。大勢死んでいったようです。あそこでおやじが死んじゃったら、こんな生意気な登なんていうのは、こんなところに立っていませんがね。何とかおやじ生きて帰ってきたから、ここに登がおるわけです。

そんなようなことを考えると、昭和に戦争があったんですから。日本がやったんだから。明治、大正もやったんだから。江戸はまるで国内でチャンチャンバラバラやっていたようですから。これがだから、町長も思うでしょう。昭和は遠くなりましたよね。戦争があったんですもん、日本でね。今はウクライナだなんて言ってね、ロシアだなんてやっていますけれども。そんなどこじゃねえや、日本がそうだったんだから。

その歴史をやっぱり、これから私たちは、俺の友達なんかも中嶋はあと5年だわなんて言っているのもいるんですが、10年、ちょっと欲をかいて20年くらい生きたいなぐらいに私は思っているんですが。でも30年は生きませんわな、町長も含めて。誰もいなくなっちゃうんじゃないですか。そのときにはやっぱり昭和の歴史も、これからの坂城町の子どもたち、日本の子どもたちに私は残しておかなければいけないものだと思ったわけです。

何でそんなことを言うかという、ついこれはいつだったかな、8月30日の信濃毎日新聞に、こんな話がちょっと載っていたんですよ。これは麻績の人です。「死んだはずの父が、生きて戻ったー。」東筑摩郡、これは昔の日向村です。現東筑摩郡麻績村です。「現東筑摩郡麻績村から南方へ出征した故・飯森袈裟尊さんの生死を巡る、1946（昭和21）年の文書が、長男の忠幸さん（82）の元に残されている。1通は6月、家族が受け取ったサイパン島で戦死の公報。もう1通は11月、戦死の正式な取り消し。袈裟尊さんは実際は島で生き延びて、帰還した。袈裟尊さんは32歳だった43年、村に父親や妻の茂子さん（いずれも故人）、3人の子を残して出征。海軍航空兵としてサイパンに上陸し、落下傘部隊に編入された。44年6月に米軍が砲撃、上陸したサイパンでは、7月に入って日本軍が全滅。敗戦の翌年、実家に届いた公報の戦死日は同8日となっていた。忠幸さんは当時小学1年生。長野市の善光寺に出向き、「英霊」となったはずの父の骨箱を受け取った、と記憶している。戦死者の出迎えは村幹部を含め、村境まで出向くのが慣例だった。母茂子さんは悲しみに暮れたという。だが、袈裟尊さんは銃弾を胸の上部や脇腹に受けながらも生きていた。洞窟のような所で潜伏し、飢えに苦しみながら木の根や虫、へび、カタツムリなど何でも食べた。米軍の掃討作戦にもたえ、夜に浜辺で傷を洗った。再三まかれるビラや拡声器の呼びかけには応じなかったが、戦争に負けたとようやく信じた…。後年、そうした壮絶な体験を断片的に語った。戦死とされて4カ月たった46年10月、袈裟尊さんは神奈川県浦賀港に引き揚げた。帰り着いても、人目を避けて山道から家に向かったという。「戦死が当たり前の世相。生きて帰ることを恥じた村出身の兵士は他にもいた」と忠幸さん。全身6カ所に傷があり、1年ほど療養。その後は農林業や水道設備業に従事した。部隊全滅後のサイパンで仲間がいたのか、いつ頃に投降して捕虜となったか。袈裟尊さんは周囲に明かさないまま、2001年に89歳で亡くなった。その後、息子の忠幸さんは父の戸籍を調べて、一時的とはいえ、戦死公報からその取り消しまで、「159日間の空白」が生じた事実を知る。「父は一度は戸籍も抹消され、死んだことになった」祖父は、長男の袈裟尊さんが戻って来た3年後に他界したが、復員や検疫の証明書などを大事に封筒に入れ、残した。その1枚1枚を広げて、忠幸さんは「本当に、よく生きる気力があつた」。戦争のむごさの証しでもある、こうした個人資料を「どこかで集めて保存してほしい」と考えている。」と、こういう方もいるわけです。

坂城町にも私は何人かいるかと思えます。こういうチャンスがないんですよ。だから、私

が今申し上げましたように、今なんです、やる時期は。あしたじゃねえんだ。今日、今からやれよと。おい何をやるだいて言ったら、さっきも言ったように、戸籍作りを始めないと、こういう、これはもう反戦ですよ、まさに。子どもたちに伝えなきゃいけないことでしょう。死んだと戸籍を抹消されちゃうんだから。こういう人たちが出てきているんだから。壮絶なものですよね、この人にすればね。ざっくり見れば、まあそんなこともあったかいぐらいで終わっちゃうけれども。故人にしてみれば。それを今のじいちゃん、とうやん話の中で、今これ八十いくつの方ですが、息子が生きていて、その息子がおらの父ちゃんのこういうものを後世に残しておいてもらいたいわいと。イコール反戦だよと。

何度も言います。ウクライナとロシアが戦っています。日本は戦っていません。でも、ついこの間あったんです。これを私は昭和の遺産として大切にしておくべきだということを申し伝えて、課長に再答弁しろなんていうことは言いません。まていによく答弁いただきました。

第2質問に入ります。

## ②役場移転計画を

(イ) 防災ハザードマップを踏まえての質問であります。

平成21年に100年に一度起こる災害を想定した防災ハザードマップが作成されましたが、平成27年、六、七年たったら慌てて100年のハザードマップじゃ間に合わねえぞと、これは県の依頼だと思いますが。ということで、平成27年に県から千年に一度のマップを作成するよう町は依頼をされたわけでありませう。

そのマップによると、役場庁舎は、皆さん、この役場庁舎ですよ。5メートルから10メートルの水が入り込んできちゃうと。おっかねえことだねえ。言うなれば浸水被害が想定されるということでありませう。絶対起きるといふわけじゃないんでしよけれどもね。ただ、一応マップから見ていくと、そういうことが起こってもおかしくないんだよということでありませう。

そうすると、100年に一遍なんていうことは、最近いろんなものがあるような気がするんですが、例の伊勢湾台風のときには、私が小学校6年生の頃でした。ざっくり約60年ぐらい前。千曲川が決壊寸前になりまして、まだ大望橋なんかはありませんでしたが、あっころ、昔のことですよ。小学校6年生の子どもが、どっかんどっかん水が出ているところへ見に行っただわい、みんなで。怒る大人もいなかったし、穏やかな時代だったですね。今なら非常線なんか張って、子どもなんか駄目だ。そんなところは危ねえだなんてやるんでしよけれども、見に行っただわい。

そしたらどうですか、中之条側から村上側を見ると、土手いっぱい、向こうの土手からこっちの土手まで水がいっぱいなんですよ。少し土手側へ水も入り込んでいまして、水たまりにいいもんいたわなんて言ってひっ捕まえたら、ナマズかと思ったらサソリでしてね。痛かったね、あのときは。サソリに刺されましたよ。千曲川にサソリがいてね、サソリといっても、こ

んなカニみたいなエビみたいなあんなんじゃないなくて、サソリと言ったんですが、ナマズみたいな、ナマズを少し小さくしたような、体が黄色いような記憶があります。今いるかどうかわかりません。そんなのが土手の水たまりにいたんですよ。面白がってうっかりひっ捕まえたら刺されちゃって、痛かった記憶があります。

そんなこともあって、その後それから、伊勢湾台風のところを見ていましたらね、うちが流れてくるんだ、うちが。くず屋根のうちが流れて。これを面白がっていたから、3日も見に行った。暗くなってきたから帰れやなんていって。またその次に見に行けやなんて言って、みんな3日。3日目のときにはすごいもの見ました。乳牛が腹をこんなに膨らまして、2頭、その後に小さいのも3頭ばかりざあっと流れていって、ああ、乳牛流れていくわ、もってねえな、おいなんて言ってね、何ならえらい乳がたんとうたになんて言って。そういう不思議な現象がありました。

後で考えましたら、もしかしたら大水が来たということで、潜っていたんだね、牛が。私も消防団やっているとときに思いましたね。人間の話をあんまりしちやいけません、少し時間がたつとはらわたが腐ってくるんですよ。ガスが出てくる。だから、ぽんぽこぽんになって、下のほうに埋もれていても上へ上がってくるんですよ。それが3日目に千曲川へ見に行ったときに牛が流れていったと。後になってから、あれだわなと思いました。少し時間がたつとそういう状態になる。そんなものも見たりしたのが、伊勢湾台風の私の思い出です。

その後じゃああったかという、その後はもうほとんどなかったですね。だから100年に一遍なのかもしれません。それが皆さん、まさに村上の人たちなんかは、この間えらい目に遭ったんですが、あれももう3年たちますわね。台風19号。これはもう私がここでああだこうだじゃなくて、皆さんご周知のとおりです。

そんなようなことを考えると、100年に一度、千年に一度なんて言ったって、今は千年に一度って言うんですから。もしかしたら30年、50年、100年後かもしれないですけども、でも県でそんなことをやれということを考えたら、ちょっと角度を考えると、もしかしたら町長、明日、あさって、今度はでっけえ台風が来たなんていえば、そのときかもしれませんな、これは。

そんなことも含めて、ご答弁をお願いできればと思っております。以上であります。

**議長（小宮山君）** 役場移転計画。

**14番（中嶋君）** また登壇が始まっちゃって、演説が長くなって一番大事なことを言ってありませんでした。今も言いましたように、100年に一度でいって、だから来年起こるかもしれないんじゃないかということの中で、役場の移転計画を考えていく時期で私はあると思いますが、ご所見をお願いいたします。

**町長（山村君）** 最後に質問をいただきました。中嶋議員さんから2番目の質問で、役場移転計

画を、イとして防災ハザードマップを踏まえてということでございます。

現在、全国の自治体におきまして、我が町もそうですけれども、公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっております。坂城町も例外ではなくて、複数の施設において老朽化が進行しており、近い将来、多くの施設整備が必要となってきます。

施設整備に際しましては、財政負担の平準化とともに少子高齢化及び人口減少といった社会構造や、行政ニーズの変化を見越した施設整備を行っていくことが大変重要であります。

そうした中で、坂城町では平成28年度に町の公共施設の更新・改修・除却等の施設整備、老朽化対策を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化といった、公共施設の総合的な管理に関する基本的な方針となる坂城町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

また、令和2年度には、総合管理計画の内容を補完しまして、個別施設計画で定める、町の施設整備の内容の方向づけを行う坂城町公共施設ランドデザインを策定し、その後、各施設の具体的な整備内容や実施時期等を定めた坂城町公共施設個別施設計画を策定したところであります。

それぞれの計画の策定にあたりましては、長野大学に専門的な見地でご指導いただいたほか、町議会や関係団体の代表、有識者の皆様などにご参画いただく中で策定委員会を組織し、広くご意見をいただきながら策定をしたところであり、現在、これらの計画に基づき、公共施設の改修や除却などを行っているところであります。

町が保有する施設の中には、文化センターや保健センター、老人福祉センターなど、現段階で耐震基準を満たしていない建物もありますことから、まず、そうした施設の改修や更新を優先したいと考えており、本年度においては町体育館の耐震改修、来年度については文化センターの耐震改修を進めたいと計画しております。また、保健センターと老人福祉センターを核とした複合施設の建設につきましても、具体的な構想をまとめる作業を本格的に進めてまいりたいと考えております。

さて、ご質問の役場庁舎に関しましては、昭和58年の建築以来39年が経過しているところでありますが、耐震基準面におきましては、昭和56年の建築基準法改正後の建築であり、これを十分満たしており、一般社団法人日本建築学会が示す目標耐用年数80年と比べましても、まだ十分に使用が可能な状況でありますことから、当面は設備等の改修など、長寿命化を図る中で現在の施設を維持していく計画としているところでございます。

また、お話にありました防災の視点では、ご質問のとおり、役場庁舎はハザードマップにおける浸水想定区域に位置しており、有事の際の浸水が懸念されるところであります。万一の浸水の際には、代替施設を文化センターと位置づけ、通信機器を用いて戸籍や税務の証明など、通常の業務が行えるよう情報システムや通信回線等の整備も順次進めているところであり、役

場庁舎内に設置しているサーバー等の情報機器に関しましても、水没しない高さまで設置場所を変更することや、クラウド技術の活用等を通じて、業務継続の観点からも、浸水の影響が極力及ばない対策をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

また、今後、中之条地区に建設を予定している複合施設につきましても、具体的な構想づくりに着手していくこととなりますが、そうした中に役場庁舎が被災した際の補完機能についても盛り込んでいければと思っております。

いずれにいたしましても、役場庁舎につきましては、今後、建て替え、更新といった時期が参りました際には、社会情勢等も鑑みの中で、町民の皆様のご意見等をお聞きする中で、移転といった手法も含めて検討が進められればと考えているところであります。

**14番(中嶋君)** 町長からご答弁をいただきました。今、いろいろ文化センターの絡みで体育館なんか立派になるのを期待しておるわけですが、いろいろ防災関係でおやりになっているということは重々承知であります。

それで、今、町長も言われました。千年の防災マップを見ると、ちょっとそんなような心配がありまして。それから、これはタイミングが私もよかったなと思ったのは、この庁舎を造るときには、もう耐震の法律の中でやったと、あれはよかったなと。これがもうちょっと二、三年早くこの庁舎を建てちゃえば、ちょっとまずいわなど。地震が来たら潰れちゃうじゃないかなと、そんな心配もないわけです。

だから、一応その流れからいくと、私も南条小学校を造ったときは100年もつのを造らなきゃ、町長駄目だぞなんていうようなことをここでほえていましたけれども、それと同じように、やっぱりあの時代でありますから、町長が今おっしゃられたように80年くらいはいいんじゃないかいと。よくわかりました。

でも、ざっくり考えるともう、あんまり俺は数字は好きじゃないんだけど、39年たっているということになると、80年のほうから引けばわかるんですが、大体そうは言ってもあと40年くらいかなと、これは。というようなふうにも思うわけです。それは、でも町長、私に言わせれば何もないときにそういう状況。

だから今申し上げましたように、できれば私はあと40年大丈夫だからと言うんじゃないで、できればもう10年くらいでやるかとか、20年くらいにするとか、そんなような今の議論をしていく時期に来ているのではないかと。

それから、この間、私ここで何度もやりました工業団地、立派なものできてね、待機施設というか、子どもたちが喜ぶようなものもできて、すばらしいものがあそこへできたわけですが、そうは言っても町長、私がここでほえたのは五、六年前でしたよ。結局ああいうことでしょう。だから、どういうことかという、今私が言ったようなことも少し頭の隅へ入れておかないと、あと10年たてばもう80年になるから、おっ壊してどこかへ持っていけって

言ったって、土地がないかもしれない、そのときは。それじゃあ上田へ庁舎を持っていくだ、千曲市へ庁舎を持っていくだなんてことはできっこないんですからね。そんなことは当たり前の話ですよ。この町へ役場は造らなきゃいけない。

そうすると、ハザードマップからいくと、どこへじゃあ造ればいいのかということで、村上の議員に俺は怒られるかもしれないけれども、村上はあれを見ればちょっと難しいわね。村上へ庁舎を造るのは。やっぱり、びんぐしのお風呂へ行ってみればよくわかります、坂城町が。露天風呂へ行けば。まさに我が坂城町は扇状地です。向こうから押し出されてきたのがよく見えます。そういう扇状地だから、産業道路から上は高いですよ。産業道路から下は割合低い。田んぼになるところなんかは、もう絶対に駄目だね。これはきっと千曲川が決壊したという想定の話だと私は思っています。

そういうふうに考えると、四ツ屋地籍か、中之条をえごで私は言うわけじゃないですよ。中之条なのか、南条の金井周辺、ここらへ役場を造らなきゃ俺は駄目だと思う。あのマップだけを見て私は物を言っていますからね。

そういうことを考えると、造るのは40年後でも構いませんが、めどとして、なからじゃああっくらへ造れやと。40年だから、あと5年、10年たてばあと30年だなんてなってくる。土地を確保しておいて、うまくいけばそこへグラウンドでも造っておくとか。ちょっとまたあれすれば、公園でも造っておくとかね。そんなようなことをして土地確保をしておかないと、今回の工業団地もしかりのとおり、おらは売らねえわ、先祖代々の土地だなんて言う人もいますよ、世の中には。だから、決して私は今の30年40年なんていうのは早いと思いません。今からですよ。さっきも言ったでしょう。昭和100年なんだから。皆さん、昭和生まれでしょう。

だから、私はですね、自分はもうそんなときは死んでいますよ、40年後なんていうのは。そんなことは構いません。今の坂城町の子どもたち、場合によっては孫たち、この子たちにこの町を背負ってもらわなきゃならない。そのときに庁舎に水ついちゃうなんて、そんなことになったらえらいことですよ。これは我々がやっておかなきゃ、今生きているうちにというように私は思っています。

本当は、町長にちょっと言いづらかったの、この一般質問は。今まで俺やりてえかなと思っていましたけれどもね。もうじきね、町長、来期はどうするだなんて時期になってきましたよ。3月、4月になったらね。だから、私もここに立てる立場にいるだかどうだかわからねえから、それじゃひとつ、子どもや孫たちのために、ここで私は一般質問をしておこうと、こんなふうに思って、今日一般質問をしたということでもあります。

信毎も来ていただいて、町長も一生懸命お話しいただいたわけですが、去る8月28日でしたか、コロナ禍でありましたが、防災訓練が坂城町で行われましたと。信濃毎日新聞にもカ

ラー写真で大きく掲載してくれました。信毎のあんちゃんがいれば、今日はちょっと褒めようと思ったけど、今日はちょっともうどこかに行っちゃったから。それはいいんですけども。

そのときにうまく書いて、「坂城町で8月28日、台風による水害や土砂災害に備えた総合防災訓練が、坂城中学校を主会場に開かれた。2019年の台風19号災害を踏まえ、台風が接近し、数十年に1度の大雨で千曲川が避難判断水位を超えた」なんてうまいことを書いていただきましてね。やっぱり19号台風のことに対して、町長、我が坂城町も今回の訓練となったというようなことをうまく書かれておりました。

これも考えてみれば、さっきもちょっと何度も言うておりますが、地球温暖化の影響もあり、ゲリラ豪雨であるとか、爆弾低気圧、最近では日本列島がすっぽり入ってしまうような超大型台風など、今までの常識では考えられないような気象現象が起きております。これが私は県が千年でマップを作れと言ってきたような話だと思います。

防災訓練は、私も自主防災会の中の会の会長なんかを仰せつかって、30人の連中といろんな中之条、坂城町を守るためにやっておるんですが、そうは言いましても、防災訓練を何回やっても限度はあります。町長、またひとつ、今いろいろ私は申し上げましたが、移転計画をぼちぼち視野に入れていく時期に来ているものだと私は思っております。その辺も町長、ひとつお考えをいただいて、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、通例であります。最後に一句添えます。セーフティー・フォーナインでは 人が死ぬ。セーフティー・フォーナインでは 人が死にます。

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日8日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後 2時20分)



## 9月8日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |       |          |       |           |
|-------|----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9 番議員 | 朝 倉 国勝 君  |
| 2 "   | 大 森 茂彦 君 | 10 "  | 滝 沢 幸映 君  |
| 3 "   | 山 城 峻一 君 | 11 "  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 "   | 祢 津 明子 君 | 12 "  | 西 沢 悦子 君  |
| 6 "   | 大日向 進也 君 | 13 "  | 塩野入 猛 君   |
| 7 "   | 玉 川 清史 君 | 14 "  | 中 嶋 登 君   |
| 8 "   | 栗 田 隆 君  |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |          |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |          |
| 子 ども 支 援 室 長    |          |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 農業振興についてほか       | 栗 田 隆 議員   |
| (2) 産前産後の支援についてほか    | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 農業の活性化に向けた施策について | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) コロナ感染症への対策についてほか | 玉 川 清 史 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 最初に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

**8番（栗田君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、今朝ですね、8時5分の時点でですね、対ドルとの円のレートが144円58銭、140円を超えたのは24年ぶりということになるそうです。24年ぶりということは、1998年というのは、ちょうどアジア通貨危機とかいろいろあった年なんですけれども、一番大きいのは、その前の年、1997年の橋本政権下での消費税が3%から5%に引き上げられた。そして、その年1年間で日本の自殺者は、5千人ぼんと増えて3万人を超えました。3万人を超えるということはどういうことかということ、1日100人ずつ自殺していく計算になるわけですね。

それ以来、1997年、1998年以來ずっと円高で、民主党政権のときには80円まで上がる。それでですね、日本の経済がどういうふうになったか、ちょっと見てみたら国連の統計で1995年から2017年にかけての国連の統計を見ますと、1995年を100とすると2017年までどのような成長、GDPの成長率があったかということで、世界平均は158という数字になっています。

日本がもしその158、1.5倍あるいは1.6倍になっていれば、今、日本のGDPは700兆を超えるわけなんですけれども、全くその気配もない。この平成の24年間、25年間、全部で30年ですけれどもね、1990年にバブルが崩壊してから、それでも何とか

1997年まではもったけれども、そこからはずっと停滞している。国連の統計では、世界平均は先ほど言いました158、日本ともう1か国、リビアという国、この2か国だけがマイナスになっている。100を切っているわけですね。

そうすると、どういうことになるかという、日本人の賃金は全く上がらない。これから私が問題にしたいのは農業の問題ですけれども、農業者についても全く賃金は上がっていない。最低賃金が800円、900円あたりでやらざるを得ない。それで農業のほうはどんどん疲弊して、自給率としては37%、38%あたりを行ったり来たりしていると。そういうことですよ。

だけれども、ようやく24年たって140円まで何とか来たと。平成から令和に変わるところで、私はすごい大転換がある。ここまで円安になればですね、もう海外に出かけて行って安い労働力を使って、国内生産をやめて。だから、国内の工業生産なんかは、空洞化してさんざん言われましたよね。それがどんどんこれから国内に戻ってくる。それから、もうEUを見ても、グローバルゼーションというものがほぼ行き詰まってしまった。全てはそうなるかどうかといえば、日本の場合、皆さんは円安も要因の一つとして、インフレになってしまっているわけですね。インフレーションにどんどん行く。今まではずっとデフレだったわけですから、これからはどんどんインフレになっていく。海外に出ていった企業も日本に戻ってくる。一つは電力の問題があって、とんでもない再生可能エネルギーのような話で、電力がアメリカの3倍、韓国の2倍というような状況で、ちょっと本当に戻れるかどうかは怪しいわけですが、それでも、機は熟してきたんじゃないかと。ようやく四半世紀たって、これから日本でやっていく、日本の中でお金を回していく、そういう時代が来たんだと。これが私の今の認識であります。

したがって、海外からものを買って、それが日本で調達するよりも安いからということで、典型的なのは木材ですが、これももう海外からより国産の木材のほうが安くなってきた。農業も同じだと思うんですね。これからは海外に頼らない、日本での自立した農業、これを目指す地盤が整ったというふうに私は考えております。

そこでですね、坂城町の農業振興についていくつか質問したいということで、これから一般質問の具体的な内容を話していきたいと思っております。

まず、農振地域見直しということがあるわけですが、今一体なぜこういったタイミングで農業振興地域見直しというようなことが起こったのか。その理由とそこまでに至る経緯について質問をする。

次にですね、こういった見直しでは、県や国のような団体はどのような関わりをするのか。

それから、農振地域見直しについてのやり方ですが、手法として、例えば審議会を設置するかタウンミーティングをやるとか、あるいは地域住民、地権者あるいは耕作者、こう

いった方々とどのような形で意思疎通を行っていくのか。

それから、農業振興地域に指定された、今度は地権者、耕作者、それから町は、それを農振に指定した以上、何らかの責務があると思いますが、それについてはどのようになっているのか。

それから、農振の指定と工業立地のバランスをどのように取るか。これは非常に大きな問題だと思うんですね。ただし、坂城町にはものすごいアドバンテージが私はあると思っている。それはですね、坂城町に高速道路のインターチェンジがあるんですね。ですから、我が家から例えば東京のほうに行くとして、府中とかに行くというと、時間はどのくらい考えるかというところ3時間しか考えないですね。はるかに新幹線よりも早く着いちゃう、目的地に行ける。これだけのアドバンテージを持っているということは、工業にはかなり優れた立地があるということで、農振地域見直しというなら、それも含めた農振地域の見直しをやってもらいたいと思うわけですが、その辺をどのように町は考えているか。

それからですね、これは前回も言ったことなんですけれども、農業における従事者がどんどん減っている、高齢化もしている、耕作放棄地もどんどん増えている、こういった課題についてですね、町はどのように考えているのか。その施策はどのようになっているか。それをお聞きしたい。

それから、農業への就業者として、都会からの移住定住促進、それからどんどん増えている空家、これはもう長野県内では20%にまで空家が増え続けている。5件に1件は空家という状態ですので、それをどのように活用して都会等の県外者なんかを呼び込む、そういう対策を農業と一緒に一体的に考えるような方策はないのか。農業従事者の増加策と連携させる施策はどうなっているのか、そういう取組はやっておるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 1. 農業振興について、イ. 農業振興地域見直しについてから、順次お答えいたします。

現在の農業振興地域整備計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行い、その後も土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入など、計画の部分的な見直しを行ってまいりました。

前回の計画の見直しから長期間が経過し、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化をきており、優良な集団的農地を確保・保全し、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施するためにも、情勢の変化に対応した計画全体の見直しが必要となっております。

また、農業だけではなく、工業、商業を含む土地利用の情勢も変化をきており、特に、坂城インター線の延伸、また、国道18号バイパスの整備が進められるなど、その周辺における

土地利用が大幅に変化していくことが予想されるところであります。

令和3年には、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画、また、町全体の土地利用に関する国土利用計画第4次坂城町計画が策定され、さらには、今年度から町の都市計画マスタープランなどの策定が進められております。こうした中で、各計画との整合を図りながら土地利用の在り方を見直し、社会情勢の変化にも対応するべく、今回の見直しに至ったところでございます。

次に、計画の見直しについて、国・県がどう関わるか、また、見直しの手法はどうかとのご質問であります。農業振興地域制度は、農業生産にとって最も基本的な資源である農地の保全とその計画的な土地利用について、国・県・町が一体となって図るものであり、国が策定する農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、県が農業振興地域整備基本方針を策定し、この県の基本方針に基づき、町が農業振興地域整備計画を策定するものであります。

農業振興地域整備計画の変更、農用地区域の指定については、県との協議・同意が必要でありますので、見直しの対象とする農用地区域の検討や整備計画素案作成の段階から、県とも事前の協議・調整を重ね、計画の見直しを進めていくこととなります。

見直しの手法、進め方についてであります。まず、町の農業の現状についての調査を行い、計画見直しの基礎となる資料を作成するため、本年7月に農地の利用状況や今後の意向などについて、農業者や農業団体に対するアンケート調査を実施したところであります。

今後は、皆様からいただいた意見を集約した上で、当町の農業振興の目指すべき方向性を定め、計画素案を作成してまいります。

計画素案の作成にあたっては、農振地域整備促進協議会に加え、土地改良区や農業団体などの関係者を含めた協議の場を設置し、また、町全体の土地利用を総合的に考慮する必要があるため、役場内の関係各課とも協議を重ねながら進めてまいります。

作成された計画素案については、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じ、地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聴く機会を設けたいと考えております。

次に、農振に指定された地権者、耕作者及び町の責務はとの質問であります。町といたしましては、今後、農用地として利用すべきものとして設定した農用地区域につきましては、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的・集団的に実施し、生産性の高い優良農地として維持をしていく必要があると考えております。

また、地権者や耕作者においては、農振農用地に指定された農地について特別な責務を負うことはございませんが、優良な農地を維持していくためには、町だけではなく地権者や耕作者の皆さんと連携して基盤整備等を推進していく必要がありますので、良好な営農環境を備えた集団的農地の確保に向けて、皆様のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続いて、農振指定と工業立地のバランスをどのように取るかとの質問であります。農業は、

生産基盤である農地の確保・保全が重要であり、今後長期にわたって農業上の利用をするべき区域については農振農用地区域として定め、優良な集団的農地として維持していく必要があります。

一方で、工業につきましても、当町は工業を基幹産業とするものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後も整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺において、工業・商業に係る土地の需要が増加することが見込まれると考えており、他の土地利用との調整を図りながら、工業集積を促進していく必要があると考えているところであります。

土地利用に関しての上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画や、今年度より策定を進めている坂城町都市計画マスタープラン、関連する各種計画との整合を図り、関係者の意見も聞く中で、各産業やその他における土地利用について、需要を踏まえ、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．農業従事者確保への施策についてお答えいたします。

令和2年の農林業センサスによりますと、町内の農業経営体数は253経営体とされ、5年前の平成27年から17.1%低下しており、農業従事者の階層別年齢では70歳代が最も多く34.4%を占めている状況であります。

また、農業経営体の減少や農業従事者の高齢化に伴い、土地条件の良好な地域でも荒廃農地が散見されるなど、地域農業の生産基盤へ与える影響が懸念されるところであります。

一方、農業所得では、収益性の高いブドウ生産の影響もあり、所得階層が上方へ推移していることから、収益性が見込まれるブドウ栽培への新規就農者が増加している状況であります。

ただし、高齢化による離農や廃業数を上回るほどの新規就農者の確保には至っておらず、今後ともU I Jターンや定年帰農など、多様な農業の担い手を確保・育成していくことが課題となっております。

こうした課題に対する取組として、町では、新規就農者を確保するため、県で実施している長野地域就農相談会や、市町村・J A合同就農相談会へ参加しており、町外や県外の在住者に対して、当町での就農について働きかけを行っているほか、町窓口における就農相談を随時行っており、県の就農コーディネーターや長野農業農村支援センターと連携しながら、各種補助制度についてのご案内とともに、農地や住居の確保、農業技術や経営方法を習得するための研修と受入先のあっせんなどを行っております。

また、就農する上で、生産基盤となる農地の確保にあたっては、農業委員会の農地バンクや農地中間管理事業に申出のあった農地をあっせんしているほか、荒廃農地を活用して農地再生や土壌改良を実施する場合の経費の一部を助成する荒廃農地等再生利用補助事業をご案内する中で、農地の確保を促進しております。

そして、リタイアや廃業する農家の経営資産をそのまま継承して、経営発展につなげる取組

に対して、最大100万円が交付される経営継承・発展等支援交付金や、49歳以下の独立自営を目指す方には、年額150万円を最長3年間交付する農業次世代人材投資事業などをご案内し、円滑な就農とその後の早期営農確立を支援しているところであります。

次に、移住・定住促進策や空家対策等を農業従事者増加策と連携させる取組についてのご質問ですが、町外や県外在住者の就農にあたっては、農地の確保や技術指導などの就農条件と補助金などの制度面、作付可能品目の多様性のほか、町内の生活環境などを含めて納得した上で、移住定住をしていただくこととなります。

また、就農目的も、セカンドライフとして田舎暮らしの傍ら農業を楽しみたいのか、あるいは生計を立てるための農業経営を目指すのかなど、就農希望者によって千差万別であり、そのための手段や経験の有無などに応じて、個別に対応していく必要があります。

そのため、町では役場内の関係各課が連携し、情報を共有する中で、移住・定住を考えている方に就農希望があれば、商工農林課において直接就農相談に応じ、円滑な就農についての指導・助言を行っているほか、併せて子育てパンフレットによる説明や空き家バンクの情報提供なども行っております。

また、就農希望者の生活拠点となる住居につきましては、空き家バンクの賃貸物件による選定に加え、町単独の助成制度で、就農から5年間について、住居に係る賃借料を月額で上限3万円を助成する新規就農者支援事業のご案内をしているほか、就農体験を実施したい方には、移住体験ハウスに宿泊しながら果樹の栽培体験ができるアグリサポート事業の受入れも行っております。

そのほかにも、県が実施している1泊2日の就農体験コースや新規就農里親前基礎研修なども活用し、就農希望者のレベルに合った体験や研修を県とともに行っており、それぞれのスタイルに合わせて、農業のスキルアップが図れるよう指導を行っているところであります。

農業の構成要素として、農地、技術、資金、経営感覚がなければ営農がなかなか難しいところではありますが、それら課題をクリアして実現可能な農業経営を目指していけるよう、町といたしましては、県をはじめ関係機関とともに、移住・定住者を含めた多様な農業者の確保・育成が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 今、いろいろお聞きした中で、一つちょっと気になったのが、せっかく農業振興地域ですとそこを指定して、指定されたからといって、地権者それから耕作者、一番は地権者だと思うんですけども、そういう方々がそんなことを言われたって私はやる気はないというようなことになって、そのまま荒廃農地という形、耕作放棄地、いろいろな言い方があちこちの制度で違うので、それは要するに農地を荒廃させてしまうと。

そうするとですね、一体、農業振興地域ですと指定したということが何の意味があるのか。そうなってくると、今のお話ですと、地権者、耕作者、そして町が連携して何とかやっつい

くって言われるわけですがけれども、町のほうがちょっとこれはどうでしょうかと、ちょっとまずくありませんかというようなタイプの指導になるのか、連携してやっていくということの中に、町としては、ここは農業振興地域だ、ちゃんと農業をやってほしい、それについて何らかの指導とか、そういったタイプの働きかけはあるのかないのか、それをお聞きします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、特段的には縛りというものはありませんので、農業振興地域指定にあたっては、その地域において例えば基盤整備を行うとか、そういったところの補助制度が使えるとかそういったメリットがございます。

そういった中で、農業者の方が例えば高齢で耕作ができなくなった、そういった場合については、農地中間管理機構ですとか、そういったところを介して農地のあっせん、要は貸し借りのあっせんをしたりとか、そういったふうに取り組を進めてまいります。

あわせて、実際に荒れている土地が出た場合については、地権者、耕作者の方に管理をしてくださいということで、現在もそうなんですけれども、指導を行っているところでございます。

**8番（栗田君）** 今、言われたように、何らかの形での指導を行っていくというお話が聞けましたので、それが農業振興地域に指定した町の責務というふうに考えてもいいのかなと。わかりました。

私は、どんどん若い人がもうかる農業ということで、農業に参加してくれればいいわけですがけれども、もうかる農業って言いますけれども、時給がもう800円、900円のレベルで、私は標準賃金の会議にも出させていただいたわけですがけれども、もう800円、900円で、それを雇う人のほうはもういっぱいいっぱい、本当にそんな値段で雇ったら、全然自分のほうが身動き取れなくなっちゃうみたいな形で、非常に安く農業が買いたたかれているという感じがするわけですよ。お米にしても非常に安い値段になってしまった。そこを何とかしていくのは、それは国の責務だろうと思うわけですよ。

フランスの場合なんかは小麦が主食ですから、その生産者については、所得の235%が補助金率としてあるわけで、もうほとんど公務員並みですよ。私は国家レベルではそういうことを期待して、米とか小麦とか大豆とか。そういう形で国がしっかり財政出動していけばいいと思うんですが、国のほうはあんまりそういう気がなさそうです。

ちょうど30分になりましたので、次の教育についてに行きたいと思います。

OECDでPISA（ピサ）という、これはアセスメントのAなんですけれども、学生、これは15歳だと思いましたがけれども、15歳の学生がどのような能力を持っているかというものの調査がありましてですね、日本の場合は、前回調査で読解力については8位だったのが、今回、一番最新ので15位と非常に大きく下がっているわけですよ。

読解力の低下、これはもう皆さんも子どもあるいは周りの児童生徒を見ていると、やはり昔

よりはちょっと下がっているかなという感覚はお持ちだと思うんですね。それについて、町の教育関係についてどのような見解をお持ちか。

それとですね、次に、児童生徒の英語能力の向上のためにALTの配置などがなされて、かなり多額の予算が充てられている。1千万円を超える額なわけですがけれども、その成果に関して、何らかのちゃんとした評価が行われているのか。どのようになされているか。

それと、GIGAスクール構想ということですね、これは非常に英語なんか使いやすい、1人に1台の端末ということですから、日常的に英語をもし勉強しようと思えば、かなりできる、使える道具だと思います。そういうことについて、それが児童生徒の英語能力の向上にどのように図られているのか、これについてお聞きいたします。

**教育長（清水君）** ただいまの2. 教育についてのうち、イ. 「読解力」向上にむけてから順次お答えいたします。

OECD（経済協力開発機構）のPIISA（学習到達度調査）は、義務教育終了段階の15歳児を対象に、平成12年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されております。平成30年の調査は読解力が中心分野でございまして、問題はウェブサイトなどコンピューター上の文章を読んで解答する方式で、日本は79参加国・地域のうち15位の結果でした。

私たちは、読解力と聞きますと、国語の文章を読んで意味を理解し解釈すると思いがちですが、国語の学習指導要領には読解という言葉はなく、読むこととなっております。国際的には、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」、これに取り組むことが読解力の定義になっており、平成30年の調査においては、ある大学教授のブログから情報を探し出し、冷静な目で考えながら読み進め、コンピューターで解答するというものでした。

したがって、国語の物語の文章の読み取りだけでなく、写真や図、表も含め、それは本文のどこに関連しているか、確かなものであるかなどを捉えたり、求められていることにどう答えることがふさわしいかと考える力が必要でございます。

国立教育政策研究所におきましては、読解力の問題で、「日本の生徒の正答率が比較的低かった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信ぴょう性を評価する問題などがあつた。読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝わるように根拠を示して説明することに、引き続き、課題がある。」などと分析しております。

私の考えといたしましては、NRT学力検査結果についての国語科の先生方の分析に、初見の文章を読むことに時間を取られてしまい、問題の意味を捉えて解くところまでたどり着いていないことがうかがえる。文章の中の重要な語や文を考えたり、時間的な順序や理由を表す言葉に気をつけて読んだりする活動に重点を置きたいなどと書かれていることや、全国学力・学

習状況調査の結果において、全国的に読書時間の減少や新聞を読まない子どもが多いことから、日本では、コンピューターの扱いに慣れていなかったということだけでなく、教科書以外の幅広い分野の文章を読むことや語彙力、文の構成を理解したり文と文の関係を捉えたりすること、様々な文章に対しての自分の考えを表現する機会などの不足が影響しているのではないかと思っております。

PISAの結果を踏まえ、PISA型の読解力を高めるために、当町におきましても小学校低学年からの語彙指導、読書指導、自分の考えを表現する指導の充実とともに、GIGAスクール構想の推進の中で情報活用能力を高めていきたいと考えております。

次に、ロ. 英語能力についてお答えいたします。

文部科学省では、義務教育におきまして、グローバル化に対応した新たな英語教育の方針を打ち出し、令和2年に小学校で全面実施される新学習指導要領の中に、中学年において年間35時間の英語活動を、高学年において年間70時間の英語を位置づけました。また、令和3年度には、中学においても新学習指導要領が実施され、書く、読む、聞く、話すといった項目の中で、自分で考えて話す力がより求められるようになりました。

坂城町では、英語教育コーディネーターとネイティブの英語を話す3名のALT（外国語指導助手）を配置し、移行期間の平成30年から小学校中高学年で新学習指導要領を先行的に実施してきました。また独自の取組として、小学校低学年でモジュール型、短い時間の単位で取り組む学習形態ではありますが、この英語活動を実施し、繰り返し英語になれ親しんでおります。

ALTの助手としての担当時間は、小学校1学年から5学年までは週に1時間、6学年は週2時間、中学校1学年から3学年までは週1時間となっております。ALTは、耳から英語を聞かせ、自然な表現になれ親しませたり、コミュニケーションの相手となって英語が使えたという体験や、達成感を感じさせる支援や異文化理解の部分を担当しています。

小学校3学年以上のALTが加わった授業では、チームティーチングを行い、教職員とALTがコミュニケーションをする姿や、わからないことを聞き返したりする姿を見せて、英語学習のモデルになり、間違いを恐れずに英語を使ってみようとする意欲を引き起こす工夫もしております。小学校1、2学年では、ALTが中心に授業を進め、英語に親しむことを大切にしております。

ALT配置の成果に関する評価でございますが、小学校では、子どもたちができたという喜びを実感し、英語の動機づけにすることが狙いとなっている、小学生用の英語の検定を12月から1月頃実施しております。これは、ブロンズ、シルバー、ゴールドの三つのグレードが用意されており、語句、会話、文章、文字の分野に関わるリスニングだけの問題で、それぞれ合否ではなく正答率で成績が表示されます。80%以上正解であれば、そのグレードに相当する英語力が身につけているとみなし、次のグレードへと進みます。この2年間、どのグレードも

平均が8割を超える良好な成績となっております。

中学校の場合は、令和元年度から3年度の英語のNRT標準検査において、聞くことについては、おおむねよい結果となっておりますが、話すことについては、年度によってのばらつきがございました。

保育園では、ALTが絵カードや写真を示したりしながらもの名前や色、状態を表す英語の言葉などを通し、園児と楽しむことを大切にして活動を進めております。

これらの小中学校の結果や保育園の様子から、ALT配置の効果は大きいと考えております。

GIGAスクール構想において、昨年度は1年目として端末の使い方に慣れることが主でしたが、今年度は教科指導において、どう活用すると学習の狙いに効果があるか、研究が進められております。

英語におきましても、1学期には単語の発音や意味を端末で確認する、インターネットで調べた世界の国々から自分が行きたい国とそこでできることを、I want to go to 何々とWe can 何々の表現を使って友達に紹介する、端末を使って英語で話した友達の考えを見合うなど、個別の学習を深めたり、子ども同士が考えを共有したりなどの活用の実践が紹介されておりました。

端末に組み込まれたアプリも加えますと、今後さらに英語能力向上のための研究は深まっていくと期待しておりますし、深めていかなくはないと考えております。

**8番（栗田君）** 今、教育長のほうからALTの配置、それからそこでの教育の成果、それは結構なものがあると。私もこの前、総合戦略会議というものに出まして、その中の達成度の中で、生徒の児童英検でおおむね80%を超えているので、坂城町がやっている英語の授業は、達成度としてはAランクだと。そのとき私、ちょっと皮肉な意味じゃないですが、それ生徒の努力じゃございませんみたいなことを言っちゃって、ちょっとひんしゅくを買ったわけですけども。そういう意味では結構な成果を上げているということで、また、これからの推移を見ていきたいと、そういうふうに思います。

それから、これは英語力の問題ですけれども、読解力については、読解力というのは例えば単語をよく知っている、語彙が豊富だとか文法の構造がよくわかっているとか、そういう基礎の上に世界史の知識とか科学的な知識とか、そういうものがなければ、この読解力というのは全く伸びていかないものだと私はずっと感じておりました。したがって、ただ英語に関しての読解力、国語の読解力ということで、語彙、文法プラスその人が持つバックグラウンド、そのバックグラウンドというのは、家の中で形成され、地域で形成され、学校で形成されるものだと思いますけれども、そういうところが非常に豊富な子どもというのは、非常に読む能力も高いというふうに思いますので、これからも学校、それから地域、それから家庭の中で子どもの読解力、読む力、人の心を理解する、そういう教育を続けていっていただきたいと

思います。

それでは、最後になりますけれども、寄付募集に関する条例についての問題に行きたいと思  
います。

まず、寄付募集に関する条例というのは、坂城町がこの寄附をしてもよろしいと、寄附募集  
に関して坂城町が許可証を出すというタイプの条例なわけですがけれども、これはもともととは  
きっと不当な寄附の強要なんかを防ぐ目的でつくられたものであると思います。

しかしですね、今現在見てみると、申請により町の許可証が発行され、そしてその行為が公  
的な立場にある町のお墨つきを与えたものと捉えられる。それで、もし万が一、その寄附に応  
じた人が損害を受けたような場合には、ちゃんと町がお墨つきをつけたじゃんかというよう  
な形で言われた場合、かなり困るんじゃないかと、現在はですね。

私は千曲市のほうで担当者の方から聞いたんですが、もう時代がこういう時代ですから、も  
う時代にそぐわないからやめるんだみたいなことで、千曲市は今年の7月1日からやめていま  
す。諏訪市あるいは大町市などでも既に廃止がされています。

これについて、町のほうはどのような見解をお持ちか、それをお聞きしたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま栗田議員さんから、3番目の質問として寄付募集に関する条例につ  
いてのご質問がありました。今日も数多くご質問がありましたので、私の番まで回ってこないか  
なと心配しておりましたけれども、適切な時間管理をしていただきましてありがとうございます。  
す。

栗田議員さんの寄付募集に関する条例についての質問にお答えいたします。今もいろいろお  
話ありましたが、町では、町内において実施される金銭物品等の寄附行為に対し、募資金品の  
経理の公正を図り、健全な募金が行われることを目的として、昭和58年に金銭物品等の寄付  
募集に関する条例を制定いたしましたところであります。

この条例に基づきまして、町内で寄附募集を実施する場合は、事前に町に申請書を提出した  
上で、あらかじめ許可を受けることとしているところであります。寄附募集を行うにあたって  
は、許可証の携帯や寄附の強要の禁止、寄附金の目的外使用の禁止などを了承した上で申請し  
ていただくこととしており、終了後には収支等の報告書類を提出いただいているところであり  
ます。

この条例が制定された背景といたしましては、制定当時に行われていた寄附募集の一部にお  
いて、強制的な割当てや寄附の強要など、その方法の不健全さや不明瞭な経理に係るトラブル  
が多く発生し、当町に限らず全国的な問題となっていたところであり、こうした状況も踏ま  
える中で、自治体が実情を把握し、寄附行為の公明性の確保を目的として、当町をはじめ多くの  
自治体が条例を制定したものと認識するところであります。

廃止を含めた見直しをというご質問でございますが、条例制定から約40年が経過する中で、

昨今は社会情勢の変化に伴うクラウドファンディングの普及やキャッシュレス寄附などの新たな寄附募集形態も出てきており、画一的に許可制とすることが実情に即さない状況も出てきております。

また、県の迷惑行為等防止条例におきまして、寄附の強要等に係る行為の禁止が明示され、罰則の対象とされていることもあり、市町村における条例の存在意義が薄れている状況も出てきており、実際に条例を廃止する市町村も出てきております。

こうした状況を踏まえる中で、今後、県内の市町村の動向も参考にいたしますが、廃止を含めた見直しについて研究してまいりたいと考えているところであります。

**8番（栗田君）** 今の話で、やはりそろそろもう時代には合わなくなっているということで、当町も廃止を含めてどのようにしていくか、これから検討していくということでした。

一番私が今関心を持っているのは、日本人がこれからどのように自立して、海外に頼らずに食料、それからエネルギーを自給し、国内での生産を活発化し、空洞化した産業構造、これはなぜ空洞化したかということ、先ほども言いましたように、20年、30年にわたる日本のデフレと、デフレのコインの裏側には何があるかということ円高がある。その円高がここに来て非常に是正されてきたと。また、世界の流れがそうになっておりますので、利上げをしますみたいな。どうもその世界の流れというのが随分大きく物を言うわけですけれども、そういったとんでもない間違いを二度と犯さないように、いろいろ政府のやり方などを見て注目していきたいと考えております。

それでは、私の一般質問はこれにて終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時52分～再開 午前10時02分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 産前産後の支援について
- イ. 産後ケア事業について

高齢出産で初産だが、家族に頼れない。夫は物流の仕事で忙しく、在宅勤務もできない。両親も高齢で里帰り出産は諦めましたと、妊娠9か月の41歳の女性の声が目に留まりました。

読売新聞が昨年11月から12月、109の自治体を実施した調査では、孤立や貧困などで支援が必要と自治体が判断をした妊婦は5万6,725人で、7人に1人の割合に上ったと報告しております。

このように、核家族や共働き世帯の増加などによりまして、育児を家族だけで乗り切ること

は難しくなってきました。このような背景から、国は2017年に子育て世代包括支援センターの設置を各市町村の努力義務とし、フィンランドのネウボラのような妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援の実現が目指されております。

そして、2019年からは産後ケア事業の実施も市町村の努力義務と規定されるようになりました。この事業は、出産後の母子への心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる環境を整えるため、この制度を導入。当町におきましても令和元年、2019年4月、新事業として始めていただきました。

そこで、開始から丸3年が経過をいたしましたので、現在までの町の取組状況や課題などについてお聞きいたします。

まず1点目として、当町では短期入所型と居宅訪問型を実施しております。そこでまず最初に、この事業の取組状況と現在までの利用状況について、そしてまた利用者の声はどうか。その点と、実施してくる中での課題についてお聞きいたします。

2点目として、過去3年間の初産の方の比率はどのようになっているのでしょうか。また、低体重児で生まれた割合はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。人数の状況についてもお聞きいたします。

ロとして産前産後ヘルパー派遣事業について。

国は2024年度から子育て家事支援制度の実施を目指すと明らかにいたしました。新型コロナウイルス下による親子の孤立やストレスに拍車をかけ、近年は虐待も増えていることから、政府は新たな制度で親の負担軽減を図りたい考えです。この制度の主な対象家庭は、ひとり親や低所得などの困難を抱える場合を想定しております。

さて、妊産婦についても若年出産や多胎児出産、また里帰りができないケースなど、このように頼れる人がいない場合が増え、支援が必要ではないかと考えます。

さて、国では平成16年度から養育支援訪問事業を開始いたしました。そして平成21年度からは、生後4か月に乳児家庭全戸訪問事業により把握をした、訪問による養育支援が必要である家庭を対象に養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うことといたしました。私はこの事業は大変ありがたい事業だと思います。なぜなら、様々な家庭状況があり、出産の状況も違ってきます。不安を安心に変える支援でございます。

そこで、まず当町で現行行っている養育支援訪問事業の状況について、その対応と主な内容についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**保健センター所長（竹内さん）** 1. 産前産後の支援について、イ. 産後ケア事業についてお答えいたします。

産後ケア事業は、出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を

行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもので、町では令和元年度から実施しております。

内容としましては、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、育児に関する指導もしくは相談その他の援助を受けるもので、医療機関に宿泊して看護師等によりケアを受ける短期入所型、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型、産婦が助産師等のいる施設に出向く通所型の三つの形態がございます。

町では、このうち、短期入所型と居宅訪問型を実施しており、利用は短期入所型は原則7日間以内、居宅訪問型は5回以内としております。

令和元年度からの利用状況を申し上げますと、まず短期入所型につきまして、令和元年度が4人で合計6日、2年度が2人で合計11日、3年度が5人で合計9日でございます。次に居宅訪問型ですが、令和元年度が2人で合計8回、2年度が1人で合計5回、3年度が5人で合計25回でございます。なお、今年度につきましては、現在のところ利用はありません。

産後ケア事業を利用された方からは、赤ちゃんの世話がうまくできなくて悩んでいたが、助産師さんに教えてもらえてとてもよかった、1人で不安なときに利用できたのでストレスが軽減できたといった声をいただいております。

また、実施の上での課題につきましては、町が委託をしている施設が、短期入所型が3医療機関、居宅訪問型が1事業者であるため、選択肢を多くして利便性を図るため、委託先を増やすことを検討していきたいと考えているほか、先ほどの利用状況でも申し上げましたが、利用がそれほど多くないことから、産後ケア事業についてより一層の周知が必要であると考えているところであります。

続きまして、過去3年間の初めての出産の方の比率でございますが、令和元年度が45.3%、2年度41.4%、3年度42.6%であり、半数弱の方が初めての出産という状況でございます。

また、過去3年間の低出生体重児の実数と割合についてですが、低出生体重児の定義は2,500グラム未満で生まれたお子さんとされており、令和元年度が6人で9.8%、2年度が12人で17.1%、3年度が5人で8.2%という状況でございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 私からは、口の産前産後ヘルパー派遣事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国において児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和6年4月1日を施行日とする児童福祉法及び母子保健法等の一部改正がされましたので、その概要について、町の子育て支援に関わる部分を中心に説明いたします。

町においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、母子保健法及び子ども・子育て支援法の規定に基づく子育て世代包括支援センター（母子保健法での母子

健康包括支援センター) 事業を、保健センターと子育て支援センターにおいて情報等の連携を図る中で実施し、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握しながら、妊娠から子育てに関する相談、情報の提供、助言及び保健指導等を行っております。

また、子どもの虐待対応につきましては、子育て支援センターを中心に保育園、小中学校、保健センター等の町関係機関のほか、児童相談所及び警察署等と連携を図りながら対応しているところでございます。

今回の法改正におきましては、近年の虐待相談対応件数の増加を踏まえ、妊娠期から子育て期までの支援を行っている子育て世代包括支援センターと、当町においては子育て支援センターが担っている虐待対応部署が把握している情報を共有することで虐待の発生を未然に防ぎ、併せて妊産婦・子育て世帯・子どもへの包括的な相談支援体制を整えることを目的として、各市町村において、二つの機能を併せた子ども家庭センターの設置に努めることとされました。

また、子育て家庭への支援事業として、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、支援が必要な子育て世帯を対象とした訪問による家事支援など、新たな事業が創設されたほか、既存の事業についても内容等が拡充され、多様な家庭環境等に対応するための支援体制の充実及び強化が図られるなど、ご質問にもありましたが、国においては支援を厚くしていく方針を示しております。

町の対応といたしましては、新たに市町村の努力義務とされた子ども家庭センターの設置については、組織が一体的で情報が確実に共有されていれば、物理的な場所の一本化は求めないとされているものの、今後において設営や運営に係るガイドラインを国において作成予定としているなど、法改正に伴い新たに盛り込まれる事業や変更となるもの等の詳細につきまして、これから示されてくるものと思われますので、これらの情報を注視しながら、体制整備や支援策の検討など準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の養育支援訪問事業は、妊娠・出産・子育て期における養育支援が特に必要な家庭を対象に実施している事業でございます。事業の内容といたしましては、妊娠届出時の保健師による面談における妊婦の状態把握や、出生されたお子さん全員を生後4か月までに保健師が訪問し、お子さんの発達を確認するとともに、養育者の悩みや不安等をお聞きし、保健指導等を行う乳児家庭全戸訪問のほか、乳幼児健診や関係機関等からの情報提供などにより、養育支援を特に必要とする家庭を把握し、その子ども及び養育者に対し支援を行うもので、保健センターと子育て支援センターにおいて、令和3年度から実施している子育て世代包括支援センター事業の中に位置づけられております。

具体的には、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後鬱状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える家庭や、食事、衣服、生活環境等

について不適切な養育状態にある家庭など、特に支援が必要と認められる家庭などを対象としております。

また、その対応といたしましては、保健師や家庭児童相談員等が家庭を訪問し、保健指導の実施や相談を行い、併せて、必要に応じケース会議等を開催し各関係機関につなげるなど、問題の解決に努めております。

産前・産後の支援にあたっては、支援が必要とされる家庭を妊娠期からの確に把握し、保健センターと子育て支援センターにおいて連携する中で、保健師や家庭児童相談員等が保健指導や子育て等の相談に応じることで、養育者の不安や虐待のリスクの軽減を図っていきたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいまは、保健センター所長、そして子ども支援室長より答弁をいただきました。今、町の状況を伺いました。そんな中で再質問させていただきます。

産後ケア事業、3年がたちましたが、今の利用状況の中で、短期入所型は病院において産後の安定を図るということで、このデータからいきますとお一人約2日くらいのご利用かなって想像しております。

あと、今のお話の中では、4年度はゼロだったということで、今はもう9月に入っておりますが、赤ちゃんは17人誕生したとお聞きしております。そういう中で、今も所長のほうからも周知が今後必要かというお話がありましたが、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

それでは、2点についてお願いします。現在までの利用の中で、短期入所型と、その後併せて訪問型を使った方はいらっしゃるでしょうか。また、もう1点は短期入所型、これは14日間が最高利用できるわけですが、今の状況ですとそんなに期間が長い利用はなかったということですが、大変、初産ということで利用するというよりはやはりリスクがあったと思います。その後の、利用した後の支援についてはどのようにされてきたでしょうか。

以上、2点についてお願いいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。短期入所型を利用された方で、その後、居宅訪問型を利用された方は、令和元年度に2人、令和3年度に1人おられました。

また、短期入所型を利用された後の支援はとのご質問であります。短期入所型を利用された方だけでなく、全ての産婦に対し、乳幼児健診等の際に保健師、栄養士等による相談や保健指導を行うほか、支援が必要と思われるご家庭に対しましては、随時電話や訪問により相談などに応じ、困っていることはないかなどをお聞きし、場合によっては子育て支援センター等と連携しながら関係機関につなげるなどの支援を行っているところでございます。

**11番（吉川さん）** 今、所長よりお話をいただきました。令和元年はお二人がその後もご利用された、そして3年がお一人ということで、令和3年は結構、この訪問型をご利用されている方がたくさんいらっしゃいました。5名ということでしたが、それで、一番はそこから支援が

抜け落ちない取組ということで、ぜひその辺は、今やっつけていってほしいというお話でしたが、厚くしていただきたいと思います。

居宅訪問型についてお聞きいたします。町内ではお一人の助産師さんに請け負っていただいているということでございます。この事業は、当初は産後4か月未満の産婦ということでしたが、今年度から12か月未満までということで利用の期間を大幅に拡大をしていただいたとお聞きしました。先ほどの報告では、3年度は5人で25回利用し、令和2年度はお一人だけで5回という回数でありました。初産の方が先ほどの報告でも5割弱毎年度いってほしいということで、かなりリスクがあるかなって私は思います。また、低体重児の出産についても、令和2年度は12名ということで、本当に大変だなと思いました。

その中で、これは希望なんですけれども、12か月まで延長されたことによって、利用する回数は今までと同じ5回ではなく、ぜひ回数をもう少し増やしていただけないかということと、それが1点。

それからもう一つ、ケア事業の中で通所型のデイサービスがございます。当町では今、助産師さんが訪問する事業と宿泊ということで二つ取り組んでいただいておりますが、このデイサービス型は事業所へ自ら赤ちゃんとともに行く事業でございます。この事業を利用されている方のお話をお聞きしましたら、助産師さんのところに行って何か相談をする、お話をすることよりも、乳児を預けてひたすら半日寝続けているというお話を聞きました。ということは、四六時中赤ちゃんと一緒にゆっくり気を休めることがない、そんなときにこのようなデイサービス型の利用があれば、心も体もリフレッシュできると思います。そんな意味で、2点目として、当町でもぜひ通所型の支援も導入できないかお考えをお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。居宅訪問型の利用回数を増やすことへの考えはあるかのご質問ですが、現在は利用上限を5回としており、利用されている方からは、回数を増やしたいといったご要望はいただいておりますが、今後利用される方の声や近隣の状況等も踏まえ、必要に応じ研究してまいりたいと考えております。

続きまして、産婦が助産師等のいる施設に出向いて保健指導等を受ける通所型の導入への考えにつきましてですが、こちらにつきましても、今後ニーズ等を踏まえる中で研究してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいまは近隣の状況を見ながら回数についてもというお話でございました。また、通所型については、これから産婦さんのニーズに応じてというお話で、検討というふうに理解をいたしました。

千曲市では、今年度からこのデイサービス型を導入したそうです。通う場所なんですけれども、7か所で、コースは4時間コースと8時間コースがございます。このようにして、自ら行って、赤ちゃんを預けて体を休めてくるという内容でございますが、もちろん引き受けてい

ただ事業所がなければ無理なわけですが、ぜひ当町でも今後の課題として導入に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、ロの家事支援についてです。先ほど、子ども支援室長より養育支援訪問事業の内容について報告いただきました。当町では、各家庭、ピックアップしたお宅について、子育て支援センターと連携をしながら関係機関につなげていただいているというお話でありました。

先ほども国の事業が、これから令和6年から開始されるというような事業のお話もいただいたわけですが、一つ、今は大変虐待が多いとかストレスをためている産婦さんが多い中で、慣れない土地で昼間赤ちゃんと2人だけ。そして初産ともなれば右も左もわからず、全てが初めてのことです。そんなときに利用できる産前産後ヘルパー派遣事業、これを千曲市、長野市では導入しております。

千曲市におきましては、平成30年度から開始をいたしました。お聞きしますと、市民からの強い要望があったわけではないそうですが、産前産後の切れ目のない支援をということで始めたそうです。利用できる支援は、家事に関することと育児に関することとございます。そして対象者の条件は、妊娠届を提出した妊婦、おなかにいるときも大丈夫です。そして、出産後6か月未満の方。また、多胎児を出産した方は12か月まで利用できる。また、4点目としては、養育訪問事業を受けて、支援が必要と市長が認めた家庭を支援ができるという、この四つの対象者の枠で今やっているそうです。1回のサービスは1時間30分で、1日2回までとなっております。もちろん自己負担もございますが、養育訪問事業を受け市長が認めた方については無料で実施をしております。利用された方からは、大変助かっているという感想もいただいております。

そこで、当町でも先ほども令和6年というお話がありましたが、このような事業を取り入れ、厚くサポートができないか。その点について見解をお聞きしたいと思います。

**子ども支援室長（細田さん）** 産前産後における家事等の支援の導入につきましての再質問にお答えいたします。日頃の相談等を受ける中で、現時点において早急に家事支援が必要となるケースは見受けられないものの、国の今後の方針等を踏まえまして、産前産後の妊産婦にとってどのような支援があれば安心できるのか、町からはどのようなものが提供できるのか、また、対象者の範囲など、国の動きを考慮しながら研究してまいりたいと考えております。

また、産後の家事支援といたしまして、出産直後において、赤ちゃんと一緒に宿泊し、食事の用意や洗濯などの援助を受けながら育児に専念し心身の回復を図ることができる、上田地域定住自立圏構想事業の一環として、町も参画している事業である上田市子育て支援施設ゆりかごをご利用いただくことができますので、こちらをご活用いただけたらと思います。

**11番（吉川さん）** ただいまは、今後の国の方針を見ながら、町としてどのような対応ができるか検討していくというお話をいただきました。そして、上田市のゆりかごのお話もありまし

たが、産後すぐはそれで済むと思いますが、3か月、4か月、5か月、少し育児が進んでからご利用したいという方にとっては、新たな事業が必要かと思います。

さて、長野市では国の児童福祉法の改正に合わせて、平成21年度からこにちは赤ちゃん事業等を通じて、養育支援することが特に必要と認められる家庭に対して、育児支援訪問員、ヘルパーを派遣し、育児、家事支援等を行うという養育支援訪問事業を始めました。利用は無料で原則3か月間の利用となっております。現在は二つのNPO法人に委託して行っているのですが、状況をお聞きいたしますと、令和3年度は100世帯が利用し、1,793日の支援をしたそうです。予算づけは660万円だったそうですが、実際には100万オーバーをし、760万円の決算だったそうです。今、ここ二、三年で利用者が急増しているということでした。コロナ禍もあるということだそうですが、このように特にコロナ禍という新たな課題も生まれ、孤立、そして孤独に拍車をかけております。

市と町では大変大きさは違うと思いますが、支援を受ける皆さんの悩みは一緒です。どうか安心して育児を楽しめるよう、どこまでも1人に寄り添う丁寧な支援とさらなる施策の充実を今後期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 命を守る対策について

### イ. 災害時のトイレ確保について

9月1日は防災の日、そして町では8月28日、町総合防災訓練をコロナ禍ということで参加者を限定し、坂城中学校で実施いたしました。そこには災害用仮設トイレやワンタッチテント、また、車椅子対応のトイレも展示されておりました。

さて、日頃私たちは当たり前のように水洗トイレを使い、勢いのいい水を流し、整った環境の中でそれが当たり前の生活を送っております。しかし、大きな災害を経験した自治体の多くが、トイレをめぐる様々な困難に直面し、トイレパニックが起きてきたと報告しています。

2016年の熊本地震の避難者を対象に行った調査によりますと、仮設トイレが避難所に最初に設置されたのは発災から3日目だったということです。また、避難生活の初期に最も困ったことはと聞くと、眠れる環境が19.5%、次に多かったのがトイレ、18.3%ということでした。このように自然の生理現象は待ってくれません。

また、中には水分の摂取を控えて、我慢することでエコノミークラス症候群等を引き起こし、災害関連死につながるケースも出てきます。

そこで、今回、防災週間は過ぎましたが、いざという時のために町民の命を守る町のトイレ対策の現状はどうなっているのでしょうか。その状況についてお聞きいたします。

内閣府は2016年、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを公表し、各自治体に災害時のトイレ確保・管理計画を作成し、その計画を実行性のあるものとするため、地域防

災計画に反映することを呼びかけています。

そこでお聞きいたします。1点目として、国からの指針に従って災害時のトイレ確保管理計画は、地域防災計画にどのように反映されたでしょうか。

そして2点目として、大規模災害を想定しての町の準備状況はどのようになっているでしょうか。その内容と、また想定避難者数に応じたトイレの必要数についての試算状況についてお聞きいたします。

さて、熊本地震では、震度7の前震、本震発生により、市内広域でライフラインに被害が発生し、熊本市内だけで最大避難者は11万人に及びました。各避難所では1週間近く断水が続く状況で、上下水道の応急復旧に尽力する中、迅速にマンホールトイレを設置し、学校関係者やボランティアの方々の協力を得ながら運用することができたそうです。

そこで、3点目として、汚物をそのまま下水道管に投下できるマンホールトイレの整備が全国的に進んできております。当町ではどうでしょうか。実施計画にも上げていただいておりますが、町の整備計画の状況についてお聞きいたします。

ロとして公共施設のトイレについて。

さて、テレビで活躍されている小倉智昭さんが膀胱がんになり手術をいたしました。その後、どうしても尿失禁の症状があり、尿漏れパットが欠かせない状況となりました。使用した尿漏れパットはすぐに重くなります。しかし、男子用トイレに行っても捨てる場所がなくて困ったそうです。それから、彼は同じような方のために自ら発信しようと勇気を出して、まず、よく利用するゴルフ場に頼んで男子用トイレにごみ入れを置いていただいたそうです。

このように、男性のデリケートな悩みゆえ声が届きにくいわけですが、ぜひ当町の公共施設の多目的トイレや男性用トイレにこのサニタリーボックスを設置していただけないか、お考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんから2番目の質問としまして、命を守る対策について、イの災害時のトイレ確保について、公共施設のトイレについてというご質問をいただきました。

先ほどお話がありましたけれども、先日8月28日に坂城町の坂城中学校で防災訓練を行いました。今日ご質問がありました内容につきましても、その場で何人かの方とお話をしたというふうに記憶しております。

まず、私からは、2の命を守る対策についてのイ、災害時のトイレ確保についてのうち、マンホールトイレの整備計画の状況及びロ、公共施設のトイレについて順次お答えし、その他については担当課長から答弁いたします。

さて、近年多発する大規模災害により、水洗トイレが使用できなくなるなど様々な問題が顕在化しております。平成7年の阪神・淡路大震災では、断水等により被災地の広範囲で水洗ト

イレの使用が不能となった事例があったほか、平成16年の新潟県中越地震では、車中泊をしていた被災者がトイレを控えたため、エコノミークラス症候群で死亡するといった事例が発生するなど、災害時により快適なトイレ環境を確保することは、命に関わる重要な課題として認識されているところであります。

また、平成23年の東日本大震災におきましては、長期の避難所における避難生活において、トイレを心配し水分を控えるなど、肉体的・精神的疲労を引き起こした事例も報告されております。

当町におきましても、令和元年東日本台風では、避難所として開設した村上小学校において、停電のために貯水槽へ水が流れずに、応急処置として体育館に併設されたトイレを使用する際には、飲用水として配給したペットボトル水を利用していただいたということも記憶に新しいところであります。

そういった経験を踏まえる中で、当町では避難所における避難生活が、より快適なものとなるよう、様々な対応策を講じてまいりました。具体的に申し上げますと、避難生活におけるプライバシー確保のためのテントや段ボールベッドを備蓄したほか、情報が途絶えることのないよう移動系・同報系防災行政無線や避難所内公衆無線LAN等の整備も進めてきたところであります。

また、今議会初日に議決をいただきました南条小学校における蓄電設備の整備など、各地域の避難所となる町内3小学校への太陽光発電及び蓄電施設を整備し、平時における自然エネルギー利用のほか、有事の際における避難所の持続的な電力の確保に努めてまいりました。

加えて、長野県企業局においては、順次整備を進めている「安心の蛇口」につきまして、坂城小学校及び南条小学校への整備が完了し、今年度は、村上小学校への設置も予定されているところであります。

こうした対応策の一方で、既存の下水道につきましては、国において、大規模な地震などに対応した耐震基準の見直しを行ってきているところであり、町の施設においても、今後、耐震化を進める必要があるところであります。

当町の公共下水道につきましては、平成5年から順次整備を進め、平成12年に一部供用開始となり、これまで、重点施策の一つとして供用開始区域の拡大を図り、昨年度末の面整備率は約94%に達したところであります。

今後に関しましては、地形等の条件により未整備となっている地区の整備を行うとともに、見直されてきた耐震設計基準や構造基準に照らし、これまで整備した下水道施設について基準を満たしているのか調査を行う必要があると考えております。

いずれにしましても、下水管路の耐震化も含めた施設の地震対策につきまして、国等の支援を得ながら進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問のマンホールトイレの整備計画の状況についてであります。まずは、処理場までの既設の下水道管路の耐震化が必要であり、現在、耐震基準に適合しているか調査している段階であります。

マンホールトイレの設置につきましては、管路の耐震化の状況を見る中で、地域バランスを考慮し、小学校など中核避難所への整備も含めまして、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの公共施設の男性トイレにサンタリーボックスの設置をとのご質問ですが、役場庁舎をはじめ、町内の各公共施設につきましては、現在、女性トイレのほか、どなたでもご利用できる多目的トイレにサンタリーボックスを設置しております。

町といたしましては、全ての人にやさしい福祉のまちづくりの推進を目指す中、全ての人への使いやすさと安全性、公平性に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進等に対応した施設整備を進めることが重要であると考えております。

また、SDGsを推進していく上におきましても、ハンディキャップのある方や高齢者など誰一人取り残さない社会の構築に向けて、様々な方々が利用する公共施設、設備も充実させていくことが必要であると考えております。

男性トイレへのサンタリーボックスにつきましては、各施設の利用者の状況や清掃等の管理状況などを確認する中で、必要性の高い施設から早期に設置していくよう対応してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、伊の災害時のトイレ確保についてのうち、災害時のトイレ確保・管理計画の地域防災計画への反映と、大規模災害を想定しての町の準備状況、また、トイレの必要数の試算状況のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地で自然災害が発生し、多くの方が避難所における長期間の避難所生活を余儀なくされ、加えて新型コロナウイルス感染症の陽性者は増減しながら発生が続いており、発災時の避難所における感染防止が大きな課題となっております。

初めに、災害時のトイレ確保・管理計画は地域防災計画へどのように反映されたかのご質問でございますが、災害時のトイレ等の確保をはじめとした備えにつきましては、現在、避難所における感染防止対策とともに、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据える中で、災害による長期避難に備え、より衛生的で健康的な避難所の在り方が求められているところでございます。

町といたしましても、近々改訂を予定している町地域防災計画の風水害対策編及び震災対策編の災害予防計画の中で、新たに「トイレ等の衛生、食事、睡眠に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える」といったことを追記しております。

その具体的な備えとしまして、「指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、太陽光発電設備、蓄電池設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配達する」ことや「食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等感染症にも配慮した避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとともに、物資の調達に際しては、要配慮者や女性、子どもに配慮する。また、灯油、LPガスなどの常設に努める」といったことについても新たに記載し、トイレはもとより非常用電源や食料、飲料水、段ボールベッドなどといった避難所環境の向上への備えを防災計画に位置づけることとしております。

次に、大規模災害を想定しての町の準備状況と想定避難者数に応じたトイレの必要数の試算状況はとのご質問でございますが、内閣府による避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインによりますと、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基のトイレを確保することが望ましく、その後、避難が長引く場合は、約20人に1基確保することが望ましいとされております。

町におきましての想定避難者数は、人口の約1割にあたります1,500人を想定しており、このガイドラインに当てはめますと、災害発生当初、町では災害時に使用できるトイレ約30基を用意できることが望ましいこととなりますが、町では現在、トイレ用ワンタッチテントと便座となるポータブルトイレ、排せつ物凝固剤をセットとする災害対応トイレ40基と、車椅子利用の方でも使用可能なタイプの災害用仮設トイレ2基を確保しているところでございます。

また、その後、避難が長期化する場合には75基のトイレがあることが望ましいこととなりますが、先に述べました、災害対応トイレ42基と避難所のトイレに加え、県内全市町村と締結している長野県市町村災害時相互応援協定や、昨年度、町内に事業所がある企業と締結いたしました災害時における仮設トイレ・仮設事務所・簡易避難住宅の速やかな提供を可能とする協定に基づき、仮設トイレ等を確保することが可能であることから、災害時のトイレは必要数確保できているものと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいまは町長、そして担当課長より詳しい答弁をいただきました。まず、今、課長からいただきましたが、災害時のトイレ確保管理計画についてですが、日本トイレ協会が2019年度に調査しました報告書によりますと、策定済みが380自治体ピックアップした中で55.7%、そして特に定めていないところが34%だったと聞いております。

当町では、今も新たに地域防災計画の中に段ボールベッド、蓄電池、太陽光、全てのものを記載をしていただいたと今理解をいたしました。

そこで、私はこの策定も必要なんですけれども、町の準備体制を平時からどこまで住民の皆

様に知っていただけるか、この辺が大事なポイントではないかと思えます。そんな意味で、1点として先ほどお示しいただいた町の準備状況、また仮設トイレはその時々によって設置体制が変わってくるわけですが、その点について、住民への周知についてはどのようにお考えでしょうか。

それから2点目として、先ほど仮設トイレの数と災害用簡易トイレの数についてお示しいただいたわけですが、このトイレについては、水なしで使用するものですね。ということは、凝固剤で固めて処理をするというトイレになりますが、町では凝固剤のセットというのはどのくらい用意されているのでしょうか。その点。

それから3点目として、個人個人が災害時のトイレの備えについて、やはり事前に理解していただくためにも、1問目と連動するわけですが、ホームページや、または冊子として災害時のトイレ対策について、明確に住民にもお示しいただいたほうがいいのではないかと思います。その周知についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお願いいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。1点目のトイレの準備状況と設置体制についての町民への周知であります。さきにお答えしましたとおり、災害対応用トイレとして40基、加えて車椅子対応のトイレとして2基の準備がございます。また、トイレに限らず非常用電源や段ボールベッド、食料や飲料水などといった町の準備、備蓄状況について、また、災害時の発災当初は町が準備している備蓄品等をご利用いただき、避難が長期化する場合は、そうしたものに加え、市町村相互応援協定や民間企業等との協定に基づき生活必需品等を確保するといった町の確保体制などについて、あらかじめ町民の皆様へ周知することは非常に重要なことと考えているところでございます。

毎年開催している町総合防災訓練や地区の防災講習会などでその一部を展示し、ご覧いただいているところでございますが、今後さらに町民の皆様の防災意識の高揚に資するよう、町ホームページや広報等を利用した周知・啓発につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の避難所におけるトイレ対策の周知につきましては、町民の皆様があらかじめ避難生活を想定、イメージしておいていただくことは、実際に災害が発生し、避難が必要になったときの心理的負担を軽減し、逃げ遅れの防止につながるなど非常に有意義なことであると考えております。

町といたしましては、町の準備状況やトイレの設置体制について町民の皆様へ周知することで、平常時から避難生活を想定していただく一助としていただきたいと考えているところでございます。

ご質問にございました排せつ物の凝固剤につきましては、排せつの際に使用するビニール袋

と凝固剤がセットになっているもので、現在4, 100セットを備蓄しているところでございます。

また一方で、町の準備・備蓄品には限りがありますので、町民の皆様におかれましては、平常時より、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料や飲料水、携帯トイレや簡易トイレなどを各家庭で備蓄していただく家庭内備蓄の重要性や、親戚・知人宅への分散避難といった防災知識の普及・啓発につきましても、防災力の向上と避難所の環境向上にもつながることとなりますので、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 今も逃げ遅れの防止のためにもということで、それぞれ周知をしっかりとしていただきたいと思えます。コロナ禍の中にありまして、中核避難所には行かずに車で頑張る方もいるかもしれません。そんなときに町の対応、準備状況、また個人の一番大事なトイレ対策についても、明確に開示をしていただいておりますことで安心して命を守ることができると思えますので、よろしくお願いいたします。

さて、マンホールトイレについてですが、先ほども町長のほうからご答弁をいただきました。公共下水道が94%まで進んでおります。そんな中で老朽化をしている管路について、今、調査をする中で、その結果次第で事業を進めていくというふうに理解をいたしました。

そこで、流れ的には3小学校が先にももちろん設置をすると思えますが、中之条には新たに複合施設が建設予定となっております。設置予定では町文化センターとなっております。

そこでお聞きいたします。「安心の蛇口」も近い複合施設のほうが有効ではないかと考えますが、この複合施設付近へのマンホールトイレ設置については、どのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

**建設課長（関君）** 複合施設にマンホールトイレの設置をという再質問をいただきました。坂城町公共施設個別計画により建設の方針が示されております新複合施設につきましては、今年度から建設に向けた検討を始めている段階でございます。現状では具体的な施設の内容、構造等が未定なことに加えまして、地域防災計画による避難所の位置づけ、これは地域防災計画の中でも中核避難所の指定ですとか、要援護者の収容施設としての位置づけですとか、また救護活動拠点施設、そういった位置づけがそれぞれございます。そういった位置づけも検討しながら、今後の検討課題となっております。そうした議論を踏まえて対応していきたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 令和9年に完成予定でしたでしょうかね、この複合施設。夢の湯は、前回のときも福祉避難所として使われた経緯がありますので、ぜひその辺を今後の課題としてマンホールトイレ設置を要望しておきたいと思えます。

例えば、マンホールトイレが完成したとしても、想定外の大地震が起き、大規模災害になった場合、下流の下水道管が破損するなど、せっかくのマンホールトイレも利用できません。用

意していただいている仮設トイレが大事な命綱になってまいります。ただいまも4, 100個の凝固剤セットがあるというお話でしたが、これ想定では、お一人1日5回利用するとしますと820人分ということです。もちろん、各家庭で発電機等を準備し、そしてまたそれぞれが準備をする中での想定でございますが、とても足りない数かと思えます。

そんな意味でも、個人としても各家庭や職場に携帯トイレをしっかり備蓄していただくよう、ハザードマップの備えの欄などにも、ぜひ更新のときには掲載をお願いしたいと思えます。

私もこの間、ひらせいに行って買ってまいりましたが、10個入っているのがありまして、三つしか置いていなかったんですが、本当に意識しないとなかなかそこまでいきません。そして、自助・共助といっても情報の共有から安心が生まれ、それぞれが自らの命は自らが守るという意識になっていただけます。

さて、ロのサンタリーボックスですが、早速設置をしていただけるということで、ありがとうございます。必要性の高いところからまず行っていくということでございました。

そこで1点、設置に向けてお願いでございます。それは、ごみ箱と間違えないように、サンタリーボックスの用途を文章化してボックスのところにお示しをいただく。それとまた、トイレの入り口にサンタリーボックス設置トイレという表示があると、利用する方にとってはわかりやすく安心かと思えますので、その点について要望ですが、よろしく願いいたします。

いつ遭遇するかわからない大災害。3人家族のOさんは最長1週間ほしのげる水や食料を備蓄。しかし、最近テレビなどで電気や水道が止まったときに一番困るのがトイレだと再確認。数年前に組立て式トイレを購入したのを思い出し、初めて中身を開けて確認してみました。すると、ビニール袋や凝固剤が数回分しか入っておりませんでした。そこで、先日、新たに30回分を買ってきて保管したそうです。

このように意識して準備をしているお宅はどのくらいあるでしょうか。ぜひ、いざというとき命を守る対策の一つとして、災害時のトイレ備蓄の周知をお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

**9番（朝倉君）** ただいま、議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問は、農業振興を中心に連続3回行ってきております。時代の変遷により農業の位置づけが所得の確保が厳しいために、後継者の確保をはじめ、なり手不足等の要因により全国的に苦境に立たされております。食料の自給も1965年と2020年を比較いたし

ますと、カロリーベースでは73%あったものから現在は37%、生産ベースでは86%から67%に農業の生産も大幅に低下しているのが現状でございます。

また、中山間地域では、人口の大幅減少に伴い農業の維持をどうするか、国としてもあるいは市町村としても農業政策について新たな模索をしている状況と考えているところでございます。先ほど同僚議員からも農業に関する質問がありました。若干重複することもあると思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

このような状況の中で、2月24日、突然ロシアが隣国ウクライナに侵略する暴挙が発生いたしました。民主主義の根底を破るこの侵略に最大限の非難と抗議を行うとともに、早期にこの侵略が終了することを切望するものであります。

この侵略を機に、世界ではアメリカを中心とする民主主義国の同盟国、一方、ロシアや中国のような独裁国家の二極化が進行し、安全保障、エネルギー、食料、サプライチェーンの分断等々様々な懸案事項が露呈し、各国が喫緊に対策やその構築をどうするか、国の在り方について見直しを迫られている現状でございます。

このような状況に伴い、世界的な規模で食料品の値上がりやエネルギー価格の高騰によりインフレが加速し、コロナ対策と併せて、その対策に各国が苦慮しているところでございます。特に食料の多くを外国に依存している国においては、食料危機が目前に迫っているのではないのでしょうか。

我が国においても、食料自給率はエネルギー換算で37%、生産高では67%の状況で、外国からの輸入がとどまれば大変な事態が想定され、現状の食生活の維持は大変厳しい状況に遭遇いたします。今回のウクライナ危機を目の当たりにして、改めて我が国の農業、食料自給について真剣に考えるときが来たのではないかというふうに考えております。

ちなみに、我が国が外国より8割以上輸入している品目を見ても、小麦が80%で、アメリカ、カナダ、オーストラリアから輸入しております。トウモロコシは100%近くアメリカから、大豆は約80%をアメリカから輸入をしております。この輸入先については、私どもと同じ民主主義の同盟関係にある国ですから、輸入を制限するような動きは多少あるんですけども、ウクライナやロシアから輸入していることに比べると、まだまだ安心ができる環境にあるかというふうに考えております。

9月議会では、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、世界を二分した政治経済状況は、仮に近々停戦が実現しても、侵攻以前の状況を実現するには相当な時間と知恵と労力が必要になるでしょう。このようなことから、坂城町としても、今後食料の自給率アップについては避けて通れない問題と考え、これからの農業施策について議論をしてみたいと考えております。

#### 1. 農業の活性化に向けた施策について

##### イ. 坂城町の農業の現状について

一つ、農地面積と有効活用面積について。耕作放棄地の推移は。

2、農家戸数の状況は。離農農家の推移は。専業農家の推移は。

3、農地の利用集積状況は。農地の利用集積面積の推移は。また、農地全体に占める状況は。農地中間管理機構を介した利用集積の状況はどうなっているのか。

4、後継者の充足状況は。果樹、水田、畑作の区分でどうなっているのか。新規営農参加者の推移は。

以上、4項目について坂城町の農業の現状について伺いたいと思います。

口として、将来に向けた農業の施策をどのように考えるか。

農業のデータを見てみると、農業の従事者が減少傾向を呈している実態が判断できます。売価、いわゆる所得の下落に伴う大幅減少によって、農業に参加する人口が全国的に減少し、今の規模を維持するには、今存在する課題を国や県を巻き込みながら新たな方向づけを展開するときに来ているような感じがいたします。食料安保の考え方に立っても、自給率の向上は避けて通れない私どもの問題であり、国は無論、私たちとしても喫緊の課題と考えます。

このような新たな局面を迎えておる現状を捉え、今後農業政策をどのように考えるか伺いたいと思います。

1回目の質問を終わりにいたします。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから農業の活性化に向けた施策ということでご質問いただきました。私からは、口の将来に向けた農業の施策をどう考えるかについてお答えしまして、今の坂城町の農業の現状については担当課長から答弁いたします。

さて、先ほどもお話がありましたけれども、ウクライナ情勢による小麦価格の上昇に加え、為替の変動や肥料価格の高騰など、国内農業の生産体制に対する危機感が高まりつつあります。日本は小麦に代表される輸入農産物のほか、畜産飼料の輸入依存度の高さや農業生産に欠かせない肥料など、世界規模での原材料の需給バランスと調達リスクの上に国内農業が成り立っていることが鮮明となっております。

また、今後の農業生産に不透明感が増す中で、個々の農業経営体レベルで対応できることは限定的であり、国全体で対策を講じる必要があるとも感じているところでもあります。

そうした中で、国は化学肥料の使用量を2割低減して影響を緩和する措置のほか、施設園芸の燃油価格高騰に対しては、その影響を受けにくい経営への転換を促す施策を進めており、町としましても本議会に補正予算を計上し、坂城町農業資材価格等高騰対策事業による支援を実施してまいりたいと考えているところであります。

今後の農業施策の方向性につきましては、新規就農者の確保・育成やICT技術活用による生産性の向上など生産基盤の底上げ、市場ニーズに即した産地形成の取組、農地の集積・集約化等により活力ある地域農業を維持していく必要があるものと考えております。

中でも水田利用におきましては、これまでの農地集積・集約化をさらに深化させ、効率的な土地利用による経営体育成を図る一方、ICT技術やスマート農業の推進による大規模農家を中心とした省力化、生産性の向上等により、水稻をはじめ水稻以外の飼料用米や麦・大豆の二毛作、サツマイモなどの高収益作物の作付推進を通じて、販売農家の安定した収益確保と農地の有効活用を着実に進めてまいりたいと考えております。

果樹に関しましては、ながの農協管内で早期に出荷販売されるメリットを生かし、新品種導入による早期産地化や高品質のための新技術の普及推進、作業効率化のための機械導入支援などを通じ、ブドウ、リンゴの生産振興のほか、ワインブドウの産地化促進やワインツーリズムなど観光との相互連携による農産物の消費拡大など、流通販売についても支援してまいりたいと考えております。

また、新規就農者確保につきましては、町内外からさらに希望者を受け入れるため、技術習得などの受け皿となる里親農家の確保に努めながら、地域全体で就農者を育成する体制づくりを関係機関とともに進め、多様な農業者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業者あつての産地でありますので、担い手確保はもちろんのこと、農作業の効率化や経費節減などの生産性の向上や、個々の農業経営基盤の支援につながるような農業振興の在り方について、今後も様々な視点から検討を進めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、農業の活性化に向けた施策についての質問のうち、イの坂城町の農業の現状についてお答えいたします。

ウクライナ侵攻による世界的な情勢変化によって、農業資材や燃油高騰などのほか、食料自給に対してもスポットが当てられ、危機感が高まっております。

食料自給の一例として、当町の米の実態に焦点を当てますと、国の指標では、令和3年の国民1人当たりの米の消費量は年間56.8キログラムであり、当町の人口を掛けますと、当町では年間777トン相当の米を消費していることとなります。当町における昨年の米の生産量は、730トン余りであったことから、当町の消費分を町内だけでは賅えていないということになります。

当然、小麦やその他農産物も含めて、市町村単独で食料自給を求めることは困難ですが、国として社会事変や世界情勢による食料安全保障の課題について検討していくことは重要であると考えております。

まず、農地面積と有効活用面積についてであります。5年に一度実施されております農林業センサスの結果によりますと、当町の平成27年における耕地面積は518ヘクタール、経営耕地面積は257ヘクタールであり、令和2年における耕地面積が514ヘクタール、経営耕地面積が228ヘクタールということで、平成27年から令和2年にかけて、それぞれ面積

が減少しております。

耕作放棄地につきましては、中山間地域の傾斜地等、条件不利地において新たに発生するところが増えておりますが、全体としては横ばいで推移している状況であります。

次に、農家戸数の状況であります。農林業センサスにおける農家戸数は、平成27年は305経営体、令和2年では253経営体ということで、平成27年から17.1%減少している状況であります。

離農農家の推移につきましては、センサス調査年の変動幅で申し上げますと、平成22年から平成27年までの間では71経営体の減少、平成27年から令和2年の間では52経営体の減少となっており、直近の令和2年調査では減少幅がやや小さくはなっておりますが、営農者の高齢化や後継者不足を背景に、今後も離農される方が増加していく傾向がうかがえるところでもあります。

また、専業農家の推移につきましては、令和2年の農林業センサスにおいて調査項目が割愛されたため、主業・副業的農家数での比較となりますが、農家所得が主体を占め、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員がいる主業農家は、平成27年は50経営体、令和2年では58経営体となっており、農外所得が主体を占め、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員がいる準主業農家については、平成27年は39経営体、令和2年では31経営体となっております。

また、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員のいない副業的農家は、平成27年は200経営体、令和2年では159経営体となっており、全体的に見ると副業的農家が過半数以上を占めている状況であります。

また、主業農家数については、令和2年が若干増加しているものの、副業的農家が大幅に減少しており、全体的には減少傾向であることが見受けられます。

次に、農地の利用集積の状況であります。令和元年度中に利用権が設定された農地が21.5ヘクタール、令和2年度が24.6ヘクタール、令和3年度が22.8ヘクタールとなっており、また、農地全体に占める利用権設定がされた農地の割合はおよそ20%であり、ほぼ横ばいで推移している状況であります。

一方、農地中間管理機構を介した利用集積の状況では、令和元年度が1.9ヘクタール、令和2年度が1.6ヘクタール、令和3年度が1.2ヘクタールとなっており、農地の出し手・受け手ともに少ない状況で、農地の貸し借りの実績は低い水準で推移している状況であります。

引き続き、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを推進していくことにより集積・集約化を進め、生産性の高い効率的な農業ができるよう取り組む必要があるものと考えております。

次に、農業後継者の充足状況であります。町内における新規就農者数が減少農家数に追いついていないことから、減少傾向にあることは否めませんが、収益性の高いブドウ栽培に支え

られ、近年、定年帰農や青年農業者の就農も比較的多くなっている状況であります。直近の5年間における新規就農者数は27名となっており、品目別では、ブドウが17名、リンゴが3名などとなっております。

水稲については、設備投資などのイニシャルコストが高く、近年のコロナ禍による外食産業の需要低下などの影響により、在庫量が増加するとともに米価が下落傾向にあるなど、安定した経営が困難であり、そのため、新規就農者の確保に結びついておりませんが、直近の5年間で法人を含めた2件が就農している状況であります。

畑作では、露地及び施設野菜で3名が就農しており、うち2名が既存のガラスハウスを利用した施設トマトを栽培しております。既存施設の再利用・有効活用という点において、今後も施設栽培による新規就農者を積極的に受け入れていければと考えております。

最後に、新規就農者数の推移であります。平成30年が9名、令和元年が5名、令和2年が6名、令和3年が4名、令和4年が3名といった状況であります。

年によって変動があるものの、ここ数年のブドウ栽培への定年帰農者や若手の新規参入が多くなっている状況であり、経営品目として安定した経営が見込まれることや、将来展望を見通すことができることなどが増加の要因となっているものと思われま

す。農業を取り巻く環境が厳しくなる中、町といたしましては、今後想定される情勢の変化や農業振興上の課題を踏まえ、町の農業を担っていただける就農者の確保に努めるとともに、農業経営の体質強化や生産性の向上につながる生産基盤の条件整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

**9番（朝倉君）** 2回目の質問を行います。坂城町の農業の現状について担当課長さんから、将来の農業の施策はどう考えているかについては町長さんから答弁をいただきました。

町の現状については、所得の少ない栽培品目については、データが示すとおり、耕作面積や経営体の減少が、平成27年と比較して令和2年で副業的経営体が約20%減じております。今まで言われている家族的な兼業農家の農家離れが進行しているのではないかと考えております。ただし、販売単価が高く所得が確保できるブドウ栽培におきましては、定年帰農者や若手就農者の参入によって、町の農業としては明るい将来が見られるのではないかとというふうに考えます。

農地の面積はほぼ横ばいで、有効活用面積は、平成27年と令和2年では約12%減少しておりますけれども、耕作面積は横ばいで、農地の活用について問題を残しておると考えます。

農地の集積状況は、令和元年から22%から24%で推移し、農地の約20%の利用権が設定されております。この中で農地中間管理機構を介した利用集積は1.2ヘクタールから1.9ヘクタールで推移しており、まだ低調ではあるというふうな判断をしております。

このようなデータから、町の農業は、所得の上まらない分野では農家離れが進行し、所得の

見込みが予測できる分野では、定年帰農者や新規就農者の参入により、後継者の確保あるいは事業継承ができる形が形成されるというふうに考えます。

一方、畑作におきましては、施設園芸的な栽培方法を取り入れた新たな挑戦をされる方が2名経営をスタートしているということで、これについては新しい試みであり、ぜひ成功できるように町としても支援をお願いしたいと。

いずれにしても、これからの農業のキーポイントは、所得が確保できるかどうかということが一番農業を維持できるポイントというふうに考えております。これらの町の農業の現状を踏まえて、これからの農業の活性化に向けた施策について答弁をいただきましたが、ウクライナ危機を契機に世界の政治経済分野が二極化を呈し、農業分野でも食料、肥料、エネルギー等が政治経済の交渉の武器として取引される形が顕在化してきており、このような意味からも外国に依存する度合いが多い品目ほど、自国での自給あるいは多角的な輸入の確保ができるルートの開拓が、食料安保の考え方として重要な国際的な政治課題となってきたというふうに考えます。

農業は国策的な意味合いが大変強い事業でございますので、町単独ではなかなかできる内容が少ないわけでありましてけれども、このような世界情勢の中では、知恵を絞って対応していくことが大変今は重要と考えます。

今、農水省で示しているデータでは、食料の自給率はカロリーベースで品目別に状況を考えてみますと、米が98%、野菜は76%、魚介類51%、果物31%、大豆21%、小麦15%、畜産品16%、油脂類3%、それぞれ外国に依存している状況が顕著に表れた数字があります。

ちなみに、諸外国の先進国の自給率の状況を見てみますと、カロリーベースでは、カナダが266%、オーストラリアが200%、アメリカが132%、ドイツが86%、イギリス65%、イタリア66%、スイス51%、日本は先ほどお話したように37%。このように先進国においては、ほとんど自国で賄えるという状況がわかるわけでございます。そういう意味において、外国から食料の輸入が何らかの事情で止まれば、日本というのは大変な事態に遭遇するというのを、私どもは改めて認識しなきゃいけないというふうに思います。

そこで、町長の答弁と重複する部分もありますが、将来に向けた農業の施策として、私は次の提言をしたいというふうに考えます。

一つは、何といたってももうかる農業の構築ではないでしょうか。そういう面で坂城町の中においては、リンゴ農家、水田・畑作農家があるわけでございますが、この二つの農業の改革が必要であります。具体的には、リンゴ栽培では所得の向上のできる栽培方法の試行、水田・畑作農業では、まず耕地整備ができる形で、今、専業農家は大型の機械を持っております。そういうことで機械化のできる農業、これに特化した整備を実施しなければならないというふうに

考えます。そのために、人・農地プランのさらなる活用と農地中間管理機構の活用を図ることを特に提言したいと思います。

県では、5者合意として、農地中間管理機構の活用を推進するために、県、JA、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構の5者でさらなる推進の確認をいたしております。特に耕地の整備ができることは、農地中間管理機構を介した集積というものが欠くことのできないファクターを持っておりますので、ぜひこの辺を留意して進めていただければというふうに考えます。

二つ目といたしましては、将来的にはICT技術を活用した生産基盤の確立できる農業の検討。

三つ目として、法人化の検討による若手人材の確保をぜひ将来的に考えて、法人化あるいは公社的な運営ができることをぜひお願いしたいと思います。その参考事例としてはですね、松本市で展開している株式会社かまくらやという会社がございまして。最初スタートは、車の修理をしている会社の社長さんが、近隣を見ると遊休農地が非常に多くなったということで、これは何とかしなきゃいけないということでですね、ソバの栽培を始めました。そして、ソバの栽培だけではなかなか採算が取れないので、6次化を検討して製粉工場を造って、そしてそばの食堂を造った。今は全国的にそば店の経営を展開したり、あるいはそば粉を全国的に販売して大きな成果を集めております。その成果を土台にして、今はトマト栽培やリンゴ園の遊休したところを全部自分たちでお借りして、多角的な農業の生産をしております、農業大学や農業高校、そして農業を志す若い人24名を今会社の中に雇用して、本当にこの間もテレビに出ていましたけれども、頑張ってもらっております。

こんなことをやっぱりどこの地域でもやっていかないと、もう農業というのはちょっと個人で任されてもできないんじゃないかというような考え方をしておりますので、ぜひこの辺も参考にしながら考えていただきたいと思います。

そして、今は関係団体の連携の強化ということも必要でございまして、JAがJAなのということで統合されましたけれども、非常に経営的に体力をつけるということで改革をされておりました、見ていると大変な事業をやっております。そんなようなことで、大変だと思うんですけども、やっぱり農業の中心はJAに頑張ってもらわなきゃいけないので、JAを巻き込んだ、やっぱり連携をしていただきたいと思います。

4点目に、産地形成の構築を図るために地域農業の特色を生かした販売方法の検討を考える必要があるんじゃないか。特に坂城町では、ブドウ、ねずみ大根、ワインという非常に地域の特色を生かした栽培品目がございまして。これに着目して「あいさい」等の場所を利用しながら、販売の強化をぜひ検討していく必要があるんじゃないかと。

それから5点目としては、耕地の有効活用を図るために、有利な転作の推進をぜひしてい

なければいけないんじゃないかということで、先ほど町長さんからもお話があったように、新しく施設園芸を使ったトマトの栽培ですとか、サツマイモの栽培で成功している会社もございます。そんなようなことで、やっぱり転作がうまくできる農地の整備ということも重要でございますので、この辺も留意して、米に中心を置くんじゃなくて、所得の上がる転作というようなことも、町として指導していける体制を検討していただけたらどうかと思います。

あわせて、耕作放棄地の対策も、特に水田・畑作農地の平らなところの肥沃な土地は、耕作放棄地がないような管理をぜひ町全体で対策できるようなことも考えていただきたい。

6点目は、幼保小中高での食育学習の充実と農業の大切さを学ぶ機会をぜひ拡大していただきたい。今、子どもたちの農業離れというのが非常に顕著だと思うんです。こういうことも、今の食育ということに対してもう少し広い目を持って考えていただきたいと。

まだまだいろんな方策は考えられると思うんですけれども、以上をご提案申し上げたい。先ほど申し上げましたように、町だけではできることは少ないと思いますが、県・国を通じて積極的な問題提起を行い、これからの農業の活性化に一石をぜひ投じていただきたい。このような提案に対して、町としてどのような考え方をお持ちか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。6点ほどこれからの農業振興、発展に向けたご提案をいただきました。提案に対する考えということでございますけれども、まず、もうかる農業の構築という部分につきましては、なりわいとしての農業のためには、所得確保はもちろんのこと再生産が可能な農業経営であることが必要であると考えますし、もうかる農業の観点ということは重要であると考えております。

そのため、新規就農者への個々の経営や技術指導などのサポート体制のほか、ながの農協が実施する営農指導などにより、農産物の品質確保や収益性の改善につなげるよう努めているところでもございます。

また、農地の基盤整備については、農地の集積・集約化に向けて、地域の状況に応じて検討していければと考えているところでございます。

次に、ICT技術を活用した農業生産基盤の確立ということでございますが、農業従事者の高齢化や担い手が不足する中では、農業技術の可視化や省力化、効率化をはじめ農業環境の改善につながるものと期待するところであり、農家の意向を踏まえながら需要推進を図っていければと考えているところでございます。

次に、法人化の検討による若手の人材確保ということでございますけれども、農業法人における人材確保は、次世代の担い手を育成していく上で、栽培技術や経営手法の習得など有効な手段になり得ると思いますので、JAとの連携なども含めまして、今後研究していければというふうに考えております。

次に、地域農業の特徴を生かした販売方法ということですが、農産物の販売は、これまで市場流通に加え販売方法や流通手段も多様化しているところでございます。ふるさと納税返礼品では、全国へ向けた町内農産物の認知度向上に貢献していると考えておりますし、また、さかき地場産直売所における集客イベントも、農産物の販売促進や情報発信につながっているものと考えているところでございます。これらの取組のほか、今後ワイントーンによる情報発信などの機会を通じて、地域農産物をアピールしていければと考えているところでございます。

それから、転作推進と耕作放棄地の対策についてでございますけれども、農地の地理的条件などを踏まえ、農業者の意向に沿った農地利用が図られるよう、必要に応じて農地中間管理事業による農地集積・集約化ですとか、転作作物の作付のための設備導入支援などのほか、耕作放棄地の活用に努めていければというふうに考えております。

最後に、食育学習ということでございますけれども、令和3年に改定した坂城町食育推進計画において、関係各課が横断的に事業に携わる中、商工農林課では、農とのふれあいによる食育推進に努めておりまして、今後もライフステージごとに農にふれあう機会を増進させていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町の農業振興策について、様々な視点から検討を進めていければと考えているところでございます。

**9番（朝倉君）** ただいま、6項目にわたる提案に対して回答いただきました。すぐできるもの、あるいは将来的に考えること、多岐にわたるわけでございますが、いずれにしても、人が生活するためには、衣食住は絶対に欠くことができない必要なアイテムでございます。農業は自然が相手で、作付は年1作が普通であります。作業的にも3Kの環境で、きつい仕事でございます。しかし、生きていくためには、食料はなくてはならないものであります。したがって、今後の農業は、機械化を大幅に取り入れた近代化の中で作業ができる農業環境の構築が喫緊の課題ではないかというふうに考えます。

国・県レベルに対して、新しいレベルへの提言を積極的に町としても行っていただいて、このウクライナ危機を契機に新しく出てまいりました食の自給率の向上という一つのテーマに対して一石を投じられれば幸いというふうに考えております。

以上で私の質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

**7番（玉川君）** 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

初めに、1. コロナ感染症への対策について。質問はイとロの二つ。

イとして、保健センターの体制について。

コロナ発生前、2019年から現在までの保健センターの職員の人数と勤務状況の変化は、新型コロナウイルス感染症の国内発生の最初の確認が2020年の1月。ご存じのように、その後変異株が次々に発生。しかし、国は専門家や最前線で感染防止、治療に当たっている医療関係者の声を聞いてか聞かずか、世界の常識から大きく外れた日本独自の対策に固執し、今や第7波、発症数世界一という経験もしてしまいました。

このような中で、医療関係者、町職員の皆さんは、ご自身はもとよりご家族への感染のリスクもある中で、懸命に感染防止、治療に努めていただいています。当町では町を挙げて保健センターと福祉健康課を中心に闘っておられるわけですが、特に保健センターの皆さんの勤務状況の激化による体調の変化が気になります。通常の仕事に加えてコロナ対策、ワクチン接種など、今まで経験のない任務が待ったなしで始まったからです。

そこで、コロナ前の職員数と残業時間の変化などについて伺います。また、保健師さんの人数はどうなのでしょう。十分でしょうか。保健師さん確保のためにどのような活動をされているのかも答弁ください。

次は、ロとして休業した職員への保障について。

町職員の皆さん、正規・非正規、勤務時間の違いもありますので、それぞれの働き方があるとは思いますが、それぞれの皆さんへの休業の保障はどうなっているのでしょうか。また、個々の皆さんは制度について十分周知しているのでしょうか。お聞きします。

**総務課長（臼井君）** コロナ感染症への対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの保健センターの職員体制についてであります。令和元年12月に中国武漢市で初めて感染が確認されて以来、現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、延べ6億人を超える人々がこれまでに感染している状況であります。

日本国内におきましても、令和2年1月に初めて感染者が確認されて以降、全国に感染が広がり、これに対するワクチンの接種が順次行われてきたところでございます。

当町におきましても、感染拡大当初に対策本部を立ち上げ、町民に対する注意喚起や関連する様々な情報をお伝えするとともに、令和3年5月からは町民へのワクチン接種を行ってきたところでございます。

特に、集団接種にあたりましては、会場の手配や準備、スタッフの確保などから始まり、予約受付体制の構築やその運用、そして集団接種の実施といった膨大な業務が必要となったところであります。これまで保健センターの職員を中心に、対策本部内に各課横断的な実務者会議を設け、各課の職員も加わる中で、できる限り業務を分担し進めてきたところであり、集団接種会場には、課を超えて職員が当番制に関わり、全課を挙げて対応を図ってまいったところでございます。

また、コールセンター業務や集団接種会場における業務、会場の駐車場整理など、必要に応じて業務委託を取り入れるとともに、接種会場におけるスタッフを中心に会計年度任用職員を任用する中で運用を行ってきたところであります。

保健センターにおける職員に関しましては、育児休業中の職員を補充するフルタイムの会計年度任用職員を含め、現在8名が在籍しておりますが、ワクチン接種の対応が始まった令和3年度からは職員を1名増員いたしましたところであります。

こうした中で、令和3年度における保健センター職員の時間外勤務につきましては、1日（同日「1人」に訂正あり）当たり月34時間といった状況であり、令和2年度の月13時間、令和元年度の月11時間と比較して大幅に増加したところであります。特に、1回目のワクチン接種の開始に向けての準備の段階から、集団接種が始まった当初に時間外勤務が増えている状況でございます。

ワクチン接種は現在も続いておりますが、接種に係るノウハウが蓄積されたこともあり、今年度につきましては、職員1人当たり月16時間と、昨年度に比べ大幅に減少したところであります。

続いて、保健師についての質問ですが、現在当町には正規の保健師7名が在職しており、採用計画に基づき増員に向けて採用を行ってきたところであります。直近では、令和元年度に3名を採用したところであり、来年度におきましても新たな採用を予定しているところであります。

保健師の採用にあたりましては、広報や町ホームページに採用情報を掲載し、広くお知らせするほか、ここ数年は、新型コロナの流行もあり実施しておりませんが、保健師資格を取得できる県内の大学を訪問し、学生に町を紹介しながら受験を勧めるなど、人材確保に向けた取組を行ってきたところであります。

5年前の平成29年度の正規の保健師が5名であったことを踏まえる中では、幅広い業務に対応できる体制が整いつつあるものと認識しているところであり、保健師の資格を持つ会計年度任用職員も任用する中で、よりきめの細かい業務につなげているところでございます。

続きまして、ロとして職員のコロナ休業の保障といったご質問であります。本人やその家族が新型コロナウイルス感染症に起因して勤務を休まざるを得ない場合には、特別休暇として必要な期間について休暇を取得できる形としているところであります。この特別休暇を取得できるケースにつきましては、職員本人が感染し、療養する場合のほか、濃厚接触者となった場合や、同居する家族の看護のために休業する必要が生じた場合など、新型コロナウイルス感染症を要因とする幅広い状況に対応しているところであります。

また、コロナ関連の特別休暇につきましては、正規職員だけでなく、フルタイム、パートタイム双方の会計年度任用職員につきましても、同様に取得できることとしており、その間は有

給の扱いとしているところであります。

感染拡大が始まった当初の段階から特別休暇制度を設けたところでありますが、制度導入当初から会計年度任用職員を含めた全ての職員を対象としており、庁内で運用しているウェブメールシステムや文書を介して、対象となる職員全てに対し制度の周知を図ってきたところであります。また、本休暇の取得について、取得をする場合は急な場合がほとんどでありますことから、実際に取得する必要が生じた際などには、個別に説明もさせていただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在も収束の方向が見通せない状況が続いております。そうした中、職員が安心して勤務できるよう、日々の感染対策の徹底や職員自身の体調管理はもとより、万一感染したり濃厚接触者となった場合には、気兼ねなく休暇を取得できるよう制度の運用について徹底してまいりたいと考えているところでございます。

失礼しました。保健センター職員の長時間勤務の関係で、1人当たり月34時間というところを、1日当たり月34時間といった答弁をしてしまいました。1人当たりの間違いでございます。訂正をお願いいたしたいと思っております。

**7番（玉川君）** 今の答弁ですが、当初の不慣れなときは多少時間がかかったということで、慣れちゃってもあれなんですけれども。手際がよくなったということ、それと皆さんのご協力、全課の協力ということで負担はかなり減ってきたということ、それと保健師さんの数が増えるように努力されているということで、そこは安心しました。

それとあと、休業保障についても、十分な制度を当初からつくっていただいていたということ、それと個別にまたそのときは説明をしてやっていくということで、これも安心しました。ありがとうございます。

再質なんですけど、保健師さんの数が多いほどコロナにかかる人が少ないような研究結果もあるように見たんですけれども、長野県全体の保健師数というのは、全国比較でどうなのか。それと、当町の保健師さんの数というのは、ほかの自治体と比べた場合にどの程度のものなのか。そういったことが数字でわかれば教えていただきたいんですが、お願いします。

**総務課長（臼井君）** 当町の保健師について、県全体と比較してどうかというご質問でありますけれども、県の総人口を県内の行政の常勤職員として働く保健師の数で割りますと、保健師1人当たりの人口が算出をされるというところであります。この数値は、客観的に体制の度合いを比較する目安となり、数値が小さいほどきめ細やかなサービスの提供につながりやすいと捉えることができるものと思われまして。

最新の令和2年度末時点における長野県の数値は、県全体で保健師の数は916名でありまして、長野県の総人口をその916人で割りますと、1人当たりの数値は2,201人ということになりまして、全都道府県のうち数字の小さいほうから3番目ということになっておりま

す。また、47都道府県のうち最も数値が小さいのは高知県で2,083人という数字が出ております。

一方、当町におきます令和2年度末時点での状況は、正規の保健師1人当たりの占める人口は1,834人ということでありまして、長野県との比較で367人、全国一小さい高知県との比較でも249人下回る状況であります。日本全国の平均といたしましては、3,964人に1人の保健師ということですので、こうした状況からも当町の保健師の体制はより充実しているものと捉えているところでございます。

**7番（玉川君）** 民間のほうに流れる保健師さんというのはどうしても多いわけで、待遇の違いもありますのでね。そんな中でも当町を選んで保健師として来ていただいている方、大変ありがたいと思います。頑張っている皆さんには感謝をいたします。

2番目の質問に行きます。これもコロナ禍が長く続き、先の見えない状況が一般の町民の皆さんに経済面で大きく影響していることでの質問です。

2. コロナ融資・貸付について。質問は二つあります。

イとして、コロナ融資・貸付の返済について。

1、県と町の融資制度の利用件数と融資額、それと保証料の状況と返済の状況。

町や県・国では、事業者への経済支援策を様々に、そして迅速に打ち出させていただきました。これによって、全体で見るとコロナ倒産も低めに推移しているようです。事業者の努力に加えて、それを資金面で支えた給付金や無担保利子補給、返済開始の先送り、こういったコロナ融資のためだと分析されています。一方で、返済期間の据置きが終わり、返済が始まると一気に資金繰りが厳しくなってしまいます。新聞でも返済困難事業所の対応策が報道されていますけれども、町が把握している状況について伺います。

続いて、生活していくための資金の貸付けについてです。2、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金の申込者の数と借入れ希望の総額、返済困難者への対応について。

国の支援として、今までの緊急小口資金と総合支援資金について、コロナ特例として対象者が拡大された貸付制度があります。返済開始は1年以内からとされていますので、既に返済が始まっている状況です。コロナ特例で借入れの希望者が多く、返済に関する事務は県の社協が担当しているということですので、町の社協が把握している範囲での回答をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから2番目の質問としまして、コロナ融資・貸付についてのご質問がありました。私からは、イのコロナ融資・貸付の返済についてのご質問のうち、県と町の融資制度の利用件数と融資額、保証料の状況と返済状況についてお答えし、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金に関するご質問は担当課長から答弁いたします。

まず、県の融資制度についてであります。県では金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による保証料

の補助を通じて、中小企業が安定した経営を行えるよう中小企業融資制度を実施しております。

県の制度資金のうち、コロナ対応の資金である経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）の利用状況であります。令和2年度は、設備資金が3件で融資額が1,826万円、運転資金が28件で融資額が7億5,100万円であり、令和3年度は、設備資金が5件で融資額が8,808万円、運転資金が18件で融資額が2億6,592万円でありました。また、令和4年度につきましては、7月末時点において設備資金が6件、融資額が6,265万円、運転資金が7件で融資額が7,100万円となっております。

このほかにも、令和4年度は、経営健全化支援資金特別経営安定対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とした融資についても利用があり、7月末時点において、運転資金が2件で融資額が3,500万円となっております。

また、令和4年度から新たに創設された経営健全化支援資金新型コロナ向け伴走支援型の7月末時点の利用状況は、設備資金が1件で融資額が3千万円、運転資金が1件で融資額が4,500万円となっております。

なお、令和2年度のみ申込みを受け付けた長野県新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、実行件数が338件で、融資額は50億7,900万円でありました。

次に、町の融資制度の状況であります。坂城町商工業振興条例に基づき、町内の各金融機関へ資金を預託し、融資あっせんを行うことで中小企業への円滑な資金供給を図り、保証料や利子の補給を通じて、中小企業が必要とする運転資金や設備資金の調達を支援しております。

町のコロナ対応の資金である坂城町経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、中小企業等の資金繰りを支えるため、令和2年4月に新設した融資制度であり、貸付限度額は運転資金500万円として、貸付利率を0.8%、貸付け後5年以内については金利負担ゼロ、保証料も全額補給するなど、事業者の負担をできる限り軽減する内容となっております。

その利用状況は、令和2年度が180件で融資額が6億7,790万円、令和3年度が52件で融資額が1億1,920万円、令和4年度は7月末時点において16件で融資額が2,085万円となっております。

県と町の制度資金を全体的に見ますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による運転資金の借入れが多くありましたが、令和3年度では、コロナ禍においても売上げ向上や新事業に向けた設備投資に対する融資のあっせん申込みが増えている状況であります。

続きまして、保証料補給の状況であります。保証料補給は、県と町の制度資金を利用いただいた際に、町が保証料の一部または全部を補助し、事業者の負担を軽減するものであります。

まず、県のコロナ対応の融資に対する保証料補給につきましては、令和2年度が31件で補給額は1,288万1千円、令和3年度が23件で補給額は634万9千円、令和4年度は7月末時点において15件で補給額は319万3千円となっております。

また、町のコロナ対応の融資に対する保証料補給につきましては、令和2年度が180件で補給額は1,840万8千円、令和3年度が52件で補給額は249万7千円、令和4年度は7月末時点において16件で補給額は46万円となっております。

県及び町のコロナ対応の融資に対する保証料補給は、融資の件数及び金額に伴うものでありますので、令和2年度は融資件数の伸びとともに保証料補給額も多くなりましたが、令和3年度以降は融資件数の減少とともに保証料補給額も減少している状況であります。

続きまして、返済状況についてお答えします。県の制度資金の返済状況につきましては把握できておりませんが、町のコロナ対応の制度資金につきましては、これまで248件、8億1,795万円の融資が実行されており、令和4年7月末時点における貸付残高は6億5,745万6千円となっております。

なお、令和4年8月1日時点において、返済を延滞されている件数は2件で、返済不足金額は9万8千円とお聞きしております。

新型コロナウイルス感染症は、7月に入り急激に再拡大し、町内においても、連日、新規感染者が確認されている状況であり、町内事業所の経営状況は回復傾向ではあるものの、依然として厳しい経営状況が続いている事業所も見受けられます。

コロナ禍や原材料及びエネルギーコストの高騰など、先行きが不透明な状況において、今後、借入金の返済が困難となる事業所も想定されますが、現在も商工農林課に新型コロナウイルスに関する相談窓口を設けておりますので、その際にご相談いただきたいと思います。

また、今後におきましても、町商工会や町内金融機関とも連携して、資金の借換えなど、その状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

ようやく回復の兆しが見えてきた企業活動等が足踏みせず、その後押しができるよう、引き続き企業が必要とする経営の安定や事業継続、コロナ対策、設備投資等に有効に利用していただける資金のあっせんに努め、町内事業所の振興を図ってまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（堀内君）** 私からは、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、現在、第7波が猛威を振るい、地域経済への影響はもとより、住民生活にも大きく影響しており、さらに追い打ちをかけるように原油価格や物価の高騰も多大な影響を及ぼしているところであります。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける世帯を支援するため、町では低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を行い、ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税の子育て世帯の児童1人当たり一律5万円を7月末に給付したところであります。

また、10月1日から利用が始まる「さかきのお店応援券事業」では、町内に登録のある事

業所で使用できる応援券を、町民1人当たり3千円分を配布し、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減を図り、町民の皆さんの暮らしを守る支援となるよう準備を進めているところであります。

福祉関係の資金につきましては、従前より低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした生活福祉資金の貸付制度がございます。この貸付制度の中に、新型コロナウイルス感染症拡大に係る特例措置といたしまして、県の社会福祉協議会が実施主体となり、令和元年度より休業等により収入が減少し、一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対して、20万円を上限として、各世帯1回貸付けが可能な緊急小口資金と、収入の減少や失業などで生活が困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に対して、単身世帯は月15万円、2人以上の世帯は月20万円を上限に3か月間貸付け可能な総合支援資金を設けて、貸付けを行っているところであります。

貸付けを受けるための手順は、借入れを希望する方から町の社会福祉協議会へ相談、申請書類を提出いただき、町の社協を経由して県の社会福祉協議会へ送付し、申請書類の受理後、貸付けの審査、決定、貸付金の交付といった流れになっております。

ご質問のありました新型コロナウイルスに係る特例措置について、町の社会福祉協議会で相談を受け、受付をした件数と金額につきましては、貸付けが始まりました令和元年度は、総合支援資金の相談はなく、緊急小口資金が1件、貸付総額20万円、2年度は、総合支援資金が67件、3,597万円、緊急小口資金が45件、630万円、3年度は総合支援資金が20件、1,950万円、緊急小口資金が24件、350万円となり、合計で総合支援資金が87件、5,547万円、緊急小口資金が70件、1千万円となっております。

また、総合支援資金を借り受けた87件のうち、貸付期間の延長及び再貸付けを利用された件数につきましては、延長が30件、1,275万円、再貸付けが21件、1,060万円です。

県の社会福祉協議会では、この特例貸付金の決定をしたそれぞれの市町村ごとの内訳状況を公表しておりませんので、県内全域の状況になりますが、令和3年度の県内全域の総合支援資金は5,710件、28億7,311万8千円で、緊急小口資金は3,343件、5億3,719万3千円、合計の件数は9,053件、総額は34億1,031万1千円となっております。

また、総合支援資金のうち、貸付延長は795件、3億9,320万3千円、再貸付けは2,617件、13億2,593万3千円でありました。

続いて、返済困難者への対応についてであります。貸付機関であります県の社会福祉協議会におきましては、適切な債権管理を行うため、返済が滞る世帯に対して初期段階から体系的な償還指導を行っております。

滞納が続く世帯には、段階に応じた未償還・督促等の償還指導通知を送付し、6か月続いた場合には直接電話をかけるなどの対応をしております。また、長期にわたって滞納する方に対しては、町社協の相談員と連携をして、呼出しや滞納世帯への訪問を行うこととなっておりますが、現在のところ、そのような対応にまでは至っていないとお聞きしているところであります。

また、長引くコロナ禍の影響を踏まえ、特例貸付けの受付期間や据置期間の延長を行うとともに、国におきましては、償還免除制度を設け、要件を満たした場合などに償還の免除が行われたり、県におきましても、国の償還免除制度の対象にならない世帯等を対象に償還金の補給を行う制度を設けるなどの支援が行われております。

町の社会福祉協議会におきましては、通常的生活福祉資金のほかに、この特例貸付けの借入れや返済についての相談を実施しており、生活状況の確認や改善、償還方法や償還計画などの様々な相談・支援を行っております。

町といたしましても、引き続き、相談者の状況に応じ、町の社会福祉協議会をはじめ、生活就労支援センターまいさぼ信州長野や長野保健福祉事務所などの関係機関と連携した相談・支援に努めてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 丁寧なご説明いただきました。町の関係では、滞納2件というようなお話でした。業者さんは頑張っているんだなということで、これからも町の支援をよろしく願いしたいと思います。

社協については、条件によっては免除もあると。県のほうでも補助があるというようなお話でしたので、まずは悩む前に相談するというので、頑張ってもらいたいと思います。

次ですね。3として消費税とインボイス制度について。

まず、イとして消費税とインボイス制度の周知を。

消費税とインボイス制度についてどのような周知をしているか。消費税制の締めくくりとして、来年2023年10月1日からインボイス制度が開始されることになっています。既に適格請求書発行業者登録の受付も始まっており、開始と同時にインボイスを発行する場合は、来年の3月31日が受付の締切りとなっています。

私ごとですが、私は消費税の納税の免税業者です。取引先からはまだ登録についての確認は来ていません。こちらからその話をすると、ようやく向こうもああそうかというような形になります。私の場合は、もともと消費税は頂いていません。頂いていないというか、消費税を価格には入れていません。そのまま取引しても問題ないと思います。

しかし、同じような免税業者である仕事仲間、彼に聞いてみたら、税額分、消費税分の値引き、これを要求されたというようなお話があります。不当な値引きの相談窓口ということで封筒で来ますけれども、そんなことに応えていれば取引はそもそもうまくいかなくなっちゃうと

ということで、力関係がありますので、相談できるという状況でもありません。

消費税についての正しい理解、仕事を出す側、もらう側、これがちゃんと理解するということが力の優劣による不当な圧力、これもなくす方法ではないかと思います。ですが、その理解が十分なのかということがいろいろな人に話を聞いていても疑問を持ちます。どのような周知を行政のほうでされているのかお聞きします。

次の質問です。ロとして、町はインボイス事業者登録をするのか。

インボイス制度開始で町は適格請求書の発行事業者になるのでしょうか。国税庁が来年のインボイス制度開始に伴って、一般会計、特別会計、公営企業会計1万5,431の会計について、全国の地方自治体のインボイス対応についての調査を6月20日付で通知したと新聞の報道がありました。その中で適格請求書発行事業者登録の必要を認めている会計は39%、不要と回答したのが37.4%、検討中が23.6%でした。

当町の会計について、一般会計と特別会計についてはどうなるのでしょうか。お聞きします。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 3. 消費税とインボイス制度について、イ. 消費税とインボイス制度の周知をについてお答えいたします。

初めに、消費税につきましては、消費税法が改正されたことに伴い、消費税の軽減税率制度が創設され、軽減税率8%及び軽減税率の対象品目が定められました。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度の導入に係る施行日が令和元年10月1日とされたところでございます。

さらに、消費税の標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を管理するため、税率ごとに区分した記帳、区分経理が必要とされ、令和5年10月1日からはインボイス制度が開始されることとなったところであります。

インボイス制度とは、消費税の適格請求書等保存方式のことで、取引内容や消費税額、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておく制度で、このインボイス、適格請求書の発行事業者となるためには、登録申請の手続が必要となります。

登録申請の方法といたしましては、e-Taxによる申請、または所轄の税務署に申請書を提出しますが、制度の開始に合わせて実施するためには、原則令和5年3月31日までに手続を行うこととされております。

このインボイスは、売手となる制度登録をした事業者が、買手である取引相手の消費税課税事業者に対して、正確な適用税率や消費税額を伝える手段として、一定事項が記載された請求書等を発行するものであり、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手である売手の制度登録事業者から発行された適格請求書、いわゆるインボイスの保存等が必要となるものでございます。

このため、仕入先となる事業者が消費税の納税義務が免除されており、インボイスの登録事

業者となっていない場合は、適格請求書が発行されないため、仕入税額控除の適用が受けられず、買手である事業所の納付する消費税額が増えるといったケースも考えられるところでございます。

これまで、課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税申告の義務がありませんでしたが、今回の制度導入後は、登録事業者になると、課税売上高が1千万円以下となった場合であっても消費税の申告が必要とされるため、事業者免税店制度の適用が受けられないことから、少額でも消費税の申告をしなければならないこととなります。

ご質問の消費税とインボイス制度の周知につきましては、国税庁において所管する業界団体を通じた広報のほか、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターの設置や、国税庁のホームページに特設サイトを設け、制度解説や説明会の案内、動画チャンネルなどによる制度の紹介を行っているところでございます。

また、この制度への登録事業者は法人だけでなく、個人の事業者も対象となることから、制度を広く周知するため、商工会では昨年の11月にインボイス制度の講座を開催したところがあります。さらに、今年に入りましても、1月には税務署職員による制度説明会を開催したほか、7月には委託講師による講座を開催し、制度開始に向けた準備を進めているところであります。また、今後も事業者を対象とした講座の開催だけでなく、相談による個別対応なども併せて実施していく予定とされているところでございます。

町といたしましては、役場カウンター窓口等に啓発パンフレットを設置し、来庁者への案内を行うとともに、町県民税等の申告会場においてもポスターを掲示するなど、関係者の目に留まるよう周知に努めてきたところであり、今後も「広報さかき」や町のホームページ等を通して制度の案内を行うなど、町民の皆様に広く周知してまいりたいと考えているところでございます。

**総務課長（臼井君）** 私からは、口の町はインボイス事業者の登録をするのかといったご質問にお答えをいたします。

町の会計区分につきましては、一般会計と特別会計に分かれております。一般会計は教育・福祉のサービスや道路・公園等の公共整備など広く町の基本的な行政サービスを行う会計で、特別会計につきましては、国民健康保険ですとか下水道事業など、特定の収入で特定の目的のために、一般会計と区別して事業を行う会計であります。

一般会計と特別会計では、それぞれ会計の設置目的や扱う内容が異なるため、消費税法上はそれぞれの会計ごとに一つの法人とみなして、消費税の対象・非対象が分かれております。インボイス制度におきましても、会計ごとにインボイスの事業所登録、適格請求書発行事業者の登録、こちらが必要となってまいります。

インボイス制度がスタートいたしますと、インボイス登録事業所は、対象となる取引ごとに

登録番号等必要事項を記載した適格請求書を交付することで、取引事業者は売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することができるようになります。

しかし、現在、町が交付している請求書には、適格請求書に必須となる事業所の登録番号などが、まだ未登録でありますから記載されておらず、インボイス制度の要件を満たしていないため、取引先は仕入れに係る消費税額控除の対象に含まれなくなることで消費税の負担が増加するなど、事業所にとって不利益な状況が生じることも想定されるところであります。

こうした中で、町におきましては、一般会計と下水道事業特別会計につきまして、適格請求書の対象となり得る取引が見られるところであり、インボイスの事業者登録が必要となるものと考えているところであります。

一般会計では、インボイス制度の対象となり得る取引といたしまして、町が所有する施設の使用料ですとか、鉄の展示館等の入館料等の施設利用に関わるもののほか、広報誌への広告掲載料などが想定されるところであります。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料が対象となり得る取引として想定されるところであり、その取引をした事業者が、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額の控除を行うためには、下水道使用料に係るインボイス制度に対応した適格請求書が必要となってまいります。

町では双方の会計につきまして、令和5年10月1日からのインボイス制度開始に先立ち、事業所の登録申請期限である令和5年3月31日までに、当町を所管する上田税務署へ事業者登録を行う予定としており、今後、上田税務署の指導等をいただく中で、具体的な登録申請手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

**7番（玉川君）** ご説明いただきました。周知についてですが、これは手続についてが中心になっているのではないかと思います。まずはこの制度の理解というところでもって、重点に置いた周知も必要でないかというふうに思いますので、そういった周知、説明会等の開催をぜひお願いしたいと思います。

登録についてですが、取引先がインボイスの発行を必要とするということを十分考慮されて、発行事業者登録をするというお答えでした。大変ありがたいと思います。町の大切な仕事の一つとして、町内事業者の保護・育成があります。取引先になっている町内事業者の消費税負担についても、引き続き十分な配慮をお願いしていきたいと思います。

まとめとしてですが、消費税等インボイス制度について、少し免税事業者の側からお話をさせていただきます。お付き合いください。

まず、免税事業者とは何かと。インボイス制度の開始で免税事業者はどうか。消費税が3%で導入された頃は、自分の記憶ですが、福祉や社会保障のために使うんだということで、皆さん、国民の同意を取り付け始まったと理解しています。しかも、最初は免税店が3千万円、

後に1千万円以下の事業者となりましたが、この理由が経理の手間とかが大変だということで、1人でもって頑張っているんだけど、経理の手間がかかっちゃうということ、それとシステムとか、そういったものの負担も大きいだろうということで、免税業者という制度ができたというふうに理解しています。実際に財務省の説明でも、納税義務を課すと零細事業者は事務処理の手間や経費で事業に無理がかかるというふうに答えています。

こういった事業者を保護するために免税事業者制度というのは現在も実施されており、国が認めている権利です。

しかし、インボイス制度は免税事業者の取引先にとって、先ほどもお答えがありましたけれども、仕入税額控除ができないため、免税事業者との取引が停止されたり、値引きの強要のおそれもあるなどで、事業の継続自体を危うくしてしまう可能性があります。

さらに、消費税の滞納率、これの高さも問題です。2019年度の国税の新規発生滞納額を見ると、実に58%が消費税でした。売上げに課税されるので、たとえ利益が出ない赤字でも納税しなければならない、これが消費税です。

これからインボイス登録をする免税事業者は、もともと課税売上げが1千万円以下、経費を引けば生活にぎりぎりの利益しか手元に残りません。さらに滞納を増やし、廃業を推し進めるだけではないでしょうか。このように、一方では免税を認めておきながら、免税のままでは経営が成り立たなくなってしまうおそれのある消費税とインボイス制度は、このことだけを見ても大きな矛盾を抱えていると思います。

次に、消費税についての多くの皆さんの理解について。これはぜひ再確認をしていただきたいと思うことについて、時間の制約もありますので、二つお話をします。

1として、インボイス制度の導入理由の一つとして挙げられている消費税は、お客さんからの預り金であり、免税業者は預かった消費税を利益、益税としてポッケに入れていたというような話、それを解消するため。もう一つは社会保障のために使うということについてです。

まず、預り金、益税については、これを問題として税制の不備、これを指摘して、免税事業者や簡易課税で税金をピンはねしている事業者がいる。自分の払った消費税が税務署や国に入っていない。恣意的な徴税を禁止している憲法第84条違反、憲法第29条の財産権を侵害する欠陥税制であり違法である、損害賠償をしろという裁判が消費税が導入された1989年に東京と大阪で起こされて、1990年3月26日の東京地裁、11月26日の大阪地裁で判決がありました。

判決文では、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるけれども、消費税の納税の義務者であるとは到底言えない。消費税の徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消

費者との関係で負うものではないという、ちょっと複雑なんです、こういった判決文が出ました。

つまり、消費者は納税義務者ではない、事業者が徴収義務者とも言えない。そういうことだと、事業者がお客さん、消費者から消費税を預かるということ自体がないんだと。消費者が支払う消費税分、消費税額じゃなくて消費税分は、業者が設定している価格の一部であるという判決、これが確定をしているんです。

しかし、この判決を無視して、その後も国税庁はサラリーマンや消費者と事業者を対立させるような、あたかも消費者が納税者であるかのような宣伝をしました。ポスターを何枚も作っているんですが、そのために、もう皆さんには刷り込まれているんじゃないかと。30年以上たっても、いまだに益税というそういった言葉がまだ使われているように思います。

次に、消費税の使い道です。5から8、10と税率が上がっているのに、福祉の社会保障、これは充実してきているでしょうか。消費税の導入目的として説明された福祉・社会保障の充実のため、これに消費税が使われているのか。そういった問題です。

国の歳入・支出の説明を見れば、一般財源であることは明らかです。福祉目的税ではないということです。財務省、厚労省の資料で社会保障費の増加額と消費税の税収を比較してみますと、導入前と導入直後の税収は、3.3兆円が消費税であったのに社会保障費の増加は0.3兆円。3%から5%になったときでは、3.2兆円税額が増収しましたが、ここでもやはり0.2兆円しか増額していない。5から8に行った場合でも、5.2兆円増えたんですが、1.4兆円しか増額していない。つまり、消費税率を上げて、増加した消費税の税収の一部しか社会保障には使われていないということです。年々増えている社会保障費、これは社会保険料や年金保険料、介護保険料が主な財源となっている。国民が負担しているという、そういうことです。

それでは、消費税はどこに使われているのか。今年の夏の国政選挙でも、そしてその後の国会の論戦でも、消費税での税収額と同時に減税された法人税額がほぼ同じ。つまり、法人税の減額のために消費税が穴埋めとして使われているのではないかと追及されています。

「しんぶん赤旗」の6月には、1989年の消費税導入以来の34年間で、国と地方を合わせた消費税が476兆円に対して、国と地方を合わせた法人税は324兆円、所得税、住民税も289兆円、これだけ減っていると。消費税収入が法人税や所得税、住民税の穴埋めに使われたのは明白だと伝えています。

しかし、消費税問題を追及する意見への支持は数多く占めることなく、このままインボイス制度は予定どおり開始されるのかもしれませんが。インボイスで消費税納税義務の負担で、身近な工務店や地元の商店が廃業して不便になったり、今まで消費税分を価格に乗せていなかったような免税事業者が課税事業者になるということで、価格に乗せて結果的に物価が上昇とい

う形で、私たちの日常生活に少なくない影響をもたらす可能性のあるこの税制の本当の姿を皆さんにも再確認していただきたいこと。また、まだまだインボイス制度は止められます。そして、消費税の減税が景気回復のための特効薬であるということをお話しさせていただきました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案の総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 2時27分）

## 9月9日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |           |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大 森 茂彦 君 | 10 " | 滝 沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山 城 峻一 君 | 11 " | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢 津 明子 君 | 12 " | 西 沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君   |
| 7 "  | 玉 川 清史 君 | 14 " | 中 嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗 田 隆 君  |      |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 大 橋 房夫 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |          |
| 子 ど も 支 援 室 長   |          |
| 代 表 監 査 委 員     |          |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) コロナワクチン接種と感染状況についてほか 大日向 進 也 議員  
(2) 脱炭素（ゼロカーボン）について 塩野入 猛 議員  
(3) 性の多様性についてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 最初に、6番 大日向進也君の質問を許します。

**6番（大日向君）** 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

6月定例会後より第7波と呼ばれるオミクロン株のコロナ感染が蔓延し、当町においても感染者数が最大で30人を超える日もありました。日常生活に落ち着きが戻りつつあると感じておりましたが、感染拡大により三度様々な制約を設けなければならない日々となっております。

また、他県に目を向けてみますと、この夏は記録的な大雨により甚大な被害を受けている地域もあります。台風19号の災害時の記憶が脳裏に呼び起こされる思いであります。ここ数年コロナ感染と天災が大きく重なり、人々の生活を圧迫しております。日々の行動や生活の備えについて意識を高めていかなければならないと感じることが多くなってまいりました。

今回は、コロナワクチン接種と感染状況についてと、9月は防災月間ということで町の防災についての質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、1. コロナワクチン接種と感染状況について。

イ. ワクチン接種状況、何点かについてお聞きします。

1、11歳以下の接種人数と接種率はどのくらいでしょうか。

2、3回目接種、12歳以上20歳未満から10歳刻みで接種人数及び対象者に対する割合をお答えください。

3、4回目の接種が60歳以上の方を対象に行われております。接種人数及び対象者に対する割合はどのくらいでしょうか。また、基礎疾患のある方の接種人数についてもお聞きいたします。

4、4回目の接種は、事前に通知を出し、日時指定方式を取り行われております。ファイザー、モデルナ接種人数と割合はどのくらいでしょうか。

5、ワクチン接種に対して副反応等の報告はあったでしょうか。

ロ. 町在住のコロナ感染状況ということで、第7波はオミクロン株の感染が急速に拡大いたしました。当町における今日までの感染者数の年代別感染割合をお答えください。

ハ. 簡易抗原検査キットの配布について

本年6月定例会後、コロナ感染者が当町でも増えました。県の事業である簡易抗原検査キットは町でどのくらい利用がありましたか。

6月定例会にお聞きした以降、現在に至るまで利用状況をお答えください。また、どの年代での利用が多かったでしょうか。それにより感染とわかった事例があったでしょうか。

最後に検査キットを希望した理由にはどのようなものがあったでしょうか。

ニ. オミクロン株対応ワクチン接種について

町ではどのように進めていくのでしょうか。現時点でわかっている範囲でお答えください。

以上、質問といたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 1. コロナワクチン接種と感染状況について、イ. ワクチン接種状況についてのご質問から順次お答えいたします。

新型コロナウイルス接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を目的に予防接種法の臨時接種として位置づけられ、接種対象年齢や接種回数、接種間隔、ワクチンの種類など様々な変更が国から示される中で、随時対応しながら実施をしているところであります。

現在は、1、2回目の初回接種は12歳以上の方及び5歳から11歳の小児を対象とし、また、1、2回目の接種を完了し、一定期間を経過した12歳以上の方が3回目の追加接種を、さらに3回目の接種から5か月を経過した60歳以上の方及び18歳から60歳未満で基礎疾

患を有する方等に対し、4回目の接種を実施しております。

なお、9月6日に、5歳から11歳の小児へのコロナワクチン接種につきまして、2回目の接種から5か月以上経過後に3回目の追加接種を実施することが国において決定されましたので、今後接種の実施に向けた準備を進めてまいります。

ご質問の接種人数と接種率につきましては、いずれも8月末日現在の数字で申し上げますが、まず、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の状況は、対象者は713人で、1回目の接種人数は243人で接種率は34.1%、2回目の接種人数は237人で接種率は33.2%でございます。

続きまして、3回目接種人数は全体で1万900人で、接種率は82.4%でございます。年代別の接種状況につきましては、いずれも接種人数、接種率の順に申し上げますが、12歳以上20歳未満が637人で60.9%、20代が787人で63.8%、30代が855人で68.8%、40代が1,424人で79.7%、50代が1,586人で85.2%、60代が1,663人で91.6%、70代が2,216人で94.3%、80代が1,324人で92.9%、90歳以上が408人で89.5%という状況でございます。

次に、4回目接種につきましては、接種人数は全体で5,476人で、接種率44.1%でございます。60歳以上の方につきましては、接種人数4,863人で接種率80.4%、18歳から60歳未満の基礎疾患を有する方につきましては、医療従事者等が追加で対象となりましたので、医療従事者等も含めた数字でございますが、接種人数613人で接種率9.6%という状況でございます。

また、4回目の接種につきましても、3回目接種と同様にファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの供給量に差があることが国から示されていたため、事前に希望するワクチンの意向調査を実施し、60歳以上の方につきましては、予約の混乱を避けるため、日時を指定させていただき、接種を実施してきたところでございますが、ワクチンの種類ごとの接種状況は、ファイザー社ワクチンが接種人数3,010人で接種者全体に占める割合は55%、武田/モデルナ社ワクチンが接種人数2,466人で割合が45%となっております。

次に、ワクチン接種に対して副反応の報告があったかのご質問ですが、接種後の発熱や接種部位の痛みといった一般的に多く見られるとされている症状につきましては、報告をいただいているため町では把握しておりませんが、前回6月のご質問でお答えいたしました、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療、リハビリを行っていただいた方以外、新たな副反応の発生の報告は現在のところお聞きしておりません。

続きまして、ロ. 坂城町のコロナ感染者数と年代別の感染割合についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いオミクロン株B.A.5系統への置き換えにより、7月以降全国的に新規陽性者数が急激に増加し、県内におきましても、過去に経験のない

新規陽性者数が確認され、医療のひっ迫が懸念されたことから、8月8日付で全県に医療非常事態宣言が発出され、県が独自に定める感染警戒レベルは最高レベルの6とされました。

その後も新規陽性者数が過去最高となるなど、感染の拡大が続いたことにより、医療提供体制がひっ迫した状態となったことから、医療負荷を下げ、真に医療が必要な方を守ることに協力を求めるため、8月24日に全県にBA.5対策強化宣言が発出されました。その後、強化宣言において目標とされていた確保病床使用率と新規陽性者数を減少に転じさせることが達成されたとして、9月4日にBA.5対策強化宣言は終了とされましたが、医療非常事態宣言は継続しており、引き続き感染の拡大防止と医療提供体制の負荷を下げる行動が求められています。

町の感染状況につきまして、9月5日の県の発表資料による8月末日現在の数字で申し上げますが、町内において初めての陽性者が確認された令和2年8月から、これまで1,065人が陽性となり、このうち7月以降の第7波の陽性者数は645人で全体の60.6%を占めている状況で、オミクロン株BA.5系統の感染力の強さが表れている状況でございます。

町の7月以降の第7波における年代別の感染割合について、こちらも8月末日時点の数字でございますが、いずれも第7波の陽性者数及び全体に占める割合で申し上げますが、10歳未満が95人で14.7%、10代が87人で13.5%、20代が74人で11.5%、30代が79人で12.2%、40代が100人で15.5%、50代が56人で8.7%、60代が49人で7.6%、70代が43人で6.7%、80代が42人で6.5%、90歳以上が20人で3.1%という状況でございます。

続きまして、ハ.簡易抗原検査キットの配布についてお答えいたします。

町が配布している抗原簡易キットは、県が実施している抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業として実施しているもので、各市町村が住民の方へ配布をしたものでございます。

現在は予定数に達したため、配布は終了しておりますが、6月以降の配布状況を申し上げますと、申込みのあった45の方に配布をし、申込みの最も多かった年代は40代で全体の24%、次に10代、20代、30代がいずれも18%となっております。また、検査キットにより検査をした場合は、検査結果を町へ報告していただいておりますが、2の方が陽性であったとの報告を受けております。

なお、検査を希望された理由につきましては、検査を希望する方でしたら、どなたでもお申込みいただける事業であり、理由の確認を行っていないため、把握はできていない状況であります。

続きまして、ニ.オミクロン株対応ワクチン接種についてお答えいたします。

先般、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種の実施に

ついて国から通知がございましたが、接種対象につきましては、現在のところ初回接種を完了した12歳以上の方全員を対象とすることを想定するとされておりますが、今後、国により詳細が決定され次第、町民の皆様へ情報をお知らせするとともに、接種に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**6番（大日向君）** ただいま、保健センター所長よりお答えいただきました。60歳以上のワクチン接種においては、日時指定方式が取られており、スムーズに進んでいることがわかりました。また、報道や県からの報告を見ましても、年代が下がるにつれて接種率が低下する傾向は依然として変化が見られないようです。ワクチンの有用性は理解できますが、対して接種による後遺症等の不安が拭えないのも心情としてはあるのではないのでしょうか。一日も早く治療に有効な薬品の完成が望まれます。

また、コロナ感染状況については、こちらも多い人数で推移しており、住民の約7%の割合で感染が発生していることがわかります。いつ誰が感染してもおかしくない状況であり、引き続き町としても感染予防の啓発と情報の発信を継続していただきたいと思います。

オミクロン株対応ワクチンについては、報道等で流れている情報もございますが、詳細な情報が届きましたら、適宜町民の皆さんに向けて発信を行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2. 町総合防災訓練と自主防災会の強化についての質問を行ってまいりたいと思います。

イ. 総合防災訓練について何点かお伺いします。

1. 総合防災訓練について、今回重点を置いた点及び変更・改善された点はあったのでしょうか。

2. また、訓練を終えて新たな課題等は見えたのでしょうか。

3. 防災訓練は町内4か所において輪番で行われているため、該当しない年は訓練が行われておりません。その場合、防災に対して関心を持ってもらうために、町としてはどのような取組を行っているのでしょうか。

ロ. 企業との連携について

企業との災害時の連携や、もろもろの協定についての状況はどのようになっているのでしょうか。

ハ. 町地域防災計画について

本年、町地域防災計画の見直しを行ったとお聞きしております。何点かお伺いします。

1. 今回見直しがされた点はどのような部分なのでしょうか。

2. なぜ見直しが行われたのでしょうか。

3. 前回見直しを行ったのはいつでしょうか。

4. 防災計画の見直しの頻度は決まっているのでしょうか。

5、改定された計画内容の町民周知について、いつ頃どのような形で行っていくのでしょうか。

## ニ．自主防災会の強化について

各地区に設置されている自主防災会の役割についての説明をお願いします。横町区では、本年地域づくり活動支援金を活用し、横町区災害等緊急時対応体制の確立と防災・減災意識啓発事業に取り組んでおります。内容といたしまして、区内の危険箇所の洗い出し、消防団員と連携し放水確認等消火設備の作動点検を行いました。また、8月に行われた総合防災訓練に倣い、同様の災害を想定した防災・減災訓練を行い、地域に密着した訓練を9月4日に実施いたしました。

各自主防災会においては、どのような取組が行われているのでしょうか。また、町としてそのような活動に対しどのような支援がなされているのでしょうか。

最後に、各自主防災会において様々な取組が行われていると思いますが、今回、横町区で行った内容で申し上げますと、消防団と連携した消火設備の確認や本部を設置しての防災訓練、区民の避難者名簿の新規作成を行っております。こういった事例を他地区に紹介し、展開させることで町全体の防災強化が図られると思いますが、町のお考えはどのようにでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんから、2番としまして町総合防災訓練と自主防災会の強化というご質問いただきました。私からは、イの町総合防災訓練についてお答えしまして、各詳細につきましては各担当課長からお答え申し上げます。

さて、先日8月28日、中之条区、四ツ屋区、戌久保区を対象に、坂城中学校を主会場としまして町総合防災訓練を実施しましたところ、3地区の自主防災会の皆さんをはじめ、消防団、各種団体、関係機関並びにご来賓の皆様約160名のご参加をいただきまして、災害などの有事に備え有意義な訓練が実施できましたことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

初めに、今回の訓練で重点を置いた点ではありますが、今回の訓練では、令和元年東日本台風の経験を踏まえた大雨による水害や土砂災害等の災害対応という点に重きを置き、令和2年度の訓練から引き続き実施しているところであります。

また、今回の防災訓練における変更点・改善点とのご質問ではありますが、従来は文化センターを主会場として実施しておりましたが、今回は、同じく中核避難所である坂城中学校を会場として実施したところであり、異なる会場に応じた対応が図られたものと考えております。

また、今回新たに物資供給訓練を実施し、災害が発生した際に、各地区の避難所となる公民館や指定された箇所に物資を確実に届けられるよう、坂城中学校から各地区の指定箇所への土のうの運搬のほか、備蓄食料と飲料水を公民館へ供給する訓練について消防団に実施いただきました。

さらに、会場内の展示に関しましては、今回初めて、町で備蓄している災害対応用トイレ2種類の展示を行ったところであり、一般避難者向けのものとして、簡易テントで便座を覆い、省スペースであらゆるところに設置できるものと、よりテントが広く、車椅子を利用される方にもご利用いただけるものをご覧いただいたところでもあります。

次に、訓練を終え、新たな課題等は見えたかのご質問ではありますが、今回、特段の混乱なく開催できたところではありますが、今年度も過去2年と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、訓練の参加者を限定して実施したことにより、訓練に参加できなかった住民の皆様への防災意識の普及啓発が十分だったかという点では懸念されるところであります。

住民の皆様に対しましては、今後におきましても、広報や防災行政無線等をはじめ、様々な機会を利用して防災意識の高揚と啓発を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

続きまして、総合防災訓練が行われない地域の方への防災活動の取組に関するご質問ですが、防災訓練の対象地区となっていない地域の区長さんも今回の防災訓練にお呼びし、訓練の様子をご覧いただいたところでもあります。今後、ご覧いただいた訓練内容を各地区にお持ち帰りいただいて、ぜひとも各地区の防災訓練等にお役立ていただければと考えているところでもあります。

また、例年台風シーズンが訪れる前には、全区長さんを対象とした防災説明会を開催しているところであり、今年度におきましても、ハザードマップの見方や避難情報のポイント、避難行動フロー、避難情報発令のタイミングと放送内容、要支援者の対応などについてお話をさせていただいたところでもあります。

このほか、各地区において防災講習会等を実施していただいた際には、出前講座として町職員がそこに出向いて説明をさせていただくなど、様々な取組を通じて防災意識の高揚につながっているところでもあります。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが必要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関の連携により、防災・減災に努めるとともに、自らの命は自らが守るという防災知識の普及と行動の周知徹底を図りながら、安心して住みよい、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、ロの企業との連携についてのご質問から順次お答えいたします。

初めに、ロの企業との連携についてであります。地域防災力の向上に向けては、民間企業や各種団体との連携も重要であると考えているところであり、昨年度には、新たに4件の協定を締結いたしました。

一つは、住民が必要とする様々な災害情報をインターネットサイト上で集約・整理して提供するため、ヤフー株式会社様と災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、二つ目が、災害

時における仮設トイレ・仮設事務所・簡易避難住宅の速やかな提供を可能とするため、三協フロンテア株式会社様と災害時における物資の供給に関する協定を締結したところであります。また、三つ目として、坂城町商工会様と危機発生時の支援活動に関する協定を、四つ目については、一般社団法人長野県建設業協会更埴支部様と災害時における応急対策業務に関する協定を締結したところでございます。

これまでに、町内外の関係団体や民間企業等との間で、合わせて21件の災害時の応援・協力協定を締結し、有事に備えているところでございます。

今後におきましても、企業が持つ施設や資機材などは、救助活動や救援物資、避難などにも役立てられることから、日頃から企業との情報交換をはじめ、地域防災力の向上に向け、地元企業などとの新たな連携についても研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの町地域防災計画につきましてお答えいたします。

町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂城町防災会議が作成するもので、町、関係機関、町民の皆様などがその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って町の地域に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町民の皆様生命・身体・財産を災害から守ることを目的としております。

ご質問に沿いまして、まず、改定の主な内容といたしましては、令和3年5月20日に施行され運用が始まりました改正災害対策基本法による避難勧告の廃止と避難指示への一本化をはじめとした対応のほか、これに伴う適切な避難行動の普及に関する修正、そして新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の感染症対策などに関する見直しを行うとともに、同報系及び移動系防災行政無線の運用開始、有線放送電話の廃止に伴う変更といった町独自の修正も行うこととしております。

また、これまで計画に定められていた「風水害対策編」、「震災対策編」、「大規模な火事災害対策編」、「林野火災対策編」、「原子力災害対策編」の五つの項目に加え、「その他災害対策編」といたしまして、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策についての項目を新たに加えることとしたところでございます。

見直しの理由につきましては、平成27年の一部改定以降、熊本地震や平成30年7月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生したことを踏まえ、関係法令や国の防災基本計画及び県地域防災計画が修正されたことから、それらとの整合性を図り、より実効性のある計画とするため改定を行うものでございます。

これまでの改定の経過についてであります。平成23年に全面改定を行い、平成25年に「原子力災害対策編」の新設等による一部改定、平成27年に災害時要救護者（同日「要援護者」に訂正あり）計画の修正に伴う一部改定を行ったところでございます。

計画の見直しの頻度につきましては、特段の規定はなく、今後も関係法令の改正や国の防災

基本計画、県地域防災計画の修正状況を見ながら必要に応じて見直しをしてみたいと考えているところであります。

改定された計画案の周知につきましては、先月開催しました町防災会議におきまして修正案のご承認をいただいたところであり、今後、県への法定修正報告を経まして、今月中をめどに町ホームページ上で公開し、町民の皆様にご覧いただけるよう進めてまいります。

続きまして、二の自主防災会の強化についてお答えいたします。

自主防災会の役割につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、日頃から地域内の安全点検や住民の皆様への普及啓発、防災訓練や防災講習会の開催など、自主的な防災・減災活動の取組が行われており、地域の防災力の向上に非常に重要な役割を担っていただいております。

その一つが、ご質問にございました横町区さんをはじめ、多くの地区で取り組んでいただいている地域づくり活動支援事業であります。各区がその中で行っている内容といたしましては、防災力アップに向けた啓発事業をはじめ、区独自の避難訓練や応急避難所の整備、防災資機材の整備など、各地区の実情に合わせ、創意工夫をいただきながら積極的な取組が行われているところであり、町といたしましては、こうした取組に対して、必要に応じて協力や助言など様々な支援に努めてまいりたいと考えております。

また、全地区の区長さんにお越しいただき、毎年開催している防災説明会をはじめ、各地区で開催する防災講習会に町職員が伺っての出前講座や、消防署・消防団による講習会や訓練などの実施のほか、県自主防災組織リーダー研修会へのご案内など、各種の取組についても行っているところでございます。

最後に、各自主防災会で取り組まれている対策を他地区へも紹介し、町全体の防災強化につなげてはどうかとご質問でございますが、各地区で創意工夫して実施していただいている取組を他地区にも展開し共有することは、ご質問にもありましたように、町全体の防災力・減災力の向上につながる非常に大切なことであると認識しております。

過日、全区長さんにお集まりいただいた防災説明会の際にも、先進的な取組をされている地区の区長さんから、地域づくり活動支援事業の事例を紹介していただいたところでございます。今後も、こうした情報共有の場を設け、地域の取組や課題をお伺いする中で、地域における自助、共助に向けた取組を支援し、町全体としての防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

失礼しました。先ほどの答弁の中で、平成27年の災害時要救護者とお答えしましたが、要援護者の誤りでございます。訂正しておわびを申し上げます。

**6番（大日向君）** ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。今回行われた総合防災訓練について、昨年の訓練同様に台風19号災害を踏まえた内容で行われたということがわ

かりました。昨今、線状降水帯による風水害が多くなっており、台風災害だけではなく、集中的な降雨により未曾有の災害が発生しやすくなっています。他県で発生しているそのような災害時に問題となった事案を基に、当町においても訓練内容の追加等の検討をいただきたいと思っています。

また、町地域防災計画において、7年ぶりの見直しが行われたとのことでした。計画の概要として、町民の生命と財産を守るとされており。このように策定された計画が町民の皆様幅広く浸透することが最終的には町の防災力につながるのではないかと思います。防災計画の浸透とともに、各地域に置かれている自主防災会がより強固に機能できるよう、引き続き町の各関係部門と密に情報共有がなされるようお願いしております。

防災訓練は大人のみで活動されており、子どもたちの防災活動は、小中学校における避難訓練にて地震と火災の発生を想定して行われているのみと思います。災害は日中だけ起こるわけではなく、様々な要因が重なり想定外のことが起こり得ます。自助、共助、公助の観点から、子どもから年配の方まで広く防災の意識を高められるよう、様々な年齢の人が参加できるような訓練を考えてみてはいかがでしょうか。

それでは、ちょっと2点ほど再質問を行いたいと思います。

今回、総合防災訓練を終えて、参加された方から意見を聞くなどを行い、次の訓練への反映を行っていく必要があると思いますが、考えはどうでしょうか。

現在、町で備蓄されている防災用品について、水や長期保存食があるかと思いますが、備蓄品の入替えのタイミングはどのようにされているのでしょうか。また、入替え対象となった備蓄品の処分方法についてはどのようになっていますか。食料品等は期限を残して入れ替えることもあるかと思うのですが、現在、町では社協等でフードバンクが設けられているが、そのような場所への提供等を行っているのでしょうか。再質問いたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

初めに、今回の防災訓練に参加された方から意見を聞くなど、次の訓練への反映を行っていく考えについてであります。ご質問のとおり、防災訓練においては、実施することはもちろんのこと、その反省を生かして問題点があれば改善し、町の災害対策を構築していくことが非常に大切であると考えております。

例年、訓練参加者のうち、関係機関や町職員及び消防団員に意見を求め、いただいた多くの意見を反映させながら訓練内容を改善し、次年度以降の防災訓練につなげているところでございます。また、今回の総合防災訓練の対象となった中之条、四ツ屋、戌久保区の各区分長さんには、地区の皆様から訓練に関するご意見、ご感想などをお伺いするよう予定しているところでございます。

続きまして、町の備蓄品の入替えのタイミングはどのようにしているか、また入替え対象と

なった備蓄品の処分方法であります。備蓄食料品に関しては、賞味期限をそろって迎えることがないよう、計画的かつ定期的な購入計画を立て、数量や在庫を一元管理しつつ、町内3か所の防災倉庫や中核避難所になっている小中学校に適正に備蓄しているところでございます。

入替え対象となった備蓄品の処分方法につきましては、賞味期限が数か月残っているものに関しては、生活困窮者等への支援として、町社会福祉協議会をはじめ、県のフードバンクや保健センターに提供するほか、防災教育の観点から、教育委員会を通じて町内児童館に提供しております。

また、住民の皆様の備蓄食料品への理解を深めるため、町総合防災訓練や各自主防災会主催の防災訓練、防災講習会などにも提供しております。

そのほか、賞味期限等を迎えた飲料水につきましては、一部断水時のトイレ用などの生活用水に利用できるため、引き続き備蓄しているところでございます。

**6番（大日向君）** 担当課長より再質問の答弁がありました。区長会等で聞き取りが行われているとのことでしたが、総合訓練には様々な方がいらっしゃっています。私たち議員もそうですが、町職員も多く参加しております。各地区よりご参加いただいている町民の方々とコミュニケーションを取ることでささいな問題も吸い上げることができ、有事の際に惨事にならず、未然に防げるかもしれません。今後の総合防災訓練に生かしていただけたらと思います。

また、備蓄品についても無駄なく利用されていることがわかりました。引き続き備蓄の回転が無駄なく行われるよう管理等をよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりとさせていただきます。オミクロン株対応ワクチン接種が開始されるということです。感染蔓延等を考えますと、多数の方に接種いただくことで感染率の低下や重症化の回避等につながるかと思われます。日々様々な情報が発信されております。ワクチンの有効性や安全性を含め、町民の皆様に正しい情報が隅々まで提供されるよう、引き続き対応をお願いいたします。

また、台風災害が懸念される季節となってまいります。災害が発生しないことが一番の望みではございますが、防災訓練で行われた対応等が有事の際に迅速に発揮できるよう、各関係機関との連携を取っていただくようお願いし、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

**13番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 脱炭素（ゼロカーボン）について

地球温暖化などを背景に脱炭素社会の構築に向けた取組が急がれています。2020年10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ゼロカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

一方、長野県は2019年12月に都道府県として初めて気候非常事態宣言をし、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすると表明しました。そして、本町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、本年2022年2月、圏域として2050年二酸化炭素排出実現ゼロを目指す2050年ゼロカーボン宣言を発出しました。そこで、これから脱炭素（ゼロカーボン）について、順次質問をいたします。

#### イ．脱炭素への取り組み

坂城町は、2050年ゼロカーボン宣言を長野地域9市町村共同で発出した中で、これまでも坂城スマートタウン構想での企業の電力使用量の見える化によるピークカットや、役場駐車場屋根への太陽光パネルの設置などを進めてきています。こうしたことも含めて、町として今日までどんな取組をされてきたか、具体的に実績を含めてお聞きをいたします。

我が国においては、気象変動問題は岸田総理が掲げる新しい資本主義実現により克服すべき最大の課題と位置づけ、環境省の和田事務次官が2050年カーボンニュートラル目標に向け、2030年までを勝負の10年と言い切っています。しかし、これも国だけでできるわけではありません。国からの脱炭素地域づくりに向けた町などへの具体的な支援、要望などの取組に向けた指示や依頼などは出されているのでしょうか。

長野県気候非常事態宣言の下に気候危機突破方針、気候危機突破プロジェクトなど、ゼロカーボン戦略が動き出しています。また、県議会議員提案の長野県脱炭素社会づくり条例が2020年10月に施行され、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標が設定されました。これらによる県と町との行動の取組は、今どんなような状況でしょうか。

次に、長野地域の9市町村で発出した2050年ゼロカーボン宣言による脱炭素事業を共同で創出、実施し、圏域全体で脱炭素化の推進へ向けた取組は今なされているのでしょうか。伺います。

#### ロ．脱炭素への対策

基本計画には、再生可能エネルギー、省エネルギー、二酸化炭素排出削減の三本柱による対策の推進が示されております。しかし、これを実施計画で見ますと、巻頭の町長挨拶文には、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進と、このように記されているにもかかわらず、実施計画の中にはスマートタウン構想事業に盛られた、この4年度に自立・分散型エネルギー設備を南条小学校へ導入することと、あとは住宅用設備設置補助だけであります。これでは

2050年にゼロカーボンの達成は程遠く、もっと力強い対策が必要と思うが、取組の強化についてのお考えをお聞きいたします。

本町は工業の町の歴史から、ものづくりのまち坂城としても発展してきました。このたび「坂城町平成の産業史」を発刊されて、第2章工業では、製造業を中心に平成の力強い企業の社歴が記されています。また、帝国データバンクがまとめた県内機械系製造業の2021年度の売上高上位50社には、坂城町から5社もランキングされています。

脱炭素に向けては、こうした企業や事業所が果たす役割は大きな要素であります。工業の町、そしてものづくりのまち坂城という特性からの対策についての考えをお聞きいたします。

脱炭素に向けたもう一つの鍵は、町民や事業所など町全体における認識の向上であります。基本計画には、再生エネルギーの情報提供啓発や省エネルギー行動の促進に向けた普及啓発などがうたわれていますが、これをどう進めていくのかが肝心であります。認識や意識を高めていく対策をどのようにお考えかお聞きいたします。

一方、次世代を担う子どもたちへの脱炭素をはじめとした環境教育も大切です。各学校には大型の防災蓄電池も設置されていますが、脱炭素、環境教育に向けた教育委員会の対応について伺います。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項で、地方公共団体実行計画の策定が義務づけられています。松本市では総合計画第11次の基本計画の重点戦略にゼロカーボンがうたわれ、それにより松本市のゼロカーボン実現条例が策定され、その第7条には「実行計画を策定しなければならない」というふうに書かれています。今のところ、県内では、この実行計画を策定している市町村はそう多くはないというようでありますけれども、法律で義務づけられている実行計画の策定についてのお考えを伺います。

一方、脱炭素と強く関連する長野県環境基本条例第4条には、市町村の責務として、「市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。」というくだりがあります。このくだりを町はどのように捉えているのでしょうか、伺います。

#### ハ．目指す目標

初めに、基本計画には二つの目標値が示されています。一つは町内における太陽光発電容量を1万6千キロワット、それからもう一つは各家庭への蓄電池導入件数を261件にすると、こういうものであります。目標値はどんな方法、算出で定められたのか。特に蓄電池導入件数は一の桁まで細かく出されていますので、その算出の根拠をお聞きいたします。

坂城町第6次長期総合計画基本構想の計画期限は2030年度までの10年間です。国でも2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減を目標とする具体的な方向づけが示され、和田事務次官も、先ほど申し上げたように2030年までは勝負の10年と、こ

う言っております。町としても国のような目標期限、2030年までのゼロカーボンの目指す目標を具体的に示してほしいと思いますが、お考えをお聞きします。

そして最後に、国や県が期限を定めて脱炭素の目指す目標に向かう極めて重要な課題に対する町側の思いを伺います。

**町長（山村君）** ただいま、塩野入議員さんから脱炭素（ゼロカーボン）についてということで多岐にわたるご質問をいただきました。また、先ほど伺いましたら、今日は故羽田孜さん由来のクールビズウエアをお召しになってご登場ということで、大変意気込みを感じるところであります。

さて、私からは、イの脱炭素への取り組みのうち、町全体の今日までの取組状況と、ハの目指す目標のうち2030年までに目指す目標、及び極めて重要な課題に対する思いについてお答えし、そのほかの項目につきましては担当課長から答弁させます。

さて、地球規模での平均気温の上昇による災害の頻発化、激甚化が問題視される中、平成27年、2015年にフランスのパリで開催されました第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組としてパリ協定が採択されました。

協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2度より十分低く保つことが定められるとともに、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

日本では、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、また、長野県においては、国より1年早い令和元年に気候非常事態宣言と、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を発出しております。

当町におきましては、これまでも再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めており、その効果をより高めるため、バイオマス利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきた長野圏域において、共同で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を今年の2月に行ったところであります。

さて、ご質問のイ．脱炭素への取り組みの町全体の今日までの取組状況といたしましては、二酸化炭素の排出削減だけでなく、吸収量拡大の取組も併せて複合的に行ってきたところであります。

具体的に、二酸化炭素排出量削減の分野では、平成16年度には地球温暖化対策を進めるた

め、坂城町地域新エネルギービジョンを策定し、平成23年度には一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティ構想普及支援事業の補助を受け、省エネルギーやエネルギーの地産地消など、町全体でのエネルギーの効率的利用を進めるスマートタウン坂城の構築に向けた調査を実施してまいりました。

こうした取組の中、平成22年から継続して住宅用太陽光発電設備の導入に対する支援を行い、この支援を受けた発電容量の累計は2,200キロワットを超えるまでになっております。

また町でも、平成17年度の南条保育園を皮切りに、21年度は食育・学校給食センター、24年度は村上小学校、27年度は南条小学校、29年度は役場庁舎、そして令和3年度は坂城小学校にそれぞれ太陽光発電設備を整備し、率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりました。

そのほか、役場庁舎には平成21年度に電力のモニターを設置し、ピークカットなど省エネに努めるとともに、25年度には、木材が吸収したCO<sub>2</sub>量とその木材を燃焼させたときのCO<sub>2</sub>排出量が等価であるとするバイオマスボイラーを整備し、また、30年度には庁用車に電気自動車を導入し、役場に整備した太陽光発電パネルで発電した電気により充電をし、運用してまいりました。

また、テクノさかき工業団地内の企業や信州大学にご協力をいただく中で、スマートメーターを用いた電力使用の把握・分析から最適化を図る実証実験を通じ、省エネに対する意識の醸成が図られたことは大きな成果であったと感じております。

エネルギー以外の分野におきましても、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育を継続して実施するとともに、資源物の回収機会の充実などの取組も含めた可燃ごみ削減のため、平成22年度からはサンデーリサイクルを始め、30年度には役場駐車場に紙資源リサイクルボックスを設置したところであります。

また、町が継続して行っている松くい虫防除対策事業による松林の保全や、町内の緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動などは、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>の吸収量拡大に資する取組となっているところであります。

さらには、今年から実証実験の始まりました乗合タクシー事業は、町循環バスと併せて利便性の高い地域公共交通を整備することで、交通手段の確保と同時に自動車などから排出される温室効果ガスの排出抑制も期待がされるところであります。

次に、ハの目指す目標について、国においては昨年10月に、2050年カーボンニュートラルに向けた中間目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

また、県においては、今年5月に改定されたゼロカーボン戦略において、2030年度に温室効果ガスを2010年度比60%削減することを目標に掲げるなど、基準年度や削減目標に

についても国とは異なる目標を設定しているところでもあります。

一方、町における具体的な目標の考えであります。町内の温室効果ガスの排出量につきましては、各家庭や企業などの省エネルギー化等の取組によるCO<sub>2</sub>削減量を計測することは非常に困難であります。

そのため、具体的な中間の数値目標は定めませんが、町では先ほど申し上げました様々な取組の継続や拡充、新たな取組の検討などを通して、2050年ゼロカーボンという最終目標達成を目指してまいりたいと考えております。

最後に、脱炭素という極めて重要な課題に対する町の思いのご質問であります。町は県の気候非常事態宣言にもいち早く賛同を示し、令和3年2月には町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを構成市町村長に対し提案してまいりました。

そして今年の2月には圏域共同でのゼロカーボン宣言が実現したところであり、国や県と同様に、脱炭素は町としましても非常に重要な課題であると考えているところでもあります。

今後につきましても、国や県、広域圏での連携を取りながら、地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（伊達君）** 脱炭素（ゼロカーボン）についてのご質問について、初めにイ．脱炭素への取り組みのご質問の国からの取組の指示や依頼の状況についてから順次お答えをいたします。

昨年4月、国では2030年度において、温室効果ガスについて2013年度比46%削減を目指すことを表明し、10月には目標達成に向けた国の道筋を描いた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

一方、地方公共団体に関しましては、地球温暖化対策の推進に関する法律において、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずることとされ、具体的には、国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の温室効果ガス削減計画を示す地方公共団体実行計画を策定するよう求められております。

また、指示や依頼ではありませんが、昨年度実施をいたしました坂城小学校の太陽光発電設備と蓄電設備の整備では、脱炭素を進めるための国の支援メニューの一つである二酸化炭素排出抑制事業費等補助金を活用し、事業を実施したところでございます。

次に、長野県と町との行動の取組状況であります。今年度は、県が行っている既存住宅への太陽光発電システム及び蓄電システムの設置への支援事業や太陽光発電システムの共同購入事業について、町でも窓口へのチラシの配置やホームページを通じての広報など、事業の周知に協力をしているところでもあります。

町では令和2年3月、前年の12月に県が行った気候非常事態宣言に賛同しており、今後も2050年ゼロカーボンの達成に向けて協力的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、長野地域9市町村の取組につきましては、今年度も7月に担当者会議を開催し、これから共同で行っていく事業について協議を進めているところで、具体的な内容や時期につきましては、連携市町村の中で調整を図り、実施のスケジュールが明確になったタイミングで町民の皆様にも広くご案内をしてまいりたいと考えております。

次に、ロ．脱炭素への対策のうち、ゼロカーボン達成に向けた取組強化につきましては、ご質問にもございましたとおり、町の長期総合計画第4章第6節において、一つとして再生可能エネルギーなど新たなエネルギーの導入推進、二つ目として省エネルギーの推進、三つ目として二酸化炭素排出削減の推進の三つの項目を位置づけております。

その中でも導入を進めることとしております公共施設への再生可能エネルギーを活用した発電設備につきましては、昨年度策定した実施計画でも、令和6年度に南条保育園の太陽光発電設備の更新などを計画しているところで、公共施設では一般の住宅に比べまして大きな容量の太陽光発電設備の設置による効果的な再生可能エネルギーの活用が期待できることから、今後も積極的に設置の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ゼロカーボンに向けては町長からも答弁をいたしました。エネルギーに関する取組だけでなく、ごみの減量化や、人や社会・環境に配慮した消費行動・エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しているところで、今後も、二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指し、国や県の動向、社会情勢などを的確に捉えた取組の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、工業の町、ものづくりのまちの特性からの対策の考えについてであります。製造業の盛んな当町では、工業用機械が数多く稼働し、日常的にエネルギー需要が高い特性がありますが、企業の発展に伴う事業規模拡大など、さらなるエネルギー需要が生まれることも想定されます。

そうした中、昨年の「さかきモノづくり展」においては、町内企業が既に脱炭素社会に向け製造過程や新たな製品の開発など独自の努力や取組を進めていることが報告されるとともに、2050年ゼロカーボンを達成するため、さかきテクノセンター、町商工会、テクノハート坂城協同組合が環境にやさしいモノづくり共同メッセージを発出し、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まっているところでございます。

町といたしましても、クリーンエネルギー化・省エネルギー化を推進する国・県等の支援情報を町ホームページに掲載するとともに、テクノセンターと協力し、町内企業の皆様にご活用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供などを行っており、今後も官民が協力してゼロカーボンに向けた取組が進められるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町全体での認識や意識を高めていく対策の考えにつきましては、これまでも住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を活用して設置された設備の実績を町ホームページや「広報さかき」でお知らせしているほか、町公共施設において発電されている太陽光発電の発電量や、省エネ、クールシェアについても町ホームページで紹介するなど、町民の皆さんが脱炭素の取組を身近な事柄として感じていただけるよう、情報の発信に努めているところであります。

今後も、ゼロカーボンにつながる取組の情報を適切にお伝えするとともに、徐々にイベントなども再開されてきておりますので、そうした場を活用しての啓発についても検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、地方公共団体実行計画策定についてであります。地球温暖化対策の推進に関する法律において、「地方公共団体の事務及び事業に伴う、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。」と規定され、策定が義務づけられているところであります。

計画の内容につきましては、計画期間、目標値、取組の内容などを定めることとされており、地方公共団体の事務及び事業において排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減等を推進するものであります。

策定についての期限は設けられているものではありませんが、国ではその策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしていることから、当町といたしましても、早期の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、県の環境基本条例第4条で定める市町村の責務についてどう捉えるかのご質問であります。県条例は自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くために制定されたもので、第4条において「県の施策に協力するとともに、(中略)市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。」とされております。

町におきましても、健康で文化的な生活環境を確保することを目的とする町生活環境保全条例において、本町の良い自然環境及び社会環境の保全をし、総合的な施策を実施することを町の責務と位置づけており、開発行為の制限や緑化の推進、公害防止などに取り組んでいるところであります。

最後に、ハ、目指す目標の町総合計画前期基本計画の二つの目標値の算出根拠についてお答えをいたします。

まず、町内における太陽光発電容量1万6千キロワットにつきましては、県が気候非常事態宣言の理念を具現化するために、令和2年に気候変動対策の基本的な方針として定めた気候危機突破方針において、2050年度の再生可能エネルギー生産量を2016年度比で3倍以上に拡大するとされたことを受け定めたものであります。

具体的には、2016年に8,420キロワットでありました町内の太陽光発電容量について、2050年に3倍以上を目指す中で、2050年に向けた後半では、設備の新規設置は緩やかに推移するものと仮定をし、まずは2025年、令和7年でありますけれども、2025年までの目標を1万6千キロワットとしたものでございます。

また、各家庭への蓄電池導入件数261件につきましては、エネルギーの効率的利用と災害時への備えを推進するため、国による住宅用の太陽光発電設備に係る固定価格買取制度の期間が10年であることから、過去に町の補助制度を利用して太陽光発電設備を整備した方の買取制度の終了に合わせ、売電から蓄電への移行を促進したいと考えて定めたものでございます。

具体的には、令和2年から目標年次の令和7年のそれぞれ10年前に町の補助制度を利用して整備された太陽光発電設備の件数を把握し、おおむね半数の方が蓄電への移行を想定した値に、毎年度の新規設置分の値を加えて算出したというところでございます。いずれの目標値もかなり高い数値を掲げており、達成に向けてはさらなる取組が必要であると考えているところでございます。

繰り返しになりますが、ゼロカーボンの達成に向けては、個人や家庭のほかあらゆる組織や機関が共通の認識を持って、連携して取組を進めることが重要であり、町におきましても、排出量の削減と吸収量の拡大に向け、エネルギー分野のほか、全庁横断で多角的・多面的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 脱炭素（ゼロカーボン）についてのロ、脱炭素への対策についてのうち、環境教育の対応についてのご質問にお答えいたします。

地球温暖化などの環境問題は深刻な問題となっており、次世代を担う子どもたちへの脱炭素をはじめとした環境教育が重要であると考えております。小中学校における環境教育については、新学習指導要領の中で各教科において広く示されており、児童生徒の発達段階に応じて学習しているところでございます。

各学校の取組として、SDGsを意識する中で、南条小学校においては、学校敷地内にあるビオトープによる生態系の観察や、毎日の電気量や水道量を1人1台端末を使ってグラフ化し可視化する学習、また、地域のごみ拾いなどの活動を行っております。

坂城小学校においては、伝統となっている学有林活動を「森と遊び 森に学び 森を守る」

をスローガンに、56年間にわたり継続して森林に親しみ樹木を育てる活動を行っているほか、中庭での各種栽培活動、地元の日名沢川のごみ拾いの活動も継続して行っております。

村上小学校においては、町のスマートタウン構想に基づき、既に設置されている太陽光発電システムの電力を蓄電する蓄電池が令和3年3月に設置されました。そのお披露目の際に、5、6年生を対象に、発電された電力の蓄電の状況や、蓄電した電力を利用することで安定した電力供給が可能になる仕組みなど、昇降口に設置されたモニターに表示される情報を確認しながら、再生エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりをテーマに、学習会を行ったところでございます。

また、中学校においては、生徒会活動の一環として、PTAや上田女子短期大学と連携し、「トレジャーキャンドルプロジェクト」を企画して、大峰祭で披露する予定となっております。

これは、昨年、「令和3年度大峰祭コラボレーション企画灯プロジェクトwith上田女子短期大学」として行われ、好評を博した企画の第2弾で、今年のプロジェットの狙いとしては、生徒一人一人がLEDのランタンを身近な資源を再利用して作成し、環境に配慮した活動として行われるものでございます。

特別支援学級においては、企業とのコラボレーションにより、食品廃棄物として処理されていたコーヒー抽出後に残る豆かすを利用した堆肥作りに取り組んでおり、食品リサイクルの仕組みを学ぶ良い体験となっております。

また、毎年4月に行われる千曲川クリーンキャンペーンに3年生が参加し、千曲川の環境美化活動に貢献しております。

さらに、全ての学校において、教室やトイレなどの電気を小まめに消す、冷暖房の温度を控えめに設定するなどの節電や、節水、ごみの分別など、子どもたちが日常生活でできることから環境を意識し取り組んでおります。

このように、学校における環境教育は、一部の教科だけで行うのではなく、全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われることが大事であり、より体験型の学習が必要と考えております。

町教育委員会としては、脱炭素社会の実現に向けて、持続可能な社会のづくり手となることが期待されている子どもたちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう、引き続き、環境教育の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 昨年策定されました第6次長期総合計画、時代の潮流の中の気候変動問題や頻発する異常気象災害という項目に、パリ協定に基づいて温室効果ガス排出量を2050年までに80%削減という目標設定がうたわれているわけでありまして。これは、今はもう既に温暖化急上昇で世界全体がゼロカーボンの実現に大きくかじを切る中で、2050年ゼロカーボ

ンへと高い目標となっております。

冒頭、初めの序論の項目から、こういう目指す目標値が異なっているか、こんなふうにするんですが、やっぱり何らかの対処は必要だと思いますが、その辺のことで伺います。

それから、環境省では意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する脱炭素先行地域づくり事業として、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の新設がされまして、今、第1回の脱炭素先行地域に、長野県では松本市の乗鞍高原のゼロカーボンパークが選定されているわけでありまして。環境省としては、今後脱炭素の先行地域を全国100か所に広げたいと。意欲と実現可能性の高いところから他の地域へ広がっていく、脱炭素ドミノということを進めていくという構想であります。自治体単位あるいは自治体の中の地方単位でも地域選定ということができそうであります。

そして、そのほかに再エネ発電設備を0.5メガワット以上の導入が条件でありますけれども、重点対策加速化事業というのもあるわけでありまして。これは検討の余地は十分あると思うんですが、その辺どうするか、その辺のところも伺いたいと思います。

それから、省エネルギーを進める上で重要な一つは、先ほどいろいろ質問しましたけれども、そのほかに断熱材とか、それから断熱技術により熱を逃さないという熱損失防止であります。これは基本構想に少し載ってはおりますけれども、とりわけ、何千世帯も坂城町にある住宅建物を対象とした支援や補助事業は効果が高いかなというふうに思います。対策を進めていただきたいと思いますが、その辺についてもお考えをお聞きいたします。

以上、お尋ねいたします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま再質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず最初に、町の長期総合計画の序論の関係でございます。80%削減という表記になっていることとございまして、国の目標なんですけれども、国では脱炭素に係る長期目標につきまして、平成28年5月に閣議決定されました地球温暖化対策計画におきまして、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減ということとされておりました。

その後、令和2年に2050年までにカーボンニュートラルを目指すとの総理大臣の所信表明があったわけですが、この目標が国の地球温暖化対策計画として正式に閣議決定されたのは、町総合計画策定後の令和3年10月ということとあります。したがって、町の計画書には従前の国の目標値が記載されているということとありますけれども、このことによつて、町の計画そのものに影響を及ぼすというものではありませんので、現状において計画書の修正というところまでは考えておりませんが、国の動向ですとか世界の最新の潮流などについては、機会を捉えて適切に発信をしてみたいと考えているところでございます。

それと、2点目の環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用はどうかというところ

でございますけれども、この交付金なんですけれども、家庭や事業者を含めた民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを達成する脱炭素先行地域に選定されること、あるいは固定価格買取制度等を利用しない自家消費型の太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備で0.5メガワット以上を設置する事業が必要といったような、先ほどのご質問にもありましたけれども、そういった要件がかかってまいります。

この要件に照らしますと、先ほど松本市というお話がありましたけれども、小規模な自治体ではかなりハードルが高いといったところがございますので、現状においてはちょっと対応が難しいかなと考えているところがございます。

それと、最後に住宅の熱損失の防止対策ということでもありますけれども、こちらの支援につきましては、町では現状最大で5万円を補助する住宅リフォーム補助金、また、こうした住宅の改修に関わりましては、固定資産税の減額など税制上の優遇措置もあるということがございますので、こうした制度の周知などについて図ってまいりたいと考えているところがございます。

**13番（塩野入君）** 工業関係、坂城は工業の町ということでもありますけれども、2019年の台風19号災害など、地球温暖化によって大型で強力な台風被害の教訓を踏まえて、今対策がいろいろあちこちで進んでいるわけであります。工業の町として高い技術で高度な部品を作り上げるなど、ものづくりのまちということから、企業や事業所の脱炭素化の推進により、気候変動災害に強いサプライチェーンの構築が大切な要素になると思っておりますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、長野経済研究所が行った県内企業の脱炭素取組の調査では、回答が研究所では356社、そのうち取り組んでいるのは45.3%にとどまって、具体的に目標設定の社というのは2割に満たないという結果だそうであります。

しかし、取り組んでいない企業も、様子見や取り組みたいという前向きな考えがあるわけでありまして、何をどんな形でどう進めればよいか、それがわかれば踏み出しやすいはずであります。それをしっかりと示していくことが前進させるキーポイントでもあろうかと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

それから、世界が温暖化ガス排出を実質ゼロにするというカーボンニュートラル実現に向かう中で、融資の選定基準の一つに脱炭素を加える、融資の条件にというそういう金融機関も増えているということでありまして、小零細企業が多くを占める本町にとりましては、省エネルギー、再生エネルギーに向けた取組の整備や融資の周知などをしっかり整えるという必要があると思っております。

こういう周知や整備の推進にあたっては、これは町だけでなく県にもいろいろありますので、県と一緒に頑張って効果を上げるということが大事だと思いますが、その辺についてもお聞

きしたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、企業、事業所等での脱炭素の取組ということで、サプライチェーンのお話、また企業取組のスタートですとか前進に対する支援、あるいは融資等の制度について、県と連携してといったご質問でございます。

企業、事業所の脱炭素化の推進による気候変動、災害に強いサプライチェーンの構築ということに向けましては、企業規模あるいは企業の業種が様々で、必要となる支援も異なるということが想定されますので、町として一律の補助事業の実施は難しい状況だと思っておりますけれども、県のゼロカーボン戦略において、専門家による伴走型の支援ですとか優良事例の紹介、あるいは相談窓口の設置、環境対策推進人材育成のためのセミナー開催、節電・省エネ対策のための設備整備に対する中小企業融資制度等、県におきましてもサプライチェーンで選ばれる長野県産業の構築といったことに向けた政策の体系化が図られてきているところであります。

先ほども答弁の中でお答えをいたしました、今年の「さかきモノづくり展」における環境にやさしいモノづくり共同メッセージの発出といったように、町内事業所にも脱炭素社会を目指して高まっている機運、こうしたものを形にできるよう、町といたしましても、県と連携して、企業の皆様にご活用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供なども行うことで、企業さんの取組の前進を促すとともに、気候変動にも強いサプライチェーンの構築につなげていけるかと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 先ほど、私は長野地域の連携中枢都市圏、9市町村で2050年ゼロカーボンを発出をしてということの質問の中で、これからスケジュールを進めていくんだというような形の中で、まだ取組の入口の部分というような状況になっていると思うわけでありまして。

まず、2050年ゼロカーボン宣言を達成するには、基本は9市町村全体で一体となって進めるのか。それとも、9市町村がそれぞれ対策をつくって行って、それを寄せ集めたのが2050年ゼロカーボンに向かっていくのか、その基本はどうなんでしょうか。まとまってやるのか、それともそれぞれの市町村がそれぞれ努力をして、それが2050年につながるのか。その辺の基本のところはどうなっているか、お聞きをしたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** 長野地域連携中枢都市圏における2050年ゼロカーボンに向けた取組の進め方といったご質問でございますけれども、こちらについては、まさに共同宣言の宣言文の中にあるとおり、それぞれの自治体、また圏域の両面から進めることとしているところでございます。

まず、圏域全体といったところでは、構成市町村が一体となってスケールメリットを生かした事業を共同で創出、実施することとしており、先ほども申し上げましたけれども、現在具体的な事業の検討を進めているということでございます。

また、同時に各自治体においては、それぞれの特性、特徴を生かした温暖化対策の事業を進

めて、さらにその情報を圏域内で共有し、共同の研修などを通じて、より効果を高めながら最終的に圏域全体での脱炭素化を図っていくこととしているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、政府はLED化、2030年までに政府が保有する施設を100%LED化する、これは閣議決定したわけでありまして。町でもLED化は、今順次進められているわけでありまして、施設だとかあるいは街路灯、新しく交換すべき照明の総数というのは莫大になるわけでありまして。

これを1施設ごとに現地調査や業者選定などをやっているのは、時間や手間がかかるわけでありまして。リースを活用して全施設一括LED化サービスを打ち出したというところもありますので、これらをうまく利用して、工事は、町内の電気業者に依頼すれば地域経済にも貢献ができるわけでありまして。

こうした経済面、それから職員の作業効率にもつながる考えからの脱炭素の取組というものも大事だと、こう思うわけでありまして、経済面や職員の業務の効率・軽減というような取組も大事かと思いますが、その辺についてお考えを伺います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、リースを活用しての公共施設全施設の一括LED化といったご質問を頂戴しましたがけれども、リース活用によるLED化は、事業を進めるにあたって、経済面あるいは業務負担といった部分を考えますと、魅力的な手法の一つだと考えております。

一方、全施設を一括で行うということでもありますので、当然ながら機器等の劣化、経年による不具合の発生ですとか更新の時期というのも、これは逆に言うと同じになってくることが見込まれますので、その際の費用負担ですとか、業務へ与える影響ですとか、そういった部分についても考慮していく必要があると考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 目的達成に向けて基本となるのは、やっぱり例規類の制定、策定が必要だと思います。例規によって目的だとかあるいは基本的方針、そして町や町民、事業者などの責務が明確に、誰もが共有するバイブルというふうになるわけでありまして。早めの策定が併せて必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと、ゼロカーボン実現に向けては、組織づくりがやっぱり一番であります。町長をトップに課や室などがまとまって、効率のよい組織をつくり、指揮系統を明確にして目的達成に向かうということでもあります。2030年はすぐそこです。2050年も遠くはありません。そうした中で、組織の中核をつかさどる専門の課なり室を設置して邁進していかなければ達成は難しいと、このように思うわけでありまして。組織づくりと専門の課なり室の設置についてのお考えをお聞きいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 私のほうからは、例規の整備のお話についてお答えをしたいと思います。

例規の策定につきまして、町では町内の良好な環境を保全するための基本的な理念ですとか、

町・事業者・町民の責務などに関しましては、生活環境保全条例において明確にしているところでございます。

また、長期総合計画におきましては、脱炭素を含む、町に関わる全ての皆様が共有すべき町の将来像、あるいは基本理念といったことをお示ししているところでございますので、当面はこれらを基本として進めてまいりたいと考えているところでございます。

**総務課長（臼井君）** ゼロカーボンの実現に向けて、専門の課や室を設ける考えはないかといったご質問でありますけれども、ゼロカーボン実現に向けた施策の推進は、第6次長期総合計画に掲げます町の将来像、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、町が取り組む事務事業に共通するテーマであるSDGsの達成に向けた取組と重なる部分も少なくないということに加えまして、取組の範囲も多岐にわたり、関係各課が連携をして取り組むことがより効果的であると考えることから、現状におきましては、SDGsの取組と同様に企画政策課を中心に関係各課が連携を図り、全庁体制で進めていければと考えるところであります。

**13番（塩野入君）** 国、県、長野地域連携中枢都市圏、それに坂城町による脱炭素（ゼロカーボン）に向けての組織が今立ち上がり、その面ではしっかり出来上がってきているわけであり

ます。  
あとは2030年、2050年の目標に向けて、それぞれがその段階ごとにその役割と責任を果たし、その目的を達成することです。

日本だけでなく世界の人々が豊かさや便利さを追求するあまりに、地球温暖化という大きな負債を背負ってしまいました。私たちは、今、いつときだけ地球を借りて生活している中で、その地球を汚してきているわけであります。誰もが、借りたものはきれいに返すことは当然であります。今借りている地球をきれいに返して次の世代へ渡していく、そうしていかなければならないと、そんなことを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時02分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1としまして、性の多様性について質問いたします。まず、イとして、性的マイノリティへの理解をより深めるためにというテーマで質問するわけですが、このテーマについて、2年前の12月議会場で同様の質問はしております。その質問の後になりますが、町内外の当事者並びに支援者の方から、議会で取り上げたことについての意味について、前向きな言葉をいただきました。

しかしながら、これは誠にタイムリーな話なんですけれども、一般質問の通告を行った後、栃木県のある市議会の定例会の場において、ある議員さんからこんな発言がありました。LGBTなど性的少数者に関して、できれば静かに隠して生きていただきたい。そのほうが美しいし、社会に混乱が起きないと思うなどと発言したということが、テレビ、新聞等にも報道されているとおりで。ちなみに、この市がある栃木県においては、本年9月、つい最近ですね。9月から導入された同性パートナーシップ制度に対し、反対の立場から発言されたということです。

同じ議員として議会の場で発言する、このこと自体は、内容ではなく発言するという事自体はもちろん否定はしませんが、この発言がこういう言い方を何でしてしまったのか、私もよく理解はできません。しかしながら、長野県内において、まずは松本市において、そして続いて駒ヶ根市において、この同性パートナーシップ制度という制度が導入されており、これもつい最近ですが、来年春には長野県においても、その制度を導入する予定との報道がなされております。

同性パートナーシップ制度、私も改めて調べ直しましたが、これについては性的マイノリティーのカップルが婚姻に相当する関係であると自治体が証明するものと理解されております。

ちなみに、今回の質問は同性パートナーシップ制度の導入の話ではなく、もちろん私としては、坂城町もできるだけ早い段階、もちろん調査とかいろいろなプロセスが必要だと思うんですが、誰もが生きやすい、住みやすいまちづくりをする上で、いずれは導入するべきだと考える立場ではありますが、まずは再度LGBTへの理解をより深めてほしいという願いも込めて、このテーマを質問させていただきます。

ちなみに、再度LGBTについて長野県のホームページに具体的に示されておりますが、LGBTに付け加えて、最近ではLGBTQだとかLGBTQ+だとか様々な呼び方がされております。ちなみにLGBTQのQというのは、性自認や性的指向が明確でないクエスチョニング、または一部において性的マイノリティーを総称する言葉として、これがアルファベットのQ u e e rを加えて、LGBTQと呼ばれていることも皆さんご承知のとおりかと思えます。

さらには、他者に性的に惹かれることがないアセクシュアル、あとは好きになる際、相手の性別が条件とならないパンセクシュアル、自分の性の在り方が男女どちらかに決まっていない、もしくは決めたくないというXジェンダーなどという多様な性が存在し、この総称が性的マイノリティーだということを改めて整理させていただきます。

さらには、LGBTの認知度について、厚生労働省が企業に行ったアンケートというのがあるんですが、これによると、認知度自体は9割とされています。しかし、その理解はまだまだ高まっていないというのが様々なメディア等でも報じられております。

特に浜松市のアンケートによると、社会全体における性の多様性の理解が進んでいると思う

かというアンケートがあったそうなんですけれども、理解が進んでいない、またはあまり理解が進んでいない等の合計が約6割、半数以上が、浜松市においてなんです、浜松市内のアンケートを回答した方の6割が理解が進んでいないという回答もあるというのが今回わかりました。

当町では、前回の一般質問の後、昨年12月にはなりますが、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会において、性の多様性をテーマに講演会が実施されました。性の多様性をテーマに講演会の実施を提案してきた者として大変うれしくも思いますし、これが一つの契機となって、我が町にもいるかもしれない、もっと言えばいると思います。そういった方への理解が広まり深まる一つとなれば、私としても幸いと思っております。

そこで、このテーマについての質問ですが、この集会後にアンケートを実施し、そしてどんな感想、また意見があったか。そして、さらには今後性の多様性をテーマに、その類いでも構いませんけれども、講演会等を行う計画があるでしょうか。

それと、前回の一般質問後に当事者等から町への相談状況があったかどうか。あったとしたらどんな相談があったかというのもお聞きします。

さらには、LGBTについての理解促進のために、相談を町としても受ける立場にあると思いますので、町職員に対する研修の状況がどんななのかもお聞きします。

LGBTについて、全国的には教育現場においても、多いか少ないかという話ではないですけれども、LGBTに関しての教員の理解不足だとか知識不足だとかいうのが原因で悩んでいる、あるいは嫌な思いをする子どもたちがいるという話も見聞きすることがあります。だからこそ、児童生徒に対しての適切な教育支援をする上で、もちろん先生方もそうですけれども、理解をさらに深めるために、教育現場でどういう研修が行われているかというの、現状についてまず1回目の質問としてお聞きします。

**企画政策課長（伊達君）** 1. 性の多様性について、イとして性的マイノリティへの理解をより深めるためにのご質問に、教育現場での研修の部分を除いて私のほうからお答えをいたします。

性的マイノリティー（性的少数者）とは、性的指向や性の同一性・性の自認などが多数の方と異なる少数の方のことを指し、近年ではLGBTという言葉を目にする機会も多くなるとともに、受け入れる社会の在り方についての議論も徐々に大きくなってきております。

その一方で、同性に対し恋愛感情を持つ人や体の性と心の性が一致しない人が特別だと考えたり、自分の身近に、そうした悩みを抱えて生活している人がいるかもしれないと想像したことがない方も、いまだ多いのではないかと考えるところであります。

民間組織の電通ダイバーシティ・ラボが全国の20歳から59歳の6万人を対象として2020年に行った調査によりますと、LGBT等性的マイノリティーに該当する方の割合は8.9%、言い換えますと11人に1人となりますので、決して特別な存在ではないというこ

とがわかります。

それにもかかわらず、多くの人が身近なこととして捉えられないのは、当事者の方々が周囲の無理解や差別を恐れて、家族や友人、知人にも伝えることができず、周りもその存在に気づきにくいといったことが大きな要因ではないかと考えているところであります。

こうしたことから、性的マイノリティーの方が社会の中で自分らしく暮らしていくためには、制度面などの整備も大切ではありますが、そうした方を分け隔てなく受け入れる社会をつくることが必要であり、何よりも私たちの理解を深めていくことが重要であると考えているところであります。

町といたしましても、こうしたことに鑑み、ご質問にもございましたが、昨年12月に開催をいたしました人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会では、性の多様性をテーマとして講演会を行ったところであります。

その際に、参加された皆さんからお寄せいただいたアンケートにはどのような感想、意見があったかとのことでありますけれども、講師の体験談を聞き、LGBTQに対する理解が深まった。今までは上辺で理解できているつもりでいた自分に気づいたですとか、性の多様性について理解が深まった。より多くの人に正しい理解が広まればよいと思う。また、あまりに自分の世界と違うお話を聞いてびっくりしたが、大変ためになったように思う。まず、広く知ってもらうことが重要。正しい知識、情報発信と啓発活動を望む。基礎的なことから当事者の体験談まで聞くことができ、大変よかった。子どもたちに広めてほしい、知ってほしい。LGBTQについて初めて学んだ。よい機会でありがたかった。多くの町民が人権について学べる場をつくってほしい。また、身近な問題だと感じたなどの多くの意見、感想がございました。

また、今後、性の多様性をテーマに講演会を行う計画はあるかのご質問でございますが、性の多様性につきましては、先ほどのアンケート結果からもわかるように、まだまだ身近なことという意識が低く、理解を深めていただくための継続した取組が必要と考えており、今後も引き続き機会を捉えて、共に認め合い共に支え合う社会を目指し、実施の検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、山城議員さんが令和2年12月議会において一般質問を行った以降の当事者などからの町への相談状況ということでございますが、町では毎月開催しております心配ごと相談や、年3回開催の女性のための相談会、年2回開催の人権相談などでLGBTを含む幅広い人権問題に関する相談についてもお受けをしているというところでありますけれども、現在までにLGBT等性的マイノリティーに関する相談はございません。

また、LGBTについて理解を深めるための町職員に対する研修の状況につきましては、今年の2月に長野地域連携中枢都市圏の職員合同研修として行われた管理職を対象とした研修会に、町からも職員3名がオンラインで参加し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」と題

して、当町での町民集会と同じダイバーシティ信州会長の小泉涼さんを講師に、また、町民集会での講演内容とは違った視点からのお話をお聴きすることができたということでございます。

町では、性の多様性についても人権の尊重に根差した課題として捉え、LGBT等性的マイノリティーに関する理解をはじめとする人権意識の向上に向け、町民の皆さんへの啓発だけでなく、職員の研修への参加などにも引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 性の多様性についてのイ、性的マイノリティーへの理解をより深めるためのうち、教職員の研修等の現状についてのご質問にお答えいたします。

いじめや偏見に悩まず、一人一人が自分らしく生きることのできる社会を目指すため、学校教育において性の多様性についての正しい知識を教えることが重要になってきていると認識しているところでございます。

平成27年に、文部科学省から教職員に向けた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が発行されました。

しかしながら、現在の小中学校の新学習指導要領には性の多様性は盛り込まれておらず、これまでと変わらない、思春期になると異性への関心が芽生えるという記載が教科書に掲載されているのが現状でございます。

これに対して、同性愛を無視した記述を変えるべき、LGBTを指導内容に入れてほしいという意見もあり、小学校や中学校、高等学校で使用される教科書の中には、性の多様化についての説明が盛り込まれているものもございます。

学校でジェンダー教育を行う上で課題となるのが教職員の知識や理解不足、また、認識の格差が考えられるとの報道が一部にありますように、指導する立場の教職員の性の多様性に対する知識が不十分であると、子どもたちに正しい知識を教えることは難しいと考えます。

こうした現状を踏まえ、教職員の知識や理解力の向上を図るため、先ほど申し上げました、文部科学省が教職員に発行した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を周知するとともに、性の多様性の理解を深めるため、外部講師を招いた性の指導講演会の中で、性の多様性についての内容をお話しいただいているほか、人権教育の一環として、各学年や職員会などで勉強会を開くなど、多様化する性への理解や知識を高めているところでございます。

また、教職員からの声を反映し、令和3年度から新たに中学校3年生向けの人権教育の副読本「あけぼの」にLGBTに関する項目が盛り込まれ、授業で活用されております。

学校教育で求められるのは、性に悩む子どもが疎外感を抱かないよう、誰もが多様性を尊重した上で、あるがままの自分が理解され認められることが大切であると考えているところでございます。

また、多目的トイレの設置や水泳着・体操服など、多様化する性に対する環境づくりも必要であると考えております。

学校には、誰にも相談できずに自分の性自認や性的指向について悩む児童生徒が存在していると考えられることから、教職員への研修の充実を図るとともに、そのような子どもたちが相談しやすいよう、養護教諭やスクールカウンセラーを含めたサポート体制を構築し、医療機関や専門機関との連携を図り、児童生徒が安心して通える環境や相談できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** ただいま担当課長よりそれぞれご答弁いただきました。率直に言って、まず相談状況についてですが、ゼロ件。個人的にこれはうなずけるのかなと思います。というのも、やはりLGBTQ、LGBTについて調べれば調べるほど、話せる環境というのがやっぱり大事だと思います。もちろん理解を深めていけばいくほど、話せる環境は整うんだと思います。ゼロ件だからよかったと思うのか、先ほど教育委員会からも話があったように、相談しやすい体制をつくっていけば、相談という言い方かどうかかわからないですけれども、ぽろっと何か言う、何か発するタイミングはあるんじゃないかなと。それを受け取る側、相談される側がしっかり受け止められるかどうか、場合によってはつなげるかどうかにかかっていると思います。もちろん、受ける側は町の職員さんだったり学校の先生だったりするので、相談がなかったから駄目だとか、相談があったからよかったとそんな単純な話じゃないと思うんですが、そこは引き続き相談体制は整えていっていただきたいと思います。

そして、研修についてですが、今回は決算議会ですので、令和3年の主要施策の成果及び実績報告書にもLGBT研修参加3名と書いてありました。担当課長からこれは管理職向けということで、オンラインかどうか、リアルかどうか、そこはあまり問わないですけれども、管理職3名ということがありました。では、一般の職員さんが受ける、もしくはここに関しては二つです。一般の職員さんが受ける研修等はあるのかどうか。または、希望を募ればどんな方でも職員さんであれば参加できる、そういう研修はあるのかというのは、ちょっとこのタイミングで再質問をさせていただきます。

**総務課長（臼井君）** 職員に向けたLGBT等の知識に関する研修という部分でありますけれども、昨年度、職員が参加した研修につきましては、研修をまとめてやっていたという機関がありますけれども、そちらが広く募集をして、テーマを決めてやっていた研修に町も参加したという形になっております。

なかなか職員全体の研修ということになりますと、受けなきゃいけない研修の内容も様々でございますので、山城議員さんに今取り上げていただいているテーマも大変重要なテーマとっております。そういった研修の専門機関が実施する研修は、やっぱり中身も濃く専門的な部分もありますので、まずそうしたところを活用しながら、状況に応じてまた職員、一般を対

象にしたような研修についても計画をしていければと考えるところでございます。

**3番（山城君）** ただいまの再質問に担当課長からご答弁いただきました。わかりました。広く募集をして、管理職の職員の方が参加されたと。今後も機会を捉えてという言い方が正しいかわかりませんが、研修を実施、受講する環境をつくってというか、やっていていただきたいというのが素直な気持ちです。

それで、教育に関してちょっと聞くのを忘れたんですけども、教育現場、学校現場でも外部講師を招いて行っている。聞くとそうだよなど。というのは前回の一般質問の際にも申し上げたとおり、何年か前でしたか、坂城中学校に外部講師が来られて、この類いのテーマで講演をされた際に、講演者の方にいろいろ相談をされたという事象があったというのは、講演された方から話を聞いているわけですが、もちろん、学校の先生、そして児童生徒に対しての研修というか講演会も大事だと思うんですけども、どういう形かを問わず、保護者さんに対しての、これは学校現場と言っていいんだと思うんですけども、そういった保護者向け、PTA向けの何かしらの対応というのにも必要なんじゃないかなというように思うんです。

というのも、ひとつちょっと申し上げると、当然、人が生きているのは地域ですから、いろんな人の理解がなければいけないんですけども、身内である親だとか家族の理解がなかったら、それはやっぱり悲しいですし、調べていく中でいくつも出てきたのが、やっぱり親から、家族から否定されたというのは、私は親になっていないので、そこは大きくは言えませんが、子どもとしてはたまたまなく悲しいことだと思います。

これは再質問の二つ目になりますが、だからこそ保護者向けの研修等も今後企画されてはどうかという提案というか、いかがでしょうかという質問で2回目の再質問をさせていただきます。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

保護者への性の多様性についての研修につきましては、またPTAに向けた研修会などを検討してまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、担当課長からご答弁をいただきました。

これは感想になっちゃうんですけども、さっき担当課長から答弁ありましたかね。自分と考えが違うというアンケートがあった。これは私、誠に驚いたんです。自分と考えが違うというのは当然だと思うんです。もちろん、それに気づかされたということは私もいっぱいあります。同じだと思っていたのが違った。それは当然だと思います。だから、それをやっていかないと、男性だと思っていたけれども女性だった。俺は女が好きだけど、あいつは違う。違うんですよ。それがわかる研修になったとすれば、それは坂城町として誇るべきことなんですよけれども、違うということがまだまだわかっていない、失礼な言い方かもしれませんが、違うんですよ。そこを坂城町として教育を誇るのであれば、もっともっとLGBTに問わ

ず言っていないと、坂城町で育って町外や県外に出たときに、何を言っているんだとなったら悲しいですし、やっぱり坂城町はすごいなと思えるような教育をしていく。また、そういう町民があふれているようであれば、私としても今回2回目の質問にはなりますが、やった意味があるのではないかなと思っています。

この質問のまとめに入りますが、性の多様性を尊重するための職員ガイドラインというのが長野県から示されております。その中にこんな言葉があります。

まず一つ目として、アライと読むんですが、アルファベットでALLY。このALLYとは、性的マイノリティーの方々を理解し応援する人のことです。そのALLYがいることで当事者に安心感をもたらします。そして、レインボーフラッグ、これも後でちょっとご説明しますが、を机に置くなど、ALLYであることを表明しましょう。

そして二つ目に、レインボーフラッグとは。性の多様性を示すシンボルで、性的マイノリティーの支援の意思表示に使われています。世界的に赤、だいだい、黄色、緑、青、紫の6色が一般的に使われておりますということになっています。

やっぱり、何度も申し上げますとおり、人と人とは違うんだし、違って当然だし、違うからこそわかり合おうとするんじゃないかと。この次の質問にもつながるかもしれませんが、そういった理解がなければ、それは戦争が起きる原因にもなるんじゃないかと。ちょっと壮大なテーマになってしまうので、質問じゃないのであれですけども、やはり、町総ぐるみで人は違うんだという、当然のことなのかもしれないけれども、改めていろんな場面を捉えて研修だとか勉強会だとか、そういったものを企画というか考えていっていただきたいという要望をしまして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、2としまして、非核平和の町宣言についてです。

イとしまして、宣言制定の経緯についてです。

核兵器の悲劇を語り継ごうと1982年に広島で始まった反核平和の火リレー、これが今年も開催され、今回で35回目を迎えたという話があります。そのリレーのバトンが2か月前ですね、7月19日に坂城町役場に到着し、その場に私も出席する機会をいただき、当日は町から職員さん、そして副町長さんも来賓という形で出席されました。千曲市の職員、市の労働組合の方も、若手ですが参加し、平和についてしっかりバトンをつないでいこうという意味でこのリレーがなされているわけですが、そのリレー、バトンを渡された後、役場前にある宣言がいくつか書かれてあるモニュメントが目に入りました。もちろん、このモニュメントは何回も見っていますが、改めて非核平和の町宣言という文言に私の目が留まりました。

今年の2月24日にロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まり、半年たった今でも終わりが見えない、まだまだ予断を許さないという状況にあります。そして、ロシアは核兵器使用の可能性すら示唆している現状にあります。

モニュメントに書かれておりましたとおり、1985年9月27日に非核平和の町宣言が制定されたという記述がありますが、その宣言を制定した町として、町民の皆さんに戦争や平和について学習する機会を設ける必要がもっと必要なんじゃないかなということを私は思いました。

そこで、まずこの宣言の制定までの経緯をお伺いします。

ロとしまして、平和学習の取り組みの現状と今後についてです。

戦争や平和について町民が学ぶことは非常に重要であることだと思います。先ほども述べましたとおり。例えば県内の取組では、いくつか調べていく中で、茅野市では原爆パネルの展示や広島・長崎関係の書籍の展示あるいは原爆の絵の展示。これは茅野市の方ではなくて、広島市民の方が描いた絵を展示されているということです。そして、子どもたちの平和ポスター。これも広島の子どもの描いたポスターということですが、そういった活動がなされていると知りました。そして、高森町では、広島市の平和記念公園に町民の有志が折った折り鶴を奉納する活動が行われているという話もあります。

あと、これは県外になりますが、東京の町田市においては、平和なまち絵画コンテストの募集が行われていたり、同じく東京になりますが、日野市ではパネル展や講演会等が行われております。

そこで、当町での取組の現状と、また今後についての取組の考えはどうであるか。そしてこれも学校関係になりますが、学校での取組と現状と今後についても併せてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんから2番目の質問としまして、非核平和の町宣言について、イ、ロとご質問いただきました。順次お答えいたしますが、教育関係、学校における取組につきましては、担当課長から答弁いたします。

ご質問にもありましたように、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、いまだに終わりが見えず、ウクライナ国内に残っている人々の状況を大変心配するところであります。また、チェルノブイリ原発、今はチョルノービリということになっておりますけれども、原発などウクライナ国内にある原子力発電所をロシア軍が占領し、攻撃も加えているといった報道もあり、大変憂慮しているところであります。

過去に人類は学び、同じ過ちを繰り返さないことが平和的な解決の第一歩であると思うところでありますが、これまで人類は同じ過ちを繰り返していると歴史は語っているわけでありませぬ。今回の侵攻につきましても、一日も早く過ちに気づき、一刻も早い解決を望むところであります。

初めに、宣言制定の経緯についてのご質問でありますけれども、平和なまちづくりへの願いを込めた非核平和の町宣言は、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月

定例会において議決されました。

私も、初めてこの宣言文を読んだときから大変すばらしいものであると感じておりますので、改めて紹介させていただきたいと思います。

「非核平和の町宣言 野に 花が咲き 山に 鳥が鳴き まちには 緑がいっぱい ここには 私たちの幸せがある

いま地球をおおう核兵器は 愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキを くり返してはならない

いまこそ 私たちは 核兵器の廃絶を願い 私たちの町にいかなる核兵器の 配備も 飛来も 通過も 許さない

緑豊かなスポーツと福祉の 美しい 田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」

現在でも世界各地でいまだに戦争が続けられ、核兵器の数も一向に減ることがなく、37年たった今も、当時と状況が大きく変わっていないことについて、大変残念に感じているところでもあります。

宣言に至る経過といたしまして、昭和59年に結成された連絡協議会、これはトマホークくるな坂城町連絡協議会により、宣言を求める署名活動が全町で行われました。これに有権者の約半数にあたる6千名ほどの町民の方が署名をし、町への陳情と議会に対する請願がなされたということであり、このことが制定の大きな契機となったとお聞きしているところであります。

こうした多くの町民の意思を酌む形で、翌年に宣言が提案され、議会では全会一致で議決されたところであります。

当時、ヨーロッパでは米ソの核軍拡が進み、反核平和運動が高まる中、イギリスのマンチェスター市で昭和55年、1980年に世界で最初の非核都市宣言が行われました。これをきっかけとして1980年代初頭に非核宣言自治体運動がヨーロッパに広がり、日本にも伝えられたところであります。

自治体による非核宣言運動は1980年代に日本国内でも広がり始め、昭和60年以降に全国に急速に広がりました。こうした全国的な機運の下、1984年に日本非核宣言自治体協議会が設立され、核戦争による人類絶滅の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命として、宣言自治体が手を結び合い、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げる努力をしていくことを目指すとされたところであります。

現在、全国347の自治体が加入しており、県内におきましても、当町を含め2市、これは松本市、伊那市、それから4町、これは坂城町、高森町、上松町、木曾町、5村、南箕輪村、

中川村、下條村、木祖村、生坂村が加入している状況であります。

また、広島市長が会長となり、広島・長崎での原爆投下を教訓に、被爆者の体験や思いを世界の人々に広げ、次世代への継承と核兵器の非人道性を訴え、その廃絶に向けて取り組む平和首長会議にも、平成23年以来加盟しているところであります。

次に、平和に向けた町の取組としましては、町独自の取組といたしまして、広島・長崎に原爆が投下された毎年8月6日と8月9日に半旗を掲揚するとともに、原爆が投下された時刻に合わせ、役場のサイレンを鳴らし、町民の皆さんとともに黙禱を行い、原爆で犠牲になられた方々への追悼を行っているところであります。

また、原水爆禁止日本協議会が、核兵器廃絶を訴え毎年行っている平和行進につきましても、私が激励を行い、休憩場所を提供しているほか、広島平和記念公園から採火した火を掲げ、平和への思いをリレーでつなぐ反核平和の火リレーにつきましても、毎回、激励をさせていただいているところであります。先ほどお話しされたときに、私はちょっと所用があって参加できませんでしたので、副町長に参加していただきました。毎回激励をさせていただいているところであります。

さらに、今年度に入りまして、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに、多くのウクライナ人が隣国ポーランドにも難民として避難している状況を受け、町及び町国際交流協会と交流の深いワルシャワ日本語学校の坂本先生を通して、ポーランドへの避難者に対する支援を始めたところ、多くの皆様にご賛同いただき、これまでに500万円を超える支援金をお送りさせていただいているところであります。

また、町内の他団体、例えば坂城ライオンズクラブにおきましても、ウクライナ支援に向けた新たな義援金送付の取組が始まったところであります。

今後も、国際交流協会等の団体と連携し、支援金活動等を通じて世界平和を訴えながら、現在における平和の危機が一刻も早く収まるよう、町としても協力してまいりたいと考えております。

また、そのほかにも様々な取組を実施しており、さかきふれあい大学教養講座において、福島第一原発事故を受けての医療支援活動や放射能汚染の実情などに関して、講師を招いての講演会を開催したほか、戦争に関する童話を紹介し、子どもから大人まで平和について考える機会としていただく講座も開催してきたところであります。

また、毎年8月には、町立図書館のロビーにおいて、戦争と平和に関する本のコーナーを設置し、訪れる町民の皆様手に取っていただいて、改めて平和の大切さを考えていただく機会としているところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大勢の方々が集まっての講演会の開催や現地に赴いての学習会といったことがなかなか実施できない状況ではありますが、今後、感染が収まり、そ

うしたイベントの開催が可能な状況となった際には、こうした取組を再び行いながら、将来に向けて平和の大切さを学び、伝えていくための取組を行ってまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 2. 非核平和の町宣言についての口、平和学習の取り組みの現状と今後についてのうち、学校での取組についてお答えいたします。

戦争の経験のない現代の子どもたちに、戦時中に起きたことや戦時中の暮らしを学んでもらうために、学校教育において平和に関する学習が重視されており、各学校において児童生徒の発達段階に応じた平和に関する教育が行われているところでございます。

当町では、小学校の3年生から5年生の国語の時間に、空襲や防空ごう、戦時中の生活の様子や、広島・長崎に落とされた原爆の悲惨さなど、学習教材を利用した平和学習が行われております。

6年生になると、社会の時間に「長く続いた戦争と人々の暮らし」をテーマに、日本がなぜ戦争に突入したのか、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下などについて学習しております。さらに、「新しい日本、平和な日本へ」をテーマに、終戦直後の人々の暮らしや、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことや、憲法や平和主義、世界の未来と日本の役割などの学習を行っております。

また、平成29年度には、村上小学校の6年生が松代大本営地下壕に社会科見学に行き、現地ガイドから当時の話を聞きながら地下ごうを案内していただき、平和の大切さを肌で感じられる取組も行ってきたところでございます。

中学校につきましては、新学習指導要領に基づき、さきの大戦が多くの人々に惨禍を及ぼしたことを学習することや、核兵器などの脅威に触れながら世界平和を推進することを目的に、SDGsで掲げられている「平和と公正を全ての人に」を意識した学習や活動に取り組んでおります。

3年生は、社会で「第二次世界大戦と日本」をテーマに、昭和初期から第二次世界大戦終結までの世界の動きと日本との関連などに着目して、事象を相互に関連づけるなどして、第二次世界大戦と人類への惨禍について、近代の社会変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現する学習を行っているほか、各学年の道徳の時間を利用した平和学習にも取り組んでいるところでございます。

また、生徒会活動の一環として、昨年に引き続きPTAや上田女子短期大学と連携し、大峰祭で披露する予定の「トレジャーキャンドルプロジェクト」でも、作成したキャンドルに世界平和などの願いを込めることを通じてSDGsへの関心を高め、SDGsを意識した平和学習の取組の一つとして行うところでございます。

このほか、令和3年に改正版として発行し、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒に配布している副読本の「ふるさと坂城」には、戦争の中での郷土昭和時代という項目の中で、

村上小学校で発見された、アメリカとの友情のあかしとして3小学校に贈られた青い目の人形のエピソードや、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなど、自分たちの育った地域の出来事を紹介しており、平和学習の教材として活用しているところでございます。

このように、学校教育の現場では、様々な平和学習、平和教育が行われているところです。

今後につきましては、これまでの取組に加え、平和学習を題材にした動画教材の活用や、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた折には、社会科見学等による体験型の取組を再び行うなど、子どもたちに命の貴さや戦争の悲惨さ、平和な世の中を維持することの大切さなどを伝えていく平和学習に努めてまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、町長並びに担当課長から非核平和の町宣言について、それぞれご答弁いただきました。町でも様々な取組、一般向け、そして学校それぞれで学習の機会があり、行われているというのは、これでわかりました。

ただ、私も村上小学校の出身者ですけれども、小中学校、中学は坂城中学ですけれども、小中学校在学時に、先ほど答弁にもあった松代大本營地下壕に見学に行く機会が学校としてはなかったもので、見に行く機会を逸してしまっているんですね。

今、いわゆる座学的な要素ですね、学校に関してはそうだと思うんですけれども、参加できた子たち、現地に行けた子たちはすごくいい経験ができたと思うんですね。やっぱり子ども時分にそういったものが見られる、聞けるというのは、すごい意味のあることだと思います。

ただし、今申し上げたこと、二つちょっと整理させていただきますが、やっぱりこういった現地へ行く、現地の人のお話を聞くというのは、やっぱり継続的にやる必要があると思います。ただし、今の答弁にもありましたとおり、コロナがあって行かれない、聞くことができない。それはそのとおり、それはもちろん私も承知はしております。

二つほどご紹介しますが、つい先日になるんですが、阿智村にある満蒙開拓平和記念館にちょっとお電話させていただきましたら、飯山市だったと思うんですけれども、そちらから平和について聞かせてほしいということで、その館の方が出張で講演というか、話に来られたという話もお聞きしました。

また、これからコロナの状況もどうなるかわかりませんが、県内であれば今の松代大本營地下壕もそうですし、私も今申し上げたとおり、ちょっと遠くはなりますが、満蒙開拓平和記念館もあります。そして、ちょっとこれは内容的にどうなるかわかりませんが、つい先日放送された民放テレビ局において、上田市にある無言館も取り上げられました。

つまり、やっぱりその場に行って、その人の話を聞いて感じるものがあるはずなんですよ。だから、今はコロナ禍でできない、それはもちろん承知しています。いろんな角度から教育現場だけじゃなくて、いろんな人にそういう場の提供は、もう少しというところまでわかっていただければ、もっといろんなものがあっていいんじゃないかなとは、はっきり言って思います。

いろんな努力をされているのはわかるんですけども、平成29年に行かれた子どもたちは、適切な言葉じゃないかもしれないですけども、本当にいい経験をしたと思います。やっぱり毎年毎年何かしらの企画を立てて、もしくは教育委員会から投げかける、もしくは学校現場の先生方からもっと話を聞かだとかして、せっかく非核平和の町宣言をしたわけですから、その辺は継続して、平和学習は様々な形で、現地見学以外もそうなんですけれども、やっぱり外と中じゃないですけども、やっていくというのは町としてどうなのかな。これはどうしましょうか、教育のほうでいいと思うんですが、ちょっと回答をお願いします。

**教育長（清水君）** 私はかつて広島市に行って平和行進に参加し、原爆ドームや平和記念資料館、放射線影響研究所を見学したり、原水爆禁止世界大会や原爆死没者慰霊式、平和祈念式典に参加したりしたことがございます。被爆者の生々しい体験談や原爆ドームの建物、資料館の写真や遺品など、現場でじかに触れることは、平和を考える上で大変意義のあることだと感じました。

ただ、子どもたちの発達段階を踏まずに、戦争の実態をきちんと伝えるべきという考えで残酷な写真や遺品などを子どもたちに直視させることは、二度と平和や戦争の問題を考えたくないと印象づけるかもしれません。戦争の悲惨さを教える前に、平和のすばらしさを伝えることがまず大事だと考えます。

友達と毎日遊べること、水を飲めること、御飯を食べることができること、安心して眠れること、家族と一緒にいられること、これは全て平和だからこそできていることであります。先ほどの非核平和の町宣言の最初の4行に、野に花が咲き、以下4行あるわけですけども、これはまさに平和だからこそ私たちが体験できるこの町の風景でございます。

平和の尊さがわかって初めて戦争の悲惨さが理解できるのではと思います。費用や時間の問題があり、様々なところへすぐに行けないかもしれませんが、実際にその場に行くことはできなくても、ほかの部分でそれを補えることから始めてまいりたいと思っております。

そしてまた、先ほど満蒙開拓移民のお話がありましたが、実は当時、坂城町、村上村、中之条村、南条村から計215名の人々が満州に移りましたが、終戦時に悲惨な状態となり、生きて帰れた人は86名だけだったという事実があります。この資料や各地域の慰霊碑などにも目を向け、戦争はよそごとではなくて、まず身近なこの坂城町にもあったんだと、そういうようなことをまず子どもたちに知ってほしいと思っております。

**3番（山城君）** 今、教育長からご答弁をいただきました。

残り1分ということで、ちょっとまとめたいと思うんですけども、年齢に応じたの対応が必要というのは、もちろんそのとおりだと思います。でも、戦争経験者と言われる人たちは、もう高齢になり、じき、そういった方々、体験者・経験者もいなくなります。今だからこそできるメニューはまだあると思っております。まだある今だからこそ、町として、宣言を出した町

として、子どもたちにはしっかりと、そして町民の方々へもしっかりと戦争の悲惨さだけでなく、今、教育長がおっしゃったとおり、平和のすばらしさも勉強する、学習する、その機会をぜひとも強力に推し進めていただき、私の一般質問とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

**議長（小宮山君）** 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る8月31日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

**13番（塩野入君）** まず13ページであります。款1町税、項1町民税、目1個人、節1の現年課税分、収入未済額の件数と人数と最高額ですね。それから不納欠損も同じくお願いします。節2の滞納繰越分、これは収入未済額の件数、人数、最高額、最長どのくらいか。不納欠損は件数と人数と最高額ですね。お願いしたいと思います。

それから、目2の法人、節1現年課税分、これも収入未済額について今の三つ。節2の滞納繰越分については、さらに最長年月。それから不納欠損もお願いします。

項2の固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分ですね。収入未済額、それぞれ件数、人数、最高額、不納欠損もお願いします。節2の滞納繰越分、これも収入未済額、件数、人数、最高額、それからこれは最長年月。不納欠損は件数、人数、最高額。

それから、項3の軽自動車税、目1の軽自動車税種別割のほうですね。節1の現年課税分の収入未済額、これも三つ。滞納繰越分は、未済額のほうは最長年月も併せてお願いします。不納欠損は、今の三つであります。

それから16ページ、款10、項1、目1、節1の地方交付税であります。これは対前年比31.2%、3億5,700万円の大幅増の主な原因は、基準財政需要額に地域財政デジタル社会推進費の追加と、それから補正による交付税総額の増加ということですが、それぞ

れの算出内容をお聞きします。それから、特別交付税が前年より上回ってちょっと増えていますが、その原因は何でしょうか。お聞きいたしたいと思います。

それから16ページです。款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3の保育負担金の滞納繰越分、収入未済額、人数と最高額と最長年月ですね。それから節4の時間外保育負担金滞納繰越分、収入未済額、人数、最高額、最長年月ですね。不納欠損の人数と最高額。

それから17ページ、使用料及び手数料の項1使用料、目3土木使用料の節2の住宅使用料、収入未済額の数と最高額ですね。それから、節3の町営住宅使用料の滞納繰越分、収入未済額の数、最高額、最長年月をお願いしたいと思います。

それから18ページ、総務使用料、節1の有線放送電話使用料の滞納繰越分ですね、これも収入未済額の数と最高額と最長年月をお願いしたいと思います。

それから19ページですね。国庫支出金であります、コロナに関する収入では10分の10が基本でありますけれども、3年度も様々に事業が進められてきたと思いますが、全体のコロナに関する収入はどのくらいの収入額なのかをお聞きいたします。

それから29ページです。款20諸収入、項3、目1貸付金元利収入の節2で同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額、人数と最高額と最長年月ですね。これをお聞きします。

そして32ページ。款21、項1町債、目9臨時財政対策債であります。これは交付税で見えてくれる有利な起債であります、枠全額を使い切ったのかどうか、その辺。それから起債残額ですね。それとこの臨財債は、どんなようにこれから交付税の措置をされるか、その辺をお聞きしたいと思います。以上。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 町税のご質問として、税目ごと収入未済額、不納欠損額及び件数、人数、最高滞納額、最も古い年度につきまして、現年度課税分、滞納繰越分でそれぞれお答えいたします。

決算書13ページ、款1町税、項1町民税のうち目1個人でございます。現年度課税分の収入未済額は293万6,137円で、滞納者213件、81人、最高滞納額は15万7,671円でございます。

不納欠損額は4万1,177円、4件、1人、最高額は4万1,177円でございます。

滞納繰越分の収入未済額2,308万9,725円、滞納者1,566件、204人で、最高滞納額は217万3,072円、最も古いものは平成2年度のものでございます。

不納欠損額155万6,420円、130件、10人、最高額は93万6,349円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、目2法人でございます。現年度課税分の収入未済額は23万円で、滞納者3件、

2社、最高滞納額は13万円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は120万3,600円、19件、3社で、最高滞納額は85万2,300円、最も古いものは平成17年度のものでございます。

不納欠損額は87万6,600円、19件、2社で、最高額は66万円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、項2固定資産税、目1固定資産税でございます。現年度課税分の収入未済額は834万2,140円、滞納者471件、134人、最高滞納額は56万1,100円でございます。

不納欠損額は528万6,919円、53件、14人、最高額は469万6,800円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は1億1,500万9,461円、滞納者3,389件、143人、最高滞納額は4,825万7,048円で、最も古いものは平成2年度のものでございます。

不納欠損額は2,080万6,352円、273件で15人、最高額は1,336万8,885円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割でございます。現年度課税分収入未済額は43万4,400円、滞納者46件、37人、最高滞納額は2万8,300円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は164万9,570円、滞納者311件、55人、最高滞納額は40万6,400円で、最も古い年度のものが平成7年度のものでございます。

不納欠損額28万7千円、47件、6人、最高額は9万6,600円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 決算書16ページ、款10項1目1地方交付税についてお答えいたします。

ご質問いただきました地方交付税の増額の主な要因といたしましては、2点ございます。まず一つ目の基準財政需要額の算定項目、地域デジタル社会推進費については、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要とされる取組に要する経費を算定する新たな項目として創設され、2,801万3千円が新たに算入されました。

二つ目の補正による交付税総額の増額につきましては、令和3年度普通交付税の当初交付決定額は12億3,539万円、前年度比約2億円の増額であったことに加え、令和3年12月の国の補正予算により地方交付税の総額が増額したことを受け、普通交付税の再算定が行われ、当町は当初交付決定額から約1億5千万円増の変更決定がされました。そうしたことで、令和3年度の普通交付税交付額は15億337万5千円、前年度比3億5,192万3千円、34.0%の増となりました。

続きまして、特別交付税のご質問についてお答えいたします。

特別交付税は、普通交付税で補足されない災害などの特別の財政需要に対し、地方交付税総

額のうち6%に相当する額が交付されます。令和3年度は562万円増の状況でございましたが、その主な要因としましては、定住自立圏での取組及び地方創生推進交付金を活用した事業の町負担分が増額となったことに伴うものであります。

**子ども支援室長（細田さん）** 決算書16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分について、収入未済額は579万5,690円で、人数は31人、納付義務者1人の最高額は92万8,450円、最も古いものは平成11年度分のものでございます。

同じく目1民生費負担金、節4時間外保育負担金滞納繰越分は、収入未済額は52万2,966円で人数は23人、納付義務者1人の最高額は15万5,500円、最も古いものは平成15年度分です。

不納欠損額は1万4千円でお一人の方、最高額は1万4千円でございます。

**建設課長（関君）** 17ページの使用料及び手数料、3の土木使用料の住宅使用料の関係のご質問をいただきました。収入未済額の額が9万2,400円となっております、これにつきましては、お一人分となっております。ですので、最高額は9万2,400円となっております。

続きまして、滞納繰越分の内容でございますが、収入未済額が383万8,900円、人数につきましては、3人となっております。最高額は316万7,600円、最も古いものは平成12年からのものとなっております。

**まち創生推進室長（清水君）** 18ページ、款13項1目7総務使用料から有線放送電話使用料滞納繰越分についての質問にお答えいたします。

収入未済額56万9,400円、人数が14人、中で最高額のものが10万7,200円、最古のものが平成20年度分でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 決算書29ページ、款20項3目1貸付金元利収入、節2同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額2,560万4,627円につきまして、人数は6人、お一人での最高額1,026万2,412円、最も古いものは昭和55年からの滞納ということでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 決算書19ページにお戻りください。決算書19ページ、款14項1目1国庫支出金、新型コロナウイルスに関連した歳入についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの対策に係る各種事業を実施してまいりました。主な事業に係る歳入につきましては、新型コロナウイルス予防接種に係る補助金1億7,565万2千円、子育て世帯等臨時特別給付金の支給に係る事業補助金1億9,673万1千円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る事業補助金に1億1,163万1千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は9,968万2千円で、合計5億9,764万6千円でございます。

続きまして、決算書32ページ、款21項1目9臨時財政対策債についてお答えいたします。

普通交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債につきましては、令和3年12月の普通交付税の変更交付決定があった際に、新たな算定項目に通常においては今後の普通交付税で算定される臨時財政対策債の償還分につきましては、令和3年度の臨時財政対策債は前倒しで交付されたことから、令和3年度一般会計補正予算（第10号）において、臨時財政対策債発行可能額4億778万6千円から、算定額の1億1,173万3千円を減額する補正予算を計上し、2億9,605万3千円で認定いただき、借入れを行ったところでございます。

令和3年度末の臨時財政対策債の残高につきましては、令和3年度末で37億7,633万7千円でございます。

なお、元利償還金相当額につきましては、全額を今年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税が決定されることとなります。

**13番（塩野入君）** 税の関係ですが、このうち滞納整理機構により回収された部分の件数と金額ですね、これをお聞きしたいと思います。

それから、一番の不納欠損額を処理した主な欠損事由ですね、それもお聞きします。

それから、町長の招集挨拶で、法人分が前年比16.6%、4,700万円の増は、コロナ禍の中で事業所のたゆまぬ努力だと、こういうように挨拶で言われました。その増加の分析は、どう増加を分析していますでしょうか。その辺をお聞きします。

そして、固定資産税マイナス5.1%、6,700万円の減額は、これは評価替えとコロナ特例による減免の影響が主な原因と、こういうことでありますが、それぞれの減額の率と金額についてお聞きしたいと思います。

続いて、地方交付税であります。当初予算に比べてこれは補正額が6億6千万円余り、44%以上の大きな増加があるわけですが、これはさっきの地域デジタル社会推進費とそれから交付税総額の増額が原因と、それだけでいいのでしょうか。そのほかに原因はないでしょうか。その辺をお聞きします。

それと、基準財政収入額と基準財政需要額から、財政力指数が単年度で0.627、3年平均で0.682と、令和になって全部減少しているわけですね。減少が続いているんですが、その減少についてはどう分析しているか、その辺をお聞きします。

それから、16ページの民生費の関係につきましては、これは不納欠損の欠損事由ですね。

それから、17ページの住宅につきましても、収入未済額回収に向けてどんな対策をしているか、その辺をお聞きします。

それから有線放送電話使用料、18ページですが、3年度の回収状況はどんな感じでしょうか。お聞きいたします。

それから、国庫支出金につきましては、3年度は多くのコロナ対策事業が実施されましたけ

れども、それに対する事業効果ですね、それをどのように分析といいますか、評価していますか  
かどうか、それをお聞きいたします。

それから同和地区住宅新築資金、これも3年度の収入状況、それから回収の見込みはどうで  
しょうか。その2点をお聞きいたします。

それから臨時財政対策債、32ページ、これは交付税特会の逼迫によって応急的な臨時財政  
対策債をいつまでも続けていられないという中で、この交付税特会のほうの拡大を進めている  
ようではありますが、それに伴い起債を減らしていくということになるわけではありますが、その  
辺の方向というか動き、状況についてお聞きいたします。以上です。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

一つ目の滞納整理機構により回収された件数と金額でございますが、令和3年度は滞納整理  
機構に移管しました件数11件で、移管金額は854万5千円であります。このうち徴収とな  
りました金額は338万7千円で、2件が完納という状況でございます。

次に、不納欠損した主な欠損事由につきましてというご質問でございますが、令和3年度で  
実施いたしました不納欠損の中で、人数、件数が多かった主な事由でございます。法人の倒産  
によるもの、相続人放棄等により相続人の不存在によるもの、不動産の競売、破産により配当  
がなかったものなどがございます。

次に、法人町民税の増加をどう分析しているかというご質問でございますが、法人町民税の  
うち、町の主要業種であります製造業につきまして、コロナ禍での景気低迷などの状況から事  
業の業績が好調であったことや、各種製造業の主力の製品の需要が持ち直してきたこと、また、  
海外で製造していたものを国内での生産に切り替えるなど、コロナの対策を講じる中、大企業  
を中心に景気の回復が見込まれるものと捉えております。

次に、固定資産税の減少分の主な原因である評価替えと新型コロナウイルス感染症の緊急経  
済対策の軽減について、それぞれの減額と率の金額についてお答えいたします。

固定資産税につきましては、償却資産が増額となりましたものの、減額分がそれを上回った  
ために、全体で6,700万円の減額となりました。それぞれの減額でございますが、評価替  
えによる減少分が約2,630万円、緊急経済対策による減少分が約8,960万円ござい  
ます。

また、これらの評価替えや緊急経済対策が行われなかった場合の固定資産税全体に占める割  
合といたしまして、その減額の割合は、評価替えの減少分が約1.9%、緊急経済対策の減少  
分が約6.6%でございます。

**財政係長（宮嶋君）** 再質問についてお答えします。

普通交付税が増額となった要因につきましては、先ほどご説明した地域デジタル化の推進に  
係る新たな項目の追加と、国の補正予算を伴う普通交付税の再算定による追加交付が主な要因

でございます。

二つ目の財政力指数につきましては、令和3年度の財政力指数、単年度で0.627、3か年平均で0.682という状況となっております。財政力指数は、基準財政収入額から基準財政需要額を割った数値となります。当町の財政力指数は、前年度に対し3か年平均で0.03ポイント減少しておりますが、その要因としましては、先ほどご説明した普通交付税が国の補正予算により追加交付となり、分母となる基準財政需要額が増額になったことに伴うものであり、当町だけではなく、県内の市町村につきましても同じ傾向となっております。

続きまして、コロナ対策事業の再質問についてお答えいたします。

3年度につきましては、大きく分け三つの事業を実施いたしました。まず一つ目は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためのコロナワクチン接種を文化センター体育館での集団接種や各医療機関での個別接種等を実施したこと。二つ目に、子育て世帯や住民税非課税世帯等の対象世帯に給付金を支給したこと。三つ目に、新型コロナウイルス緊急対策事業として地方創生臨時交付金を活用して、「さかきのお店応援券事業」や、ねずこん10周年スタンプラリー事業など、コロナ禍の影響を受けた事業所や町民の皆さんに支援をすることで、感染症拡大を防止する中で各家庭の生活支援や地域経済の活性化等に寄与することができたのではないかと考えております。

臨時財政対策債の再質問についてお答えいたします。

令和4年8月31日に総務省で発表された令和5年度地方交付税の概算要求によりますと、地方交付税総額は前年度対比プラス0.1兆円の18.2兆円、臨時財政対策債は今年度と同様に発行を抑制し、前年度比マイナス0.5兆円の1.3兆円で総務省は概算要求をされているところでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 時間外保育負担金滞納繰越分の不納欠損の欠損事由についてお答えいたします。

生活保護受給者で生活困窮者であることから、不納欠損といたしましたものでございます。

**建設課長（関君）** 住宅使用料の収入未済回収に向けてどんな対策を取られているかというご質問をいただきました。収入未済回収の対策としまして、基本的には現年度分を重点的に行っております。支払いのない場合は、督促または催告、臨戸訪問により支払いを促しているという状況でございます。

なお、保証会社等に加入している場合につきましては、保証会社と相談をしているということでございますが、過年度分につきましては、誓約をいただいた月々の納入が滞ることのないように度々連絡を行い解消に努めているところでございます。

また、個々の事案に合わせまして、県や弁護士などの専門家とも法令等に基づく手法についても相談していきたいというように考えております。

**まち創生推進室長（清水君）** 有線放送電話使用料滞納繰越分についての再質問にお答えいたします。

令和3年度の回収状況はということでございますが、訪問等折衝を重ねる中で、4名の方から19万2,750円収入いたしまして、この4名の方については全て完納となっております。

**企画政策課長（伊達君）** 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入についての再質問でございます。

1点目といたしまして、令和3年度の収入状況でございますけれども、収入額39万5千円、納入者数は3名でございます。令和2年度が2名でしたが、令和3年度は交渉により、年度途中から新たに1名の方に納付をいただいているという状況でございます。

二つ目のご質問、回収の見込みということでございますけれども、滞納者の方、またその保証人の方、いずれも高齢の方が多くなっております。そういった部分では難しい面もございますけれども、基本的には直接お話をし粘り強く納入のお願いをしております。場合によってはそのご家族にもお話をし徴収に努めているところで、先ほど申しましたけれども、令和3年度の途中から納入を始めていただいた方は、そうした取組によるものでございます。

また、現状、納付を続けていただいている方については、納付が途切れないようお願いするとともに、できれば増額をしていただくといったお願いもしているところでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**2番（大森君）** 3点お伺いいたします。歳入か。ごめんなさい。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** では、これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

**6番（大日向君）** 1点お願いいたします。ページは40ページです。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費のところでお聞きいたします。

ページで決算書の149ページ、財産に関する調書のところで、公共用財産の公営住宅がマイナス1,224.03平米となり、普通財産に1,196.65平米となって、またその差分で27.38平米となっている、この説明をお願いします。

また、普通財産に振り替えられた場合、土地の活用はどのようになるのでしょうか。お聞きいたします。

**まち創生推進室長（清水君）** ご質問にお答えいたします。

ページ149ページの財産に関する調書についてのご質問でございます。公営住宅から普通財産に変更となったところと、マイナスについてということですが、ちょっとご質問いただいた答弁、ちょっと逆になりますけれども、本件、旭ヶ丘ハイツ用地の一部について、駐

車場として使用したい旨、町内企業さんからお申出をいただきまして、旭ヶ丘ハイツとして必要な部分を残しまして土地を分筆いたしまして、その一部を普通財産に変更した上で有料で貸付けを行ったものでございます。この普通財産に変更した分が1, 196. 65平米となっております。マイナスの27. 38平米につきましては、分筆を行う際に、実測、現地の測量を行ったんですけれども、これに際しまして登記面積と実測の面積に差分が生じまして、その誤差というものでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**7番（玉川君）** 93ページ、款6項1目3の需給調整推進対策事業、節18の負担金補助及び交付金の転作推進補助金についてです。転作の品目と比率について教えてください。

もう一つ、113ページ、款8項4目3節18住宅リフォーム補助金のことですが、補助の対象になった工事の内容についてお尋ねします。

**商工農林課長（竹内君）** 93ページ、需給調整推進対策事業の転作推進補助金についてお答えいたします。この補助金は、農業者や農業者団体が需要に応じた米の需給調整を実施していただいた際に、転作に協力をいただいた面積に応じて町独自の補助金を交付しているものでございます。

令和3年度の転作の実績につきましては、転作面積合計で56. 5ヘクタールのうち、飼料用米が17. 8ヘクタールで全体の31. 5%、次に野菜が15. 3ヘクタールで27. 1%、麦が9. 5ヘクタールで16. 8%、大豆が6. 6ヘクタールで11. 7%、加工用米が5. 5ヘクタールで9. 7%などとなっております、町内303名の方が転作にご協力をいただいております。

**建設課長（関君）** 113ページの住宅リフォーム補助事業の内容ということでご質問いただきました。補助件数は26件となっております。工事内容としましては、トイレの改修が15件、浴室の改修が4件、内装の改修として4件、外装、外壁になりますけれども改修、それから屋根の改修、キッチンが各1件となっております、合計で26件となっております。

**7番（玉川君）** 再質ですが、今の住宅リフォームについてですが、この工事による経済効果について、町はどのようにお考えでしょうか。

**建設課長（関君）** 住宅リフォーム補助につきましては、趣旨としましては、町民の住環境の向上に資することを目的とさせていただいております。

一方で、施工業者を町内事業所としておりまして、町が事業に対する補助を行うことで、町内の事業所への支援にもつながると考えておりまして、一つの経済効果の指標ということになりますけれども、事業費の総額は2, 116万9千円となっております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**10番（滝沢君）** 4点お聞きいたします。まず40ページ、款2項1目5財産管理費中、節

12 委託料、公共施設等管理計画策定業務 374 万円についてですが、改定の内容を伺います。

次に、92 ページ、款 6 項 1 目 3 農業振興費中、農業振興一般経費、節 18 負担金補助及び交付金について、中山間地域直接支払事業 304 万 4,725 円ですが、内容を含め、この集落の構成員、それからいつからこの事業が進められているかということで伺います。

同じく下段に、ワインぶどう産地化補助金 10 万 3 千円がありますが、苗木のブドウの種類、それから本数を伺います。

次に、95 ページ、同じく農業振興費中、さかきワイン文化推進事業、ワイン文化推進補助金 77 万円についてですが、これはオンラインワインセミナーということですが、この内容です。町内産のワインは使われたのか。また、町内、町外の参加人数を含め伺いたいと思います。以上です。

**まち創生推進室長（清水君）** 初めに 40 ページ、款 2 項 1 目 5 財産管理費中の公共施設等管理計画策定業務、こちらの委託料についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、坂城町公共施設等総合管理計画の改定を行ったものでございますが、大幅な方針等を見直す改定ではございませんで、主に令和 2 年度に策定をいたしました公共施設個別施設計画の内容を、その上位計画であるところの公共施設等総合管理計画に反映させて、数値等の最新化を図ったものでございます。

続きまして、ページが飛びまして 95 ページになります。ワイン文化推進事業ですけれども、95 ページ款 6 項 1 目 3 農業振興費からワイン文化推進事業、こちらの補助金についてのご質問でございます。オンラインワインセミナーの内容、ワインの種類とかですね、あとは参加者の内訳というご質問でございますが、令和 3 年度中は 2 回セミナーを開催いたしまして、こちらの内容でいきますと、それぞれ白ワイン、赤ワインの基礎ということで実施いたしまして、坂城町産、それから県内産と外国産のワインを小分けのボトルでご自宅にお送りして、オンラインでワインセミナーを、実際に味わっていただく、飲み比べていただくといった内容でございます。

参加者は、2 回で延べ 150 人でございまして、内訳ですけれども、町内の方が 46 人、町外が 104 人になるんですけれども、町外の内訳がさらに県内からが 63 人、県外からは 41 人となっております。

**商工農林課長（竹内君）** 92 ページ、農業振興一般経費、節 18 の中山間地域直接支払事業でありますけれども、この事業は農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持・継続していくために、国・県・町が支援を行う制度でございます。

対象農地は農業振興地域内の農用地区域内にある一団の農地で、傾斜基準を超える田畑が対象となり、当町では平成 13 年度から取り組んでおります。昨年度は入横尾集落で 8.8 ヘクタール、上平・島集落で 5.4 ヘクタール、小野沢集落で 2 ヘクタールの計 3 集落、

16. 2ヘクタールでの耕作放棄地の発生防止活動や、水路・農道等の管理活動を支援いたしました。

構成員につきましては、対象農地で営農する農業者で構成されておりまして、入横尾集落35名、島集落19名、小野沢集落9名ということで、3集落の合計は63名となっております。

続きまして、同じく92ページ、農業振興一般経費、節18のワインぶどう産地化補助金でございますけれども、この補助金はワインブドウの産地化を目的として、苗木及びブドウ棚資材の購入に要した経費に対して補助金を交付しているものでございます。補助対象者は認定農業者、認定新規就農者、人・農地プラン担い手としておりまして、令和3年度につきましては、南日名農地再生クラブに対しまして、苗木代として赤系のメルロー70本、ツヴァイゲルト20本、白系のシャルドネ50本の購入に対して補助を行っております。

**10番（滝沢君）** 公共施設の管理計画の策定業務の内容は承知をいたしました。

3点について再質ですが、中山間地域直接支払事業は平成13年から実施されているということで、長きにわたっているんですが、長きにわたっているこれまでの事業の実績と成果について伺いをいたします。

それから、同じくワインぶどう産地化補助金ですが、これまで数々圃場のほうも進められていると思うんですが、これまでのワイン圃場において、種類と圃場の総面積をちょっと伺いたいと思います。

それから、95ページの同じく農業振興のワイン文化推進補助金ですね。オンラインワインセミナーの件ですが、昨年度から始められて、今年度も開催を予定されているんですが、これまで開催しての効果、それから評価といいますか、県外の方が結構いらっしゃるんで、やはりこれはオンラインの強みかなとは思いますが、そこら辺の評価はどのように捉えているのでしょうか。お聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域直接支払事業の成果ということでございますけれども、農業の生産条件不利地におきましても生産活動が継続されていること、また対象農地においても耕作放棄地の発生を抑えられているということが成果であると考えているところでございます。

次に、町内のワインブドウ圃場の状況でございますけれども、昨年10月1日現在の状況でございますが、町内における総作付面積は4.19ヘクタールとなっております。作付品種はカベルネ・ソーヴィニヨン、メルロー、カベルネ・フランなど、全11種類となっている状況でございます。

**まち創生推進室長（清水君）** オンラインのワインセミナーの効果、評価というご質問でございます。

先ほど、参加者の内訳を申し上げましたけれども、滝沢議員おっしゃるように、県外からの参加者も非常に多くご参加いただいております、町内の方にはワイン文化に親しんでいただくワイン文化の浸透という効果と、同時に県内、県外の方に広く、オンラインですので日本全国の方に坂城産のワイン、ワインブドウの産地としての坂城町を広くPRする二重の効果があったのかなというふうには考えておりますし、ご参加いただいた方ですね、セミナー後にアンケートも取っているんですけども、ほとんどの方は好評、楽しかったと、勉強になったというふうにご評価をいただいておりますので、今後継続していきたいというふうに考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**11番（吉川さん）** まず、101ページの款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、中心市街地活性化事業がございます。実績報告書では75ページのところに出ているわけですが、ここに皆様もご存じのとおり、けやき横丁の管理を行ったということであるんですけども、このけやき横丁は、新規商業者の支援、また育成施設として造られたところなわけですが、このここ二、三年の利用状況についてお伺いします。

そして114ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、ここに1,349万8千円ということで、公園管理が指定管理制度によって、びんぐしの里公園と和平の公園、この管理と、それからシルバーさんへの委託をされているということでございますが、この内訳についてはどの程度になっているか。お願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** けやき横丁の利用状況ということでございますけれども、平成30年及び令和元年につきましては、テナント5室のうち4室利用をしております。令和2年、令和3年が3室の利用で、空きが2室というような状況になっておりまして、今年度なんですけれども、1室新たな利用がございまして、現在4室利用の1室が空き室というような状況になっております。

**建設課長（関君）** 114ページの公園管理一般経費の中の委託料、公園管理業務の金額の内訳ということでご質問いただきました。1,349万8千円になるんですが、びんぐし公園、また和平公園の施設の貸出しも含めた振興公社への委託ということで、1,245万2千円となっております。

そのほか、各公園の草刈り等ということでシルバー人材センターに委託をしておりますが、104万5,932円となっております。

**11番（吉川さん）** ただいまけやき横丁の状況を伺いました。令和2年から二つの部屋が空いていたということで、ようやく今年度ですか、一つ埋まって一つが空きになったという状況を聞きました。この場所は本当に町民からも一番いい場所にあるということで、この利用にあたってはしっかりとした規約をつくっていただいて、新規の方がそこでやって、その後しっか

り出店していくというような施設だと思いますが、ここの広報について「広報さかき」にも載ってまいりますが、2年からの取組はどのようにされてきたのでしょうかということと、一つ空き室が今現にずっと空いているわけですが、この店舗については、どのように今後お考えでしょうか。その点お願いします。

それと公園管理費の点ですけれども、今もお聞きしますと、シルバーさんをお願いしているところは残った公園、多分7か所くらいあると思います。本当に今年なんかは特に雨が多くて、私も多くの方から坂城の公園の維持管理についての声をたくさんいただきました。そういう意味で、今100万円という予算でございましたが、本当に街路樹の管理もシルバーの方がやっていたら、今後の体制としては、この体制のままいって、きちんとした公園を維持できるのかというのがとても今心配であります。

そんな点で、振興公社に委託しますと本当にまめに見ていただきますが、町では、これはお聞きしますと、建設課で回って、それで伸びてきたらお願いをしているという状況のようですが、その辺もう少し維持管理に力を入れていただけないか。町の環境整備は今後とても大事だと思いますが、その点について答弁を求めたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

まず、けやき横丁の広報の関係でございますけれども、これまでも「広報さかき」等でご案内をしてきたケースもございます。ただ、どちらかというと、町に対して、また町商工会において創業のご相談をいただいた際にご案内をしているというケースが多くございます。今後も広く、今現在1室空いてございますので、また広報のほうをしてまいりたいというふうにご案内しております。

今後の活用ということでございますけれども、引き続き新規利用者ということで募集をしてまいりますが、現在、イベント等による一時利用ですとか、あと定期的に店舗を入れ替えるようなチャレンジショップの活用といったような話も出てきているところでございますので、町商工会とも連携して創業支援、またにぎわいの創出に向けて活用が図れるよう検討してまいりたいというふうにご案内しております。

**建設課長（関君）** 公園管理の維持管理ということで再質問をいただきました。

今年は特に雨が多くて、街路樹等の剪定だけではなくて、植樹ますの中の低木の部分の草刈り等、非常に苦慮している状況でございます。シルバー人材センターに依頼しても、ほかのところでも依頼が非常に多いということで、手が間に合わないということをお聞きしております。

私どもも、職員によって直接草刈りだとかに行っているという状況ではあるんですが、それでも間に合っていないかなというふうにご案内しております。シルバー人材センターさんの会員さんの高齢化、そういったことも影響しますし、人数的な確保ということもあ

ります。

公園管理については、当面回数ですとか、時期ですとか、そういったことは捉えて解消していきたいと思いますが、将来的な管理方法、こういったものは検討していかなければいけないというようにも考えております。以上です。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**2番（大森君）** 3点お伺いいたします。ページ69ページの款3項2目3保育園一般経費でございます。これについて、3園運営されていますが、ここでのクラス持ちの正規の先生と、それから非常勤の先生とございますか、会計年度任用職員のそれぞれの人数がどうなっているのかということと、あと一時預かりだとか、朝の早い時間に数時間だけお願いするようなそんな先生方を含めて何人でしょうか。

それから、次に、ページ75ページの款3項2目8児童館運営費、それからページ76ページの放課後児童健全育成事業、これは両方同時に運営しているというか、そういう事業だと思うんですが、これの児童館登録の子どもについても、南条で44人、坂城で53人、村上が37人という状態ですが、まず職員、児童館の先生方のそれぞれの人数と、それからこの年も恐らくコロナの関係でクラス閉鎖になったかと思うんですが、そのときの対応はどうであったかということをお尋ねいたします。

あと1点ですが、ページ123ページ、款10項1目2学力向上事業、いろんな学力向上ということでやっているんですが、今回お聞きするのは、小学校4年生から中学3年生までの体力調査を行ったということで、その分析結果に応じて授業の改善を行い、体力向上を図ったというふうに報告があります。この辺は恐らく走る、投げる、跳ぶというような基本的なものの調査かと思うんですが、その内容と、一般的などございますか、全国の子どもさんの同年代の平均値として、その比較ではどうだったかということについてお尋ねいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 決算書69ページ、保育園一般経費における会計年度任用職員の人数についてお答えいたします。決算書の数字に合わせまして、そちらの人数でお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員のクラスをお持ちのフルタイムの方の分ですけれども、こちらは02の節2の給料の一般職非常勤職員給料2、406万3,800円、こちらになります。人数ですけれども、11人分でございます。

長時間とか加配とか、そういったパートの方の分ですけれども、節1の報酬、一般職非常勤職員報酬5,802万3,939円、こちらのほうの支出になります。こちらのほうは雇用期間とか勤務時間とか長短はございますけれども、69人分でございます。

続きまして、75ページ、児童館運営費及び放課後児童健全育成事業における児童館の職員数でございますけれども、こちらはそれぞれ01の報酬のほうに計上してございます。合わせ

まして、館長3人分、支援員3人分、補助員13人分でございます。

あと、クラス閉鎖のときの対応ですけれども、小学校のほうでクラス閉鎖になったときに、児童館においては各クラス合同で館のほうで活動しておりますので、坂城児童館において4日間の閉鎖をしたところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 決算書123ページ、学力向上事業の体力テストの結果につきましてですが、体力テストは文部科学省の国民の体力、運動能力の現状を明らかにするとともに、体育、スポーツの指導とその基礎資料を得ることを目的に実施されているもので、当町の小学校4年生から中学校3年生を対象に実施いたしました。

体力テストは、20メートルシャトルラン、50メートル走など8種類ありまして、当町と全国の比較では、小中学校の男女ともに握力、筋力は優れておりましたが、上体起こし、筋持久力や反復横跳び、敏捷性などが下回っている状況でございました。

**2番（大森君）** ありがとうございます。まず、保育園の先生方の関係ですが、これはクラスについて正規とフルタイムの先生の数についてもお願いしたと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。3年度の4月1日から勤務された先生、新たに採用された保育士、正規の先生は何人ですかということも併せてご答弁願いたいと思います。

それから、児童館で坂城児童館のほうで4日間閉鎖されたということですが、この4日間で、当然保護者の方はお勤めになられているという方が結構いらっしゃると思うんですが、この方々の対応はどうでしたか。もし調査なり、何か保護者からの要望なりがあれば教えていただきたいと思います。

それから、学力向上の関係で体力測定ということですが、上体起こしとか反復等がちょっと若干弱かったということなんですが、これを改善したというふうに、こういうのをちょっと力を入れて指導するというようなことを始めたということによろしいでしょうか。もう一度その3点をお願いいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 初めに、保育園のフルタイムの方、クラス数と合わせた人数でございます。保育園全体でクラスのほうは32クラスでございます。正規職員が18人、フルタイムの職員が11人でございます。合計に若干不足ありますけれども、途中から産休とかに入られた方がいらっしゃいまして、そちらの分は代替の職員とかで対応しております。

あと、先に児童館が閉鎖したときの対応ですけれども、ご家庭には丁寧になんて説明しまして、家庭のほうからちょっと困っちゃったとか、そういったことはなく、全てのご家庭にご協力いただいたところでございます。

あと、令和3年度新規の職員については、すみません、今資料のほうを持ち合わせてございません。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 体力テストの結果を受けて、各学校におきまして、子どもたちが将

来にわたって健康な心と体でいられるよう、運動習慣の少ない子どもが増えつつあるため、運動への働きかけや、運動が楽しいと感じられるような、子どもが興味を持って取り組める工夫をしながら課題の改善を図っているところでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**13番（塩野入君）** 41ページであります。温泉管理事業、工事請負費であります。リニューアル工事しました。その内容ですね、どこをどう直したかというあたり、主なところをお願いしたいと思うわけであります。それと、これは予備費が910万円充当されているんですが、予備費をここで入れている緊急性とその内容ですね、それについてお聞きしたいと思います。

続いて、95ページ、有害鳥獣対策事業の中の報酬の鳥獣被害対策実施隊ですね。これは一般質問でもちょっと答弁がありましたけれども、どんなメンバーでどんな人数、組織の状況ですね。それと活動内容、どういう活動内容をして、その実績ですね、それについてお聞きしたいと思います。以上。

**企画調整係長（宮下君）** ただいまご質問いただきました決算書41ページでございますけれども、款2項1目6企画費の温泉管理事業、温泉施設維持補修工事の内容でございますが、こちらにつきまして令和3年度に行った主なものとしますと、源泉井戸の工事、源泉の水中ポンプの交換工事、また中継ポンプの更新工事、浄化槽の改修工事などがございます。

また、予備費から充当を行っているこちらの緊急性の経過ということでございますけれども、こちらにつきましては、まず昨年7月に部品の損傷が判明しました源泉井戸の水中のポンプでございますが、こちらが壊れそうだということで、その前に9月議会定例会に補正予算（第4号）の要求をしたところでございましたが、その会期中に当該ポンプが故障で停止をしてしまったということでございます。このままですと、長期の休館に入ることになってしまいました。町民の皆さんにご迷惑をおかけしてしまうという中で、その影響を最小限に抑えて、休館の期間を最短にするためには、既に提出済みの補正予算案の議決をいただく前の着工が必要となるということで、緊急のためにやむを得ず予備費の充当を行ったところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 95ページ、有害鳥獣対策事業の中の鳥獣被害対策実施隊のご質問でございますけれども、こちらの実施隊は、町内において年間を通じておりやわな、銃により有害鳥獣の駆除を行っているものでございます。

構成員につきましては、町猟友会会員20名の中から選出していただいて、猟友会メンバーの中から12名で構成をされております。

令和3年度の実績といたしましては、駆除数を申し上げますけれども、ツキノワグマ1頭、イノシシ20頭、ニホンジカ84頭、ハクビシン1匹、タヌキ2匹、カワウ11羽という状況でございます。

**13番（塩野入君）** 温泉施設のほうですけれども、これは前年に比べて入場者の数とか率をお

聞きしたいと思うんです。多分2年、3年ともに長期休業したり、それからコロナ禍もありますから、下がっている理由ですね。理由というか分析、それをお聞きしたいと思います。

それから、鳥獣被害の対策実施隊ですが、網掛のほうで河川敷のところにある畑なんかにつきまして、これは鹿と思えるような大型獣の爪跡がたくさんあったり、ハクビシンなんかの中型獣の足跡なんかもあって、野菜の被害が大きな被害が起きていたわけでありまして。

これから秋野菜、大根や白菜やキャベツの苗を植えたり、もう少しすると野沢菜の種まきとかいろいろあるわけですが、それがまた大きな被害になってきちゃうという心配があるわけがあります。そういう被害に対する対策ですね。こういう鳥獣隊みたいな形でやっていかないと、なかなか地域の人が大変になってしまいますので、その辺こういう駆除状況、そういうことがどうなのか。

何かお聞きをしたらしいですけれども、中山間地はいいんだけど、こういう平野部になると、おりやわなをかけるのは、いけないわけじゃないけれども難しいというようなご返答をいただいているということでありまして、その辺も併せてお聞きいたします。

**企画調整係長（宮下君）** 今回の温泉管理事業の再質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の入館者数、前年度と比べてどうかと、あとまた減少の理由ということでございますけれども、令和3年度の入館者数は17万2,729人となりまして、前年度、令和2年度と比べますと、開館日数などの違いもございまして、単純な比較はできないところでございますけれども、令和2年度と比べると9.1%増加したという状況でございます。こちら令和2年度には緊急事態宣言などもあって、長期の休館もあったというところですよ。

令和3年度におきましては、先ほど申し上げましたポンプの緊急の故障ですとか、そういったところでの休館もありましたけれども、令和3年度のほうが休館日数は少なかったというところがございます。

また、人数が減少しているような影響ということでございますが、令和3年度におきましても、また何度も感染の波というものが訪れて、感染に対する県の特別警報ですとか、まん延防止等重点措置などがございました。そういった中で行動の自粛をされる方などが目立ち、新型コロナウイルスの影響というものが非常に多くあって落ち込んでいるような状況というところがございます。

**商工農林課長（竹内君）** 千曲川河川敷周辺における有害鳥獣対策ということでございますけれども、現在、住宅地周辺ですとか千曲川周辺については、銃による狩猟ができない特定猟具使用禁止区域に指定されている場所が多くございます。

有害鳥獣捕獲等の許可を受けている鳥獣被害対策実施隊ということで行っておりますので、銃やおり、わななどによる駆除を行うことは、その実施隊員によってできることとなっておりますので、状況に応じてできるできないがあらうかと思っております。ですので、町へ被害情報など

を報告いただければ、出没状況や被害状況を確認して、鳥獣被害対策実施隊と協力して対応していきたいと思いますので、ぜひその際には町のほうへご連絡いただきたいというふうに考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**14番（中嶋君）** ちょっと一つだけ聞きたいんですが、71ページの保育園のところですが、保育園の備考欄の関係を見ていたらちょっと気がついたんですが、坂城保育園も村上保育園も防犯カメラの借り賃が書いてあるけれども、南条保育園はないですが、これはどこを見ればいいですかね。どこか書いてあるかね。以上です。

**子ども支援室長（細田さん）** 坂城保育園、村上保育園については、防犯カメラのほうが一リースになっておりますので、決算書に数字が出てきますけれども、南条保育園については建設時に設置されておりますので、リースとはなっておりませんので、費用のほうは出てこないとなっております。

**14番（中嶋君）** わかりました。南条保育園を造るときに、本来保育園というものは真っ平らでなけりゃいけないと。先生たちが子どもたちに何かあったら、あそこで今ひっくりかえっているぞと慌てて飛んでいくとか、そういうのが保育園の理由だそうです。ですから、昔は貞明保育園だったとか南条保育園とかを見ると全部真っ平らなんです。

それがあの当時、あそこを埋め立てて2段になっちゃったんですよ。それで今の上のほうに先生が子どもたちを教える校舎があって、1段落ちたところに校庭があった。とんでもないものを造るって、あの当時ここで私は騒いだんですが、そのときにやっぱり町側の答弁は、テレビカメラをあそこにつけるから、それでいいじゃねえかと。何もなかったから今までよかったんですが、もう一つ聞いておきたい。今のはよくわかりました。今の時代だから、あっちもこっちも防犯カメラというのはつける時代です。だから、坂城保育園、それから村上保育園はつけたと。

今言ったように建設当時につけたという状況ではありますが、ちょっと心配なのは何年たっているかなということと、それからいくつつけてあったのかなと。こういう時代ですからね。もっと言えば、今の村上にも坂城にもなかったんだ、当時は。この時代になってきたからつけたと。だから、もしあれでしたら、南条は何年くらい前に建ったのか。

それと、もう一つは大丈夫かと。今はリースの時代ですよ。あの当時はブラウン管のようなテレビだと私は思っているんですよ。それをつけておいて、ずっとそれでいいのかどうか。その辺のところも確認しておきたい。それで一つなのか二つなのか。今の時代だったら、三つ四つつけなきゃと思いますよ。真っ平らのところがないんだから。1段下なんだから。先生たちは誰も気がつかない、見ていないと。その辺をちょっとお尋ねしておきたいです。以上。

**子ども支援室長（細田さん）** 南条保育園は平成17年建設でございますので、そのときの防犯

カメラということになります。防犯カメラについては、4台設置されておりまして、毎年点検のほうはしております。

今後、もし不具合とかが生じた場合、買換えとかが必要になってくれば、またリースとかも含めて検討してまいりたいと思います。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** では、これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第3「議案第34号」から日程第7「議案第38号」までの5議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第4「議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第5「議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第6「議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第7「議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第33号」から日程第

7「議案第38号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日10日から9月19日までの10日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月19日までの10日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

今回は9月20日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時03分)

## 9月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗田 隆 君   |      |          |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 大橋 房夫 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
| 代 表 監 査 委 員     |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 33 号 令和 3 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 34 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 35 号 令和 3 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 36 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 37 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 38 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 39 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 40 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 10 議案第 41 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 42 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議案第 43 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 13 議案第 44 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 45 号 令和 4 年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 46 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 3 発委第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 3 号 さらになる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 追加第 5 発議第 1 号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会

議を開きます。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、建設課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**建設課長（関君）** 大変貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。今議会にお配りいたしました令和3年度決算資料のうち、主要施策の成果及び実績報告書の中で、110ページ、下水道事業特別会計の事業概要中、地方債残高の表につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。令和2年度末残高を55億7,126万6千円に、また令和3年度末残高を54億9,874万8千円に、お手元にお配りいたしました正誤表のとおり訂正いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

---

◎日程第1「請願について」

**議長（小宮山君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により）採択」

---

「請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により）採択」

---

「請願第3号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

**議長（小宮山君）** 日程第2 「議案第33号」から日程第7「議案第38号」までの令和3年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月9日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 自衛官募集事務委託金の内容は。
- △ 町民に対する自衛官募集に関しては、広報に記事を掲載するための費用等である。
- 学校保健対策事業費補助金の内容は。また、前年より少なくなった理由は。
- △ 小中学校におけるコロナ感染対策に係る経費への補助金であり、補助率は対象経費の2分の1である。減額の理由は、前年度の補助金で購入した物の中に引き続き使用可能な物もあり、対象経費が減ったことによる。
- 同和地区住宅新築資金等貸付金の滞納について、回収は今後どうしていくのか。
- △ 通知や臨戸訪問などにより引き続きお願いをしていく。また、必要に応じて保証人や相続人とも連絡を取る中で納入を促していく。
- コミュニティ推進事業助成金の内容は。
- △ 自治総合センターが宝くじの売上げを財源として交付している助成金で、令和3年度は御所沢区の公民館備品整備事業に対し交付された。

<歳出>

（総務課）

- 顧問弁護士謝礼について、どんな相談をしているのか。また、相談をした案件のうち、訴訟に発展したものはあるのか。
- △ 各業務における法的な対応や解釈を要する内容について相談している。訴訟等に発展した案件はない。
- 令和3年度の職員採用試験の応募と採用の状況は。
- △ 令和3年度は令和4年度採用に係る試験を3回実施し、行政職に14名、保育士に8名の応募があった。そのうち行政職6名と保育士5名を採用した。
- 人づくり基金への積立金の内容と活用の予定は。
- △ 積立てについては、基金の利子分を積み立てたものである。人づくり基金については、これまで職員の海外研修等の費用に充ててきており、今後もそうした活用を考えている。
- 選挙ポスター掲示板の設置数の基準は。
- △ 設置箇所については、投票区ごとの選挙人名簿登録者数等によって選挙管理委員会において決定している。
- 長期債の推移と今後の方向性は。
- △ 令和2年度は、令和元年の東日本台風による災害復旧に係る借入れのため借入残高が増加したが、公債費比率は年々減少している。今後も借入額を償還額の範囲内とすることを基本に、財政の健全化に努めていく。

(会計室)

- 口座振替、コンビニ収納、窓口収納の割合は。
- △ 件数ベースで口座振替62.89%、コンビニ収納21.85%、窓口収納15.26%である。
- 窓口取扱手数料の単価、件数及び金額は。
- △ 単価は33円である。令和3年度は1万744件、35万4,552円であった。

(企画政策課)

- 移住体験ハウスの利用状況と1回の使用期間は。
- △ 令和3年度の申込みは7件、そのうちコロナ感染状況から1件のキャンセルがあった。使用期間は原則1週間以内である。ただし、インターンシップや就労体験などのスケジュールに特別な事情がある場合には、個別に対応している。
- ふるさと寄附について、目的別の件数と寄附金額は。
- △ 令和3年度は4区分に分けており、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」に4,997件、9,094万1千円。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」に678件、1,276万円。「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」に870件、1,594万7千円。「ふるさとさかきのまちづくりを応援(町におまかせ)」に

7, 828件、1億3, 870万6千円であった。

○ ふるさと寄附について、諸経費などを差し引いた町への収入額は。

△ 令和3年度は、寄附総額2億5, 835万4千円に対し、諸経費の1億2, 665万3, 244円と、町民の他自治体への寄附による町税の控除額1, 206万7, 755円を除いた収入額は1億1, 963万3, 001円である。

○ 寄附金の使用目的4区分を増やす考えはあるか。

△ 必要に応じて今後検討していくが、目的を細分化すると目的ごとの事業が絞られるため、寄附が集まり過ぎた場合など運用に課題があると考えている。

○ 町女性団体連絡会の構成団体数、所属人員の総数並びに活動内容は。

△ 女性団体連絡会の構成団体数は11団体である。所属人員の総数は約1, 300人である。主な活動内容は、女性の地位向上、男女共同参画の推進のための視察や「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」への参画、町政懇談会、会報の発行、日本女性会議、県レベルの会議への出席などである。

○ 部落解放同盟について、現在の会員数や活動内容は。また、補助金額の根拠は。

△ 令和3年度末の会員数は36名で、部落解放運動に取り組む町内唯一の団体として、部落差別の解消を推進する様々な啓発活動等を行っている。その活動状況を踏まえて補助金を交付している。

（商工農林課）

○ 移住定住・就職促進事業の成果は。

△ テクノハート坂城協同組合に委託し、町内企業の従業員の居住状況と人材確保に関するアンケート調査を実施した。依頼した町内197社のうち60社から回答を得た。調査結果を踏まえ、今後、企業従事者の町内への定住を促進するための施策の参考にしていく。

○ 農地利用状況調査の内容は。

△ 毎年8月に全ての農地を対象に農地パトロールを実施しており、新規発生 of 遊休農地については、所有者に対し今後の利用の意向についてアンケート調査をしている。

○ 非農地と判断した農地について、職権で地目変更登記ができるようになったが、その流れと昨年度の実績は。

△ 対象農地とその所有者の意向を確認し、法務局へ地目変更登記の申請を行うこととなる。令和3年度は坂城地区において148筆、約6.9ヘクタールの農地について、職権による地目変更登記を行った。

○ ワインぶどうの産地化補助金の内容は。

△ 令和3年度は2件の申請があり、苗木160本の購入に対して補助金を交付した。

○ 町の畜産業者の状況は。

- △ 当町の畜産事業者は1軒で、乳牛を63頭飼育している。
- 森林づくり県民税の使い道は。
- △ 里山景観整備委託や木育推進事業、里山景観整備事業補助金等のほか、松くい虫防除対策事業のうち枯損木（森林の中で枯れてしまった木のこ）をチップ化する事業等に活用している。
- 森林環境整備推進委託の内容は。
- △ 森林環境譲与税を活用し、令和3年度は整備の優先順位の高い森林の所有者に対し、今後の森林の管理について意向調査を実施した。整備の対象となる森林については、実施方針に基づき590ヘクタールの森林を抽出し、生産価値のある生産林と防災面の強化が必要な環境林の2種類に分類し、それぞれ優先順位をつけて整備を進めていく。また、森林所有者から町への管理を委ねる意向があった森林については、森林所有者、町、林業事業者の3者で協定を締結し、森林整備を進めていく。
- 松くい虫に対する空中散布はいつから開始され、その効果についてどのように考えているか。
- △ 昭和60年度から実施されており、伐倒駆除とともに総合的に対策を行っている。被害本数をほぼ横ばいにとどめていることから、一定の効果があるものと考えている。地域からも防除対策実施箇所において、効果が現れているとの意見が寄せられている。
- 五里ヶ峰横坑トンネルの使用状況は。
- △ 「お〜い原木会」を含め3団体が使用している。
- 商業店舗リフォーム事業補助金の実績は。また、空家の活用状況は。
- △ 令和3年度は7件に対して補助金を交付した。そのうち2件は空家のリフォームを行ったものである。
- 商業インキュベータ施設けやき横丁の活用は。
- △ 令和3年度中は、5区画のうち3区画をテナントが利用している。空き区画については、テナントがイベントを行う際に、短期間の使用を認めることで活用を図っている。
- 町道A09号線拡幅工事における道路線形についての考え方は。
- △ 工業団地内の道路に円滑に接続できるよう、できる限りカーブが緩やかになるよう設計を行ったものである。
- (建設課)
- 除草業務の状況は。
- △ 年8回程度、A01号線を中心にシルバー人材センター等に委託している。その他の管理地については、春から秋にかけて月1回程度職員が行っている。
- A06号線の道路拡幅工事の完成予定は。
- △ 平成29年度より着手し、県道から月見区方面に道路拡幅を行っており、国道バイパスに接続予定である。今後の交付金の決定状況にもよるが、残り3、4年程度を見込んでいる。

- 昭和橋の修繕内容は、特に、鉄筋がさびなどで劣化している部分に関しての施工方法は。
- △ 土木遺産にもなっている昭和橋については、劣化している部分を修復し、可能な限り長寿命化を進めていく予定である。なお、防錆剤（さびを防ぐ薬剤）の塗布や鉄筋の補強をしながら施工している。
- 町営住宅の入居状況、募集戸数及び募集停止戸数は。
- △ 全219戸のうち、入居戸数は117戸、募集戸数は25戸、募集停止戸数は77戸となっている。
- 団地造成地などの大規模盛土造成地調査について、今後の対応は。
- △ 調査した15か所については、専門家の意見では、直ちに対応が必要という地点はなかった。今後は該当箇所の経過観察をしていく。
- しなの鉄道からの管理駅の受託状況は。
- △ 令和3年度は、町がしなの鉄道より管理を受託し、坂城駅とテクノさかき駅の管理を行った。令和4年度からは、坂城駅のみ平日の管理を受託することになったが、現在のところ支障や苦情の報告はない。なお、令和4年度からトイレに加えて待合室の清掃なども町独自業務として行っている。
- 和平公園におけるバンガロー以外の利用の状況は把握しているか。また、冬期間の利用についてどのように考えているか。
- △ 個人でテントを持ち込む利用者に対しては、公園管理センターに届出をいただいている。冬期間は凍結の問題もあり、トイレや水道の利用はできない。今後、施設の利用や管理方法など、株式会社坂城町振興公社と協議の上、対応策を考えていきたい。
- 水防倉庫の箇所数と資材内容は。また、消防団に対する水防訓練の内容は。
- △ 町内3か所にあり、それぞれ水防資材としてくいや針金及びスコップやのこぎりなどを備蓄している。防災訓練の際に土のうの作り方や積み方などの訓練を実施している。

（議会事務局）

- 政務活動費の返還状況は。
- △ 議員2人から合計4万476円の返還があった。
- 議員年金の受給者数は。
- △ 令和4年8月末時点で退職年金11名、遺族年金9名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（滝沢君）** では、私からは社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査されました概要についてご報告を申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯工事の内容と管理の内訳及びLED化率は。また、LED化への考え方は。
- △ 防犯灯新設、灯具故障による取替工事、水銀灯ランプの交換工事計19か所実施した。防犯灯は町管理722灯、区管理883灯の計1,605灯である。LED灯は173灯で、全体の10.8%である。LED化へは、既存の使用できる防犯灯は早急な取替えは行わず、必要なものから順次実施する。
- 特殊詐欺等被害防止対策機器設置費補助制度の実績は。また、町内における特殊詐欺被害の認知件数は。
- △ 28件の申請に対し、13万5,300円の補助を行った。特殊詐欺被害については、町内において令和3年度中2件が認知された。
- 戸籍住民基本台帳一般経費委託料の繰越しの理由は。
- △ 社会保障・税番号制度システム整備事業において、令和2年度に国が示した仕様書に基づき戸籍附票システム改修等を予定していたが、国の仕様書の提示が予定時期より遅延したことからシステム構築作業の着手が遅れ、令和3年度に繰越事業として実施したものである。

- 雑排水浄化槽汚泥処理事業委託費の内容と増加の要因は。また、雑排水浄化槽の設置件数は。
  - △ 雑排水汚泥の収集、運搬、脱水及び堆肥化に係る委託費である。委託費増加の要因としては、年度で捉えた場合に、収集のタイミングによって若干増える場合がある。設置件数は、令和4年3月末現在1,119件で、前年度と比べ38件減少した。
- 犬猫のマイクロチップ登録制度への周知は。
  - △ マイクロチップ登録制度への周知については、住民環境課の窓口、狂犬病予防注射集合注射でのチラシの配布のほか、町ホームページ及び「広報さかき」で周知を図っている。
- 町に届出のあった開発行為届のうち土地造成関係の内容は。
  - △ 南条産業団地、事業所における資材置場、企業の駐車場、太陽光発電設備、無人航空機の飛行場の造成などである。
- 河川水質調査について、水質の状況は。また水質基準不適合の井戸の内容と、水質調査結果の活用方法は。
  - △ 有害金属等は不検出、または定量下限値未滿が継続しているほか、大腸菌群数の数値が下がってきているなど、水質は改善されてきている。また、令和3年度の井戸水調査では、水道水質基準に適合しない井戸が1件という結果であった。河川水質調査の結果は、毎年、環境月間に合わせて「広報さかき」に掲載し、水質汚濁防止の啓発を行っている。
- 井戸水の災害時の利用は。
  - △ 現在町で行っている調査は、有機塩素系溶剤の有無等、井戸水の汚染の実態を検査しているものであり、災害時を想定した飲用の可否調査ではない。
- 消防団で男女別団員数は。また、消防ポンプ操法大会の考え方は。
  - △ 男性248名、女性17名の計265名である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、昨年度と今年度も大会は中止とした。今年度から消防操法要領が改定となり、消防団員の負担軽減や消防技術習得をより重視したものとなった。今後も団員の負担軽減等を考慮しつつ、消防ポンプ操法については引き続き実施をしていきたい。
- 町内でのヘリコプター着陸可能場所はどこで、何か所あるか。
  - △ 文化センターグラウンド、小中学校グラウンド等、町内12か所が指定されている。  
(福祉健康課)
- 民生委員の相談支援件数が令和2年度から増加しているが、増加の要因は。また、相談件数増加による民生委員の負担増に対する考えは。
  - △ 相談支援件数の増加の要因として、新型コロナの影響による収入減少など生活についての相談が増えたことが考えられる。民生委員の負担については、参加を依頼する会議や民生委員活動の内容について見直しなどを行い、負担軽減に努めていく。
- 結婚新生活支援補助金の内容と対象者、補助金額の内容は。

- △ 婚姻した世帯で新生活を町内で始めた方のうち、39歳未満の世帯所得が400万円未満の方で、住宅購入や賃貸、引っ越し費用が対象である。上限額は30万円である。
- 更埴地域シルバー人材センターの業務内容と町内登録者数は。また、インボイス制度への対応は。
- △ 公共施設では日直業務や選挙立会い、民間事業所では清掃作業や植木作業、一般家庭では草刈りや植木作業などの業務に従事している。坂城町の登録者は男性106名、女性43名の計149名である。インボイス制度については、導入の影響とその対策について、シルバー人材センター独自の検討委員会を立ち上げ、調査、研究、協議を行っている。
- ふれあいセンターの利用計画と上平区の利用計画はどのように調整しているか。また、介護予防施設管理等運営事業の委託業務の内容は。
- △ 平日昼間は主にふれあいセンターが、日曜、祝祭日は上平区が主に利用している。両者で利用に関する打合せは行っている。委託業務の内容は、温泉ポンプ、タンク等の保守点検、施設の消防設備、防火対象物、合併浄化槽等の点検、浴槽の水質検査、浴室の清掃等である。
- 介護・訓練等給付事業費の介護・訓練等給付費で、就労移行支援を利用し、就職につながった件数は。また、特定障害者特別給付事業の対象は。
- △ この事業で就職につながった件数は3件である。特定障害者特別給付事業対象者は、障がいのある20歳以上で非課税世帯、または生活保護受給世帯と障がいのある20歳未満が対象となる。
- 地域活動支援センター委託の内容と登録者及び利用者数は。
- △ 町内企業から請け負った段ボールの組立てや梱包、自主製品の製作、販売などのほか、仲間づくり、地域交流の場として運営している。登録者は14名であり、1日平均して5名から8名が利用している。
- はにしな寮の町内入居者の状況は。
- △ 令和元年、2年度は10名、3年度は8名で、それ以前は7から8名の横ばいである。
- 介護予防ケアマネジメント業務委託の業務内容と委託先は。
- △ 要支援1、2のケアプラン作成の委託料。町内、千曲市、上田市の計8事業所に委託している。
- 要支援1、2になると自動的にケアプランを作成するのか。家族からの相談に応じて作成するのか。
- △ 要支援1、2になり、サービスを利用したい場合は、ご家族やご本人の相談に応じてケアプランを作成する。
- 老人福祉センター管理等事業の委託先と内容、高齢者在宅生活支援事業の内容は。また、生きがい活動支援通所の委託先と内容は。

- △ 老人福祉センター管理等事業は老人福祉センター夢の湯の管理業務で、坂城町社会福祉協議会への委託である。高齢者在宅生活支援事業は、一時的に日常生活が困難な方への支援で、養護老人ホームへの短期入所等であり、令和3年度の利用者は2名で延べ53日の利用であった。生きがい活動支援通所は、介護保険を利用していない方の介護予防と生きがい活動の支援で、社協へ委託して、延べ利用人数は355名である。
- 地域生活支援事業と高齢者在宅生活支援事業のそれぞれに委託料として成年後見支援センター運営があるが両者の違いは。
- △ 成年後見支援センターは、坂城町社会福祉協議会に委託をしている。地域生活支援事業は障がい者、障がい児が対象であり、高齢者在宅生活支援事業は高齢者が対象である。これまでの実績から、委託料を地域生活支援事業が2割、高齢者在宅生活支援事業が8割としている。
- 上田市内科・小児科初期救急負担金について、救急センターの坂城町の利用人数は。
- △ 小児科は45名、内科は23名が利用した。
- 信州上田医療センター医師確保事業補助金について、医師数の状況は。また、令和3年度中に確保された人数は。
- △ 令和4年の3月末時点で78名である。うち8名が3年度中に新たに在籍となった。
- 信州上田医療センターへの補助金額が昨年度より80万円ほど増額になっているが、その理由は。
- △ 医師確保事業に加え、令和3年度から令和5年度までの予定で、救急部の新卒の看護師8名分の養成費用が増加となった。
- 乳幼児健診事業の子育てアプリについて、登録人数とアプリの導入による効果は。
- △ 9月12日時点で登録人数は299名である。子育てアプリ導入により、乳幼児健診の通知をアプリにより配信することで、保健センターからのお知らせ等をタイムリーに保護者に配信できるようになり、また、通知を郵送する事務が軽減できた。
- 不妊不育治療費で17名の方が受けられたが、最高額50万円を補助した人数と、妊娠につながった事例は。
- △ 50万円を補助した方は3名で、妊娠につながった方は4名である。  
(教育文化課)
- 保育園の正規職員とフルタイム職員、パートタイムの職員の人数は。
- △ 保育園の正規職員数は、3保育園合計で23名である。フルタイム職員数は、3保育園合計11名である。また、パートタイムの職員数は、保育園事務1名を含め、3保育園合計で69名である。
- 保育園の広域入所の内訳は。また、その理由は。
- △ 町から他市町村への委託は千曲市、上田市、長野市へ計5名である。他市町村から町への受

託は南条保育園に5名であり、長野市、須坂市、上田市からである。広域入所については、里帰り出産や保護者の就労状況によるものである。

- 坂城保育園の一時預かり数が増加となっている要因は。
- △ 里帰り出産による一時預かりが増えたことが大きいと考えている。
- 坂城保育園、南条保育園の園舎施設工事の内容は。
- △ 坂城保育園は、未満児保育室のエアコン取替工事と園舎北側排水路工事を行った。南条保育園は、給食室の食器洗浄機取替工事を行った。
- 各保育園の要支援児数と、それに対する加配保育士数は。また、対応状況は。
- △ 要支援児は3保育園合計43名で、加配保育士は3保育園合計21名である。要支援児に対しては必要な配置をし、行き届いた支援ができていると考える。
- 子育て支援センターの相談状況は。
- △ 3年度の電話相談・面接相談は、感染症の流行による不安などから年度後半に大きく増加した。相談内容は、子どもとの関わり方や子育ての仕方、子どもの特性や発達などが主なもので、家庭全体に関わる相談もある。
- 教育心理力カウンセラーの活動内容は。
- △ 教育心理カウンセラーは、子どもだけでなく保護者も含めた個別の案件に対応し、カウンセリングや家庭訪問、医療機関との連携も行っている。業務については、教育コーディネーターと相互に補完し、様々な事案に柔軟に対応している。
- 文教施設整備基金積立ての目的は。
- △ 令和4年度文化センター体育館耐震改修工事や、今後の文化センターの耐震改修、また学校施設長寿命化計画において、学校等の施設改修などに対応するためである。
- 事務局一般経費のハードウェア等使用料の内容は。
- △ 小中学校に設置している校務用パソコンのサーバー使用料、教職員用校務用パソコンのリース料、小中学校のパソコン教室に導入したタブレット使用料などである。
- 学校教育関係のICT関連の年間費用は。
- △ 全体で約4,500万円ほどである。
- 教員のICT技術の習得状況は。
- △ 信州大学の准教授を教育情報アドバイザーとして委嘱し、教育研究の中心講師として、年間を通じて研修会での講演や、端末を使った公開授業、通常授業に対する指導助言をいただいている。県内でも当町は進んでいる状況から、坂城小学校が新聞でも大きく取り上げられた。
- 当町の学力テストの結果は。また、長野県平均と比較は。
- △ 全国学力・学習状況調査による当町の小学生の結果では、国語については全国・県の平均を下回り、算数は全国・県の平均をやや下回っている状況であった。

- 小中学校の外国籍の児童生徒数は。
- △ 3小学校、中学校を合わせて21名である。国籍は、ブラジル、パキスタン、ペルー、中国である。
- 外国籍児童生徒自立支援員は1名で対応できているか。
- △ 町で雇用する支援員は1名であるが、県から各校に外国語支援員等の配置があるため、県の支援員のサポートとして配置している。
- 小中学校空調設備の設置状況は。
- △ 特別教室を主に、会議室や児童会室など、各学校から要望があった教室に設置した。児童生徒が使用する教室には全て整備を行った。
- 第65回及び第66回成人式の対象者数は。また、記念品の贈呈方法は。
- △ 成人式の対象者は、第65回が149名。66回は158名である。また、メッセージ集等の記念品は対象者全員に郵送により贈呈した。
- 当町の図書館から他市町村への貸出冊数が多いが、その理由は。
- △ 当町にしかない本があり、他市町村への貸出し数が多い。ほかの図書館への貸出冊数が多い図書館は、よい本がそろっていると考えている。
- 体育協会とスポーツ少年団の団体数と会員数の状況は。
- △ 体育協会は14団体で約500名。スポーツ少年団は9団体で約230名である。少子高齢化の影響もあり減少傾向である。
- 給食において坂城町産の野菜の納入状況は。
- △ 長野県産野菜は全体の約3割で、そのうち約6割が坂城町産野菜である。坂城町産の野菜の占める割合は増加傾向である。
- 小中学校でアレルギーのある児童生徒の数は。また、アレルゲンの種類は。
- △ 医師の所見がある児童生徒は小中学校全体で50名である。アレルゲンの種類は、卵、メロン、クルミ、キウイフルーツ、桃、ピーナッツ、ソバなどである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**議長（小宮山君）** 一般会計決算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**10番（滝沢君）** では、私からは議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

令和3年度は、「輝く未来を奏でるまち」を町の将来像に掲げた坂城町第6次長期総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年であると同時に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応に追われた年でもありました。

町においては、流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大を予防するためのコロナワクチンの集団接種が、5月から文化センターの体育館で開始され、現在においても、4回目のワクチン接種は続いており、オミクロン株に対応したワクチン接種についても今後始まることが報道されているところであります。

また、町民や事業者に対して、コロナ禍による影響から様々な支援策や感染予防対策等が実施され、新型コロナウイルスによる影響の抑制に努められ、事務負担も大きく増加したものと思います。

さて、町の令和3年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は81億7,555万1千円、歳出総額は80億8,939万円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約5,300万円増額の25億9,023万円となっております。増額の要因としては、長期化するコロナ禍の中でありましたが、企業の業績の回復もあり、法人町民税が約4,700万円増収となったことでありますが、ものづくりのまちである坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し約2,500万円減少しており、コロナ禍の中、絶え間ないご尽力をされているものと推察いたします。引き続き財源の確保や

負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、減少に努めていただくよう要望するところでございます。

地方交付税については、普通交付税において新たな算定項目が追加されたことや、国の補正予算による増額により、前年度に対しプラス34.0%、特別交付税を含めた交付税全体では、プラス31.2%、3億5,200万円の増額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されたものであり、引き続きその安定確保については、国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、子育て世帯や住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス感染症対策費用として交付金等が交付されました。

これらのコロナ関連交付金等については有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

寄附金については、多くの方からふるさと寄附金等をいただいたことで、前年度と比較すると約8千万円の増加となっております。さらに魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの皆様に寄附をお寄せいただけるような取組を期待するところであります。

繰入金については、小中学校特別教室等の空調設備整備事業などに対する文教施設等整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事業基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債や坂城小学校太陽光発電設備、蓄電池設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などを借り入れています。借入額は前年度と比較して約2億円の減額、年度末の起債残高も前年度に比べ約5千万円の減額となっております。

地方債の活用にあたっては、有益性等考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いしたいと思います。

次に歳出であります。3年度につきましても、長期化するコロナ禍に対応するため、ワクチン接種をはじめ、コロナに関連した事業が数多く実施されました。

初めに、ゼロ歳から高校3年生までの子育て世帯や住民税非課税世帯等を対象にした臨時特別給付金の支給が行われ、迅速な対応が図られたものと考えます。

また、地域の特性に応じた支援等の対策費用として国から交付された地方創生臨時交付金を活用しての事業については、「さかきのお店応援券事業」や、「ねずこん10周年スタンプラ

リー事業」など、コロナ禍の影響を受けた事業者や町民の皆様を支援することで、各ご家庭の生活支援や地域経済の活性化の一助となったことと思われま。

新型コロナウイルス感染症ははまだ終息の見えない状況でございますが、引き続き、その時々に応じた支援や対策等と併せ、町民への適正な情報発信につきましても迅速に実施していただくことを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス関連以外の事業といたしましては、ハード事業として、災害時の避難所の持続的な電力供給と、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策の実現を目的とした坂城小学校への太陽光発電設備、蓄電池設備の設置や、新工業団地造成に併せ整備するA09号線道路改良事業が完了したほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

また、ソフト事業につきましては、高齢者の安心・安全の確保では、ひとり暮らしの高齢者等への見守り対策として、緊急時の通報システムあんしん電話の機器を更新することで、緊急時の対応の迅速化が図られ、社会構造の変化による核家族化が進む現状において、家族が安心して暮らすための福祉サービスの一つとして提供されております。

子育て支援では、前年度において、保育園を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費について、第3子以降の子どもや住民税非課税世帯の子どもについては無料としていましたが、3年度は支援を拡充し、3歳児以上は全員無料とし、子育て世代の経済的負担に対しての配慮がなされていることと考えます。

その他、子育てアプリの情報提供や、不妊治療費・不育症治療費や、妊産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業の実施など、子どもを産み育てるための環境整備を積極的に進められております。

一方で、町の行事やイベント等については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ばら祭りに始まり町民まつり坂城どどん、町民運動会など残念ながら中止となりました。

また、未来を担う子どもたちのグローバル感覚を養う貴重な機会であるアメリカ、タイへの研修や中国との国際交流もかないませんでした。

新型コロナの感染者数に一喜一憂することなく、町民の皆様と楽しめるイベント等を開催できる日が一日でも早く訪れることを切に願うところであります。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いするところであります。

最後に、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、第6次長期総合計画に掲げた

町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指して進めていかれることをご期待申し上げ、私は議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**2番（大森君）** 私は、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

昨年9月3日、菅首相は政権投げ出しをしてしまいました。岸田政権は、後継の首相争いでは聞く力、聞く耳を持つ人、分配なくして新たな発展はない、新しい資本主義をと掲げて誕生しました。この1年はどうでしょう。国民の声や野党の意見を聞こうともしていません。後手後手に対応した新型コロナ対策、そして今問題になっている安倍元首相の国葬問題では、丁寧な説明をするというふうに言っていましたけれども、世論調査などで不十分だという意見が多くを占め、そのため渋々予算委員会の閉会中調査に出席し、野党の質問に答えましたが、その後の報道各社の世論調査では、説明は十分とは言えない、あるいは納得できないなどの意見が7割前後になっております。岸田政権も安倍元首相と同じように、いずれ国民は忘れてしまうと頭の上を通り過ぎるのを待っているのではないのでしょうか。

経済政策では、今では分配のぶの字も言いません。ロシア、ウクライナ問題と円安による輸入物資が高騰し、全ての商品が値上がりしています。物価変動を加味した日本の実質平均給与は、バブル崩壊以降増えていないどころか、むしろ下降傾向にあります。OECD37か国中、日本の平均賃金は各国平均よりもはるかに低く、G7の中でも最下位となっています。

また、コロナ禍でパートやアルバイトで働く皆さんは、解雇と低賃金での生活を強いられているのではないのでしょうか。さらに、社会保障費の負担も増え、国民の可処分所得も減少が進んでおります。岸田政権は今こそ、消費税を5%に戻し、アベノミクスで大もうけした大企業の内部留保に課税し、その分、誰もが生活できるように最低賃金を1,500円に引き上げること、中小企業で働く人の賃金引上げのために中小企業支援の政策が必要と考えます。

当町においては、第6次長期総合計画及び各種の計画がスタートした年でもありました。やはり、これが十分生かされるよう今後の施策をお願いするところであります。

それでは、主な点について、決算の内容について述べてまいります。

2021年、令和3年度一般会計の決算について。歳入総額は81億7,555万1千円、前年度比8億2,934万1千円の減で、マイナス9.2%となりました。歳出総額は80億8,939万円、前年度比8億4,753万3千円の減で、9.5%のマイナスとなりました。この点について、歳入歳出の減額については、新型コロナ感染症対策として特別定額給付金事業や、子育て世帯への特別給付金事業、地方創生臨時交付金などで、国の支出金が昨年度に比

べて大きな減額になったことが原因と思われます。

次に、歳入について。町内の経済状況の元気を示す自主財源についてです。町民税は前年度比1億835万2千円の増で、プラス10.2%となりました。内訳では、個人分が前年度比6,144万1千円増のプラス7.9%、8億4,209万4千円となりました。また法人分は、2020年度に国税である地方法人税の税率の引上げに伴い、町の法人町民税の税率が11.9%から3.7%減の8.2%に引き下げられたことにより、2021年度は4,691万1千円増の3億2,977万円で、前年度比プラス16.6%となりました。こういう状況の中、コロナ禍の厳しい状況下で、それぞれの企業の努力により業績の回復の兆しの現れと期待したいところであります。

町民税合計では、1億835万2千円増の11億7,186万4千円で、10.2%増となりました。固定資産税では、3年に一度の評価替えやコロナ特別減税などで前年度比マイナス5.1%で、6,711万9千円減の12億4,167万8千円となりました。その他の町民税は、軽自動車税が3.0%増、町たばこ税が9.2%増、入湯税が7.2%増となっております。町税の歳入総額は25億9,022万8千円で、前年度比5,281万6千円、2.1%増の決算となりました。

歳入全体での未済額が1億9,022万7千円となっております。引き続き現年課税分の滞納を出さないよう努力をお願いするところであります。また、不納欠損が2,885万4千円となっております。個々いろんな事情があるかと思いますが、極力不納欠損にならないよう早めの対応をお願いするところであります。

財政力指数は単年度で0.627で、前年度比マイナス0.022ポイント、3年平均では昨年度よりも0.022ポイントの減となりました。しかし、県内順位では77市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次ぐ3番目となっております。

公債費比率は前年度より1.0ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものでありますので、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思います。

次に、歳出について主な点について述べます。

教育、子育て支援関係について。保育園に通う町内在住の3歳以上の園児の副食費について無料にしました。そのため一般会計の保育園給食実費納入金を前年度比620万円減額したことは大いに評価するところであります。未満児の保育料についても、今後実施への検討を要望いたします。

小中学校の特別教室への空調設備の設置で全教室が完備し、勉学に集中できるようになりました。また、専科教員の配置がない理科専科教員について、引き続き町費で坂城、村上の2校に配置をして教育の充実を図っております。

食育・学校給食センターについてですが、子どもの発育・発達の重要な時期にありながら、

栄養素摂取の偏り、朝食の欠食児童生徒が増えてきていると言われております。食育教育の最も基本的なことから欠食児童の状況や日々の給食の残飯など、このような調査をぜひ実施することを求めてまいります。

GIGAスクール事業の推進では、前年度において、全児童生徒に1人1台の端末を整備しました。そして活用が始まっております。今後の利活用や使用時のルールづくりも今後必要であると思います。

子ども医療費の無料化について、子育て支援策として500円のレセプト代も町が負担し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

次に、福祉、医療、健康関係です。緊急通報システムあんしん電話が、最近の携帯電話の普及などにより固定電話を廃止する家庭が多くなっております。こうした中、固定電話方式から無線方式に更新し、利用しやすく改善しました。非常に評価するところであります。

病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドックや健康診断などの受診料の助成金の増額も望むものであります。

次に、安全・安心のまちづくりについて。町消防団第9分団のポンプ自動車が更新され、消防団の機動力アップにもつながりました。橋梁修繕事業では、引き続き昭和橋の床版下面補強工事が行われ、また、テクノさかき駅北側のしなの鉄道の上を通る谷川跨線橋工事を実施し、交通の安全対策を実施しました。

コロナ感染症の影響等により、経済的に困窮している女性に生理用品の配布を行いました。また、各小学校にも配置したことは非常に喜ばしいことであります。

町営住宅について。8団地のうち募集停止の団地が五つあります。全戸数219戸のうち102戸が使用されていません。防犯・防災とともに、団地内のコミュニティーにも大きな支障を来してきております。何らかの対策が必要だと思います。ぜひお願いしたいと思います。

環境、エネルギー、温暖化対策。当町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、各自自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を協働で創出、実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、協働で2050ゼロカーボン宣言を発出しました。

次に、スマートタウン構想の新たな取組として、災害時に避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を整備し、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と停電時の電力供給のため、村上小学校に続き、坂城小学校に蓄電池設備の整備を実施しました。

次に、産業振興について。コロナ対策として中小企業の経営支援、保証料補給金の増額など中小企業振興に努めていただきました。コロナ感染症による経済対策として、町内店舗等で使うことができる「さかきのお店応援券事業」、町商工会とのコラボで消費回復応援事業などで町内商業支援と家計への支援で消費の促進を図りました。また、坂城テクノセンターの3Dプリンター購入などを支援し、センターの充実を図るとともに町内企業の新たな商品開発の支援

を行ったことは大いに評価するところであります。

商業店舗リフォーム助成制度、7件の改修工事に補助金を交付し、商店支援を行ってまいりました。また、住宅リフォーム補助金では26件の利用があり、経済効果は2,116万9千円で、新たな仕事興しの効果がありました。開始にあたっては、町内建設業者の利用を条件としており、地域内循環型経済対策として大変重要なことと思います。引き続き継続をお願いするところです。

次に、見直しを求める事業として、一つは人権同和事業です。部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金が前年度よりも半額の60万円が交付されました。前年度はコロナ禍の中、ほとんど活動ができなかったため、活動費が繰越しになったことによるものであります。自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべきであります。公平公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきと考えます。また、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,600万円に対し、収入未済額が約2,560万円となっています。いろいろな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただくことが必要と考えます。これは町が金融機関から借り、部落解放同盟坂城町協議会を通じて同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯していたことが大きな原因であります。滞納額の減少に、より一層の努力をお願いするところであります。

二つ目には松枯れ対策です。松枯れ対策について、千曲市は28年度以降、空中散布については見合わせております。また、松本市でも新市長の判断で空中散布の中止を見合わせています。全県で実施しているのは、たった8自治体だけあります。また、長野地方事務所管内では坂城町のみとなっております。町でも空中散布中止をするよう求めるものであります。

最後に、財政調整基金の使用について。財政調整基金が決算年度末で新たに3,400万円が追加され、約24億9,293万円となりました。今後、公共施設整備等がありますけれども、町民の生活支援、学校給食費の無償化、町道の改修などにも基金の一部を活用していただきたいと思えます。

以上で、前進面を評価し、問題点を指摘して、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小宮山君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月9日の本会議におきまして、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 国民健康保険税の現年度分と滞納繰越分の収入未済額について、課税区分ごとの人数は。
- △ 一般被保険者の現年課税分は、医療給付費分108名、後期高齢者支援金分108名、介護納付金分58名である。滞納繰越分は、医療給付費分123名、後期高齢者支援金分118名、介護納付金分71名である。退職被保険者等の滞納繰越分は、医療給付費分9名、後期高齢者支援金分6名、介護納付金分8名である。
- 普通徴収と特別徴収の件数は。
- △ 普通徴収が1,321件、特別徴収は458件である。
- 国民健康保険税の減免者数と理由は。また、新型コロナウイルス感染症が原因となった人数は。
- △ 国民健康保険税の減免者は全体で27世帯あり、主な理由は非自発的な理由による失業である。このうち新型コロナウイルス感染症による減免者は3世帯である。
- 国民健康保険と収納における新型コロナウイルス感染症の影響は。
- △ 令和2年度については、全国的に新型コロナウイルス感染症により受診控えの傾向が見られたが、令和3年度は受診控えの傾向が緩和され、医療費も高くなっている状況である。収納についても、対面が難しい状況ではあったが、新型コロナウイルス感染症に合わせた対策を講じながら滞納整理を行う。

〈歳出〉

- 1人当たりの医療費の金額と県内順位は。
- △ 令和3年度速報値は40万7,624円で、高いほうから16番目である。
- 令和3年度の特設健診の受診率と県内順位は。また、受診率65%に対する状況は。

△ 令和3年度の暫定値は57.6%で、高いほうから15番目である。令和2年度より増加しているため、今年度も受診率増加のため継続して働きかけていく。

○ 一般被保険者高額療養費の件数と最高額、人工透析を受けている人数は。

△ 令和3年度の高額療養費該当件数は2,214件で、1億2,631万4,233円で、償還分最高額は94万371円である。人工透析を受けている方は、令和4年3月末時点、町内では47名、そのうち国保加入者は3名である。

○ 特定健診受診者数と特定保健指導の対象者数は。

△ 特定健診受診者数は1,240名、特定保健指導は積極的指導が32名、動機づけ指導が99名の合計131名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

**7番（玉川君）** 議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

2021年、令和3年度の歳入決算額は14億2,207万5,626円、歳出決算額は14億2,059万4,455円、歳入歳出差引残額は148万1,171円となっています。加入状況を見ますと、年度平均で世帯数が1,893世帯、町全体の平均世帯数に対して30.7%、2,907人が加入しています。

年齢構成を見ますと、2022年3月末の時点で、65歳以上が全体の53.3%に当たる1,497人、そのうちの70歳以上は全体の32.1%、前年より72名減の902人となっております。加入者の高齢化により医療給付費等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2021年、令和3年度の国保税の一般被保険者、退職被保険者合わせての徴収率は、現年度分が98.1%、滞納繰越分が14.1%、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて3,689万9,424円となっています。前年度と比べての収入の未済額は、現年度分が78万8,876円、滞納繰越分が366万9,634円、それぞれ減少しています。

国民健康保険の加入者は、自営業、パート、アルバイト、非正規職員、退職者、年金受給者などの収入が不安定、また低いような方が多く、2021年、令和3年度の現年度分と滞納繰越分の収入未済額を坂城町の国保加入者の課税所得別で見ると、100万円以下が約40.42%、200万円以下で見ると約68.07%、300万円以下では加入者全体の約81.07%となっています。さらに消費税による物価上昇、0.1%引き下げられた年金、感染の波を繰り返す新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化など、低収入、年金生活者にとって光明は見えず、苦しくなるばかりです。

2021年、令和3年に国保税の減免をされた27件のうち、24件が非自発的理由による失業、コロナの影響によるものが3件と報告されています。国保税の支払いが滞った場合に、短期保険証、医療機関の窓口で全額自己支払いで払う資格証の発行、そして未交付という対応があります。町では、2022年、令和3年度末で短期保険証が1か月のものが15件、3か月のものが1件の合計16件、資格証明が1件、窓口預かりが8件ということです。短期と資格については、町の努力で前年と比べると大きく減っていることは評価しますが、窓口預かりは増加しています。加入者の国保への理解を得ることは大変ではありますが、引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思います。

保健センターの皆さんの努力で、特定健診の受診率は令和3年8月末時点の暫定数値で57.6%、2020年度が48.6%でありますので、9ポイント上昇。県内で高いほうから前年度が32位だったから、15位とかなり上がりました。特定保健指導については131件、これもかなり指導数が増えているということです。

国保の1人当たりの医療費については、2020年度確定値が37万6,473円、県内で多いほうから24番目でしたけれども、2021年度の速報値では40万7,624円、16番目となったということです。特定健診の受診率や医療費の上昇は、コロナによる受診控えから僅かながら回復してきたことが考えられるそうです。

町の努力によって収入未済額が大きく減ったこと、短期保険証発行の10件以上の減少については評価しますが、国保税の税額を下げ、国保の加入者負担を軽減するために、以下の点について要望をします。

全国知事会が国に対して2014年以降、国保税の国庫負担率を引き上げるよう再三要望しているように、町も国に対して引上げの要望をしてください。消費税の使い方をただし、大企業、金持ちのための減税の穴埋めから本来の福祉に使うことで財源は確保できます。町独自としては、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

国保税の算定基準となる平等割と均等割ですが、これを廃止してください。坂城町について見ると、2021年、令和3年度は、前年度に比べて介護分の税額は据え置かれたものの、医療分と後期高齢者支援金分において、1世帯当たりの平等割と1人当たりの均等割の税額が

500円と400円、それぞれ引き上げられました。健康な生活を送るために、特定健診の受診率、これの65%を目指した取組を引き続きお願いします。

窓口負担を軽減して医療機関にかかりやすくするため、資格証明書をやめ短期保険証にしてください。資格証明についても、2020年2月にはコロナ感染症に限定した対策として、10割の窓口負担を3割または2割負担の保険証と同じ扱いにするという厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、人権問題でもあると考えます。それを医療機関の窓口で提示することがためらわれてしまうからです。コロナ後の窓口負担については、国民皆保険を守るためにも、コロナ限定ではなく通常の制度にするよう国に要望をしてください。

以上、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論とします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**6番（大日向君）** 私は、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度です。町の国保加入率は、年々減少する中、加入者の半数以上が65歳以上となっており、適切な医療の提供とともに、健康の維持増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域の住民福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、加入者の高齢化に伴い増大する医療費に対応し、国保財政の安定化を図るため、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として保険者に加わったわけですが、国保税の課税、徴収、各種保健事業などは町が適切に進めていく必要があります。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談や納税相談、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、現年度分、滞納繰越分を合わせた徴収率は前年に比べ0.9ポイント向上しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、税収の確保に向けて大変なご苦勞をいただいているところであります。

歳出におきましては、保険給付費の支払額全体が前年度より4.5%増となる10億1,655万円で、コロナ禍の中、必要なときに必要な医療の提供がなされた結果と受け止めています。

一方、医療費の抑制と給付の適正化のため、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診と特定保健指導も積極的に実施されており、継続して健康づくりへの取組を推進していただいているところであります。

ほかにも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健

全な制度運営に向けた取組が図られているものと思っております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取組をお願いいたしまして、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定します。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

**議長（小宮山君）** 会議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

◎日程第4「議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 去る9月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として、商工農林課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

○ 令和4年3月に売却したテクノさかき工業団地内の土地の売却単価は、また、単価の算定についての考え方は。

△ 売却単価は1平方メートル当たり2万7,200円である。単価については、工業団地造成時の分譲価格を基に、事務経費等を考慮して算定したものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第5「議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 去る9月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

- 地形的な問題で水洗化できない件数は。
- △ 低宅地でポンプを設置しなければならない場所や河川占用の関係もあり、現在調査中であるが、約20件を見込んでいる。
- ポンプを設置した場合の費用負担は。
- △ 設置・維持管理については町で行い、ポンプ使用の電気料については使用者の負担となる。
- 令和3年度末時点の普及率と水洗化率、またそれぞれの算出方法は。
- △ 普及率は行政人口に対して供用開始となった区域の人口の割合で94.6%、水洗化率は供用開始区域人口のうち接続をいただいた人口の割合で77.7%となっている。
- 公共下水道工事の完了予定は。
- △ 面整備の拡大はおおむね終了となった。現在は、個別事由による低宅地用ポンプの設置を進めているが、令和7年の完了を目指している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第6「議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」  
議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 介護保険料の収入未済額について、滞納人数、件数、最高額、最も古い年度は。
- △ 現年度分の滞納者は31名175件、最高額は7万8千円である。滞納繰越分は44名1,236件で最高額は52万5,118円、最古のものは平成12年度である。
- 介護保険料の当初予算からの減額理由は。
- △ 当初予算計上時の所得段階の見込みに比べ、65歳以上の方の前年中の所得が少なかったため、所得段階が下がったことによる減額である。
- 普通徴収と特別徴収の人数は。
- △ 普通徴収は517名、特別徴収は4,987名である。

〈歳出〉

- 介護保険給付費、減額の要因は。
- △ 老人保健施設利用者数の減少が大きな要因と考えられる。
- 特例のサービス関連で、実績がなかった要因は。
- △ 特例給付とは、介護認定の申請前に必要なサービスを利用する場合に該当するが、令和3年度は利用がなかったためである。
- 一般介護事業費の委託事業の内容は。
- △ 地域住民グループ支援事業は社協に委託し、介護予防活動をする地域グループの育成や、支援及び新たなグループの立ち上げに係る業務である。健康づくり推進事業は、町シニア連合会に委託し、高齢者の生きがいと社会参加を促進することを目的にしている事業である。健康づくり運動教室事業は、地域住民グループや生きがい広場への講師や理学療法士を町から派遣する事業である。高齢者把握事業も社協に委託し、要介護認定前のひとり暮らし高齢者に対し、訪問を行っている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第7「議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（滝沢君）** 去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入・歳出〉

○ 保険料の軽減負担の状況は。

△ 7割軽減が1,165名、5割軽減が525名、2割軽減が451名、被扶養者軽減が29名となっている。

○ 特定疾病療養受療証の発行数は。

△ 32名で、全て人工透析の方である。

○ 1人当たりの医療費と県内順位は。また、その要因は。

△ 令和3年度の1人当たりの医療費は93万6,953円、高いほうから6番目となっている。令和2年度の受診控えが緩和され、今までどおりに受診を再開した方が増えていることが要因と考える。

○ 後期高齢者の高額療養費の実績は。また、令和2年度との比較は。

△ 実績は2,379万1,146円である。令和2年度と比較すると増加している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第8「議案第39号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**2番（大森君）** お尋ねいたします。これは非常勤職員の育児休業についての条例改正ということだと思うんですが、非常勤職員は、基本的には会計年度任用職員ということで、1年ずつの更新だと思うんですが、これについてどのように運用するのか、それについてちょっと理解できないので、それについてはどういう運用をするのか説明願います。

**総務係長（瀬下君）** 質問にお答えいたします。非常勤職員につきましては、町の会計年度任用職員、それから任期付の短時間勤務職員、こういった町の職員を総称して非常勤職員としているところでございます。

会計年度任用職員につきましては、基本的に1年度の任用となるところでございますけれども、例えば継続して勤務されるところが、契約上、引き続きされる場合に当たっては、継続的に勤務されるといったところで、会計年度任用職員につきましても該当するといったところでございます。

**2番（大森君）** そうしますと、会計年度任用職員に対しても継続する場合はこれが適用されるということなんですが、現在育児休業を取っていて、そのまま次年度の任用職員に採用されるという、そういう保証というものはあるんでしょうか。

**総務係長（瀬下君）** 再質問にお答えいたします。会計年度任用職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、単年度ごとの契約となっております。引き続き次年度に採用するにあたりましては、毎年年度初めの段階で実績等、勤務評価等する上で、引き続き同じ職員を次年度に任用するしないというところは決めているところでございますので、それにあたりましては、保証はされないといったところでございます。

**2番（大森君）** 前年度に採用されて、そこでお子さんが生まれるというところで育児休業に入るわけですね。その時点で次年度に任用職員が継続して採用される場合は、育児休業中で採用されるということになるのではないかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**総務係長（瀬下君）** すみません、ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。先ほど申し上げました、保証はないですけれども、例えば次年度も引き続き任用するにあたりましては、対象になるといったところになります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第40号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**12番（西沢さん）** 1点お伺いいたします。歳出の17ページ、農林水産業費、農業振興費の中の一番下の段の農業人材力強化総合支援事業補助金返還金50万円ですが、これは歳入のほうにも計上されていますけれども、この経緯と内容についてお願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 17ページ、農業振興一般経費のうちの農業人材力強化総合支援事業

補助金返還金についてでございますけれども、この返還金につきましては、令和3年4月から営農を開始した新規就農者で令和3年9月から令和4年2月までの6か月間について、農業次世代人材投資資金75万円の交付を受けていた就農者がございましたけれども、令和3年11月から1年間の営農休止届が提出されまして、営農がされなかったということで、資金交付期間である令和3年11月から令和4年2月までの4か月分、50万円について返還となるものでございます。

**12番（西沢さん）** ただいまの説明で営農休止届という説明でございましたが、再開されることもあるんですか。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。こちらは休止届でございますので、当然再開という届がされることがございます。今回の件につきましては、令和4年4月に一応再開ということで一旦提出をされましたけれども、令和4年7月に、営農を今度中止ということで届出がされております。

**13番（塩野入君）** まず、3ページです。款10項1目1地方交付税、当初予算9億1千万円に対して、総額の43%に及ぶ6億9,400万円の普通交付税の今回補正が組まれましたが、これは県下町村では南相木村に次いで2番目の高い率だということではありますが、大幅に増えた補正額の内容ですね、それを聞きたいと思います。

それからまた、昨年はこの時期に4億5,500万円の補正であったんですけども、昨年に比べて2億4千万円近く増額したその原因も併せてお聞きいたします。

3ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2の児童福祉費補助金の019保育士等処遇改善臨時特例交付金、これは交付金の月9千円の値上げですか、そんなことも含めまして交付金の概要ですね。それと105万3千円の算出内容、それに特例期間ですね、お聞きいたします。

同じく020放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金、これも交付金の概要と18万5千円の算出内容、それから特例期間をお聞きいたします。

6ページ、款18繰入金、項2目1節1基金繰入金、001財政調整基金4億3,900万円余りが繰戻しされましたが、今現在の基金残高をお聞きします。

それから款21、項1町債、目9臨時財政対策債、これは交付税会計絡みになりますが、8,400万円近くの減額補正の内容をお聞きします。

続いて歳出、21ページ。款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費の説明で、昭和橋等の橋梁修繕事業の進捗に合わせて予算の組替えという予算説明があったわけでありまして。工事請負費は600万円減額して、それを調査・設計委託料へ組み替えて、委託料に100万円増加して700万円となっております。組替えと、それから100万円増の具体的内容をお聞きします。以上です。

**財政係長（宮嶋君）** 初めに3ページ、款10地方交付税、普通交付税の補正額の内容及び昨年度に比べて補正額が増加した原因についてお答えいたします。補正の内容のご質問につきましては、普通交付税は国の統一的な項目、基準、計数等に基づいて算定された基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付されますが、基準財政需要額は新たな算定項目が加わったほか、算定式に用いられる単位費用や、補正係数等が確定したことから当初見込みより増額となりました。一方、基準財政需要額から差し引く基準財政収入額は、町民税の所得割分の減額等によりまして、当初見込みより減額となったことが増額補正となった主な内容でございます。

また、昨年度と比較して増加した原因につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、臨時財政対策債の振替後の基準財政需要額が大幅に増額となったことが主な原因でございます。

続きまして、6ページ、款18繰入金、財政調整基金の基金残高についてお答えいたします。財政調整基金の残高につきましては、本補正分を加味いたしまして、25億3,017万2千円でございます。

次に、同じく6ページ、款21項1目9臨時財政対策債についてお答えいたします。臨時財政対策債につきましては、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が国において不足した際に、その不足分について地方自治体が繰り入れる地方債で、普通交付税の決定に併せ、発行可能額が国から示されるものとなっております。

今回の補正につきましては、国全体の市町村交付分の発行額は、前年度比マイナス63.1%、国から示された当町の発行可能額は前年度比71.5%マイナスの1億1,606万5千円であり、当初予算との差額8,393万5千円を減額補正するものでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 補正予算書3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち、細節019の保育士等処遇改善臨時特例交付金についてのご質問にお答えしてまいります。

初めに、交付金の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所等における保育士等の処遇の改善を図ることを目的といたしまして、幼稚園、保育所等で実施した賃金改善等を行うための必要な費用に対しまして、国から交付される交付金となっております。

次に、105万3千円の歳出内容といたしましては、町内3保育園における処遇改善分といたしまして29万8千円、あと坂城幼稚園分といたしまして75万5千円となっております。特例期間につきましては、令和4年2月から9月となっております。今回、令和4年分につきまして交付決定されたことから、補正計上したものでございます。

続きまして、細節020放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金についてでございます。

交付金の概要といたしましては、先ほどの保育園、幼稚園と同様の内容となっております。令和4年2月に実施をいたしました児童館の支援員等の処遇改善に係る費用といたしまして交付されるものでございます。こちらは、町内三つの児童館の館長、支援員の賃金改善に係る費用でございまして、特例期間といたしましては、保育士等と同じく令和4年2月から9月までとなっております。今回の補正につきましては、令和4年分について交付決定されたことから計上したものでございます。

**建設課長（関君）** 歳出21ページの橋梁修繕100万円増の内容のご質問いただきました。橋梁修繕工事に係る積算業務、また工事監督業務に関しましては、今まで工事内容の高度、また複雑さから長野県建設技術センターに委託してきたものでございます。その委託料、建設技術センターからすると受託料になるんですが、今まで技術センター独自の積算基準によって算出してきたんですが、町が委託をして、その基準によってしてきたんですが、国からの指導がありまして、国庫補助事業については、国の積算技術業務歩掛及び工事監督支援業務に沿って算出することとされてきたものでございます。そういったことから、今年から技術センター独自のものから国基準に変更とすることによる組替えとなっております。

また、64号橋に関しましては、国道等の交差点部があるんですが、国道、それから堤防敷としての千曲川河川、また警察による交差点協議、複雑な協議が必要になってきております。それぞれの基準に適合した交差点にするためには、協議資料を作成するものが複雑になっておりますので、その設計書の作成、そういったものの委託分を増額とさせていただいたものでございます。

**13番（塩野入君）** まず、交付税の関係です。これは4月と6月に概算請求されて、11月、最後あるんですけども、この8月末で普通交付税はもうほぼ決定と、こういうことになるわけであります。そうした中で、先ほどもちょっとありましたけれども、基準財政需要額とそれから基準財政収入額から見て、今年度の普通交付税額をどう分析されているか、どのように見ているか、その辺をお聞きいたします。

それから、保育園総務費に29万8千円、それから教育費の事務局費に75万5千円振り分けられています。振り分けた使途内容ですね、どういうふうになっているか、その辺をお聞きをします。

それから、同じく放課後児童のほうも、これは一般非常勤職員の人件費で、児童館の運営費とそれから放課後児童健全育成費、3館長等の説明が今ありましたけれども、これも両方でどんなふうになっているか、その辺の中身ですね。算出の内容、それをお聞きします。

それから、基金繰入金ですけども、財政調整基金ですね。これは当初予算、1号補正の合計額が今回戻されているということでありまして、これがまた保健福祉等複合施設等整備基金に2,200万円、これを今回積み立てているということもできているわけでありまして、

これは財調基金に頼ることなく健全な財政運営が図られていると。そんなふうに見ていいかどうか、その辺の財政の見方の関係をお聞きいたします。

そしてですね、昭和橋とそれから64号線でしたっけ。これの関係で昭和橋のほうですけども、1連目と9連目の床版の補修と、それからアーチ部の4連、5連の断面補修ということで、今年度進めているというような形で、当初のときに私が聞いたら、そんな説明がありました。現在の程度ですね、どこまで進んでいるか。予定どおり順調に進んでいるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、これは国の社会資本整備総合交付金のつき具合でいろいろ進め方も変わってくるということで、今後、毎年アーチ部を2連ずつ補修を見込むと、今の昭和橋の工事が令和7年度に完成予定と、そういうふうに見ているというふうにご前お答えをいただいたわけですが、その間、毎年長い時間、昭和橋が通行止めになるわけで、特に村上側からの場合は不便が続くわけでございます。国に働きかけて、交付金の増額で早い完成ができないか。そうした今後の進捗状況についてのお考えといたしますか、これをどう捉えているか、その辺をお聞きいたします。

**財政係長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたします。まず初めに、今年度普通交付税をどのように分析したかというご質問につきましては、先ほどの補正の増加の要因と重複する部分もありますが、主な要因といたしまして3点ございます。

一つ目は令和4年度、国全体の市町村分の普通交付税交付決定額の総額が前年度比5.4%で交付されております。

二つ目は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく看護、介護、保育等職員の収入引上げについて、令和4年10月以降の地方負担分が新たに地方交付税措置されております。

三つ目に、臨時財政対策債の発行可能額が昨年度に比べ約2億9千万円と大幅に減少したことに伴い、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額が大幅に増額となり、その臨時財政対策債の減額分が普通交付税として交付されたことが主な要因でございます。

次に、財政調整基金についてのご質問につきましては、今回の補正予算（第3号）におきまして、普通交付税の決定による増額補正に伴い、当初予算及びこれまでの補正予算編成時ににおいて不足した財源として繰り入れていた財政調整基金について、本補正予算において繰戻しを行ったことに加え、保健福祉等複合施設整備基金へ積立てを行い、健全な財政運営が図られているところでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。初めに保育士等処遇改善臨時特例交付金のうち、保育園総務費に振り分けられました29万8千円についてでございますけれども、こちらにつきましては、令和4年2月に行ったフルタイム会計年度任用職員8名分の賃金改定に伴いまして、月給及び期末手当増額分としての令和4年度分でございます。

次に、教育費の事務局費に振り分けられました75万5千円につきましては、私立幼稚園の在園児数により、補助基準額に基づいて交付されるもので、町から補助金として坂城幼稚園に交付するものでございます。坂城幼稚園においては、これを原資といたしまして職員の処遇改善が行われることとなります。

次に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金のうち、児童館運営費に振り分けられました8万9千円の内容でございますけれども、こちらにつきましては、児童館の館長の月給につきまして、令和4年2月に増額を行った際の館長3人分の報酬及び期末手当分の令和4年度分でございます。

続いて、放課後児童健全育成費に振り分けられました9万6千円でございますけれども、こちらにつきましては、支援員の月給につきまして、同じく令和4年2月の増額を行った際の支援員3人分の報酬及び期末手当分の令和4年度分でございます。

**建設課長（関君）** 昭和橋の関係で3点ほどご質問いただきました。まず、現在の状況でございますが、今年度に関しましては、先ほどご質問もありましたように、現在国道側から4連目と5連目の下流側のアーチ部、主構部というんですが、その断面補修、これに9月から取りかかっているところでございます。

また、国道から1連目、それからゲルバーガーダー橋との接続部になる9連目、これにつきましては、河川の渇水期の工事となりますので、11月から3月、これを目途に工事を進める予定となっております。現在、工事着手できるように準備し、予定どおり順調に進んでいるところでございます。

また、2点目のご質問の交付金の増額要望をして工事進捗が図れないかというご質問でございました。千曲川河川事務所によりますと、基本的には千曲川の橋梁の工事に関しましては、渇水期が工事期間の許可期間というふうになっておりますので、工期は5か月間というふうになって限られてきます。その工期の中で、できる限り工事進捗が図れるよう鋭意要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、最後の3点目でございますが、今後の進捗状況をどのように捉えているかというご質問でございました。先ほど答弁しましたとおり、千曲川に架かる橋梁の修繕工事の実施期間は渇水期というように基本的には限定されてしまっているということなんですが、その中で農閑期、そういったものも重なりますので、そういったものも勘案しながら、できる限り進捗が図れるよう、実施可能な方法、また通行制限に関しましては、できる限り規制緩和できるようなそんな形の方策も考えていながら実施していければというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第42号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第12「議案第43号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第13「議案第44号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（小宮山君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第45号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について」から追加日程第5「発議第1号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第45号、46号についてご説明申し上げます。まず、議案第45号「令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年6月議会定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた、開館から20周年を迎えた町温泉施設びんぐし湯さん館の改修工事の変更に係るものであります。

本工事は、老朽化している機械設備の更新と施設内の損耗箇所の修繕のほか、屋外展望デッキの新設、レストランの増設等を行うものであります。さらにレストランの床暖房工事、館内消火設備工事等を増工するものであります。

これに伴い、請負契約金額を変更前の1億8,040万円に715万円を増額し、1億

8, 755万円に変更するものであります。

次に、議案第46号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,596万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を78億2,401万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る国庫支出金6,655万円、財政調整基金繰入金941万6千円をそれぞれ増額し、一方、歳出の主な内容につきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費6,655万円、落雷により影響を受けた同報系防災行政無線設備の復旧に要する費用817万円、消火栓修繕に係る工事負担金85万円、町温泉施設改修工事の増工に伴う設計監理業務委託料39万6千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**10番（滝沢君）** では、私からは、発委第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が収束にいたっていないなか、引き続き、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな自治体では十分な教育条件の整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

国の施策として、教職員の定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。そのためにも豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり、下記の措置が講じられるよう強く要望する。

#### 記

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

続きまして、発委第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書につい

て」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

法改正により、令和3年度からの5年計画で小学校では段階的に35人学級が実現されることになった。全学年での実施は40年ぶりであり、少人数学級推進に向けて前進したが、35人学級では不十分である。また、中学校は依然として40人学級である。

「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保や行き届いた学習支援、安心・安全な学校生活を送るうえでもさらなる少人数学級を推進する必要がある。

学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。加えて、新学習指導要領や多様な学びへの対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員の引き下げが必要である。

よって、国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり下記の措置を講じられるよう強く要請する。

#### 記

1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 続いて、趣旨説明を求めます。

**2番（大森君）** 私からは、発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は7月22日、参議院議員選挙での街頭演説中に銃撃され死亡した故安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定した。

そもそも、「国葬」は、1926年、明治憲法下において、天皇の勅令として「国葬令」が公布されたことにより行われたものである。しかし戦後、現憲法が施行された1947年12月31日をもって「国葬令」は失効しており、現在、国葬に関する法律はない。

岸田首相は、故安倍元首相の葬儀を「国葬」とする理由として、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、国会における審議を経ないで「国葬」の費用を国費で賄うことは、財政民主主義を定めた憲法に反することになる。

故安倍元首相については、森友学園や加計学園、桜を見る会などの疑惑、公文書の改ざん・隠ぺいなど、行政の私物化、国会軽視、官僚統制の在り方などに厳しい批判が向けられている。このように故安倍元首相の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、旧統一教会との癒着も解明されていない。

故安倍元首相への評価は、主権者である国民一人一人が自らの意思で判断すべきことであり、「国葬」を行うことは、政府による「評価」を広く一般国民に強いることにもなりかねない。

NHKをはじめ報道各社の世論調査では、「国葬反対」の声が賛成を大きく上回っており、「国葬」の期日が近づくとつれ、日に日に反対の声が高まっている。

以上の理由により、故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

#### 記

1 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時47分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第45号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負工事締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第46号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「発委第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「発議第1号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

**9番（朝倉君）** 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書についての反対討論を行いたいと思います。

本年7月8日、安倍元総理は奈良県において、選挙の応援の最中、暴漢の発砲により貴い命を奪われました。謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

このご逝去に対し、政府は混迷する世界の政治・経済状況に対し、G7やG20をはじめ、世界の政治経済の安定と平和を求めて憲政史上最長の8年8か月にわたって総理大臣という重責を担いながら、各国のトップと膝を突き合わせた外交にリーダーシップを発揮され、大きな成果を上げられました。

この暗殺事件は、海外の多くのトップや国民からも哀悼の言葉や、今までなし得た業績に対して、多くの称賛の言葉や弔意が寄せられております。また、このような不条理な攻撃を許せない連帯の声も海外から多く寄せられております。

このように、国際的な弔意や今まで安倍総理がなされた業績を踏まえ、岸田総理は国葬にふさわしいとの判断から国葬を決断され、実施の運びとなりましたが、開催の賛否が二分している状況であります。

そこで、私は決議案提出に反対の立場から、国際政治学者、信毎に掲載された記事を読ませていただきますが、三浦瑠麗氏の見解と法政大学白鳥浩教授のご見解をここで紹介し、反対討論としたいと思います。

「政府から国葬が提案された以上、「開催で良い」というのが正直な気持ちだ。憲政史上最長の8年8か月にわたって重責を担ったことや、暗殺され、国際的な弔意が寄せられているという事実をかんがみても、国葬に十分値する。岸田政権の説明は理にかなっている。

弔問外交の意義も大きい。新型コロナウイルスや対ロシア制裁による各国の窮状といった国際課題がある中、要人らが集まり、「不条理な攻撃を許さない」という連帯を示す場所になるはずだ。

若年層の多数が国葬に賛成しており、高齢者の反対が多い。高齢者は安倍晋三元首相の特別扱いを嫌がっていると感じる。五輪や国際会議と比べても使われる税金は少ないため、「お金がかかる」ということは表面的な指摘だ。

安倍氏は米国のオバマ元大統領と真珠湾を訪問して歴史的な和解を導き、アジアなど各地域との友好関係を構築した。功績は大きく、7月の家族葬の際、人々の様子を見ても安倍氏への期待感が高かったと感じる。

一方で、世論調査では開催の賛否は二分している。銃撃事件発生当初は、国葬への賛成意見も多かったが、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と自民党との関係が取りざたされるにつれ賛否は分かれ、政治問題化した。だが消費者問題として被害者救済の方向性が見えてくれば、世論も落ち着きを取り戻すだろう。

民主国家で、反対意見が目立つものを政府が推し進めていることに批判が上がるのには無理もない。だが「説明責任を」との意見は反対感情の言い換えだ。国葬は死に正面から向き合う場であるべきで、当日は心からの追悼の意をささげたい。」

三浦瑠麗氏の見解でございます。

それから、法政大学教授の白鳥教授の見解をご紹介します。

野田元首相が安倍総理の国葬に参列されるという。これには元首相としての政治家の品位、品格を感じた。人の死を政争の具にするということは本来誠に残念なことである。法的手続の問題はあるにせよ、そうした問題よりも、暴力によって一国の首相経験者が亡くなった事件は歴然とした事実であります。野田氏には、政権を安倍氏によって奪われたという思いもあったはずだ。野党であれば、それほど安倍氏を悼む機会もなかったかもしれない。最後に首相経験者として花を手向け、総理経験者同士の心の会話があるのではないだろうか。死を悼むことと、法的、制度的な問題は別に検討する必要がある。野田氏の決断は、日本の政治の幅の広さ、政治人の品格を示した。

以上、2名の識者の見解を披瀝いたしまして、国葬中止決議の提出に対し、私は反対の立場から討論を行いました。よろしくご検討の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**7番（玉川君）** 発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」賛成の立場から討論を行います。

安倍元首相襲撃事件の原因が明らかになるにしたがって、国葬反対の意見が多数を占めてきています。政府は当日は休日にはしない。国民に弔意を強制しないと、異例の国葬の説明をして実施に向けての理解を求めています。だったら、自民党や有志の皆さんが静かに送ってあげればよいのではないのでしょうか。亡くなった後も日本中をかき回していることは、故人も望んではないことと思います。

この国葬が決定された過程には問題があります。16億円とも言われる税金を使っての国葬は受け入れ難いことです。全額税金で行う国葬という行事が法律で規定されていない現状で、国会の審議をせずに閣議決定で決めてしまったこと、決定してから2か月して衆議院の運営委員会の閉会中審査で、決定理由について最初と同じ説明をただけです。

閣議決定の法的根拠は、内閣府設置法第4条3項33号の国の儀式に国葬があたるとしていますが、この内閣府設置法は、内閣府の所掌事務についての法律、組織法と言います。

そういった法律であり、国葬を内閣府が実施できる要件についての法律、これは作用法といっているようですが、そういった法律はありません。

なぜないか。あらゆる具体的な事案を明記することが難しいことが理由だそうです。法律にないことで対応ができなくなってしまう場合が出てこないように、法律、作用法の根拠が必要な政治活動について様々な学説がありますが、有力な説として、その行為が国民の権利、利益を害する侵害行政かどうかというよりも、その行為が国民の権利、利益にとって重要な意味を持つ場合には、侵害行政でなくても法律、作用法の根拠が必要という説があります。

つまり、所掌事務の規定、組織法だけで、具体的な活動として国葬ができることを行政機関、内閣が決定してしまった、今回のようなことを許せば、法律を無視して何でもできてしまうということになり、法治主義が根底から破壊されてしまいます。

二つ目の問題として、国葬で送る故人の業績については、岸田首相の丁寧な説明でも私には理解できません。8年を超える歴代最長の長期政権、これも統一教会の支援が大きく影響していたことが明らかになってきています。また、外交の実績といっても、お土産として支援、援助金をばらまいただけであり、アメリカの要求を受け、自衛隊がアメリカ軍と一緒に世界で戦争ができるよう集団的自衛権を整備するなど、アメリカの言いなりです。東京オリンピックの招致では、東日本の震災復興について、アンダーコントロールとうそを表明し、経済では、アベノミクスの失敗で格差社会をより深刻にしていまいました。どこに評価すべき点があるのでしょうか。

ある疑惑でのうそ発言は118回、別の疑惑では139回と衆議院の調査室が明らかにするなど、疑惑だらけでその解決も済んでいない状態での国葬。公文書の改ざんを強いられた自死された方のご家族がどんな気持ちで国葬を見るのか、心が痛みます。

では、法律で国葬法のようなものがあり、故人が全国民から尊敬の対象になる、そういった人物ならばいいのでしょうか。国葬は一個人の価値をその功績などを基にして判断し、個人を特別扱いするもので、憲法14条の法の下での平等の考えに反し、また弔意を全国民に求めるとなると、憲法19条の思想及び良心の自由、これを侵害することにもなります。

国費を使つての国葬という行事自体に問題があることを多くの研究者や各県の弁護士会なども指摘しており、私も同じ考えであることを表明して、発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」賛成として討論をしました。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

**8番（栗田君）** 国葬の中止を強く求めるという意見書に対する反対の討論を行いたいと思います。

ずっといろいろな方のご意見を今まで聞いてきましたけれども、混乱の原因はどこにあるかというのをよくよく考えてみますと、要するに国葬という言葉をめぐる、皆さんがああでも

ない、こうでもないという議論をしているかのように見受けられます。

例えば、意見書の中の言葉に「国会における審議を経ないで「国葬」の費用を国費で賄うことは、財政民主主義に定めた憲法に反する」、こういうふうに書いてありますが、これは全く論理が逆になっております。国葬の費用を国費で賄う、逆でしょう。葬儀を行う、葬儀の費用を国費で賄うから、だから国葬だというのが当然の論理で、これはもう誰でもわかることだと思いますね。

全く反対のことが書いてあるわけですがけれども、もしこの定義に従って、戦後の葬儀を見ていくと、吉田茂、それから佐藤栄作、中曽根さん、それから様々な方、皆さんは、国費からお金がちゃんと支出されています。私の頭の中で残っているのは、中曽根さんのは9千万円くらいですけどもね。ただ、国葬という言葉に対して、ただただ皆さんがそこをめぐっているということ、もう少し基の基から考えていきたいというふうに思います。

国葬のルーツになっているのはですね、明治最初の明治の元勳、大久保利通が不平士族によって暗殺をされるという事件が起きました。その前年には、西郷隆盛による西南戦争が起こって、非常に脆弱な明治政府という状態でしたので、そこで伊藤博文が多額の国費を使って大久保利通を送ったということで、そこから様々な元勳あるいは皇族に対して国葬という言葉が使われるようになってですね、岩倉具視が一番最初ですけども、そこからずっと国葬をその都度その都度、その方が死ぬ都度考えてやってきたわけですよ。

いよいよ大正に入って、大正天皇がもう病状が悪化してもう崩御が近いとなったときに、正式な形できちんと決めようということで、国葬令という勅令が大正15年によくつくられて、それ以来、国葬令が戦後の昭和22年、1947年ですよ、まで国葬令にのっかって、山本五十六とか西園寺公望とか、そういう方々の国葬が行われたわけです。

そして、憲法が新しく施行されて、憲法に天皇の国事行為が書かれ、天皇の勅令というものは一切廃止と。それで憲法第7条第10号に国事行為として天皇の大喪の礼を行う、それを国事行為とすると。

意見書にも書かれていますように、それ以外には国葬というものの定義はどこにも存在しません。ということは、国葬を行うというのは天皇陛下に限られる。少なくとも、皇后陛下とかいろいろあるとは思いますがけれども、基本的には憲法第7条によって、国葬というのはもはや天皇陛下のみ、天皇陛下が崩御なさったときのみ国葬が行われるということ。

ところが、そこに吉田茂氏が亡くなったときに、吉田氏を師と仰ぐ佐藤栄作さんが、何としても自分の師である吉田茂を国葬にしたいということで飛び回って、何とか国葬にこぎ着けたわけですけども、そのときに内閣法制局長から出た意見が、これは三権の関与が絶対に必要であるということで、国会にも承認を得なきゃいけない、野党の承認も得なきゃいけないということで、佐藤栄作さんは走り回ってそれを取り付けたわけですよ。それで何とか吉田さん

の国葬にこぎ着けたと。

それ以来、吉田さんの国葬についてはいろいろな議論があつてですね、收拾がつかなくなつていたわけで、それからはもうほとんど国葬というものが行われることはなかったわけですが、1999年ですね、ちょうど省庁の再編が行われる中で様々な省庁の設置法が1999年に決められて、その時点で、先ほども出てきました内閣府の設置法の中の第4条に国の行事を行うと、それが出てきたわけですね。

そうすると、ここに書かれている例えば国会における審議を経ないでという言葉は、実は設置法第4条で、もはや、やるやらないの権利は行政府に移っているわけですよ。もしその辺がまだよろしくないという場合には、政権を取って設置法を変えるなり、変えずに自分で自分たちのトップを国葬するなり、そうするしか手はないと私は思います。

それから、まだこの意見書に書かれている、政治的な業績に対する評価が定まっておらずというのがありますが、こんなのは本当の言いがかりで、死んだ途端に評価が定まるなんてことはあり得ません。荻原重秀と新井白石の有名な大げんかがありますけれども、いまだに新井白石の政治的評価が、それから荻原重秀、こんなのは元禄時代の話ですけれどもね、政治的な評価など全く定まっておられません。政治的な評価なんていうものは100年、200年、300年たつたつて定まるかどうかはわかつた代物じゃあない。それを今、そこら辺の週刊誌でちょうちようされているような話を持ち出してですね、まだ評価が定まっていない、こんなことやった、あんなことやったというようなことを言うのは、まさに言いがかりとしか考えられません。

それで、先ほど言いましたように、国葬というのは、要するに国費を出せば全て国葬であります。したがって、今回のものについてわざわざ国葬という言葉を使ったのは、これは両者ともに責任があると思いますよね。岸田さんのほうとすれば、国葬と言い出せばちょっと厳しい保守層の支持が得られる。それでテレビを見ていたら、みんなも献花している。こりゃ使えそうだと、こういう話になるわけですが、そこで国葬なんていうのを持ち出した。それに対して、国葬反対、安倍さんのやったことはこういうことだ、ああいうことだ、いろいろなマスコミに垂れ流されていることを持ち出して、それに反対すると。

もう一度確認しておきますけれども、国葬というのは、私の意見では、天皇陛下のみ国がやる。そのときに割れるような国であつてはどうにもならない。それが統合の象徴という憲法に書かれている、まさに正しい意味ですよ。ほかの故人がそのように統一の象徴になるなんていうことはありません。絶対に反対があり、賛成があるわけです。そういう人を国葬にすることはできない。

ただし、ここで使われている国葬という言葉は今言いましたように、私からすると全く国葬でも何でもなし。いや、国葬ではあるんですよ、国がお金を出す。ただ、根拠はお金を出す

いうだけの話ですから、これは岸田さんのほうで、もう正式な葬式は終わっているわけですからね、二度も三度も葬式をやるわけにはいかない。これは安倍さんを送る会とか、有志、国民の間でやる。ただし、お金を出せるか出せないかは、内閣の設置法、1999年に決まった設置法で出せるということになっているわけですから、国の行事をできるという。したがって、それでやる。だから、言葉に迷わされて、何か人気がありそうだから国葬反対というような軽々しいもので、皆さん、この議会在動かされないように。

要するに私が言っているのは、国葬という言葉をもっと厳密に考えて、ここでいう安倍氏の国葬というような言葉は、実は安倍氏を送る会、それに反対するかどうか。死者を弔うのに、俺はこんなやつは弔えるかなんて言うてはいけません。

これが私のこの国葬の中止を求める意見書に対する反論であります。人の死を冒瀆するようなことのないように。死というのは本当に重いものであると思います。そこを皆さんよく考えて、この件について賛意を表すなり、反対意見を表明するなりしていただきたいと思います。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**14番（中嶋君）** ただいまいい話を聞きました。歴史の勉強でね。すばらしいですね、やっぱり。よく知らなかった。栗田先生に歴史の話をさせたらもうすばらしいし、感動するばかり。数字もよく出てくるしね。あれはうそじゃねえと思いますけれども、あの数字はみんな合っていると私は思っています。

今言われたように、両方から賛成、反対が出ているわけですが、私は、玉川さんは間違えちゃったような感じで、こういうのをやるときには、賛成、反対の賛成とかね。これまたボタン押すときにちょっと考えなきゃ。昔はボタンがなくて手を挙げたから、あの大将が挙げれば俺も挙げるかなんて、慌てて後出しじゃんけんをやったような時代もあったんですが、ここのところは上手に気をつけなきゃいけないかなど。今度はボタンの時代になっちゃったからと思っております。

今言われたように、十人十色、百人百色のこれは意見があると。当たり前です、こんなことは。人間だもの。一番大事なものは自分だもの。それに同調してくれるような人を仲間にしたから。そこでまたややこしい話になっちゃってね。好きにやらせとけばいいものを。そんなあんばいです。

ここで栗田先生には笑われるけれども、あえて週刊誌、皆さんご存じのビートたけし、彼が、なるほど、芸能界でもトップになるなど、芸能界の総理大臣になるなど。ちょっと言葉を換えれば芸能人の天皇になるなど。このビートたけしが私が言いたいことを集約して言っております。栗田先生、怒らないでちょっと聞いてよね、これを。そういう人も世の中にいるんだから。週刊誌もいいところ悪いところがあるんですな。私はこれを高く評価しているので、ちょっと眼鏡をかけながら。これはビートたけしだから言葉は悪いですよ、登と同じように。

岸田文雄さんは、旧統一教会、現世界平和統一家庭連合、うまいねこらは、日本人をだまくらかすのに。との関係を払拭するみたいに言っていたけどさ。結局、蓋を開けてみたら改造内閣の閣僚からも旧統一教会とつながりのあるメンバーがじゃんじゃん出てきたねと。これじゃあ決別をアピールするどころか、自民党との関係の深さを改めて見せつけてしまっただけだよなと。派閥の倫理なのか人材不足なのか知らないけど、結局のところ、統一教会と関係のないメンバーだけで内閣をつくることができなかつたのは間違いないわけさ。それだけで自民党が宗教団体の組織票を貴重な票田としていたってということだよなと。ほとんどの政治家にとって思想信条やら、政治信念みたいなものより、まあ我々もそうですよ、少しは。議員バッチをつけることのほうが重要で、多少のヤバさや怪しさを感じたとしたって、当選して何ぼということですよ。そういう団体に擦り寄ってしまうということさ。政治家というのは、しょせん、これを私も言いたいんですよ、自分を支援してくれる人かどうかという物差しでしか相手を見ていないんだよ。それが透けて見えちゃったなと、今回は。

そこそこあった岸田内閣の支持率もがくと下がってきちゃった。昨日だか、おとといの信毎を見れば、うんと落ったね。またここへ来て。本当は岸田さんはいい人なんですよ、あの人は。私も聞いていますけれども、岸田さんをよく知っている人に。うんと優しい、うんといい人だって、あの人は。そんなことも聞いている岸田さんだから、支持率もうんと上がったんですよ、あのときはね。今皆さんどうですか、どんどんどんどん下がりちゃって。私は自民党じゃないけれども、岸田さんがある意味好きで、評価していました、あの人を。いろんなのが出てきたけれども、総理大臣で。岸田さんはいい人だなと。しかも広島出身ですよ。広島には原子爆弾が落とされているんだ。どうなるかね、これからアメリカへ行ってどうたらとあるようですが、こころも岸田さんに頑張っていたきたいと思います。

ちょっと話が横にそれましたが、続けます。皮肉な見方だけでも、政治家が宗教団体に依存する状況をつくっているのは、国民だと言えるよなと。なるほど。政治家が政治団体に頼れば選挙に勝てると思うのは、国民が選挙に行かないからさ。これもいけないんだよ、国民も行かないんだから。有権者が政治に無関心で浮動票が少なければ少ないほど、ここが大事だ。組織票の威力が強まるわけだ。当たり前のことだけどね。政治を悲観するのもいいけど、みんなその辺をよくよく考えてもいいんじゃないかねえかと。こういうことですね、これは。国民に向かって。おまえたちが悪いんだぞと。

恐らく岸田さんとしては、人気取りのつもりでやったんだろうけれども、今回の件はな。9月に日本武道館で安倍さんの国葬をやることに決めたのも、逆に批判的になっちゃった。これもかわいそうだ。政治と宗教の問題も、安倍さんの生前に問題になっておった森友学園や加計学園の問題、桜を見る会の疑惑も片づかないのに、税金からウン十億も拠出してやるって言うんじゃ、それは納得いかない人たちも多いのは当然だよと。ビートたけし。

もちろん、安倍さんが凶弾に倒れたことは、これは悲劇です。とんでもないことですよ、こんなことも。これは絶対に許しちゃいけないと。私も向こうのところでしゃべったときにはそういうことを言いましたよね。弔意を表さなきゃいけない。人の命だ。戦争でああだろうじゃない。そんな低次元じゃない。人間の命なんてものは。誰だって大事だ。ましてや日本人じゃないか。ロシアやウクライナじゃないんだ。当たり前だ。命だ。安倍さんの命の分を考えたら俺も切ない。ただ、ビートたけしさんが言うております。だからといって、そういう情緒的なところで安倍さんの数々の疑惑や問題点をうやむやにして、コロナ禍で税金を投入してまでやるべきかというのは疑問だよと、たけしが言うています。

先ほども述べましたが、戦後の国葬といえば、吉田茂元首相が亡くなったときと昭和天皇が亡くなったときの大喪の礼だけなんだろうと。たけし、私もそうですが、餓鬼だったから、おいらは吉田茂のときのことはあんまり覚えていないよと。これも、たけしと私は同世代ですから、同じことを言うているなと思いました。やっぱり、印象の深いのは昭和天皇が亡くなったときだよと。このときは休日扱いになって、店なんかも臨時休業になって、日本中が喪に服していました。私も議員の立場でありましたから、あのときもいろいろ問題になった。坂城のお祭りどうするだよとか、坂どうするだよとか。みんな、おい天皇陛下が死んだだわ、やめろと。みんな喪に服しましたね、あのときは。やっぱり天皇陛下、私は大好きであります。

だから、今、栗田先生がおっしゃったようなことはなるほどと、それだけなら国葬と言ったって、反対するなんていうのは、日本人としては私は誰もいないと思っています。

また続けますが、そのときは日本中が喪に服していたんだよと、天皇陛下が亡くなったときは。だけど、安倍さんの場合はそういう雰囲気にはならないだろうと。仮にも税金で国を挙げた葬式が行われているのに、一方では居酒屋でどんちゃん騒ぎをしているのもいるはずなんだよ。これなのに国葬と言われても、どうも腑に落ちないよと。どうも政権のパフォーマンスとしか思えないよと、たけしは言うております。

それよりも、今日もそうでしたけれども、異常気象で毎年のように全国各地で大雨や洪水の被害が出ているんだから、本来そっちのほうに金を使うべきなんじゃないかなと。これから世界の温暖化がますます進むだろうし、もうちょっとやばい災害が起きてもおかしくないよと。その辺、岸田政権はきちっと考えるべきで、なんていうことが、これは名前を言うておこなきゃ怒られるか。「週刊ポスト」なんていうところに書いてありました。うまいこと言うなと思って、俺の言うことみんなこれ言われちゃった、たけしに。

この間またちょっと新聞を見ていたら、安倍さんは浄土宗だそうですね。浄土宗の檀徒だそうですね。私も浄土宗なんです。いつか、私もさようならと言ってね、この世を去るといふ、じきに来ると思っています。そんな30年や40年生きっこないんだから、人間なんていうものは、どんなに頑張ったってあと10年、いいところ10年。もうちょっと頑張れば20年いけるか

など。でも、30年後にはここには私はいないわ。じゃあどこへ行っているだいといったら、安倍さんと同じところにいますよ。どっちへ落ちているかわかりませんが。

安倍さんも、賛成、反対どっちの討論も聞いていればあれですが、安倍さんの国葬をやれって言った人たちなんかは、余計に地獄へ落ちているなんて言いっこないや。極楽だ。当然だ。私も一応極楽へ落ちる予定ですから。そのときにはまた安倍さんと、俺は坂城町の議員なんて、議会の端っこのほうにいたような人間だけれども、あんたは国にとって総理大臣なんかやったけれども、死んだ後もにぎやかだったぞと。俺は、本当は浄土宗の信徒だったら家族葬かなんかをやって、小ちんまりと本当に身内だけで父ちゃん頑張った、国を引っ張っていった、だけど死んじゃった。もうらしいになんて言って、みんなでそこで手を合わせて南無阿弥陀仏を言っていただきたいと、こう思いました。

何だか、登論がここでいっぱいあれしましたが、今の玉ちゃん、賛成の反対か、反対の賛成か。そんなところで私の演説は終わりにしますが、よくよく皆さん吟味してくださいよ、これは。もし何かあれでしたら、言論の府ですよ、ここは。ましてや私、町会議員としては、少なくとも自分の後ろに、私は600人ばかりいますけれども、この人たちの代弁をここでしなければいけない、正々堂々と。本来一人一人にここで賛成だ、反対なんてことを言ってもらいたい。でも、言わないような人たちは、やっぱり国葬はやめろというふうに思っているなということ私を私に思いました。こう思ひまして、私の話は以上といたします。ご静聴ありがとうございます。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

可否同数。賛成、反対同数であります。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（小宮山君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（小宮山君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和4年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月31日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、工事請負契約の締結、令和3年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、また、追加でお願いいたしましたびんぐし湯さん館の改修工事に係る変更請負契約の締結、一般会計補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨夜未明から今朝方にかけて台風14号が長野県に最も接近いたしました。当町におきましては、昨日の午前に全課が集まり、本台風に係る対応連絡会議を開催し、情報共有を図るとともに、各課の対応等について協議をいたしました。今回の台風は、降雨よりも強風による被害が想定されたことから、住民の皆さんはじめ、農家の皆さんに対して自宅周辺の点検のほか、果樹の落果や施設の補強などについて、防災行政無線による注意喚起を行ったところであります。

また、昨夜は一部職員が夜通しで役場に待機するとともに、その他職員についてもすぐに登庁できる体制を取る中で、万一の対応に備えたところであります。

また、教育委員会におきましても、子どもたちの安全を第一に考え、小中学校の登校時間を3時間遅らせる対応を取ったところであります。

町内におきましては、これまで農業関係の被害が報告されておりますが、人的な被害をはじめ農業以外の被害につきましては確認されていない状況であります。万一被害が確認された場合には、迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、今月11日、坂城地区の集合住宅でミャンマー国籍の女性が刃物で刺され、運ばれた

病院で翌日死亡するという悲しい事件が発生しました。亡くなった女性は町内の企業に勤務されていたということであり、当町においてお住まいの方の貴い命が奪われたことについて、心からお悔やみを申し上げるところであります。

また、今月27日には安倍元首相の国葬が執り行われます。市町村の対応について、現段階で国や県から具体的な要請や指示は来ていないところではありますが、学校等に対しては、永岡文部科学大臣が、「教育委員会など関係機関に対する弔意表明の協力の要請を行うことはない」とコメントしており、町といたしましても、今後、国や県から特に指示がなければ、特別な対応は行わない方向で進めてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株BA.5系統への置き換えによる新規陽性者数の急激な増加が続いておりましたが、9月に入り、直近1週間の新規陽性者数が前の週から減少していること、また、確保病床使用率が50%を下回り、県内の医療提供体制が危機的な状況乗り越えたことなどから、県が発出していた「医療非常事態宣言」が、9月13日をもって解除となりました。

一方で、減少傾向にあるものの、第6波までの状況と比べて新規陽性者数は依然として多く、医療提供体制への負荷は継続していることから、「医療特別警報」が発出されている状況であります。

町民の皆様には、引き続き、医療への負荷を減らし、暮らしと経済を維持していくために、感染リスクが高い場面や場所をできるだけ避けることや、積極的なワクチン接種の検討などへのご協力をお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、3回目の接種を完了した60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方などを対象として、4回目の接種を実施しておりますが、現在流行しているオミクロン株に対応したワクチンが9月12日に特例承認されたことを受け、国からオミクロン株対応ワクチンの接種の実施について詳細が示されたところであります。

現時点において、接種対象となるのは、初回接種を完了した12歳以上の全ての方で、接種間隔につきましては、前回の接種から5か月以上経過した方とされました。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、ワクチンが配送された場合には、従来型のワクチンと切り替えて接種を実施することとされていることから、当町におきましては、9月30日に文化センター大会議室で予定されている集団接種から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始したいと考えております。

また、接種につきましては、順次対象となる方にお知らせをしてまいります。オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株に対し従来型ワクチンを上回る重症化予防効果があることに加え、感染予防効果・発症予防効果なども期待されるとされておりますので、町民の皆様には

積極的な接種をお願いしたいと思っております。

また、職域接種につきましては、町内事業所に勤務している方を対象に、医療法人光仁会川西医院さんのご協力を得て、これまで3回のワクチン接種を実施してまいりました。現在、厚生労働省においてオミクロン株対応ワクチンを用いた職域接種の実施について検討しているとのことであります。

町といたしましては、引き続きテクノハート坂城協同組合と協力し、町内企業従業員の皆さんのワクチン接種を促進するため、企業の要望もお聞きし、接種の準備を進めてまいりたいと考えております。

町では、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機に伴う物価高騰などの影響を受けた町民生活や地域経済を支えるべく、様々な支援策を実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが減少した町内中小企業者を支援する中小企業者等事業継続支援金事業につきましては、8月末日を期限とし申請を受け付けてまいりました。この間、159件の申請をいただき、支援金4,904万6千円について交付決定を行ったところであります。多くの事業所から申請をいただき、コロナ禍における町内事業所の事業継続と雇用の維持につながったものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰の影響を受けている町民生活を支援し、地域経済の活性化を図ることで、町内事業所の経営安定につながる「さかきのお店応援券事業」と、毎年好評をいただいておりますスタンプラリー消費回復応援事業を10月から実施してまいります。現在、応援券の発送やスタンプラリーの事業所登録などの準備を進めておりますので、大勢の皆さんにご利用、ご参加いただければと思っております。

また、新たな支援策として、運送事業者事業継続支援金事業と農業資材価格等高騰対策事業を実施してまいります。運送事業者につきましては、燃料価格高騰が事業に直接影響し経営に大きな影響が出ております。また、農業者につきましては、燃料の高騰もさることながら、肥料や飼料といった資材の高騰が著しく、営農への影響が懸念されています。両事業を通して、大きな影響を受けている皆様に支援できればと考えております。

さて、開館20周年を迎えましたびんぐし湯さん館の改修工事につきましては、これまで外回りを中心におおむね計画どおりに進んでおり、10月からは、いよいよ館内及び源泉井戸の工事に移るため、湯さん館は10月1日土曜日から休館とさせていただきます。

休館後は、複数の工事が同時進行で進むことから、進捗管理に一層注意し、11月19日に予定しておりますリニューアルオープンに向け工事を行ってまいります。

ご利用いただいている皆様や近隣の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

また、町体育館耐震補強及び大規模改修工事の進捗状況につきましては、現在、煙突及びボ

イラー類の撤去が完了し、トイレの改修に着手したところであります。10月からは屋根の耐震性を高めるため、天井に鉄骨のはり6本を入れる作業に移行し、並行してコンクリートの長寿命化を図るための中性化対策、床下配管やLED照明への更新工事を進め、年明けには床の研磨及び再塗装、ボルダリング施設の設置等を行う予定となっており、来年2月末の竣工を目指し、安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

町体育館につきましては、新型コロナのワクチン接種から長期間ご利用いただけない状況が続いておりますが、改めて町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

さて、今年度の保育園の運動会につきましては、17日土曜日には坂城保育園と南条保育園で、18日日曜日には村上保育園で開催をいたしました。開催にあたりましては、県内の感染警戒レベルが高いこともあり、保護者の皆様のみでの参観とし、人数を制限した上で年齢ごとの入替え制にするなど、感染防止対策を徹底し、保護者の皆様方に子どもたちの頑張る姿をご覧いただくことができました。

さて、上水道事業につきましては、現在、町内のほとんどが長野県企業局の給水区域となっておりますが、将来の人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加など、水道事業の経営環境の悪化が懸念されております。

将来にわたって、住民の皆様に必要な水道料金で安心・安全な水道水を安定的にお届けするための基盤強化などについて、県企業局、上田市、千曲市、長野市とともに検討を重ねており、将来の水道事業や課題について、10月6日、午後7時から役場講堂において住民説明会を開催する予定であります。多くの町民の皆様にご参加いただき、将来を見据えた地域にふさわしい水道事業について、一緒に考えていただく機会になればと思っております。

また、10月22日、23日の両日には、文化センターと武道館を会場に第50回文化祭の開催を予定しております。芸能公演については、密を避けるため、出演団体と関係者のみの入場とし、展示については規模を縮小し、出展数を制限するなど感染拡大防止対策を徹底する中で開催してまいります。

併せて、22日の午後は、文化祭記念コンサートとして「♪ピアノ×写真×アロマ♪五感で楽しむ癒しのコンサート」を開催いたします。信州の四季折々の美しい瞬間をスクリーンでご覧いただき、会場内に広がるアロマの香りに癒やされながら、風景からイメージする曲をピアノで演奏していただきます。こちらは事前に申込みが必要となりますので、あらかじめお申込みの上、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

また、10月30日には、毎回好評をいただいておりますさかきオンラインワインセミナーが開催されます。コロナ禍であっても気軽にご参加いただけるよう、今回も教材用ワインなどをご自宅にお届けし、オンラインで参加いただけるセミナーとなっておりますが、定員に達し次第締切りとなりますので、早めのお申込みをお願いいたします。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。明日21日から30日までの10日間、子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保や夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶等を運動の重点として「秋の全国交通安全運動」が行われます。コロナ禍の中、交通行動の変化を注視しつつ、正しい交通マナーの習慣づけなど、より一層の啓発活動を行い、交通安全に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなります。間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** これにて令和4年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 大日向 進也

坂城町議会議員 玉川 清史

坂城町議会議員 栗田 隆

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 町内企業について</p> <p>イ. 町内企業の状況は</p> <p>ロ. 人材確保と企業PRに向けての状況と取り組みは</p> <p>ハ. 町税について</p> <p>2. 空家問題について</p> <p>イ. 町空家等対策計画について</p>	<p>10番</p> <p>滝 沢 幸 映</p>	<p>町 長</p> <p>住民環境課長</p> <p>商工農林課長</p> <p>収納対策推進幹</p>
2	<p>1. 反社会的団体から町民を守るために</p> <p>イ. 旧統一教会とのかかわりは</p> <p>2. 中学校の部活動の地域移行に向けて</p> <p>イ. 指導者の質・量の保証は</p> <p>ロ. 保護者への負担は</p> <p>ハ. 責任の所在は</p> <p>3. 交通弱者の支援の充実は</p> <p>イ. デマンドタクシーの実証実験の状況は</p>	<p>2番</p> <p>大 森 茂 彦</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>総 務 課 長</p> <p>建 設 課 長</p> <p>教育文化課長</p>
3	<p>1. 有害鳥獣対策について</p> <p>イ. 野生動物の出没状況について</p> <p>ロ. 野生動物被害を防ぐ取り組みについて</p> <p>2. マイナンバーカードについて</p> <p>イ. マイナンバーカードの交付状況は</p> <p>ロ. 交付率を上げるための取り組みは</p>	<p>4番</p> <p>祢 津 明 子</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>住民環境課長</p> <p>商工農林課長</p>
4	<p>1. 町の文化財対策は</p> <p>イ. 江戸時代の古文書は</p> <p>ロ. 明治・大正時代の文書は</p> <p>ハ. 昭和時代の文書は</p> <p>ニ. 古文書の全町戸籍作成を</p> <p>2. 役場移転計画を</p> <p>イ. 防災ハザードマップを踏まえて</p>	<p>14番</p> <p>中 嶋 登</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 農業振興について イ. 農業振興地域（以後「農振」）見直しについて ロ. 農業従事者確保への施策について 2. 教育について イ. 「読解力」向上にむけて ロ. 英語能力について 3. 寄付募集に関する条例について イ. 当条例の廃止を含めた見直しについて	8 番 栗田 隆	町 長 教 育 長 商工農林課長
6	1. 産前産後の支援について イ. 産後ケア事業について ロ. 産前産後ヘルパー派遣事業について 2. 命を守る対策について イ. 災害時のトイレ確保について ロ. 公共施設のトイレについて	11 番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 建 設 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長 子 ども 支 援 室 長
7	1. 農業の活性化に向けた施策について イ. 坂城町の農業の現状について ロ. 将来に向けた農業の施策をどう考えるか	9 番 朝倉 国勝	町 長 商工農林課長
8	1. コロナ感染症への対策について イ. 保健センターの体制について ロ. 休業した職員への保障について 2. コロナ融資・貸付について イ. コロナ融資・貸付の返済について 3. 消費税とインボイス制度について イ. 消費税とインボイス制度の周知を ロ. 町はインボイス事業者登録をするのか	7 番 玉川 清史	町 長 総 務 課 長 福 祉 健 康 課 長 収 納 対 策 推 進 幹
9	1. コロナワクチン接種と感染状況について イ. ワクチン接種状況 ロ. 坂城町のコロナ感染者数と年代別の感染割合 ハ. 簡易抗原検査キットの配布について ニ. オミクロン株対応ワクチン接種について 2. 町総合防災訓練と自主防災会の強化 イ. 町総合防災訓練について ロ. 企業との連携について ハ. 町地域防災計画について ニ. 自主防災会の強化について	6 番 大日向進也	町 長 住 民 環 境 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 脱炭素（ゼロカーボン）について イ. 脱炭素への取り組み ロ. 脱炭素への対策 ハ. 目指す目標	13番 塩野入 猛	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 教育文化課長
11	1. 性の多様性について イ. 性的マイノリティへの理解をより深めるために 2. 非核平和の町宣言について イ. 宣言制定の経緯について ロ. 平和学習の取り組みの現状と今後について	3 番 山城 峻 一	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 教育文化課長

## 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が収束にいたっていないなか、引き続き、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな自治体では十分な教育条件の整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

国の施策として、教職員の定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。そのためにも豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり、下記の措置が講じられるよう強く要望する。

### 記

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 9月 日

衆議院議長 細 田 博 之 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

総 務 大 臣 寺 田 稔 殿

文部科学大臣 永 岡 桂 子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

## さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

法改正により、令和3年度からの5年計画で小学校では段階的に35人学級が実現されることになった。全学年での実施は40年ぶりであり、少人数学級推進に向けて前進したが、35人学級では不十分である。また、中学校は依然として40人学級である。

「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保や行き届いた学習支援、安心・安全な学校生活を送るうえでもさらなる少人数学級を推進する必要がある。

学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。加えて、新学習指導要領や多様な学びへの対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員の引き下げが必要である。

よって、国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 9月 日

衆議院議長 細 田 博 之 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

総 務 大 臣 寺 田 稔 殿

文部科学大臣 永 岡 桂 子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

## 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書

政府は7月22日、参議院議員選挙での街頭演説中に銃撃され死亡した故安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定した。

そもそも、「国葬」は、1926年、明治憲法下において、天皇の勅令として「国葬令」が公布されたことにより行われたものである。しかし戦後、現憲法が施行された1947年12月31日をもって「国葬令」は失効しており、現在、国葬に関する法律はない。

岸田首相は、故安倍元首相の葬儀を「国葬」とする理由として、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、国会における審議を経ないで「国葬」の費用を国費で賄うことは、財政民主主義を定めた憲法に反することになる。故安倍元首相については、森友学園や加計学園、桜を見る会などの疑惑、公文書の改ざん・隠ぺいなど、行政の私物化、国会軽視、官僚統制の在り方などに厳しい批判が向けられている。このように故安倍元首相の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、旧統一教会との癒着も解明されていない。

故安倍元首相への評価は、主権者である国民一人一人が自らの意思で判断すべきことであり、「国葬」を行うことは、政府による「評価」を広く一般国民に強いることにもなりかねない。NHKをはじめ報道各社の世論調査では、「国葬反対」の声が賛成を大きく上回っており、「国葬」の期日が近づくにつれ、日に日に反対の声が高まっている。

以上の理由により、故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

### 記

#### 1 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 9月 日

衆議院議長 細田博之 殿

参議院議長 尾辻秀久 殿

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦